

令和 4 年

12月熊取町議会定例会会議録

令和 4 年 12 月 7 日開会

令和 4 年 12 月 20 日閉会

熊 取 町 議 会

令和4年12月定例会会議録目次

(12月7日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	2
行政報告	3
1. 報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告について	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
一般質問	5
1. 矢野正憲議員	5
1) 不登校の対応について	
①熊取町の不登校児童生徒数の小・中学校の推移（資料提出：過去5年分） や、不登校の要因・背景について	
②相談体制や支援ニーズの把握について	
(1)取組みと効果について	
(2)スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもセンター の支援員の相談数の推移（資料提出：過去5年分）や浮き上がった支援 ニーズについて	
③不登校児童生徒の居場所づくりについて	
④フリースクール等民間団体との連携について	
⑤家庭教育支援への考えや取組みについて	
2. 田中豊一議員	17
1) 人口増加を図る施策について（明石市の子育て支援参考）	
①保育料の第二子以降の無料化	
②オムツ満1歳まで無償配布（宅配と保健師訪問も）	
③中学生の給食費の無償化を想定した場合の必要経費について（資料提出）	
2) 道路混雑対策について	
①南海ニュータウンの交差点から岸和田南海線交差点までの区間の4車線化 の先行工事について	
②大阪府に代わり、熊取町が立替施工等の手法で工事が出来ないかについて	
③岸和田南海線の事業進捗を大阪府・熊取町の協働で早められないかについ て	
3) スポーツ施設の整備・改修について	
①ひまわりドームの非構造部材・照明のLED化・冷暖房設備改修、シャワ ー設備の改修について	
②小中学校の体育館のエアコン整備について	
③t o t o整備助成金を活用した、町民グラウンドの夜間照明、芝生整備や平 成30年にスポーツ関連3団体から行われた改修要望への対応について	
3. 鱧谷陽子議員	28
1) 不登校の児童・生徒について	
①熊取町の児童・生徒の不登校の現状について	

②コロナ禍で、交友関係が築けないなどの児童・生徒の様子について	
③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した体制について	
④教育支援センター等、民間施設などとの情報交換、連携の実情について	
⑤競争的な教育により、不登校の児童・生徒が増えていないか、テストが多 くないかについて	
2) ハザードマップについて	
①ハザードマップを生かす必要性について	
②防災、ハザードマップについての説明会や話し合いの場について	
4. 渡辺豊子議員	38
1) 男性用トイレへのサンタリーボックス設置について	
①本町公共施設の男性トイレへのサンタリーボックス設置状況について	
②設置についての考えについて	
2) 切れ目のない子育て支援について	
①今年度から実施している産前産後ヘルパー派遣事業の取り組み状況につい て	
②国の総合経済対策として創設される、伴走型相談支援と経済的支援を一体 的に実施する事業への取り組みについて	
3) 奨学金返還支援制度の導入について	
①本町での導入について	
4) 産業振興ビジョンについて	
①創業支援事業の取り組み状況について	
②サテライトオフィス整備事業について	
5. 文野慎治議員	50
1) 令和5年度予算編成へ向けての基本的な考え方について	
①新年度の歳入面での見通しについて	
②新年度の歳出面での考え方について	
③予算要求について、各課への指示内容について	
④新年度予算に特化した施策の予算化について	
2) 防災対策について	
①10月23日「大規模総合防災訓練」の概要と成果について	
②今回の訓練で露見した問題点と今後の課題について	
6. 河合弘樹議員	59
1) 防災について	
①総合防災訓練の成果と今後の課題について	
②自主防災訓練の状況について	
2) 地域活性化について	
①文化庁から発表されている来年度の地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事 業の募集案内への対応について	
 (12月8日)	
出席議員	67
議事日程	67
一般質問(続き)	68
1. 大林隆昭議員	68

- 1) 和田山ブルーベリーについて
 - ①これまでの実績と今後の収穫量、販売量について（資料提出）
 - ②「くまとりやもん」などで必要となるブルーベリーの数量について
 - ③農業従事者や新規就農者へのブルーベリー栽培、収穫の委託について
 - ④これからのブルーベリー事業の展望について
- 2) 熊取町地域振興券について
 - ①現在の使用状況について
 - ②地域振興券のデジタル化について
2. 江川慶子議員 77
 - 1) 介護保険について
 - ①高くなる保険料について
 - ②地域支援事業の現状と課題について
 - ③ケア従事者への支援について
 - 2) 新型コロナ対策と物価高騰に対する生活支援について
 - ①住民に対する支援について
 - 3) 国民健康保険料について
 - ①来年度の国民健康保険料の状況とこどもの均等割の減免について
 - 4) 女子トイレへの生理用品の配置について
 - ①小中学校の生理用ナプキンの配置の進捗状況について
3. 田中圭介議員 87
 - 1) ふるさと納税について
 - ①納税者が選択出来る使用用途の種類について
 - ②1番多く選択されている用途について
 - ③種類別の基金残高について
 - 2) 都市公園について
 - ①インクルーシブ公園・遊具等の設置検討の状況について
 - ②赤ちゃんや幼児が遊べる遊具の設置数や今後の増設予定について
 - ③公園の防災機能としてのかまどベンチ・スツール、移動可能な循環型ユニットトイレの設置について
 - 3) 公式SNSについて
 - ①公式インスタへの反響や意見について
 - ②編集・掲載している若手職員の負担について
 - ③全職員の名刺裏へのSNSのQRコード印刷について
 - 4) 庁舎内について
 - ①通話内容録音の導入について
 - ②男子トイレへの尿漏れパッド等廃棄BOXの設置について
4. 坂上昌史議員 99
 - 1) 熊取町第4次情報化推進計画について
 - ①第5章1-1「行政オンライン手続きの充実」の進捗と住民の利用率について
 - ②第5章1-2「情報提供の充実」の進捗について
 - ③第5章2-2「システムの新規導入と有効活用」の進捗について
5. 坂上巳生男議員 103
 - 1) 第4次行財政構造改革プラン及びアクションプログラム（骨子）について
 - ①「基金繰り入れに依存しない」ことの意義について

②「基金の活用」について	
③危機管理や住民サービスの観点からの必要な職員数の確保について	
④町立保育所民営化は検討課題から外すべきではないかについて	
2) 「勝手橋」の実態と対策について	
①本町における「勝手橋」の実態について	
②大阪府との連携した対策について	
提案理由説明	
議案第66号 手数料条例の一部を改正する条例	113
質 疑	113
総務文教常任委員会付託	113
提案理由説明	
議案第67号 個人情報保護に関する法律施行条例	113
質 疑	116
総務文教常任委員会付託	117
提案理由説明	
議案第68号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例、議案第69号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例、議案第70号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例、以上3件一括付議	117
質 疑	119
総務文教常任委員会付託	120
提案理由説明	
議案第71号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第72号 職員の降給に関する条例、以上2件一括付議	120
質 疑	125
総務文教常任委員会付託	125
提案理由説明	
議案第73号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例	126
質 疑	126
総務文教常任委員会付託	126
提案理由説明	
議案第74号 熊取町第4次行財政構造改革プランの策定について	126
質 疑	129
総務文教常任委員会付託	129
提案理由説明	
議案第75号 空調機器の購入について	129
質 疑	129
総務文教常任委員会付託	129
提案理由説明	
議案第76号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第10号)	130
質 疑	133
総務文教常任委員会付託	133
提案理由説明	
議案第77号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第78号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第79号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)、以上3件一括付議	133

質 疑	136
事業厚生常任委員会付託	136
提案理由説明	
議案第80号 令和4年度熊取町下水道事業会計補正予算(第1号)	136
質 疑	137
事業厚生常任委員会付託	137
(12月20日)	
出席議員	139
議事日程	139
委員会報告	140
議会運営委員会報告	140
議案第66号 手数料条例の一部を改正する条例、議案第67号 個人情報保護に関する法律施行条例、議案第68号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例、議案第69号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例、議案第70号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例、議案第71号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第72号 職員の降給に関する条例、議案第73号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例、議案第74号 熊取町第4次行財政構造改革プランの策定について、議案第75号 空調機器の購入について、議案第76号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第10号)、以上11件一括付議	140
総務文教常任委員会委員長報告	141
質 疑	141
討 論	141
採 決	141
議案第77号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第78号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第79号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第80号 令和4年度熊取町下水道事業会計補正予算(第1号)、以上4件一括付議	145
事業厚生常任委員会委員長報告	145
質 疑	145
採 決	145
提案理由説明	
議案第81号 町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	146
質 疑	147
採 決	147
提案理由説明	
議案第82号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第11号)	147
質 疑	149
採 決	151
提案理由説明	
議員提出議案第10号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書、議員提出議案第11号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書、以上2件一括付議	151
質 疑	153
採 決	153

議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	153
議会改革検討特別委員会の審議結果及び経過の報告	154

12 月熊取町議会定例会（第 1 号）

令和4年12月定例会会議録（第1号）

月 日 令和4年12月7日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 豊一	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 文野 慎治	6番 鱧谷 陽子
7番 田中 圭介	8番 河合 弘樹	9番 矢野 正憲
10番 渡辺 豊子	11番 二見 裕子	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総合政策部統括理事	明松 大介
総合政策部理事	野津 恵	総 務 部 長	藤原 伸彦
住 民 部 長	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	下中 昭三
健康福祉部長	山本 雅隆	健康福祉部理事	松浪 敬一
都市整備部長	田中 耕二	都市整備部理事	白川 文昭
都市整備部理事	濱田 隆之	都市整備部理事	永橋 広幸
会計管理者兼会計課長	中谷ゆかり	教 育 次 長	阪上 敦司
教育委員会事務局理事	林 栄津子	教育委員会事務局理事	原田 哲哉

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	林 利秀	書	記	道端 秀明
-------------	------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第66号 手数料条例の一部を改正する条例
議案第67号 個人情報保護に関する法律施行条例
議案第68号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第69号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第70号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例
議案第71号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
議案第72号 職員の降給に関する条例
議案第73号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
議案第74号 熊取町第4次行財政構造改革プランの策定について
議案第75号 空調機器の購入について
議案第76号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第10号）
議案第77号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第78号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第79号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第80号 令和4年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。令和4年12月熊取町議会定例会の開会に当たり、一

言ご挨拶を申し上げます。

本定例会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公平を基本に、十分意を尽くされまうしてご審議をいただき、併せて、議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年12月熊取町議会定例会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

議長(二見裕子君) なお、発言される方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、換気のため一部の窓を開けておりますのでご了承ください。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。林議会事務局長。

議会事務局長(林 利秀君) それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

例月出納検査につきましては、令和4年第1回臨時会に報告をいたしました以降、11月11日から18日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和4年10月末現在における各会計の現金預金残高を申し上げます。

一 般 会 計	8億2,009万1,400円
国民健康保険事業特別会計	2億6,391万1,514円
介護保険特別会計	7,334万1,658円
墓地事業特別会計	1,064万2,737円
後期高齢者医療特別会計	5,095万1,588円
下水道事業会計	2億 72万1,493円
歳入歳出外現金	2,814万5,797円

となっております。

以上で報告を終わります。

議長(二見裕子君) 以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 皆さん、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和4年12月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

師走に入り、何かと気ぜわしい時節となりましたが、煉瓦館と熊取駅前の夢広場では12月25日までイルミネーションが飾られ、幻想的な雰囲気にも包まれております。また、熊取駅西交通広場が完成し、12月10日の午後1時より供用開始となります。これまでの東側と併せ、本町の玄関口にふさわしい駅周辺のさらなるにぎわい創出を目指し、鋭意取り組んでまいります。

さて、議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、条例の一部改正等につきましては手数料条例の一部を改正する条例ほか7件、そのほか、第4次行財政構造改革プランの策定について並びに空調機器の購入についてでございます。また、補正予算につきましては、令和4年度熊取町一般会計補正予算(第10号)ほか4件をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます、

簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（二見裕子君）次に、行政報告を行います。

報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。白川都市整備部理事、都市整備部理事（白川文昭君）それでは、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告についてご報告させていただきます。

報告第1号をお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分日は令和4年11月25日でございます。

内容につきまして、1、事故の発生日時ですが、令和4年7月29日午後1時20分頃でございます。

2、場所は、熊取町久保5丁目3番地先の町道でございます。

3、相手方につきましては、報告書に記載のとおりでございます。

4、事故の概要でございますが、町が管理する町道を相手方がバイクにて走行中、道路舗装と道路側溝との段差に接触後、バランスを崩して転倒し受傷させたものでございます。

5、損害賠償額につきましては15万7,002円で、骨折等の治療費となっております。

なお、損害賠償金は全額、全国町村会総合賠償補償保険の適用を受けるものでございます。

今回の事故につきましては、過年度からの継続事業である町道久保高田線歩道拡幅工事箇所において、昨年度施工の見出川側に道路を拡幅し段差注意の注意喚起看板を設置した上で交通開放していた区間において発生したものでございます。相手方につきましては、町道久保高田線をひまわりドーム側から高田側に向かって原付バイクで走行中、路肩部の舗装路面と道路側溝との段差に前輪が接触したことによりバランスを崩して転倒し、左足首剥離骨折及び右肋骨を骨折したものでございます。

事故後におきましては、舗装路面と道路側溝との段差をアスファルトで擦りつけ、段差をなくすとともに、路肩部の道路側溝上にカラーコーンを設置し、路肩際の走行防止を図ったところでございます。

今後におきましても、第三者災害防止に努めるとともに適切な現場管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告についての報告を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）ただいまの行政報告に対し、質疑があれば承ります。質疑はありますか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）高田の拡幅工事のところ、そういうところで転倒されたというご説明があったんですけども、けがはもう完治されたのかと、そしてそのときというのは、そこはガードマンとかが一応道路の案内とかをやっておられないのかという、その事故ったというか、転倒されたときの状況とか、もう少し教えていただけたらなというふうに思います。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）相手方につきましては、入院後、通院治療を行いまして、もう完治されてございます。そういう形で示談をさせていただいたということでのご報告です。

それと、あとガードマンにつきましては、工事区間、皆さんご存じのとおりひまわりドーム前交差点からひまわりドーム南交差点、つばさが丘の交差点までの約320メートルの間の道路拡幅事業でございますが、今年度発注箇所につきましては全線の区間なんですけれども、この事故当時につきましてはひまわりドーム前交差点付近で作業をしている、そこで交通規制はしておりましたが、事故がつばさが丘の南交差点側のほうで起きまして、そちらについてはガードマンをつけての規制ではなくて看板だけで規制をしていたと。工事区域内ではなかったと、その時点で。ということで、

看板規制だけで通行注意というところで工事をしておったところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。まだちょっと拡幅工事は続いておりますので、そういった事故が今後起きないように、また十分な注意とそういうところの心遣いというんですか、そういうところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（二見裕子君） ほかに質疑はありますか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） この損害賠償に関する質疑ではないんですが、この報告を受けてちょっとここ最近気になった箇所がございまして、お知らせしておいたほうがいいのかという、この機会に。

先ほども駅西の整備が完了して間もなく開通という予定であることが報告されましたが、駅西の新たに整備する道路ではなく、あれは町道でしたか、現在既に人々が通っているJRに並行した道路がございまして、あの道路の一部が、以前取り壊したマンション、住宅の新たな代替施設というんですか、新たなマンション建設が行われている区域のすぐそばのその道路が、マンション建設の整備工事の関係か、その道路がすごく傷んでいるんです。それについて町のほうは把握しておられるかどうかということをお聞きしたいんですが。

議長（二見裕子君） 白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君） 議員おっしゃっていただいているのは町道野添線というところで既存の道路なんですけれども、今、あちらにつきましても駅西交通広場の整備に伴いまして電線の地中化工事を行っております、その部分だけですけれども。その関係で道路を掘って、今暫定で舗装復旧をしておるんですけれども、もう今週中に、夜間工事になるんですけれども舗装本復旧を行い、安全な状態で対応させていただくという予定となっております。

以上です。

議長（二見裕子君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

議長（二見裕子君） それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席8番 河合議員、議席9番 矢野議員、以上2名の方を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

議長（二見裕子君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君） それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る12月1日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和4年12月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日12月7日から12月20日までの14日間といたします。

次に、本会議の日程であります。本日12月7日、8日、12日及び20日の4日間といたします。

次に、常任委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を12月16日に、事業厚生常任委員会を12月14日に開催していただきます。

また、第2回目の議会運営委員会を12月14日に、議会改革検討特別委員会につきましても同じく12月14日に、議員全員協議会につきましても12月16日にそれぞれ開催いたします。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長（二見裕子君）ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日12月7日から12月20日までの14日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、12月7日から12月20日までの14日間と決定いたしました。

議長（二見裕子君）次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、矢野議員。

9番（矢野正憲君）どうも、改めましておはようございます。12月定例会の一般質問のトップバッターを務めさせていただきます矢野正憲でございます。

今回は、不登校の本町の対応について質問をさせていただきます。

2021年度の文部科学省の調査では、新型コロナウイルスの長期化で小・中学校で不登校だった児童・生徒は24万4,940人で過去最多で、初めて20万人を超えたというふうなことになってございます。増加は9年連続で、前年度に比べ25%もの増加率で、深刻な実態を重く受け止める必要がある、このように考えてございます。

1番目として、実態把握として熊取町の不登校児童・生徒数の小・中学校の推移はどうなっているのか、過去5年分のデータをお示しください。併せて不登校の要因、背景はどういったものがあるのか、質問をさせていただきます。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）それでは、矢野議員の不登校の対応についてのご質問の1つ目、熊取町の不登校児童・生徒数の推移、不登校の要因や背景についてお答えいたします。

お手元に小・中学校の不登校についての資料を配付させていただきました。この資料に記載する内容に関し、若干ご説明いたします。

過去5年間の小・中学校別の不登校者数、スクールカウンセラーの相談件数、スクールソーシャルワーカーの相談件数、教育・子どもセンターで行っている心理士による相談件数となっております。

町立小・中学校における不登校児童・生徒数は、資料のとおり平成29年度は36名、平成30年度は31名、令和元年度は41名、令和2年度は37名、令和3年度は48名になっており、各年度によって増減はありますが、令和3年度が過去5年間の最多となっております。不登校の要因や背景については、本人の不安や人間関係、家庭環境に起因すること、生活リズムの乱れなど複雑多様化しております。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）ありがとうございます。

答弁資料を作成していただきましてありがとうございました。これを見たときに、小学校で5つあるものですから大体1つの小学校に1人おられるかおられないかというふうな形になっていて、令和3年度が13名だから3名以内というような状況になっていますよね。小学校はこういうふうな人数なんで、24万人超えたと全国的には言われている中で熊取町としたらこんなものなのかなというふうなことはちょっと感じたところであります。

中学校が昨年度35名、3校あるから大体12名前後の不登校生がおられるというふうな形なんですよね。これもさっきと同じような感想を持ったんです。そんなにたくさんおるんじゃないなというふうな感じは受けたんですが、不登校の定義ですよね。その不登校の定義というのをちょっと教え

ていただけませんか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）国の定義になりますけれども、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間に連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものということになっておりますので、何らか理由があつて年間30日以上欠席した子どもたちを不登校というふうに定義されております。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）分かりました。つまり不登校というのは、年間の欠席数が30日以上と以下という形で分かれるんですよね。30日以上欠席があつたら不登校という形になるわけですよね。今ここを見ているのは不登校の児童数なんで、30日以上欠席の数ですよね。例えば欠席が29日であるとか28日であるとか、あと数日で30日を満たすというようなその辺の数字とか統計というのは、もうやっぱり把握はされているんですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）今、私の手元にはそういった資料のほう、何人ということをお伝えすることはできないんですけども、ただ、月々学校のほうから、子どもたちの例えばちょっと気になる子どもの欠席の状況等は聞いておりますので、その状況については教育委員会のほうは把握していると。当然、そこについてどのような支援を学校はしているかということも聞いておりますので、その支援が十分でないときはうちから指導すると、学校のほうに助言をするというような形を取っておりますので、不登校でなくても、やはりその可能性がある子どもについても丁寧に対応しているところではあります。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）この答弁資料を基に後から聞かないといけませんけれども、スクールカウンセラーの相談件数であるとかソーシャルワーカーの相談件数なんていうたら1桁間違っているん違うかというぐらいの件数ですよね。令和3年度で4万227件ですか。これを考えると、やはり不登校だけじゃなくて、30日未満の通えないような欠席されているような児童・生徒というのめかなりおるのかなというふうに感じているんです。でないと、相談件数と不登校の児童数というのがあまりにもアンバランス過ぎるのかなというふうなことも感じているところなんですけど、例えば25日から29日の欠席の数がどれぐらいでとか、20日から24日間の欠席の数がどれぐらいかというのは、後でお知らせをいただいたらいいと思いますけれども、それなりの数はやっぱりおられるんですか。その辺はどうなんですかね。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）申し訳ないです。正確な数字を今持ち合わせていないので、もう推測の話になるんですけども、恐らくさっき言ってくださったスクールソーシャルワーカーの相談件数なんか非常に増えております。ただ、スクールソーシャルワーカーについては、不登校気味の子もだけじゃなくて、いろんな面で人間関係が苦手な子どもであったり、ちょっと勉強が分からなくて教室に入るのしんどいわという子どものサポートもしておりますので、それを含めた相談件数となります。

当然、保護者にアプローチすることはありますので、それも相談件数の1個になってきますので、なかなかこれだけ見て不登校予備軍の子が増えているかどうかというところは分かりにくいところはあるんですけど、ただ、そここのところは、国のやはり不登校の数の状況を見ていって、うちとしてもそこは気をつけていかなあかんとこではあるのかなと。議員おっしゃるとおり、やっぱりそここのところは丁寧にやっていく必要があるなというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9 番（矢野正憲君） 1 年間に、僕が小学生や中学生のとき学校を欠席したというのは、例えば 1 日、2 日とかというふうな形なのかなというのは、僕も皆さんもそれぞれそういうふうな感覚なんだろうかなとは思いますが、それが 2 桁とかになっていったら、そういうふうな予備軍という表現がいいのかどうか分かりませんが、やはりちょっとそういうふうな SOS を出しているようなところになってくるのかなというふうに思うんです。その辺については、先ほど答弁があったように不登校の生徒や児童と同じような丁寧な形でやっているというふうな、そういった答弁でしたよね。それはもう間違いはないですよ。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 当然、不登校の数に入っているから、入っていないからではなくて、やはり学校に来られないというところ、何らか不安であったりとか心配事があるという捉えですので、当然、学校側はそのところを本人へのアプローチ、保護者へのアプローチ、何に悩んでいるのかというようなところはアプローチさせていただいているし、それが学校の役割でもあるん違うかなというふうに思っているところですので、逐一全てのケースを教育委員会が把握しているわけではないですが、当然そんな気持ちで学校のほうが対応しているというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9 番（矢野正憲君） あともう一つ、これいろいろ作るに当たって資料等も提出しましたが、今、少子化ですよ。少子化の割には 9 年連続そういうふうな不登校生の児童・生徒数が増えてきているわけですよ。我々のときは小学校が 5 クラスあって中学校が 8 クラスあってというふうなところであったんですけども、児童数や生徒数というのは昔のほうが多かったわけですよ。今のほうが少子化で児童数は少ない、生徒数は少ないわけですよ。にもかかわらずこういった形で増えているというのは、どういうふうな原因であったりとかどういうふうな分析をされているのかなと思うんですが、その辺はどうなんですかね。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 先ほど答弁の中でも述べさせていただいたとおり、要因、背景についてはなかなかそれぞれ複雑多様化しているというところはあるんですが、国の報告書を見ても、自分が登校、行きにくいきっかけになったときに相談できなかつた、4 割の子が相談できなかったというふうなところが書かれております。やはり人とつながる力、困っていることを困っていると言える力、あるいはそれを受け入れる周りの力というところが、もしかしたら以前に比べて弱くなっている部分があるのかなというふうに感じているところがありますので、やはり伝える力、それを受け止める力というのを子どもだけじゃなくて大人も力をつけていくことが必要なのかなと。学校でいうと、子どもたちにもそんな力をつけるけれども、先生方にも、また保護者の方にも併せてそんなふうな意識を持っていただく必要があるのかなというふうに思っています。

以上です。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9 番（矢野正憲君） 僕が感じたことです。僕が感じたことは、やはりクラスの数がもう全く違いますよね。小学校、僕の場合は 5 クラスで中学校 8 クラスで、今はもう 2 クラスとかが平均でしょう。少ないところであったら 1 クラス、多いところでも 3 クラスですかね。というふうな形で、やっぱり人間の関係ですから馬が合う、馬が合わないとか悪口をよく言われるとかというふうなことがやっぱりこういうふうな不登校の原因の要因になっているわけですよ。

僕らのときは、5 クラスや 8 クラスあればクラス分けのときに離れたりとかというふうなこともあったりで、もう学校へ行っても顔を見るような機会が少なくなったりとかというふうなことはあったと思うんですよ。だけど今現在は平均で大体 2 クラスですかね。1 クラスか 2 クラス、3 ク

ラスですよ。4クラスもあるんですか。になると、なかなか苦手な友達と別れるというふうなこともしんどかったりするのかな。一度つまずいたら、それがもう小学校だったら6年間、中学校だったら3年間になってしまって、やっぱりしんどくなって、もう不登校とか学校に行かないような状況になっているのかな、そういう素地があるのかなというふうなことはちょっと思っているんですが、その辺についてはどうですかね。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）具体的にその要因というのは、なかなか私のほうからこれがということはお伝えすることはできへんねんけれど、恐らく議員おっしゃるとおり、そういったことも一因としてあるのではないかなというふうなことは思っています。

ただ、やはり子どもが好ましい人間関係をつくっていけるために、あるいはつまずいたときにサポートできるように、本当に熊取町ではスクールソーシャルワーカーというところ、なかなか他市町村あるいは他府県では時間のほうが決まって短い時間の配置になっていますが、熊取町では子どもがいてる間、ほぼ毎日スクールソーシャルワーカーもいてくださって、担任だけじゃなくてプラスアルファの大人の目があるというところで、つまずきに対して丁寧に対応できるというふうなところは今現在進められているところではあるので、子どもの数の少ない中でどうしていくか、困ったときに困ったと言うたら誰か助けてくれて何とかなるんだというふうに子どもたちが小・中学校時代に経験してくれたら、社会に出たときに何か困ったときに自分でやっぱり発信しようという、そんなふうな力につながっていくのではないかなというふうに思っています。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）分かりました。答弁、言うていることはよく分かります。

ただ、例えばある市であれば、やはり1クラスしかないような過疎地の小学校とか中学校に今やったら校区が違っても行けるような、そういった特認校的な扱いをしているようなところも出てきていますよね。今回、これ質問の通告には入っていませんが、熊取町も行く行くはそういうふうなことも考えないといけないような状況にもなってくるのかなと思うんですが、もう1クラスしかないようなところですよ。その辺はこれからどうするよなことというのは、やっぱり議論はされているんですかね。もう全く手つかずですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）当然、町教委事務局においても子どもたちの数の推移等は見ながら、今、小学校5校、中学3校ありますけれども、この形でいいのかどうかということはずっと検討はしております。ですので、議員おっしゃられた特例校みたいなところについても、やはり検討していかざるを得ない状況にもなっていくということも想定はされるのかなというふうに思っておりますけれども、教委内でも協議はしているところではあります。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）通告になかった質問で申し訳なかったんですが、そういうふうな問題も課題もやはり横たわっているというふうなことですよ。その辺はしっかりとやはりやってほしいなというふうに感じておりますので、よろしくをお願いします。

それから、不登校の要因、背景というのは複雑で多様化していて多岐にわたるというふうなことですよ。今回ぼんと増えたというのは、やはり新型コロナウイルスの影響であったというふうなことですよ。その辺は間違いないんですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）新型コロナウイルス感染症については、何らかの影響があったかなというふうに思っておりますが、それが直接的な要因になったかどうかというのは、なかなか断定しにくい状況ではあるのかなと思っています。ただ、やはりこの2年間については、熱があっ

たりしんどい場合は極力休んでくださいねというようなどころをお伝えしておりましたので、休むことへのハードルはきっと下がったというところは、それはどの子にとってもそうですが、あるの、何らかの影響はやっぱり否定できへんというふうに思っているところです。

以上です。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） 分かりました。熱を持っておったら、要はクラスターにならんようにもう学校休みなさいよというような指導もあったというふうなことですよ。そういったことで休むことについてのハードルが下がったというような認識ですね。なるほど、分かりました。了解しました。

次の質問なんですが、不登校の児童・生徒と保護者が孤立や不安を持つことがないように相談体制というのは熊取町として整えておりますが、熊取町の取組と効果ですね。この辺は上がっているのかどうか、この質問をさせていただきます。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） それでは、2つ目のご質問、相談体制や支援ニーズの把握についての1つ目、町の取組と効果についてご答弁申し上げます。

現在、本町における相談体制につきましては、各学校にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置するとともに、教育・子どもセンターにおいて心理士による相談業務を行っています。具体的には、家庭訪問や教育相談を実施し、児童・生徒やその保護者の状況の把握や支援を行っております。児童・生徒や保護者が専門家とつながることで、心のよりどころとなっています。中には、不登校状態から別室や放課後登校、通常登校ができるようになったケースもあります。

以上です。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） 分かりました。

先生にスクールカウンセラーの相談件数とスクールソーシャルワーカーの相談件数、それから児童相談事業の相談件数という形で作っていただいておりますけれども、令和3年度でスクールカウンセラーの相談件数が1,000件を超えているんですよ。1,121件で、スクールソーシャルワーカーの相談件数がさっき言いました4万227件ですか。児童相談というのが597件ですけども、これ先生、それぞれスクールカウンセラー何名とか、スクールソーシャルワーカー何名、どれぐらいの業務量になっているんですか。1,121件でもそれなりに多いのかなというふうに思っているんですが、これはスクールカウンセラーは何名でこの相談を受けているんですか。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） スクールカウンセラーにつきましては、府の事業で府のほうから配置いただいております。基本的には中学校3校にそれぞれ1名ずつ配置されております。ただ、中学校配置のスクールカウンセラーについても、年間30回程度小学校のほうにも派遣されたりしております。

相談件数につきましては、例えば同じ子どもが3回相談して、そこに保護者の方もいらっしゃったらそれを6回というふうに計算するというふうになっておりますので、1つのことの相談でも3回相談したら、そこに2人それぞれおったら6回というような計算の仕方になっております。

スクールカウンセラーの勤務時間については、頻度については大体週1回程度、子どもがいる時間帯に勤務ということになっておりますので、当然それぞれの相談ということもありますし、教室に行って子どもたちの様子を見ていただいたりというようなこともしていただいております。

以上です。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） スクールカウンセラーについては、中学校3校に1人ずつおられて、小学校の5つには大体年間30回ぐらいこのカウンセラーが行かれると。週に1回なんですか。その各校に来られるカウンセラーというのはもう週に1回ということですか。さっき言われた1,121件ですよ。お

子さんとお父さんとお母さんに相談を受けたらこれが3カウントになって、それが2回や3回になったら掛けるそれだけの回数ということなんですよね。実数というのはどれぐらいになるんですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）実人数につきましては、スクールカウンセラーの令和3年度につきましては390名ということになります。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）それは、お子さんが、390名の児童・生徒がスクールカウンセラーに相談した数ですよ。390名なんです。カウンセラー1人当たり、そしたら130名ぐらいの相談を受けるわけでしょう。これって業務量でいうたら普通なんですか。多くはないんですか。どんなものなんですかね。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）特にうちで把握している分は、例えば週1回では不足なくとも少し配置が欲しいんやというようなところは、特に学校から聞いていない状況です。ただ、府の事業になりますので、やはり府のほうも小学校の例えば不登校が増えているとか、あるいは暴力行為が増えているという状況の中で、2年前ぐらいから小学校への配置というところで数が年々増えているというような状況であります。ただ、今配置いただいている回数の中で今は活用できているのかなというふうに思っています。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）スクールカウンセラーについては府の事業だけれど、小学校のほうにも配置をしていこうというような傾向にあるということですよ。分かりました。

次に、スクールソーシャルワーカーです。

令和3年度4万件ですか。これ本当ですか。1桁間違っていないですか。その辺どうなんですかね。あまりにも数、多くありませんか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）ここについては、各学校から相談件数を上げていただいて、それをこちらのほうで集約しております。例えばスクールソーシャルワーカーの相談件数といったときに、どこかの部屋で相談してやっている件数だけではなく、廊下で先生方に今日はちょっとこの子があの子とトラブルになったので、先生気をつけてくださいねというところも相談件数ということで上げております。ですので、スクールソーシャルワーカーが関わった数というふうな感じで捉えていただいたほうがいいのかというふうに思っております。関わった件数というふうに捉えていただけるとありがたいです。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）スクールカウンセラーと一緒に、スクールソーシャルワーカーは何名体制で週何日ぐらい来られて、お一人当たりどれぐらいの相談件数を受けているんですか。あとは実数ですよ。その辺ちょっと分かるのであれば教えていただけますか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）現在の数をお伝えさせていただいたらよろしいでしょうか。令和3年度の数を両方お伝えさせていただきますか。

令和3年度につきましては5名の配置ということで、小学校5校と中学校1校、うち小学校と中学校を兼務しておるスクールソーシャルワーカーがおりましたので5名の配置です。今年度は小学校5校と中学校1校に配置しておりますので、6名の配置というふうになっております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、当然、授業に入ったりとか、あるいは門で立っていて子どもたちにおはようと声をかけたり、あるいはちょっといつもと様子が違うなという子に声

をかけたりすることもあります。実はそれも相談件数の1件に入っておりますので、スクールソーシャルワーカーについては、ほぼ全員の子どもと関わりながらというようになってくるかな。その中でも特に気になる子ども、あるいは元気のない子どもに声かけしていただいたりとか、あるいはいろんな専門機関につないでいただいたりというふうなことをしていただいている状況です。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）児童・生徒に挨拶をするようなこともカウントに入っているというような形ですかね、今の答弁であれば。その積み重ねが4万とかになっているわけですよね。問題になっているような実数って、あまりにも数が多過ぎてぼやけていませんか。その辺はどうなんですかね。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）スクールソーシャルワーカーにつきましては、月1回教育委員会のほうに来ていただいて連絡会というのをしております。その中で、もちろんスクールソーシャルワーカーが濃く関わっている案件についてはうちにも報告が上がっておって、そのサポートをどうしていくべきかというようなところを教育委員会も一緒に考えながら、時には子育てにも関わっていただきながらやる場合もありますので、スクールソーシャルワーカーには当然子ども全体に関わって、スクリーニングですよ。そのところで気になる子ども、いてはらへんかというところを、早くそこのところサポートに入るといふところと、あと、本当に必要な支援の要る子どもへの支援という、この2つの意味合いがあるかなというふうに思っているところです。

ただ、心配してくださっているそんな件につきましては、当然教育委員会とも連携しながら、どんなサポートができるかというところを一緒に考えているところであります。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）要は、本当に支援を必要とされている児童や生徒が抜けていないかというふうなことを聞きたかったわけで、その辺についても大丈夫やというふうな認識は持たれているわけですね。分かりました。それじゃそれで構いません。

あとは、去年が5名で今年度は6名でやっていくというふうな形ですよ。その体制はそれで大丈夫なんですか。全くもう問題ないんですか。例えば小学校が5つあって中学校が3校あるから、だから8人ぐらいの体制でするのが一番ですよ。でないと、4万件あるわけですから、その辺はどうなんですか、正直なところ言うたら。やはりちゃんと配置してほしいというようなことにならないんですかね。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）そこについては、やはり担任以外で関われる人、先ほど言わせていただいたように、一人でも多くの大人の目があるほうが困っている子どもへの気づきというのは早く、また丁寧にできるかなというふうに思っていますので、全校配置できるように努力はしてまいりたいなというふうに思っているところです。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）スクールソーシャルワーカーについたら、もう8校全員1人がおられるような状況にしていきたいというふうなことを考えていると。何年ぐらいかけてするんですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）当然、人の配置となれば予算のことも伴ってくる部分もありますので、できるだけ早くそうなればいいなというふうに思っているところではあります、そのあたりですみません。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）じゃ、僕が代わって聞きます。

教育委員会の担当は、スクールソーシャルワーカーを小学校5校、中学校3校、8校をやはり1名ずつぐらいの配置をしたいというふうにお考えのようですが、当然お金のかかることですが、この辺について町長部局とかはどういうふうに考えておられますか。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）必要な人材については、こちらの総務部についても確保していくということは当然のことであるというふうに考えております。そこは今回、教育委員会のほうとしっかり今後ずっと発生する人件費とその状況を見極めた上で、その人数を増やしていくかどうかというのは判断していきたいと思います。全く最初から入れないということを否定しているわけではございませんので、しっかりそこは教育委員会と密に調整していきたいと思います。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）スクールカウンセラーにしるスクールソーシャルワーカーにしる専門人材ですよ。なかなかこれもまた資格を取るのが難しいような専門人材になるんですかね。やっぱり全国的にも24万人というような不登校児童がおるといふふうになっていますから、これ、多分どこもやはり喉から手が出るほど欲しい人材でしょう。であれば、やはりもうしっかりと確保するような方面で動かないといけないのかなというふうに思っているんですが、町長はどのように考えておられますか。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）スクールソーシャルワーカーを増員したい、そういう思いというのは、熊取町の児童・生徒の中からいじめによる重大事案が発生しないようにというふうなことがスタートだったと思います。それについては、皆さん方の協力を得てそういう大きな事案が発生していないということでは少し安堵しているところですが、不登校の皆さんが相当数の人数がおられるということで、それにつけての解決策、相談相手ということで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーというようなそういう専門職につきましては、当初から1校に1人というふうな思いは教育委員会のほうには私のほうからも伝えてあります。それに対する財源の担保ですが、これは、ふるさと応援寄附のほうで教育、子育てにというふうな目的として頂いている分もありますので、それにつけては私は何ら心配することはないかなというふうに思っています。

ただ、やはり丁寧な相談、相手の身になって相談を受けられる、そういう人材が求められますので、表面的なことでは子どもはやっぱり信頼はしてくれないでしょうし、そういう意味ではそういう人材を探すのには少し時間がかかるのかなというふうに思っておりますけれども、その人材を教育委員会のほうでしっかりと探してくれるものというふうに思っておりますので、私からも応援はさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）というふうな答弁でございますので、教育委員会のほうでやはりそれなりの人材を見つけないといけないと思います。

町長もこのことについてはいろいろとやっぱり心配されていて、助言もされておるようなことをおっしゃっておいりましたので、あとはもう教育委員会の皆さんに、やはり僕はもうスピード感を持って来年当初ぐらいにはもうなるぐらいの、それぐらいあってもいいのかなと思います。専門人材だから取り合いです。やっぱり動かないといけないのかなと思いますけど。その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、大きな3番に移りたいと思います。

不登校児童・生徒の居場所づくりというふうな形なんですが、これは学校内の居場所づくりというふうな形での質問なんですけれども、大人数のいる教室が苦手であるとか、人間関係の悩みで教

室に入れなかったり一時的に教室を離れたりする児童・生徒の居場所として、校内の教室以外の居場所づくりも大切になってくるんだろうというふうに考えておるんですが、熊取町としての対応ですね。この辺はどうなっているんですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）それでは、3つ目のご質問、不登校児童・生徒の居場所づくりについてお答えします。

不登校児童・生徒の居場所としては、校外で考えると適応指導教室が考えられます。6月議会で答弁いたしましたとおり、定期的に通学できる施設や新たな方法について現在、研究に着手したところです。なお現在、各校における居場所の一つとして、保健室等教室以外の場所で話を聞くなどの個別の対応をしているところです。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）分かりました。

私が出した一般質問の資料をちょっと見ていただければ、これ文部科学省から出ているものですが、抜粋されたやつでございます。3ページの5番に学校内の居場所づくりというふうな形で項目が上がっております。

今、先生の話の答弁によると、5つの小学校、3つの中学校はそれぞれ保健室がそういった形の役割を行っているというふうなことでありましたけれども、それで足りるんですかね。空き教室をいろいろと変えないといけないとかというふうなところまではまだ至っていないんですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）先ほど保健室等ということで、当然、保健室のときもあれば、保健室で子どもがたくさんおって、その部屋でゆっくりできないということもあるかと思えます。そういった場合は別の空いている部屋で先生が話を聞いたり、あるいは今日こんな勉強しているからこのプリント一緒にやろうかというようなことで、一緒に勉強を進めたりするようなこともあります。あと、例えば学校には来にくいんやけれども放課後やったら来られるよという子どもについては放課後に来ていただいたり、あるいはクロームブックがありますので、それで担任の先生が今日は元気かいというて声かけして、それから学校に来られるようになったというケースもありますので、いろんな手法を使いながら、その子にとって少し来られる場所ってどこなのかな、来られる方法ってどこなのかなというようなところを、それぞれのケース・バイ・ケースで対応しているというような状況です。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）分かりました。

いろいろな形で複雑で多様化していて多岐にわたっているんで、学校のそういった居場所があればそこに来られる子もおれば、オンライン授業とかを受けたいと望んでいるような児童や生徒もおられるだろうしというふうなことですよ。今の現状では、いろんな教室をその日によって臨機応変にというような形ですね。分かりました。その中で普通教室に戻れるような児童や生徒も出てきているというふうな形ですね。分かりました。了解です。

では、次に移りたいと思います。

次が、フリースクールですね。

これは学校とか家以外の居場所づくりだと思いますが、フリースクール等の民間団体との連携について、不登校の要因、支援ニーズは多岐にわたると。全てのことを学校であるとか教育委員会が担うのは限界があるのではないかと指摘をされておるみたいですが、熊取町としての取組、その辺はどういったことをされているのか教えてください。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）4つ目のご質問、フリースクール等民間団体との連携についてお答えします。

民間施設との連携が必要と認識の下、令和4年3月に民間施設に関するガイドラインを策定いたしました。学校においては、ガイドラインに沿って児童・生徒の状況を確認し、情報交換等の連携を行っております。

以上でご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）そういうふうなフリースクールだけじゃなくて、民間団体との連携については今年の3月ですか、ガイドラインをつくったというふうなことですが、これも資料の4ページの6番に載っておるんですけども、いろいろと不登校児童の生徒支援協議会を開けとか設置しなさいとかいろいろ書いておられますが、この辺については、熊取町としてはもう順調にやっておられるのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）報告書に書かれている不登校児童生徒支援協議会の設置というところはしていないところではありますけれども、ただ、近隣のフリースクールの様子を見させていただいたりお話をさせていただいたり、その部分を学校にも伝えたり、あるいは学校でフリースクールに通っている子の状況を聞いたりというところで、ガイドラインについては、不登校児童への相談指導に関すること、あるいは出席扱いする際の留意点のほうをガイドラインに書かせていただいていますので、それに沿って学校のほうがフリースクールと連携して教育活動を進めているというような状況になりますが、当然、うちもそこは適切に指導助言しながら、またフリースクールの状況も的確に把握しながら進めているというような状況です。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）文部科学省のほうで2017年にいろいろと法律をつくっているんですかね、教育機会確保法ですか。これに基づいて、いろいろと学校に行けない不登校の皆さんをやはり支援しないとイケないという形でフリースクールみたいな話も出てきているんだと思いますけれども、フリースクールが出席扱いになるのかならないのかというふうなところが、NPO法人の調べによると6割ぐらいが出席扱いになるんですかね。学校の校長先生の裁量によってそういったことを決められるみたいなことを書いておったように記憶しているんですが、その辺ちょっと説明いただけますか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）その判断する際の留意点ということでこの3月にガイドラインを出させていただいておりますので、そのガイドラインを基に学校長のほうが判断するということになりますが、当然、学校長だけで判断するというわけではなく、うちらも適切にそのところは関わりながら、そのフリースクールの状況をやはり見ながら、ただ、報告書の中でも書かれておりますし私自身も感じているところですが、学校に登校することだけが目標ではありません。やっぱりその子どもたちが自分のことを認めて自分を表現できて居心地がいいと感じる場所にまず行けること、そこでエネルギーをためることがすごく大事なところというふうに思っています。それが行く行くの社会的自立、あるいは豊かな人生につながっていくのかなというふうに思っていますので、そこも含めて、そのフリースクールについては出席扱いになるのかどうかというのを、ガイドラインを基に学校と共に考えておるといったような状況です。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）分かりました。

このフリースクールを開催されている方というのが、いろいろと新聞等にも出ていましたけれども、ご自身がやはり不登校であったとかいじめに遭っておったとかというふうな方が成人されて大

きくなって、自分と同じような境遇の方をやはり救わないといけないというような形でされている人も多いというふうに書いておるんで、そういったノウハウ等も逆に持っているかもしれませんね。そういった活用というのをやはり進めてほしいですね。

熊取町の中では、今現在、そういうふうなフリースクールをやっているようなところというのは今のところないんですかね。近隣の市にはあるというふうなことは聞いてはいるんですが、その辺はどうなんですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）現在、町内には自分が把握している分ではフリースクールはないのかなと思っています。ただ近隣には、例えば泉佐野市であったりとか岸和田市、岬町ではある状況であります。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）熊取町であるとか、教育委員会がそれをしないといけないというふうなことではないんでしょうけれども、そういったニーズがあるのを熊取町内でやってもらうようなことって、ちょっと仕掛け等も要るんじゃないのかなと思ったりするんですが、その辺については、そういったガイドラインとかも中には入っているんですか。例えば場所を提供するとか、そんなのはどうなんですかね。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）先ほど答弁でもお伝えさせていただいておるんですけども、どんな形で不登校児童・生徒の居場所を町として提供できるのか、あるいはフリースクールに補助ができるのか、どう民間と連携していくのかということところは、今まだ研究しているというか考えている最中で、どの形がよりいいのかなというふうに今検討中であるということをご理解いただければなというふうに思います。

ただ、何らか学校以外で子どもが安心できる場所、そこでエネルギーをもらえる場所というのは何らか必要であるというところは思っておりますので、そのところはしっかり研究を進めていかなあかなというふうに思っているところです。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）分かりました。

さっき言うた教育機会の確保法ですか、2017年に施行されたんですよね。この法案は、不登校の児童・生徒の休養の必要性を認め、学校以外での学習を国や自治体が支援すると明記されているんですよね。だからそういった形で、やってもいいですよというよりもやらんかいというような形なのかなというふうに思っているんですが、その辺については2017年にできている法案なので、もう5年ですから、この辺についてはちょっと積極的にされてもいいんじゃないですかね。それもちよっと要望はしておきたいですね。

先ほど言いましたように、先生方であるとか教育委員会の皆さんよりも自分自身の経験からこういったやつを立ち上げた人たちもおられるでしょうから、そういったノウハウ、子どもたちのことを考えているようなことというのは、ひよっとしたら深いかもしれませんので、その辺はちょっと性根を入れてやってもいいんじゃないですかね。その辺についていかがですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）議員がおっしゃられたとおりで、同じ気持ちで今しっかり進めていかなあかなと思っているところですので、どの形がよりいいのかということ、ベストな方法はなかなかないから、よりベターな方法をしっかり考えていきたいなというふうに思っています。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）あとは、そういったことに関していろいろ新聞等のあれを見ていると、フリースクールに通わずのにやっぱり利用料が要ったりとか、それなりに金額もかかるというふうなことも書かれていて、それが課題やというような形も提案されてはいたけれども、その辺も熊取町としてできることがあればバックアップするようなこともあってもいいのかもしれないね。

そういったことでやっていただきたいなというふうに思っていますので、フリースクールについてはこの辺で終わりますけれども、次に、5番目ですが、家庭教育支援チームについてというふうなことになります。

国は、児童・生徒への支援とともに保護者が抱える不安や困難に寄り添った支援を行っていくことも重要で、実情に応じた家庭教育支援を推進する考えのようであります。本町としての考え、この辺の取組をちょっと教えていただけますか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、ご質問の5点目、家庭教育支援への考えや取組について答弁申し上げます。

家庭教育支援につきましては、家族形態の変容や地域社会のつながりの希薄化などに伴い、家庭教育支援の必要性が高まる中、身近な地域において保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる取組として大切なものと考えています。

大阪府が取組を進める家庭教育支援については大きく2点あり、学習機会の提供として、子育てや親となること、親の役割、親と子の関係等について学ぶ親学習と、子育てに課題を抱え孤立しがちな家庭等を、子育て経験者や教員OBといった地域人材から成る家庭教育支援チームが訪問を行う訪問型家庭教育支援がございます。

本町における家庭教育支援の取組についてでございますが、親学習につきましては、大阪府の親学習リーダー養成講座を修了された親学習リーダーを中心とした親学習グループを通じ、各種講座を開催し、学習機会の提供を行っています。一方、家庭教育支援チームについては編成していませんが、実質的には教育委員会や学校等におきまして保護者が不登校などの不安を抱える家庭への対応を行うとともに、児童・生徒の家庭状況に応じて、福祉部局とも連携し、スクールソーシャルワーカーや児童相談員といった専門職が家庭を訪問し、家庭教育支援を行う体制を取っています。

このような体制で対応しているところではありますが、家庭教育支援チームによる訪問型家庭教育支援については、家庭環境の多様化や地域社会の変化に対応できるよう、本町の実情に応じた相談支援体制の在り方、また人材確保等も含め調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）学習会というのは親子学習ですか。先々週ぐらい煉瓦館でされてはいたか。そういったことが当てはまるのかなというふうに答弁を聞きながら感じたところですが、子育ての訪問型ですか、家庭教育支援チーム、訪問するようなところですよ。これについてはまだできてなくて、答弁の中では検討するというふうなことなんですけれども、これもいち早く着手するというふうな形は取れないんですかね。

やはり子どもの進路や将来について不安であるとか、子どもの対応ですよ。それが分からんというような親御さんはやっぱりおられると思います。やはり自分の経験で物を考えていて、自分の経験しないようなことがお子さんに起こったらやっぱり不安になるんだろうなというふうにもあるだろうし、不登校の原因が親にあるんかもしれへんというて自分を責めたりするようなことも出ているみたいです。それで子育てに自信がなくなったとか、孤独感や孤立感、落ち込んでしまっているような、そういうふうなアンケートも出ていると聞いているんですけども、子育てしてきたけれども自信を失ってしまっているような状況なんだと思います、お父さん、お母さんも。

だとするならば、そこにやっぱり訪問型を早いことつくってするような必要性ってあるんだと思いますけれども、その辺はどうなんですか。検討するはいいけれど、どれぐらいのタイミングで立

ち上げてやるのかぐらいのことはちょっと答弁いただきたいなと思いますけれど、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）訪問型家庭教育支援につきましては、やはり今おっしゃられました悩みや課題を抱えた保護者の方というのは、なかなか家庭生活に余裕がない場合、それから、自ら保護者向けの学びの場や相談の場に参加することもなかなか難しいということも考えられます。そういった中では、これまで来行ってきた学校、それから教育委員会の連携の中でやっている体制のみならず、地域の中で気軽に相談できる体制があるということは非常に意義深いものと考えてございます。そういった中では、今後、調査研究して取組を進めてまいりたいと思いますけれども、やはり一番課題になってくるものというのが、どうしても訪問支援員というのは地域の方々が家庭の中に入っていくということになります。その中にはデリケートな部分もございます。やはりこの訪問支援員の人材確保というところが一番の課題になるのかなと思ってございます。

先ほども答弁の中で申しましたとおり、地域のいわゆる人材発掘、そういったものをいかにしていったって、そしてまた、訪問支援員につきましては確かに資格というものはございません。しかしながら、家庭教育支援の狙いとか内容、そういったものの役割の理解とか、それから信頼関係の構築、コミュニケーション能力、そしてまた地域ネットワークへの参加につなげたり、それから基本的人権とか個人情報の守秘義務、そういったもののスキルも求められるところでございます。そういったものも含めて段階的にやはり進めていく必要があるかなと思いますので、今、いつまでという形ではございませんが、そこは教育委員会内、また福祉部局とも連携、調整を取りながら考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）段階的にでもいいので、少しずつ前に進めてほしいなと思います。

やはりこれを読んでいると、国からお願いベースですけれども、やれというふうなことですわね、国がお願いするということは。だから、その辺をやっていないといけないのかなと思います。やっぱり熊取町でも不登校の児童・生徒がおって、それを予備軍というふうな言い方をすればその人たちもおられるわけやから、やはりこういったものはもうしっかりとつくっていただいて、問題になっているのは地域の人材というふうなお話でしたけれど、教員のOBとかもおられますし、それはもういろいろと発掘しながら、また、ひょっとしたら我々に相談してもらったほうが案外そういった方を見つけるのが上手なのかもしれませんし、その辺はちょっとやってほしいなというふうに思います。

最後に、不登校の背景とか要因というのは多岐にわたるわけでしょう。個々の児童・生徒の状況も多様になっているわけですよ。そういった中で不登校の対応として、熊取町の教育委員会としてはやはりいろんな引き出しを持っていないといけないのかなというふうなことは感じております。その一つが学校内の居場所づくりであったりとか学校、家以外の居場所づくりであったりとか、あとは今の時期やったらGIGAスクールで、いろいろな形でもう1人1台端末機を渡しているから、そういったオンライン授業とかもそれに当たるんでしょうし、いずれにしても、やはり不登校の児童・生徒、それから予備軍の児童・生徒の支援が途切れないようにしてほしいなというふうに思います。

同時に、やっぱり保護者に関してもいろいろと心温まるような支援はしていただきたいな、こういうふうなことを要望して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、矢野議員の質問を終了いたします。

次に、田中豊一議員。

1番（田中豊一君）それでは、議長のお許しが出ましたので、私のほうから12月議会一般質問を3点させていただきます。

熊取町では、今まで人口急増都市としていろいろな基盤整備も行い、また大学の誘致ということ

で、熊取ブランドというか、そういうまちづくりを進めてきたわけですが、国勢調査によりますと人口は2000年をピークに減少しています。これは全国的にあるわけですが、ただ、大阪府でも北のほう、吹田市、豊中市、箕面市あたりは人口が増えています。皆様よくご存じの兵庫県明石市なんかは、いろんな施策を考えた上で人口が増えているというようなことも伺っております。

それで、私のほうでは、この先、人口問題研究所の統計では2045年には人口予測は熊取町3万3,135人ということで、ショックな数字をこの前、議会の研修で教えていただいたわけなんですけれども、これを少しでもブレーキをかける、また、選ばれるまち熊取にしていくにはどうすべきかと。

いろいろ課題はたくさんあると思うんです。明石市が取っています子育て施策の充実というのも一つの方法ですし、まちの魅力をもっと上げていく、また教育、それから空き家対策、大学との連携、まちの魅力をアップして熊取町に住みたいなという方をやっぱり多くつくっていかないと、人口はブレーキがかからないんじゃないかなというふうに考えております。

また、人口は、これも統計で出ていますけれども、高齢化によって死亡される方が年間450人前後、それから出生が250人前後ということで、これ、社会増減がなかったとしても自然と200人ぐらいずつは減っていくというふうな状況ですので、全国の市町村ではやっぱり子育て世帯の転入を促すための施策が中心に、地方自治の雑誌等を見れば出ているわけなんですけれども、それで私のほうは明石市の資料を調べて熊取町に応用できないかということで今回質問させていただきます。

私が用意した資料なんですけれども、データでアップしてもらっているんですけれども、原本は、今年の6月7日に参議院の内閣委員会が明石市の泉市長を招致しまして、参考人招致ということで1時間、これはユーチューブにアップしていたので1時間ぐらい私も見ました。その資料、64ページあるんですけれども、ちょっとあまりにもデータが多いので半分ぐらいにさせていただいてアップさせていただいています。これは、参議院のほうがかども家庭庁が来年度から動き出すということで、やっぱり成功している明石市の事例を聞きたいということで参考人招致したということで聞いております。資料については参議院の内閣委員会の委員のほうから頂いたものです。

それと、明石市が後ろのほうにはPR用に市政ガイドを出しております、原本はこれなんですけれども、タブロイド判の広報で、全市民と、あと周辺の市町村にも配っているということを知っております。内容はほとんど一緒です。

そういうことで、あと、また前提として、私は熊取町は子育て支援、ようやっていたいなというの思っていますけれども、先ほど学校の問題が出ましたけれども、私、4年間子どもの交通安全のために朝立っているんです。私が住んでいます南小学校も4年前は生徒が269人おったんですけれども、昨日ちょっと校長に聞きますと219人、50人減っているということで、クラスで3年生まで35人学級だったと思うんですけれども、1クラスの学年が4学年ということで、2クラスは1年、2年、3年で何とか35人学級で2クラスが確保されているということで、少子化が顕著ですので、熊取のブランドを守っていくには子育て支援がやはり重要ではないかというふうに思っています。

それと、明石市は人口が30万人の中核市、それと保健所、それからかども家庭センターを独自に持っているということで、この政策をそっくりそのまま熊取町に活用するというのは非常に困難と考えておりますので、財政規模や職員数、また職員でも専門性が違いますのでなかなか難しいかなと。

その中で、資料の2ページを見ていただきたいんですけれども、「かどもを応援すればみんな幸せ～明石のまちの好循環～」ということが出ています。これで5つのポイントが出ていますけれども、全てをこれ全部同じようにするというのはなかなか難しいと思っています。発想の転換が必要だということはもちろんなんですけれども、ただ、これは私も評価させていただいたように、熊取町の子育て支援については進んでいるほうだというふうに思っております。組織についてもそれな

りに人材も入れていただいて、乳幼児の家庭訪問であるとか、いろんな形で進めていただいているということが非常に大事なことかなと思っています。

これで、次の3ページを見て、人口が増えていくんか、財政がよくなるんかというのは、それは分かりませんが、資料の後ろから2ページのところを見ていただくと、大分後ろなんで申し訳ないですが、明石市長が就任してやった施策を時系列で書いていまして、泉市長が就任して次の年に子ども未来部というのをつくって、その次の年、医療費の無料化というのをやっています。これは今現在、この10月1日から熊取町でも実施している18歳未満の医療費の無料化ということなんですけれども、熊取町はこの10月からスタートしたので、明石市は先見性があったんかなというふうに思っているんですけれども、これのできることをこの中で時系列でやっていけば、多少の効果があるんじゃないかというふうに思っています。

あともう一つは、人口動態の資料を見ますと、やっぱり熊取町から出ているというのは泉佐野市、貝塚市に出ている人口が多いわけなんですけれども、最近では、いろいろ不動産屋の話なんか聞きますと泉佐野市が選ばれるまちになっていると。以前は学校施設とかいろいろな面で熊取町のほうが優位性があったんですけれども、今は追いついてきて、財源の問題とかいろいろ人口規模の問題とかもあって優位性が高まっているんじゃないかということで、選ばれるまちになってきているんかなと。そういうまちが泉佐野市とか貝塚市とか隣接していますので、どうしても都市間競争で熊取町の人口もそういうところへ出ていきますし、それ以外の市町村からこの周辺に転入してこられる方についても、どこを選ぼうかなといったときにやっぱりサービスを比較されるということが多いかと思います。

それで、私のほうは明石市のことを参考にしまして提案をしたいなと思います。

明石市も問題はあります。後ろの資料のほうの一番最後のページを見ていただきますと、予算のシフトというのがあります。土木費を半減して民生費を7割増と書いているんですけれども、熊取町ではこれはちょっと難しいなと。今、道路とか駅西とかそれなりにお金がかかっていますけれども、これは間もなく完成ですけれど、この後まだ道路網計画でやっぱり独自の事業をやっているあかんし、町道の維持管理というのも必要なもので、土木費の半減なんていうのはちょっと考えにくいなと思っています。民生費を7割増というのも、これも難しいかなと思っています。

その中で提案というのは、保育料の第二子以降の無償化、それからおむつ満1歳までの無償配付、これ、宅配とか保健指導も含むと。これは実際やっていたらいいので、特に財政的なものはおむつの分かなと思います。それから小・中、保育所、幼稚園も全部給食費を無償にしたらいいんですけれど、今コロナ対策の中で家庭支援ということでこれ、やっていたらいいんですけれども、ここで言っているのは常にというかずっとという話なので、そうなってくると毎年2億4,000万円とか7,000万円とか要るので、それはなかなか難しいなと思っています。

データを頂いた中では、それぞれ保育料の第二子以降の無償化の場合が5,985万6,000円、それから、おむつ満1歳までの無償配付では1,109万1,000円、中学校の給食の無償化では5,760万6,000円というふうな数字が出ているんですけれども、これ、政策的に答弁をまずいただいて、これは実施可能かどうかも含めて説明をお願いします。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、人口増加を図る施策について、少子化対策が進んでいる明石市の子育て支援を参考に熊取町の子育てを探りたいとのご質問に対し、ご答弁をいたします。

令和3年の人口動態調査の概数では、1年間に生まれた子どもの数が約81万人と6年連続で過去最小を更新するなど、全国レベルでも少子化が進んでおりまして、本町においても同様の傾向となっております。そして、このような状況を受けまして、令和5年度当初予算編成方針におきましては、重点的かつ積極的に取り組むべき事項の一つとして子育て支援（少子化対策）の推進を掲げ、子育て世帯が安心して子育てできる環境の実現に資する取組などを効果的に事業展開していくこととしております。

現在、この方針に基づきまして子育て支援の充実に向けて予算作業を進めているところでございますので、現時点での考え方を踏まえ答弁いたします。

まず、1点目の保育料の第二子以降の無料化についてでございますが、現在、本町の保育料につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則に基づいて、小学校就学前の範囲における2人目は半額、3人目以上は無料としております。これは、国の子ども・子育て支援法施行令の規定、つまり国のルールにのっとって運用しているものでございます。

一方で、明石市においては、多子軽減における子どもの数え方について、小学校就学前の範囲という制約を外して第二子以降の保育料を無料としており、この方式を本町に当てはめてみますと、保育料の減収や民間認定こども園への施設型給付費の増加により、合計で5,980万6,000円の町財政への影響が想定されます。また、少子化対策としての保育料軽減策については、大阪府内の他の自治体でも様々な形態での取組が実施されているところでございます。

少子化問題につきましては、市町村レベルだけではなくて国レベルで取り組むべき課題と考えてございますが、本町におきましても、財政状況を勘案しながら、何らかの形で少しでも少子化対策に資するような施策を行っていくための検討を今進めているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）分かりました。ありがとうございます。

まとめてまたお話しさせていただきますけれども、現在やられている国の施策に基づいてというのは2分の1の無償ということなんです。今後2番目、3番目も含めて、特に1番目については、どっつかいうたらこども家庭庁ができてどう取り組むかというのも一つの大きな課題になるかなと思いますので、我々も政治的にまた国会のほうとかそういうところにも要望してまいりたいなと思うんですけども、そういう動きは熊取町ではないですか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）答弁の中でも申し上げましたんですけれども、やはり議員おっしゃるとおり、これについては次年度、こども家庭庁もできるというところの中で、やはり国が先導して取り組んでいていただきたい課題だというふうに感じておりますので、国への働きかけであったりとか、機会を捉えてそういった要望、要求はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）よろしく申し上げます。

2番目のおむつ満1歳までの無償化についてお願いできますか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、次にオムツ満1歳までの無償配布（宅配と保健師訪問も）についてでございます。

明石市では、0歳児の見守り訪問「おむつ定期便」を令和2年10月から実施しております。この実施内容について明石市に確認いたしましたところ、実施方法は民間委託の形態で、市への申請後、満1歳までの間に子育て経験のある委託業者の職員が10回訪問し、その際におむつなどの子育て用品を持参して、育児の不安や悩みを聞いたり役立つ情報を届けたりするというものでございます。

この事業に係る明石市での1世帯当たりの委託料が4万5,454円で、熊取町の令和3年度の年間出生数244人で見込みますと、約1,109万1,000円が必要となります。

一方、熊取町におきましては、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目なくしっかりサポートするための担当保健師制を取り入れており、妊娠届出時や出産届出時に個別に面談をさせていただき、状況をお伺いし、必要な情報をお伝えするとともに、出産前、出産後を通じ、それぞれの世帯状況に応じて電話や訪問によるサポートを行うなど、担当保健師がきめ細かく子育て世帯を支援しております。これについて、より安心して出産、子育てをしていただけるよう、現状の支援内容を検証

した上で、保健師や助産師による寄り添い支援を充実できるよう検討を進めているところでございます。

また、今般、国の令和4年度第2次補正予算案においても、出産・子育て応援交付金事業の予算が可決されました。内容は伴走型相談支援と出産・子育て応援ギフトを組み合わせた形態のものであり、これらの事業について速やかに予算化し、事業を実施して、子育て世帯の支援につなげていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、本町の子育て世帯に必要なサービスが何かを考え、安心して出産、子育てができる環境を整備していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。

保健師による各家庭訪問とかされている中で、民間委託だったら確実かも分かりませんが、実際そういうことをやられているのであれば、この委託料4万幾らですか、実際のおむつ代だけでいけるんじゃないかなというふうな気もするんですけども、そのあたりは検討したことはありますか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）熊取町と明石市の違いですけれども、やはり先ほど議員のほうからのご説明ありましたとおり、行政規模であったりとか人口規模の違いというのは大きくあると思います。

そんな中で、熊取町と明石市の子育てのやり方というんですか、それもおのずから変わってくるのかなというふうに考えておまして、明石市の場合は年間約2,700人の出生数があると聞いております。熊取町は令和3年度で244名ということで、それに対する担当保健師の数を聞いてみますと、明石市の場合は20名の保健師で担当されていると。熊取町については小学校区ごとに1人の保健師ということで、5名で対応しているということで、単純に1人当たりの子どもの対応数でいくと、やはり熊取町のほうがきめ細かく対応できる体制にありますし、実際、妊娠届、出産届の段階でしっかりと面談をさせていただいて、その状況に応じて電話であったり訪問の対応をきめ細かくさせていただいているというところでございます。

ふだんそういった取組をやっているというところの中なんですけれども、今の熊取町の母子保健にとって何が必要なのかというところは、今、課内保健師の中でも検討を進めているところでございますので、そこは施策として実現できるものは実現していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。

ちょっと単純に考えれば、1人当たりの保健師の負担が明石市に比べて人数的には熊取町のほうが優れているということなんで、いろいろ、よりきめ細かいことをやられているんだと思いますけれど、そういう中でおむつの配付というのも考えていただいたらどうかと思います。

次へいきます。

中学校の給食費の無償化についてご答弁いただけますか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、3点目の中学生の給食費の無償化について答弁申し上げます。

まず最初に、本町で実施した場合の必要経費ですが、資料記載のとおり5,760万6,000円と試算してございます。

本町における小・中学校の給食の無償化につきましては、これまで令和2年度、3年度に実施しており、また、このたび令和4年12月から令和5年3月までの4か月間につきましても給食費を無

償化したところであり、いずれも国の地方創生臨時交付金を活用したものとなっております。

学校給食に係る費用負担につきましては、学校給食法の規定により学校設置者負担と保護者負担が明確に定められており、施設及び設備に要する経費、修繕費や給食従事者の人件費等は学校設置者が負担し、それ以外の経費である食材費相当分は保護者に負担をお願いしているところです。こうした学校給食法の規定の趣旨を踏まえつつ、ご質問の中学生の給食費の無償化を実現するためには多額の一般財源が必要となることから、特定財源を伴ったものでなければ無償化を実現することは困難であると考えております。

今後、給食費無償化に向けた財源措置について、国に対して機会を捉えて要望してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）ありがとうございます。

特定財源がないとなかなか難しいんじゃないかというご答弁ですけれども、私、ここへ3つ上げていますけれども、これ全部せえとかそういう意味じゃなくて、やっぱりどこかで突破していかないと熊取町とほかの市町村との差別化がされないんじゃないかと。給食費の無償化、特定財源があったということでここへ割り当てられたというのは評価をしておりますけれども、やはり実際取り組んでいるところについて、これもどっかいうたら3番目も私、ちょっと実現可能なのということで中学校だけにしたわけですし、これ全部というと、それはもうとんでもない数字になりますので、ここで上げた3つについては、どれか1つでも2つでもいいですから今後検討いただいて、子育て支援を充実していくという方針があるのであれば取り組んでいただきたいんですけれども、それは副町長、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）南副町長。

副町長（南 和仁君）冒頭、議員のほうから明石市の子育て支援策についてのご紹介をいただいたんですけれども、前回の議会でも私、明石市の子育て支援策についてどう思うかというところでご答弁させていただいたんですけれども、非常に参考になる取組だろうということでご答弁させていただいて、ただ、これをするから、あれをするからといっていきなり財政規模が大きくなって歳入のパイが大きくなる、そんなことはあり得ないわけでございます。その際には、やはりしっかりと財政改革、また組織改革を念頭に置きながらそういった施策を導入していくということが、やはり私たちが住民の方々から求められている職責であるというように考えております。

今ちょうど今回の議会でも第4次の行革プランをご提案させていただいて、今、庁内ではアクションプログラムの策定にも取りかかっております。その中で、何も行革というのは経費の節減が目的ではございません。住民サービスの向上、これが最終目的でございます。その中には子育て・教育を向上させるということも当然大きな要因の一つであります。そういった部分で今、全庁挙げてアクションプログラムの取りまとめにかかり、向こう5年間どのように住民サービスを向上させていけるのか、また熊取町の魅力を向上させていけるのかというところで、全職員で今、知恵を絞っているところでございます。

できる限り明石市に少しでも近づけられるよう、できる施策から少しかも分かりませんが前進していきたいと思っております。

また加えて、熊取町やからできる施策というのもきっとあるはずなんです。それは、実際にもう展開している分もあります。それは、多くの大学もございますし研究所も1つございます。そういった学術文化都市というところの側面を捉えて、教育、子育て、熊取町のオリジナルの施策もまた展開していきたいというふうに考えておりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）ありがとうございます。

行政改革、やはり入ってくるパイが少なくなってくるとそういうところも絞っていかなあかんと
いうのも理解しますので、熊取町に合った、熊取町をより魅力のあるまちにするための施策を期待
しております。よろしく願いいたします。

それでは、2点目に変わります。

道路渋滞対策について、前回の9月議会で文野議員からもこの話がございました。文野議員は外
環を活用される方々と一緒に住んでられるので、なかなかそういう声が大きいかないかなと
いうことで、私も地域の方の声を聞くと、やっぱり外環のことについてはいろんな方から注文をいただきました。

これで、例年、夏に大阪府議会に熊取町が来年度の予算要望をして、その中に幹線道路について
は要望を行った中で国道170号外環のことも出ているんですけども、内容的にはもうここ数年変
わっていない。位置づけがされたというようなところもありますけれども、ここでちょっと提案さ
せていただきたいのは、やはり行政的には大阪府と熊取町で協定を結んで、岸南線がやっぱりめど
が立たないとなかなか前向きにいけないんだと、交通量配分とかそういうことがあるからとい
うことは理解しているんですけども、用地が確保されている南海ニュータウンの交差点から岸南線
の交差点の4車化について、先行してスタートできないのかなと。

前回のいろいろ岸南線の質問等とかも踏まえて聞いておりますと、10年ぐらい先でないとなか
なか動かないような感覚を受けているんですけども、そういう工事ができないのか、そこら辺ご
答弁いただけますか。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）それでは、ご質問の道路混雑対策についての1点目、南海ニュー
タウンの交差点から岸和田南海線交差点までの区間の4車線化の先行工事について答弁申し上げ
ます。

国道170号大阪外環状線の4車線化の事業着手時期につきましては、本年6月の都市計画道路
建設促進特別委員会でも説明させていただいてございますが、令和3年3月に公表されました
大阪府の都市整備中期計画には、令和12年までに条件付着手と示されており、その条件として
は、4車線化等の機能強化方策や効果的な着手区間・箇所設定について関係機関と合意形成とな
っており、また、先ほどもありました本町からの4車線化早期事業要望に対し、大阪府からは、
現在事業中の大阪岸和田南海線の完成見通しが立った段階で着手することとしており、引き
続き大阪岸和田南海線の概成に向け取り組むとともに、4車線化整備の進め方について検討
を進めていくと回答をいただいております。本町といたしましても、大阪岸和田南海線の
供用開始のめどが立った時点がそのタイミングであると考えてございます。

大阪岸和田南海線については、大阪府の都市整備中期計画には令和12年までに概成と示され
ており、その目標に向け大阪府において事業進捗に努めていただいておりますが、現時点で
供用開始のめどは立ってございませんので、大阪外環状線の4車線化先行工事は難しいもの
と考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）これは、もう2番の大阪府に代わって熊取町が立替え施工等の手法と
かで工事ができないかも含んだ答弁と考えてよろしいですか。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）それでは、引き続き2点目、大阪府に代わり熊取町が立
替施工等の手法で工事が出来ないかについて答弁申し上げます。

大阪外環状線につきましては、大阪府における広域幹線道路ネットワークの一部を形成す
る路線であり、将来にわたり大阪府において維持管理していただく路線であります。したが
って、4車線化事業につきましても大阪府事業となりますので、原則、大阪府におい
て施工していただくものと考えてございます。

一方、現在、府道泉佐野打田線の歩道整備事業においては、用地取得に係る業務について大阪府

と協定を締結の上受託し、本町職員が用地取得等の業務を担ってございますが、当然、用地取得等にかかった費用と事務費を大阪府に負担いただいております。

議員ご指摘のように、工事の立替え施工が可能かどうかの協議調整も必要となり、また、本町のマンパワーなどの問題もございますので、今ここで前向きな回答はできかねますが、事業進捗の手段として一つの選択肢となり得るのではないかと考えてございます。

ただし、先ほど答弁させていただいたとおり、大阪外環状線4車線化の事業化に係る条件がクリアされていない現段階で、町の立替え施工を条件に4車線化先行事業につなげることは難しいものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）できないできないという話で、行政的には分かるんですけども、政治的にどんなのでしょうか。そういう働きかけをしてみるとか、交通量配分で岸南が来ないとやはりそれを広げても無理やでというのは私も感じておりますけれども、ちょっとでも動き出すということは住民の安心につながると思うので、政治的にいかがでしょうか。町長、ご答弁いただければありがたいんですけども。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）議員もおっしゃるように、岸南線の接続部分まで4車線化するにしても、そこからはける部分がないというのは、これは考えたらなかなか車が詰まるだけで前へ進まないという現状を予想するんですけども、そういう意味では岸和田土木、大阪府が考えているとおりではあると思います。がしかし、そういう手法が取れるかどうかというそういう協議、相談だけでも、これはやはり提案としてやってみる価値はあるかなというふうに思っておりますので、そういったことも検討しながら大阪府へ申入れをできればなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。

担当の方は答弁に限界があると思うので今、町長からご答弁いただきましたけれども、住民から聞かれて、あと10年駄目だそうですねというようなことをなかなか言えないのが我々の立場でもあるので、幾ら細かいことを説明しても、そしたら10年この渋滞が続くの、朝夕、それから土曜日、日曜日、渋滞が続くのというふうなことを言われたら、やはり何らかの動きが必要やと思います。今の町長答弁も含めて内部で検討いただきまして、どういうふうな形で進めたらいいかというのをいろんな方面から協議をお願いできたらなと思います。

それと、岸南線ですけども、住吉川にかかる橋梁の下部工が工事の関係でできないということで、私の見立てでは令和4年度の工事は若干遅れているんじゃないかと。用地買収についても、大きなこども園と、あとスーパーの駐車場、この辺りが止まっているように思うんですけども、これについては最近の事情はちょっと聞いてはないんですけども、変化があれば教えてください。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）大阪岸和田南海線の2期の最新の状況でございますけれども、進捗状況につきましては、本年6月の都市計画道路建設特別委員会でもその時点の説明をさせていただきましたが、それ以降の状況でございます。昨年度、物件調査を行った方々につきましては順次今用地買収交渉を進めておりまして、新たに10月末に1件、用地買収の契約ができたと聞いております。また、今年度予定しておりました物件調査につきましても、全ての件数について着手済みというふうに聞いてございます。

また、工事につきましては、今年度予定しておりました住吉川左岸側の橋梁下部工事につきましても、実は右岸側の地権者の方の用地買収について一定のご理解が得られるめどがついたということで、右岸側の用地買収完了後に今年度予定しました左岸側と右岸側を併せて下部工事

を、集水工を除いての連続工事というような形で進めていきたいというふうに岸和田土木から聞いてございますので、着実に事業推進していただいているものと考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）ちょっとでも進んでありがたいです。よろしくお願いします。

この進捗について、用地が専門家が岸和田土木が入って実際に当たられているということで、それにどうこうするというのはいないんですけども、以前、岸南線の1期工事のときに地元との調整とか、あれ委託を受けていたのかちょっとろ覚えなんですけれども、そういうようなこともあったんで、もう今、実際、用地の話を担当の方が行かれているということなんで、そこは条件が違ふと思うんですけども、熊取町もやっぱりもっと介入して、月に1回の工程会議だけじゃなしに、何か熊取町が受け持つものがあるんであれば強力に進めていただきたいんです。そのあたり、どうですか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）次に3点目、岸和田南海線の事業進捗を大阪府・熊取町の協働で早められないかについて答弁申し上げます。

事業進捗を大阪府・熊取町の協働で早められないかのご質問でございますが、従前より当該事業につきましては大阪府と熊取町の協働で取り組んでございまして、例を挙げますと、町長と岸和田土木事務所長の意見交換会や進捗報告など年に数度行っており、担当者レベルでは、議員が今提案いただきましたが、事業進捗の確認や情報共有を行う会議を毎月定例で行ってございます。また、随時の現場立会いや地元関係者との協議などにつきましては、本町調整の下で既に行っているところでございます。

今後も引き続き、本町と可能な限り積極的に協力し、協働で事業に取り組み、早期の概成に努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）ちょっと認識が私は遅れていました。それは失礼をいたしました。

何でそんなことを言うかといいますと、駅西が間もなく完成で、先ほど行政報告でもありました町道久保高田線についてももう完成すると。新しい道路網計画の2路線ですか、駅前延伸線とそれから町道小谷穴釜線の延伸、それと交差点改良、これについては今回の道路網計画は地元同意が必要で、それに基づいて前へ進めるということなんで、なかなか困難なところもあるのかなという中で、一番のやっぱり熊取町の道路で課題になっているのは岸南と外環だということで、この2点についてやっぱり強力に進めていただきたいという思いで今回質問させていただいておりますので、私のほうも町長とも連携しながら、大阪府議会の協力も得てまた今後取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

それでは次、3点目の質問に変わります。

スポーツ施設の整備・改修についてお尋ねします。

ひまわりドームは長年、住民の憩いの場としていろいろな催しも含めて使っているわけですけども、課題となっております非構造部材、これは補助金のめどが立ったということは聞いているんです。あと照明のLED化、それから冷暖房施設、シャワー設備の改修についてはどのような計画で進められるか、教えてください。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）スポーツ施設の整備・改修について1点目、ひまわりドームの非構造部材・照明のLED化・冷暖房設備改修、シャワー設備の改修について答弁申し上げます。

ひまわりドームの非構造部材の耐震改修については、熊取町公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に記載のとおり、令和5年度から7年度を予定しています。この計画に基づき、現在、

令和6年度に非構造部材の耐震改修を行うため、国の交付金である都市構造再編集集中支援事業交付金を活用し、令和5年度から実施設計を行い、令和6年度に工事着手したいと考えています。

また、非構造部材の耐震改修のためひまわりドームを長期間閉館させさせていただきますが、この閉館期間を利用し、ご質問いただいている照明器具のLED化や冷暖房設備の改修に加え、トイレの洋式化なども併せた大規模な修繕を考えているところでございます。

なお、プール内のシャワー設備につきましては、今年度、手動で温度調整が必要な単水栓から温度調整が可能な混合水栓に取替え修繕を行っています。

安全で快適に利用できる施設となるよう、非構造部材の耐震改修をはじめひまわりドームの大規模な修繕に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。

大体の話は聞いておったんですけれども、補助金のめども財源のめども立ったということで、この本会議という公式な場でお聞きして、これを計画どおり進めていただきたいということでお願いしたいと思います。

2番目に移ります。

9月議会でもほかの議員、鯉谷議員からでしたか、小・中学校の体育館のエアコン整備についてご質問がありました。これは避難所でもあるということも含めて、エアコンについてはやっぱり3、4年ぐらいかかるかなというふうに思っていますので、設計から完成、利用するまで。やはり準備をしていかなあかんじゃないかと。コロナでいろいろ校区の災害の訓練については今年は秋にやりましたけれども、やっぱり夏とか冬とかに実際に防災的なことが起こった場合、もうエアコンは必須かなと思っていますので、これについて計画があるのであれば教えていただけますか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、2点目の小・中学校の体育館のエアコン整備について答弁申し上げます。

学校体育館の空調設備の整備につきましては、適切な教育環境の整備として、また、議員おっしゃるように防災対策での避難所開設時の利用として、一定の必要性は認識してございます。

空調設備整備に必要な財源につきましては、LPガスを活用した経済産業省の補助制度や緊急防災・減災事業債といった地方債の活用も考えられますが、一方で多額の一般財源を必要といたします。

今後の本町の学校施設整備の見通しは、現在実施してございます東小学校の大規模改修工事や熊取中学校のトイレ洋式化改修工事を令和5年度まで引き続き取り組むほか、今後においても、老朽化建物を有する学校や増築の検討を要する学校もあるなど、安全・安心につながる学校施設整備は継続してまいります。

教育委員会としましては、これら施設整備が必要な学校は優先順位を上位に位置づける必要があらうかと考えています。学校体育館の空調設備の整備時期につきましては、事業費の平準化が図られ、整備可能な環境が整った時点で本格的な設置の検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）必要性は感じているけれども、学校の今の老朽化の部分や大規模改修が優先ですよというような答弁だったと思うんです。それが終われば次の段階に進むかなというふうなことのようだけれども、教育委員会の答弁ですのでそれは仕方ないかなと思います。

先ほど教育次長から話が出ました経済産業省のLPガス、これについては泉佐野市が既にしまして、もう完成しています。学校教育の担当者とか泉佐野市に聞きますと、文部科学省の補助金は何か断熱材とかを使った予備の工事が結構なボリュームがあって、そこまでは必要があるかなと。

これはもう制度を変えてもらわなあかんで、これは我々のほうからも働きかけはしたいなと思っていますけれども、それでやむを得ずLPガスとなったようです。

それと、隣の貝塚市が先ほども答弁いただいた緊急防災・減災事業債を使った。たしか今年、ふれあいセンターのエアコンの改修にこの緊急防災・減災事業債を使われると何か説明があったように思うんですけども、貝塚市の場合は、後で資料はお渡ししますけれども、小学校が11校あります。令和2年に設計の補正予算を取って2年に設計して、工事を3年から4年にしまして、4年3月に小学校は全部供用開始しております。中学校は、3年9月に設計の予算を取って3年11月から4年の前半に設計をして工事を現在行っていて、最終、5校の体育館については令和5年3月末で供用開始の予定だと聞いています。

周辺の市町村がこういうふうな状況なので、教育委員会側の事情もあると思うんですけど、町全体でやっぱりこれ防災も含めて、今、夏が非常に暑い中で、やっぱり子どもたちの利用とかクラブとか一般開放とかも含めて、当然お金はもらわなあかんと思うんですけども、そういうことを進めていかなあかんかなと思うんです。政策的にこのあたりはどう考えているかというのは答弁いただけますか。すみません。

議長（二見裕子君）南副町長。

副町長（南 和仁君）議員ご指摘のように、体育館の空調設備の整備につきましてはおっしゃるように防災の面もございまして、近年のこの暑い中で子どもたちが安全にいろいろな面で過ごせる環境づくりというところでは、非常に極めて重要な整備だというように考えております。

さきにあった体育館のひまわりドームの非構造部材の耐震化とか、いろいろなもろもろの整備もひまわりドームであるんですけども、その整備につきましても、私の持っている資料なんですけれども、8億円ほどの経費がやっぱりかかってくる。2分の1の補助金、あとは起債でいけるわけなんですけれども、そしたら、ひまわりドームと小学校の体育館の空調化という比較はできないんですけども、どちらが大事なのかというそういうふうな愚問もないと思うんですけども、そういった部分での取捨選択というのは、一定ひまわりドームはレールには乗っているんですから進めていくつもりではあるんですけども、こういった部分での重要な施策もあるということは十分に認識しています。同時に進められたらいいのになという思いもあります。そこらあたりは町長とちょっと相談させてもらいたいなということで、この前からちょっとそういう話もしていたんです。

ただ、そうすると教育委員会が今、文化ホールを建てています。公民館も修繕しています。小・中学校の整備もやります。それで体育館もやりますし小学校の空調も入れますということになると、もうマンパワー的にもいっぱい状態になっておりまして、そういったあたりのスケジューリングをもう一度立てていきたいなと思っています。できるだけスピード感を持ってやっていきたいと思いますので、教育長、またご協力よろしくをお願いします。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）副町長の事情はよく分かりますけれども、私もいろんなところでスポーツ関係の役もやっておりますので言われます。泉佐野市ができていのに、貝塚市はもうじき完成やのに、熊取町はせえへんのとって言われるんで、似たような説明はしますけれども、先にひまわりドーム優先でっせと。これは、非構造部材は要するに耐震と変わらんような話なんで説明はしますけれども、そのあたり、やっぱり準備としては4年ぐらいかかると思うんで、どこかでやっぱり設計でどれだけかかるかとかというのも見えていかなあかん時期が来るん違うかなと思います。そのほう、またよろしくをお願いします。

それから、最後に町民グラウンドの話です。

以前、平成30年に、私、このときはちょうど体育協会の会長をしておりまして、当時議員であられた佐古議員、前の議員と一緒にスポーツ庁と、それからt o t oの補助金を扱っていますスポーツ振興協会と行かせてもらって、いろいろ資料をもらって、このときは2つ目的があって、夜間照

明というのと芝生化、それともう一つはスポーツコミッションの結成というのがありまして行かせてもらったんですけども、そのときに資料をもらってきて、グラウンドについては、昭和56年に町民グラウンドができてから、中央公園のグラウンドの改修は公園事業としてありましたけれど、それ以外は増えもしないし何も変わっていないんですよ。それで、町民グラウンドのテニスコートは夜間照明がついていますし、これについてどういうふうに扱って、今後どんな考えで、先ほど副町長から、あれもこれもあるからなかなかしんどいよというのはよく分かっていますけれども、課題として持ってもらいたいなということで今回質問させてもらっていますので、ご答弁いただけますか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、ご質問の3点目、t o t oの整備助成金を活用した町民グラウンドの夜間照明、芝生整備や平成30年にスポーツ関連団体から行われた改修要望への対応について答弁申し上げます。

スポーツ関連団体から頂きました要望書につきましては、現在のスポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員協議会で構成する熊取町スポーツ推進連絡協議会から平成30年10月3日付で「スポーツによる町の活性化のための町施設整備等について」という主題で提出され、その内容については、町民グラウンドに野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ、ペタンク、少年野球等の使用に適した照度のある夜間照明施設の設置というものでございました。

この要望に対し、庁内関係部局も含め検討したところ、光や音の影響など周辺住民の合意形成や、メンテナンス・修繕等を含めた整備後の維持管理経費の負担、また、指定管理者との工期や当該設備の使用料徴収に係る調整など課題が多く、それぞれ課題に対する方策を整理することが必要なことから、直ちに実施できるという結論に至らなかったところでございます。

しかしながら、要望書に対する検討を行ったものの、その回答につきましては検討経過等も含め、当時は行ってございません。

ご要望いただいている町民グラウンドの夜間照明の設置につきましては、これまでの課題について、その方策を検討し、人工芝生化も含めグラウンドの様々な種目ごとの利用形態への対応、また、その検討経過においてt o t oの整備助成金の活用など、財源確保についても併せて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）たしかt o t oの助成制度では、このハード面については2億円で2分の1の補助金だったと思いますので、制度も若干変わっているかも分かりませんので、また調べていただいて、課題として持っていただきたいなということでお願い申し上げます。

私の質問については、この3点、今後ともよろしくお願いします。

以上、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、田中豊一議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため1時20分まで休憩いたします。

（「12時18分」から「13時20分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）議長の指名がありましたので、私より質問させていただきます。矢野議員の質問と同じ質問になっております。重なる部分はあるかと思いますが、ご答弁よろしくお願いたします。

新聞に不登校の最多24万人という記事が載っておりました。まず、2021年度に不登校だった生徒・児童数は、前年度から4万8,813人増の24万4,940人で、過去最多になりました。状況、実態はどんなのでしょうか。矢野議員の資料で分かった部分もありますが、ご答弁よろしくお願いたし

ます。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）それでは、鱧谷議員の小・中学校での児童・生徒についてのご質問の1つ目、不登校の現状についてお答えいたします。

町立小中学校における不登校児童・生徒数は、平成29年度は36名、平成30年度は31名、令和元年度は41名、令和2年度は37名、令和3年度は48名になっており、各年度によって増減はありますが、令和3年度が過去5年間の最多となっています。その要因や背景については、本人の不安や人間関係、家庭環境に起因すること、生活のリズムの乱れなど、複雑多様化しております。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございました。増えている実態は、本当に深刻に考えなければいけないと思います。ひきこもりで不登校の経験のない人が16.7%に対して、不登校の経験のある方が48.5%であったと北海道大学の加藤弘通先生が書かれております。また、不登校といじめがある場合、ひきこもりの確率ももっと高くなっているとおっしゃっています。

次の質問にいかせていただきます。

文部科学省は、コロナ禍で交友関係が築けない、生活リズムの乱れや休むことへの抵抗感の薄れを不登校の要因に上げていますが、全国では、コロナ感染回避のための長期欠席は小学生が前年度1万4,238人から4万2,963人に、中学生は前年度6,667人から1万6,353人に増加しています。熊取町での児童・生徒の様子はいかがでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）それでは、2つ目のご質問、コロナ禍で交友関係が築けないなどの児童・生徒の様子についてお答えいたします。

交友関係から不登校に至るケースもありますが、その要因がコロナ禍によるものかどうかは断定できない状況です。学校においては、コロナ禍における制限はあるものの、日々の授業や学校行事などの教育活動を通して児童・生徒が達成感を味わい、仲間とつながることができるよう、「できない」のではなく、「どうすればできるのか」「何ができるのか」を子どもたちと共に考え、学校行事等の工夫を行っているところです。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ご答弁はよく分かるんですけども、コロナ禍の濃厚接触者として元気で休んでしまうことで、休むことへの抵抗感が薄れてしまったり罪悪感がなくなるのではないかなとも感じますし、また家に籠もる時間が増えて、ゲームに熱中し過ぎてやめられない状況もあるかと思います。コロナ禍が原因だと分かるような不登校児というのは熊取町ではないのでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）先ほどご答弁させていただいたとおりにはなるんですけども、何らかの影響はやはり否定できないというふうに思っておりますが、コロナ禍による欠席が直接的な原因として不登校になったというケースは把握していないという状況です。ただ、何らか、先ほど矢野議員のときにもお答えさせていただいたとおり、やはりハードルは休みやすくなっている状況には、社会全体がですが、学校全体もそうなっているところはあるのかなというふうに考えています。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）分かりました。コロナ感染回避のために長期欠席者がこれだけ増えていますよというふうな情報はまた違うかもしれませんが、また私の聞いた情報が違っていたのかもしれませんが。分かりました。

3番目の質問にいかせていただきます。

文部科学省は支援の在り方として、スクールカウンセラーやスクールワーカーと連携し、組織体制を整えるとしておりますが、体制は取れているのでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）3つ目のご質問、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した体制についてお答えします。

現在、本町においては、各学校配置のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携し、児童・生徒や保護者の支援を行っております。児童・生徒や保護者が専門家とつながることで、心のよりどころとなっています。中には、不登校状態から別室や放課後登校、通常登校ができるようになったケースもあります。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）文部科学省は組織体制を整えるとまで言っているんですが、私もこの組織体制を整えるというのは、今の日本の先生方の状況を見ると忙し過ぎるのではないかというふうな気がします。授業以外の労働時間が長過ぎます。持ち帰る残業もまだまだ多いと聞いております。そのような先生の姿を実習などで見て、学生が先生になりたいという気持ちを持ってなくなり、先生の成り手が少なくなり、学校はますます忙しくなるのではと心配しています。

文部科学省は、スクールカウンセラーなどと連携し組織体制を整えると言いますが、組織体制を整えるような時間というのはなかなか取りにくいのではないのでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）組織体制というときに、当然先生方もそうですし、それに、例えば本町でありましたらスクールソーシャルワーカーであったりスクールカウンセラー、先生以外の人員もチーム学校として組織として、いろんな角度から子どもを見てアセスメントして支援していくということになるかと思います。

議員おっしゃってくださったように、なかなか先生方はすべきことがたくさんあって、うちとしても先生方の長時間勤務については課題と思って今、取組を進めているところではあるんですけども、ただ、やはり必要なことは会議等も開いてしていかなあかん。子どもたちへの支援、指導というのは教員の仕事であります。ですので、やはりその部分は、忙しいからとかではなく、しっかりしていかなあかん部分ではあるのかなというふうに思っています。そのために、先生方の負担をできるだけ軽減というところもありまして、スクールソーシャルワーカーあるいは子育てとの連携と教育委員会の支援というのをしている最中でありまして。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）そういうスクールカウンセラーを組織するということで先生方が特別な時間を取られたりというふうなことは、まだ少ないというふうに考えていいのでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）当然、打合せとか会議の時間も必要になってきますけれども、それは子どもをより重層的に見るために必要な時間であるかなというふうに思っています。あと、担任の教員にとっても、自分が見えない部分を例えばスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、違う教員が気づくということに、その会議の中で気づく機会にもなりますので、それは必要な部分ではあるのかなというふうに思っています。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）今の先生の忙しさを見て、子どもや親が相談に行こうかなと思ってもなかなか行きにくい状況があると危惧するんですけど、そんな状況ではないのでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）保護者の方、子どもが本当に困ったときに相談できるような関

係づくりというのはとても大事ななというふうに思っています。まさに忙しくしていて、なかなか気を遣って言えないなという保護者の方もいらっしゃるかもしれないんですけども、そのあたりは、例えば学校通信であったり懇談の中で、何か困ったことはないですかと、何かあれば一緒に考えますというようなところをお伝えさせていただいたり、また電話連絡をさせていただいたりというようなところをさせてもろうているところですので、できるだけみんなが手を携えながら子どもの成長を見守っていけるというふうなところで進めていきたいなと思っているところです。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 分かりました。本当は、不登校の問題だけではなくて、一人一人の子どもたちについて先生方で集団討議したり、ふだんからその一人の子が関わっている先生方で集団討議していったりという、そういう姿というのがやはり理想的だと思いますので。先生の忙しさというのは熊取町だけではどうしようもできないところはたくさんあるかと思えますけれども、なるべく精査して、それから先ほども、またスクールソーシャルワーカーとかも雇っていただけるような話も出ましたし、なるべく先生たちの手助けをしていただける方、学生たちもいらっしゃいますし、そういう方を多くして、そしてなるべくゆったりと教育できるような環境に熊取町としてはしていただきたいなと思えますので、またよろしく願いしておきます。

4番目に移ります。

私の資料を見てください。資料1なんですけれども、文部科学省は、1ページの2のところでは教育支援センターなど民間施設は教育の機会を確保すること、3のところでは情報交換、連携に努めることとしておりますが、熊取町での実態はいかがでしょうか。不登校児が通う学校、フリースクールなどは近くにあるでしょうか。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） それでは、4つ目のご質問、教育支援センター等、民間施設などとの情報交換、連携についてご答弁申し上げます。

教育支援センター、いわゆる適応指導教室は、現在、町では設置しておりません。6月議会で答弁いたしましたとおり、現在、定期的に通学できる施設や新たな方法について研究に着手したところです。また、民間施設との連携が必要と認識の下、令和4年3月に民間施設に関するガイドラインを策定いたしました。学校においては、ガイドラインに沿って、児童・生徒の状況を確認し、情報交換等の連携を行っているところです。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） フリースクールなどは近隣ではどの辺があるのでしょうか。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 先ほど矢野議員のときにもお答えはさせていただいたんですけども、泉南地域でありましたら、例えば泉佐野市であったり岬町というところにあるというふうなことは情報を得ております。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） その施設へ通っていらっしゃる方は、熊取町ではどれぐらいいらっしゃいますでしょうか。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 何名かは通っているという状況は把握しております。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） その方たちの何人か登校しているというふうな状況は、カウントはされているのでしょうか。スクールによっては登校しているように認められているところと違うところがあるというのが2ページの私の機関における相談や指導の状況についてというところで、出席扱いしている

のがこれだけありますよというふうな感じで書かれているんですけども、その辺については、その2つのところは出席扱いになっているのでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）この3月に、民間施設に関するガイドラインということで町教委のほう、作成させていただきました。その中には出席扱いの判断をする際の留意点も書かせていただいております。これを基に、学校がフリースクールの教育の状況、教育内容を見て出席扱いにするのかどうなのかというのを判断します。ただ、学校だけではなく、ガイドラインを作成しているのは教育委員会ですので、もちろんこの制度が始まってまだ間もないというところもありますので、教育委員会とも話をしながら進めていっているという状況です。

もちろん学習もそうですが、子どもたちがそこでよりまた自分の自信を取り戻せるような教育活動になっているのか、あるいは心理士等の配置があって心理的なサポートもできているのかというのを見ております。ですので、出席扱いにさせていただいているところもありますので、詳細についてはなかなか個人的なこともありますのでこの場ではお伝えできにくいところもあるんですけども、出席扱いにもさせていただいているところではあります。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）その通っている子どもたちというのは、何名とか言いにくいかもしれませんが、今四十何人の中の何%ぐらいの方が通えていて、ほか何%の方ぐらいがもう通わずに家にいらっしゃるといふような形になっているかというのはお分かりになるのでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）不登校の定義につきましては年間30日以上というような話がありました。当然、全く学校に来られていない子ばかりではありませんので、その状況によっても変わってくるかなというふうに思っております。人数については、フリースクールに通っているのは数名というところで回答させていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）分かりました。

文部科学省の支援については、学校支援センターや民間施設など学校以外への行き先に重点が置かれ、学校外の機関において不登校児童・生徒が指導を受けた出席の扱い人数、特例校については書いてありますが、学校を子どもが安心できる場にするにはどうするのか、不登校児が学校へ安心して来ることができるにはどうしたらよいかが述べられておりません。学校の改革は、まず先生を増やして1人当たりの人数を減らして、心と心が通い合う学校にすべきではないでしょうか。先生の労働時間、低賃金を改善し、先生になりたいと思う学生を増やしてもらいたい。それが不登校をなくす道ではないかと思っております。なかなか熊取町だけではこういうことはできないかと思っておりますけれども、そういう道を目指して学校教育を考えていただけたらなと思います。

次の質問にいかせてもらいます。

埼玉大学の馬場教授は、不登校の背景には競争的な教育がある。学校が進学や就労のために子どもの品質管理をする役割を担い、子どもたちを競わせ追い込む構造が変わっていない。その中で自信を失い、希望をなくしていくのではないのでしょうか。詰め込み教育の問題もあります。多くの自治体で、国が定める標準授業時間数を超える授業が行われています。熊取町は標準時間数を超えていないかもしれませんが、国の全国学力状況調査や大阪中学生チャレンジテスト、大阪府小学生すくすくウォッチなど、テストが多過ぎるのではないのでしょうか。その傾向について教えてください。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）それでは、5つ目のご質問、競争的な教育により、不登校の児童・生徒が増えていないか、テストが多くないかについてご答弁申し上げます。

テストにつきましては、学校で行うもののほか、国や大阪府がさつき言ってくださった実施しているテストがございます。これらのテストの目的は、児童・生徒が自分の学習状況の強みや弱みを知り今後の目標や学習に生かすこと、また、学校が児童・生徒の学習状況を把握し、教職員の授業改善に生かすことです。テストについては、競争をあおるものではなく、現時点での成果と課題を児童・生徒自ら、そして学校が客観的に把握し、次のステップに向かうためのものであると捉えています。

児童・生徒がテストの結果だけを捉え、自信をなくしてしまうことのないよう、引き続き丁寧な指導を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 私も子どもの理解状況を知るためのテストに反対するわけではありませんが、ランクづけるためのテスト、塾でしているようなこれだけ点数が取ればこの学校へ行けますよというようなテストは、公立学校ではよくないのではないかなというふうに感じております。

私たちの世代、戦後子どもの数が増え、1クラス50人以上、団塊の世代と呼ばれました。中学校の頃には高校や大学の数が少なく、受験戦争の始まりの世代でもありました。生徒の負担が多くなり、弊害が指摘されるようになった時代でもありました。それから60年、今は希望すれば大学へ全員入学できるような時代にはなりましたけれど、特定のエリートの大学への進学への熱は衰えず、学校、塾でのテスト、テストの生活は変わっていないように思われます。小学校ではそういうことは少ないかとは思いますが、中学になれば公立の中学校でも、これだけの点数があれば公立の学校へ行けるけれども、なければ私立を考えなさいというふうな、そういうふうなお話もあるかというふうに伺っていますから。そういうふうな状況があるように感じるんですけれど、それはどうなんでしょうか。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 入試等になればやはり選抜機能というのがついてきますので、なかなかそこで合否を決めていかなくちゃいけないというような側面があるのかなと思っています。ただ、学校としましては、どこどこ高校、どこどこ学校に行くために何点ではなく、あなたは今後どう生きていきたいの、そのためにはどんな進路を進むの、この高校に行くというよりその高校で何をしたいの、何を学びたいのという、いわゆるキャリア教育ですね。自分がどう生きていきたいのかということを中心に進路指導のほうは進めていっているつもりでおりますので。なかなか学校だけではありませんので、保護者の方のご意見とか塾等のこともあって子どもたちは何点取らなアカンという気持ちになっているかもしれないですけれども、本当は自分の将来、自分がどう生きていきたいのか、自分のよさをどう生かすのか、そういったところは、学校ではというか、大事にしているつもりではありますので、そこはご理解いただければなというふうに思います。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） なかなか教育の難しさというのがあるかと思いますが、やっぱり親御さんのそういう希望の方もいらっしゃると思いますので、こうが正しいからこう進みますというわけにはなかなかいかないとか思うんですけれども、先日、ある大学の先生のお話を聞く機会がありました。その先生は公立の大学と私立の大学を経験されております。公立の大学へ入学した生徒の一部分ですけれども、目的を達したという感があり、そこで終わってしまっていて、なかなか次に自分が何をしたいかというところの考えが、一旦もう僕の目的は終わったという感じの人が一部いてるというふうな話をされて、私立に入学した生徒は、学力では公立大学の生徒より劣っているかもしれないけれども、大学での生活を求め、考え発言する力は劣っていないと、そう話されて、私も、これは大学が本当に少ない規模のゼミや研究室なので、討論し合うというふうな機会が多く、自分を出せる機会が多いからかもしれないからかなというふうな感じで話を受け取りました。高校まで教室の中で先生の話聞くだけから、自分が発言し、自分がゼミを進めていくという、そうい

うふうな場を得て生き生きしているのではないのかしらというふうに感じました。

生徒それぞれが個性を伸ばせ、競争ではなく友達と話し合う中で学習し合える学校が日本でなぜできていかないのか、それがすごく気になるんですけれども、この少子化の中、高校や大学がだんだん潰れていってしまうような時代になってでもまだ受験戦争がなくなってこないというのは、どこが悪いのか分かりませんが、大きな問題がこれからいろいろと起こってくるのではないかなというふうな気がしております。

学校の中も、やはり子どもたちが集団の中で話し合って勉強し合えるような、そういう機会をたくさんつくってもらって、自分のそういう落ち込んでいくような気持ちをみんなで支え合っていくような集団をつくっていただけたらと思います。

次の質問に移らせていただきます。

先日、図書館で「ハザードマップの活かし方」という本を借りてきました。この本を書かれた方々は自然地理学、変動地形学、応用地形学など専門家ばかりで、ハザードマップが作られるようになったのは阪神・淡路大震災のときからで、広がるようになったのは東日本大震災以降からだそうです。やはりハザードマップを初め作られたときには、土地が下がるとか値段が変わるとかというようなことで反対もかなり多かったというふう聞いております。読んだんですけれども、専門的な話がすごく多くて、ほとんど理解できずに終わりました。

2014年のミツカン水の文化センターが1,500人を対象に行った調査では、ハザードマップを知っている人が39%、名前を聞いたことはあるが詳しく知らない人が47%、聞いたことがない人が14%、防災対策として活用しているという人は12%であったと書いてありました。私も防災マップを知っているつもりでいましたが、昨年12月に新しい防災マップが出ているのに気づかず、古い防災マップで質問しようとしていました。これではなかなか知っていたとは言えないかと思うんですけれども、このような防災マップを生かすことが必要ではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、ハザードマップについてのご質問の1点目、ハザードマップを生かす必要性について答弁いたします。

まず、議員が言及されております2014年（平成26年）以降、本町では平成27年度、令和元年度及び令和3年度と、既に3回ハザードマップを更新してございます。令和3年度更新の最新のハザードマップにつきましては、それまで土砂災害のハザードのみであったものに地震や洪水、ため池のハザードを追加した総合防災マップとして作成し、令和3年12月の町広報誌と併せて町内全戸に配布したもので、また、町ホームページにも掲載してございます。

当然のことながら、これは全ての町民の皆様にも本町内にあるハザードを認識し、さらにこのマップの情報を生かして、災害発生のおそれが生じた場合等にご自身やご家族の大切な命を守る行動を取っていただくために作成したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）この本では、地域住民が行政やNPOの支援を受けてコミュニティハザードマップを作る過程が書かれておりました。ハザードマップを住民のものにするにはよい実践だと思ったんですけれども、お金と専門家、住民の協力が非常に必要で、短時間ではできないと感じました。そのためにもこのハザードマップを利用、活用していくという方法が欲しいかと思うんですけれども、その辺についてはどんなものでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）今回総合防災マップを作成したことをもって、当然ですが議員も含めて事前にお配りもしましたし、町民の皆様にも令和3年度12月に全戸配布した、それを契機に、それ以降、自主防災組織等の訓練の際にその都度この防災マップのことについては触れまして、一定その活用あるいは内容の説明等を行って、皆さんにご活用いただくように心がけて取り組んでいるとこ

ろでございます。すみません、これは2点目の質問にちょっと触れてしまったかもしれません。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。自主防災の方々の訓練のときに触れられたというふうなことになっているんですね。熊取町は自主防災モデルマニュアルを令和2年に作ってくれていますし、ほんで、各地区でのマニュアル作成の話合いをすとか、それから防災マップの説明を各地区でやっていただけるとか、そういうことはできないものでしょうか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） これ、2点目の質問ではないんですか。でよろしいですか。はい。

では2点目、防災、ハザードマップについての説明会や話し合いの場について答弁いたします。

令和3年度に総合防災マップを作成し全戸配布したことを踏まえまして、配布した以降に実施された自主防災組織の訓練においては、危機管理課職員から当該マップの説明を行ってきたところで、さらには民生委員児童委員協議会の部会や校区福祉委員会の研修時にも説明を行ったところでございます。加えて、10月23日に実施しました住民参加型総合防災訓練に先立って行った全自主防災組織対象の訓練説明会においても、当該マップの作成を踏まえ、これを活用した訓練実施について呼びかけを行ったところでございます。

今後も、住民の皆様に防災、ハザードマップについて認識を深めていただけるよう、機会を捉えて説明や話し合いの場を設けてまいりますので、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）本当につまらない疑問なんですけれども、ハザードマップに書いてある日頃の備えということで、これだけのものを持っていけばいいですよというのが防災の中の2ページに載っているんですが、これ全部を持っていくとすると、やっぱりトランク1つは要るのではないかとというぐらゐの感じがします。もう年寄りで、私たちもそんなトランク1つ提げて小学校まで歩いていくなんてとても無理なんで、リュックに入るぐらゐの、これとこれとこれは絶対に持ってきなさいというふうな、そういうふうな説明とか、それからタイムラインを作ってみようというふうなところもあるんですけれども、それを見ても、さて何を書いたらいいのだろう、どうすればいいんだろうというところ辺も、ここを見ただけではなかなか浮かんでこないんですね。だから、この辺はこういうことを想定してこんなふうにするというのを、作ってみようということで記入例と書いてあるんですけれども、その記入例だけ見て、えっ私の場合どうすればいいのというのか、だから高齢者の避難、援助しなければいけないというふうな、そういうこの方とこの方を援助してくださいというのは5年ほど前に聞いたことがあるんですけれど、それから亡くなった方もおし引越された方もいるし、そういう高齢者を援助していくような、そういうふうなところ辺も、自分たちが若いときは援助できたけれど、もう援助できなくなっている年代になって、どうすればいいのか、自分がしてもらった場合にはあるのだろうかというふうな、何かああいうのを作ったけれどそのままになっているのではないかなというふうな気がするんですけどね。

高齢者支援何とか言っていましたね、ちょっと名前、出てきませんけれど。そういうのがいろいろと気になるんで、その辺をきちっと整理してもらって説明をしていただけないかなというふうなことはできないでしょうか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 議員のご指摘を踏まえまして、私ども防災担当としては、まずもって防災マップについてしっかりと目を通していただけないのかなということ、それから、そもそも今のようなご懸念というのは、その方が防災に関してご自身の我が事としての関心が少し低いような私は感想を持っております。ご自身がすごく心配であればいろいろこういったマップにも目を通していただけるんだらうと思えますし、そういうつもりで見ただけであれば、中身について

は分かっていたできるように我々としては作ったつもののものでございます。そこは、私ども肌で感じる印象としまして、やっぱり自主防災組織の訓練等に足を運びますと、皆さん関心もあって、今ご指摘いただいた中身について議論もなさっています。恐らくそういう議員の今ご指摘のようなご心配をされている方というのは、そういう活動への参加というものにまず至っていないのじゃないかなというふうな私は想像をしております、やっぱり地域でもって自主防災組織が全ての地区であって熱心に活動されている中で、そこの活力、その取組について参加いただくことを我々としたら一生懸命バックアップさせてもらって、その中で皆さんで議論を進めていただく。我々も当然そこにはバックアップさせていただきます。危機管理も自主防の訓練には必ず足も運んでおりますし、そんな中で今のような懸念があれば、それをテーマに訓練の一環として皆で話し合ってもらって、あるいは議論を深めていただくということはとても有用なことだと思いますので、そういった観点で、我々はこれからも自主防災組織の皆さんと共に防災意識についての涵養を図っていききたいなと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君）何か私の認識が低いと。自主防災組織に関わらないと認識が低いということになるんですか。その辺の感じ方がちょっと違うんですけれども、やはり一般的な市民として、はい防災マップですと言われて、これをばらばらと見て、あっ、ここでこういうのが危ないんで、こんなので気をつけましょうねと考えられる人のほうが少ないんじゃないかというふうに思うんですね。自主防災組織も、やっているのは知っています。主人も行っているのは知っていますけれども、私まではなかなか知識がない。でもそれは、普通の人はそのようなので当たり前じゃないでしょうかね。きちっとこのページはこんなのでというのを読んだだけで分かるというのは、ほんまに「ハザードマップの活かし方」というこの本を読んだって全く分かりませんでしたからね。地形について、こういうところが危ないんですよ、こういうところが危ないんですよとは書いてありますけれど、専門的な用語ですからね。何かそんなの分からないから認識がというふうに言われたらちょっとあれなんですけどね。

それで、熊取町には自主防災マニュアルというのは2年に作ってありますよね。それを見させてもらったんですけど、でも各自分のところの地域で自主防災マニュアルを作っているところは載っているところだけですよ、あそこに希望が丘と、それから何か所か載っていましたがね、自主防災マニュアルをこういう形で作って。ほかのところではそういう話し合いというのはされているんでしょうか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）まず、そこに載っているところだけということではなく、あれはマニュアル作りに参画していただいた地区ということでございまして、すなわちそれがマニュアル作成できるというところじゃなくて、これも以前から議会の場でもお話しさせてもらっているんですが、ご指摘のとおり、各地区においてそれぞれマニュアル作りというものを我々は進めていってもらいたいなというのは思いとしてありまして、全地区で各地区のマニュアル作りを進めてもらうべく、先ほど申し上げた自主防災組織の訓練の際にもその旨ご説明申し上げて、その取組を進めていただくようお願いしたりとか、校長会、各学校の先生なんかとの三者会議というものも持って、今後、校区別の避難所運営マニュアルも進めていかなあかんというような状況もまた我々にあって、そういうことで一生懸命それを作るべくご説明させてもらっているような状況でございます。今現時点では数地区、4地区程度が今作成いただけているというような状況でございます。

議員の、私の説明のほうがちよっと議員の理解が足りないような言葉に取られてしまったようなんですけれども、そういう観点で申し上げたのではなくて、自主防災組織に参加していないから分からないとか我々説明しないとかいうことを申し上げているのではなくて、我々、もちろんどんなところでもお邪魔してご説明もさせていただきます。説明会の場ももちろん設けさせていただきます。

ですけれども、やっぱり一番、合理的と言うたら変ですけれども、自主防災組織というのは各地区で作成いただいて皆さんそれぞれ活動されている中で、そこにやっぱり一番近いその地区に参加いただいて、共に考えていただくというのは一番身になることなんじゃないかなというふうに我々は考えておまして、そこに一生懸命サポートさせていただきたいというところでご理解いただきたいと思います。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 自主防災マニュアルを作られた、だからマニュアルだけでは多分いけないんだと思うんですね。各地区での防災計画みたいなのをマニュアルを通してつくっていくというのが方向だと思うんです。私もこの本を読ませてもらって、各地域で防災マップを作ったらみんなの認識が高まりますよというふうなことを書いてあったんですけど、それにはやっぱり専門家が要るし、役所の方々が要るし、いろいろとお金も要るしというふうなことで、私は絶対これは無理だというふうに感じました。それやったら自主防災マニュアルを各地域で作れるように援助していただければいいと思うんですが、みんなの意識が高まっていくのではないかなというふうな感じで質問させていただくんですが、その辺のところ辺はいかがでしょう。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 何度も、私どももそれを作っていただくべくお手伝いさせていただくということは以前から申し上げていることであって、それは何も記憶していないということでは当然ありませんので、ぜひとも早く各地区で作っていただきたいと思っていますし、作っていく作業の中で、各地区のマニュアル作りに当たってそのマップを作るとかという話もありましたけれども、この防災マップを活用して、それぞれの地域においてこのマップで表示しているハザードを確認していただく、このエリアが色づいていてハザードの予測がされているということを確認していただく、それだけでも十分有意義な取組でありましょうし、実際、地域ごとにまち歩きみたいなことをしていただいているようなところもあったやに記憶しておりますので、その辺は各地区それぞれが創意を凝らして取組を進めておられます。そういったことの情報共有も我々が間に入って進めさせてもらいたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 2年のほうで自主防災モデルマニュアルはできているんですね。そこからもう4年になっているんで1年ほど、2年のいつかはちょっと私も分からないですけど、その辺で、参加されていたところはもう作っていらっしゃることなんですね。そこで防災マニュアルを2年に作られた、モデルを作られた地域は、もう自分たちでマニュアルを作って完成していらっしゃることでしょうか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） いや、必ずしもそれがイコールというわけでもございまして、現時点では5地区が作っていただいていることございまして、大久保と大宮と朝代と自由が丘、桜が丘の5地区でございます。桜が丘の地区も、もう作っていただいております。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 桜が丘とおっしゃったんですけど、私、見たこともないんですけどね。中では持ってはったんでしょうけど。だから、作ったら作ったで、その地域の方みんなにこういうマニュアルができましたということで知らせていただければということもまたお願いしたいと思います。

この本には、まだほかに外国人のハザードマップとか、子どもたちがハザードマップを学ぶことでコンクリートやアスファルトに隠された景観の中にある防災の必要性を学ぶことができるとかも書いてありました。いつどこで来るかわからない災害に対しての備えをみんなで作っていったら、みんな理解できるんじゃないかなというふうにこの本を読んで感じました。ハザードマップをみんなのものにしていくという気持ちでこれからも頑張りたいと申し上げまして、私

の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、鯉谷議員の質問を終了いたします。

次に、渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

まず、1項目めは男性用トイレへのサンタリーボックス設置についてです。

男性特有の前立腺がんあるいは男性の罹患率が高い膀胱がんは、手術後、頻尿や尿漏れの状況が起きやすくなり、尿漏れパッドが欠かせません。着用すれば外出できるものの、男性トイレの個室で取り替えても捨てる場所がないため、外出先から自宅まで持ち帰らざるを得ない人がたくさんおられるそうです。日本トイレ協会が2月に実施したアンケートによれば、尿漏れパッドや紙パンツを使う男性の7割が、捨てる場所がなくて困ったと答えているそうです。生理用品を捨てるために、女性トイレには当たり前のようにあるサンタリーボックスが男性トイレには置かれていないのであります。尿漏れパッドを着用している男性は、恥ずかしさからなかなか声を上げられない一方、当事者以外の男性は問題意識を持ちづらいからかとも思われます。

そこで、まずお伺いいたします。

1点目、本町公共施設の男性トイレへのサンタリーボックスの設置状況を教えてください。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、1点目の本町公共施設の男性トイレへのサンタリーボックスの設置状況についてご答弁いたします。

公共施設といたしましては、役場庁舎をはじめ、ふれあいセンター、煉瓦館等のトイレ施設のある22の施設において男性用トイレにサンタリーボックスが設置されている施設は、熊取ふれあいセンターの男性用多目的トイレのみの状況となっております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。公共施設22ある中で、ふれあいセンターの多目的トイレだけしか設置されていないというのが現状ということですね。

では、2点目へいきます。

2点目ですが、SDGsの6番目の目標に「安全な水とトイレを世界中に」というふうになっております。トイレに関して、女性や女の子、また弱い立場にある人々のニーズに特に注意を払うことも、この目標の中に含まれております。トイレで困ることがあるというのは人権問題でもあります。捨てる箱を設けるのが当たり前になってほしいと日本トイレ協会の方がおっしゃっておられます。サンタリーボックス設置についてのお考えをお聞かせください。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）次に、2点目の設置についての考え方についてでございます。

膀胱がん、前立腺がんの手術を受けた方や高齢者など、頻尿や尿漏れ等により尿漏れパッドやおむつを使用する方もおられ、使用済みのパッド等の廃棄に困る状況にあることは認識しております。尿漏れパッド等を使用しても安心して外出でき快適に過ごすために、サンタリーボックスの設置は不可欠な設備であります。

本町の公共施設の中には、トイレの広さや設置後の清掃、管理体制など様々な課題もございしますが、まずは本庁舎の多目的トイレへの設置について進めさせていただきます。

また、今後においても、利用状況を見極めつつ、可能な範囲で本庁舎内で追加設置し、他の公共施設にも拡大していきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。まずは本庁舎、この庁舎の男性トイレからということですね。

今ちょっと見本でつけさせていただいておりますが、写真ですね。今、この分につきましては阪南

市が設置されたところの写真をちょっとつけさせていただいたんですけども、今、サンタリーボックスにつきましては全国的にもやっぱり必要性を皆さん感じられておまして、私たち公明党の議員がネットワークというんですか、そういう感じで声を上げさせていただいております、設置を推進してござっております。この泉州におきましても高石市、忠岡町、和泉市、岸和田市、泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町も全て順次設置してくれておりますので、しっかりと男性のトイレに、声を上げられない男性の声をしっかりと聞いてあげていただきたいと思っております、お願いしたいと思います。

そこに書いてありますように、サンタリーボックスというのが分かるように表示も必要かなというふうに思っておりますので、こういった形で、尿漏れパッド等はこちらへお捨てくださいという一言を載せることも親切かなというふうに思っております。そういったこともしていただきたいと思っております、その辺どうでしょうか。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）おっしゃるご指摘のとおりでございます。今回ご質問いただいた中で、うちでいろいろ検討した中で、尿パッドですとやっぱり臭いの問題も懸念されます。今回、答弁の中で清掃の管理というようなことも触れさせていただいているんですけども、もう少し、うちは大きい、足で踏んで臭いも消せるようなステンレス製のものを想定していたものですので、一斉に全てのトイレということは答弁を控えさせていただいたんです。

例えば阪南市のようであれば邪魔にならずに置けるんですけど、うちの場合、やはり狭いトイレもござりますので、大体調べたら6リットル程度の足踏み式のおしめも入れられるようなものであれば、若干通常のトイレで邪魔になる可能性もありますので、答弁としてはそういう多目的トイレに入れさせていただくということで書かせていただきました。

当然、役場に来られた方がすぐにそこにサンタリーボックスを設置しているということは広報としても必要ですので、窓口でもあそこに行けばいけるというようなことをしっかりと、そこは広報していきたいと思っております。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。皆さん、安心してまた外出できるかと思っておりますので、そういったこともやってますよということは広報もしていただきたいなというふうに思っております。

また、トイレの中でこういうふうに入って分かるというんじゃないかと、男性トイレの中のドアにサンタリーボックス設置しているのを貼ってはるところもあります。そういったことで、分かりやすい表示をまた検討していただけたらなというふうに思っておりますので、その辺もよろしく願いいたします。

22の公共施設に順次していただきたいというのと、こういう公共施設からまずは見本を示すということで、そういうことなんです、それと併せて一般の民間の施設、また商業施設、そういったところも、やっぱりお買物に行かれた男性の方かそういう方も外出先としてはそういうところもあるかと思っておりますので、そういったところにも町のほうからそういった施設に対して設置の推進というものを声かけできないものでしょうか。その辺はどうでしょうか。

議長（二見裕子君）答弁をお願いします。巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）まずは公共施設からということで、今ご提案の民間の施設ですよ。世の中でそういう動きというのはもう私も重々把握はしておりますので、まずは、うちでいいですと商工会、そういったところに加盟しているところにそういうふうな提案ができないかというようなところは、商工会を通じて一度協議というのはさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）まずは役場が見本を示してからということになるかと思うんですが、そういったことも声かけしながら、熊取町全域で男性が困らない、そういう熊取のまちづくりにしていただきたい

いなというふうに思っておりますので、何か。よろしいですか。よろしくお願ひしたいと思ひます。じゃ、2点目へいきます。

2項目めは、切れ目のない子育て支援についてです。

1点目は、今年度から産前産後ヘルパー派遣事業を実施していただきましてありがとうございます。子育てママの家事支援や育児支援に取り組んでいただき、大変感謝するものであります。その取組状況について、また利用状況についてお聞かせください。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） それでは、切れ目のない子育て支援についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の今年度から実施している産前産後ヘルパー派遣事業の取組状況についてでございます。

この事業は令和4年8月から始めたところですので、11月末までの4か月間の状況を申し上げます。

町内で事業所を構えております訪問介護事業者で、派遣の対応が可能な事業者に届出をいただき、事業をスタートさせました。現在、5つの事業者に届出いただいているところでございます。

次に、利用されている方ですが、5名いらっしゃいます。産後の体調不良や、里帰り出産をしない、上の子どもがいて家のことまで手が回らないなど事情は様々ですが、保健師が困り事などの相談を受ける中で、この支援につながっているものでございます。

引き続き、事業の周知に努めるとともに、支援を必要としている方に適切に届けられるよう取り組んでまいります。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。今、資料に町が発行している産前産後ヘルパー派遣事業についてのチラシというものをつけさせていただきましたが、こういったこの事業、これは一応ホームページから今ちょっと上げさせてもらったんですけども、産前産後の妊婦や、また出産後のママにこういったチラシというものはお渡ししているのでしょうか。いつどのように説明されておられるんですか。

議長（二見裕子君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） このPRですけども、町広報に掲載させていただきまして、今ではホームページに掲載させていただいております。それと、一番重視しているのは、やっぱり保健師からの個別のご提案といいますか、案内、紹介というのを重視しております。それとあと、定例的には妊娠届を提出いただいたとき、あるいは出生届で来ていただいたとき、それぞれ保健師と面談をさせていただくんですが、そのときにチラシを渡してご案内をしているといった状況でございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。そういったときにご案内していただくというところで、この事業につきましては次の項の質問の中にも関連してくるかと思ひますので、子育て支援のそういった事業の一つとして、訪問して保健師が随伴支援というんですか、そういう中で使えるかなというふうに思ひますので、次の項にいきますね。

2点目、国の2022年度第2次補正予算が先日成立をいたしました。その中には、物価高騰対策や子育て支援策など総合経済対策が盛り込まれております。子育て支援策としての総合経済対策には、全ての妊婦、子ども、子育て世帯に対する支援を充実させると明記され、伴走型相談支援と経済的支援をパッケージとして一体的に実施する事業を創設するとありますが、本町はどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

議長（二見裕子君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）次に、2点目の国の総合経済対策にあります伴走型相談支援と経済的支援をパッケージとして一体的に実施する事業を本町はどのように取り組んでいくかでございます。

今般、国の第2次補正予算で、出産・子育て応援交付金事業の予算が可決されました。この事業は伴走型相談支援と出産・子育て応援ギフトを組み合わせた形のもので、伴走型相談支援では、妊娠時の母体の変化や出産に対する漠然とした不安に寄り添うことが求められています。経済的支援策の出産・子育て応援ギフトは、妊娠届出時と出生届出時にそれぞれ面談を受けて、アンケートに回答した方に支給することとされております。

今後、本町におきましても速やかに予算化し、事業を実施して子育て世帯への支援につなげてまいるとともに、出産後のサポートについても、より充実させていけるように検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）今ちょっと資料もつけさせていただきましたが、国の予算、出産・子育て応援交付金という形で、国としては1,267億円予算が可決したわけなんです。その部分で交付金を使って伴走型相談支援と経済的支援というものがパッケージで行われるというところで、予算が決まったばかりなので、国のほうからの説明等はまだまだありませんでしょうか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）12月2日に国の補正予算が成立しまして、事業の要綱とかまだ示されてはいないんですけども、11月22日に、その時点で政府が考えていた内容でのオンラインの説明会というのがございまして、そこで事業の概要はあらかじめ示されております。その中で、この4年4月の出生から対象になるというところで、一定出産を終わられた方については10万円、それと、もともと妊娠届のときに5万円、出生届を提出されたときに5万円という立てつけなんですけれども、今年度始まりなんで、この4月から出生を対象に10万円を支給していくというふうな経過措置が盛り込まれております。それに対応した予算をまた提案していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。今、経済的支援のお話があったんですが、まず伴走型相談支援につきましては、熊取町としてはすくすくステーションで包括支援センターという形で子育て応援、包括支援センターという形で、保健師が妊娠時からずっと本当に伴走型で相談に乗っていただいているのかなというふうに思うわけなんです。そのときに保健師が今ありました先ほどの産前産後ヘルパー派遣事業等のご紹介とかもしてくださっているということかと思いますが、今、国のほうの新しい交付金を使っての分につきましては、まずは妊娠期と、それと途中、妊娠8か月頃についても面談での対応と、伴走型相談支援という形にこの中にも示されておりますが、その辺のところはどのように取り組まれる予定なんですか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）この交付金につきましては、伴走型相談支援と経済的支援ということで、経済的支援をやっていくに際して、寄り添い支援もその仕組みの中に組み込んだ中で交付金を出していきましようという制度になっている、そういう立てつけになっております。

今現在、熊取町は妊娠届のときに保健師が面談をさせていただいております。そのときに、妊婦の体調であったりとか状況をしっかり把握させていただくという取組をやっております。

あと、妊娠8か月時の面談というのが今回示されているんですけども、このタイミングで、今、熊取町のほうでは全ての妊婦に対して電話で状況確認をするというふうな取組をやっております。その電話での状況確認の結果、必要な妊婦については訪問をしたりとかいう形で相談に応じているというふうな状況になっています。

それとあと、国が最後に示している出生届出時の面談ですけども、これも、子どもの出生届を住民課に出された後に子育て支援課の窓口へ来ていただいて、そのときも面談をさせていただいて

る。それとあと、そのときの産後の状況ですね。それもお伺いをしっかりさせていただいて対応させていただいているという状況になっていまして、国が今想定している内容というのは、今でも熊取町は一定対応できているという状況にもあるというふうに把握をしている状態ですので、国のこれから要綱が示されて、細部の調整はあるかと思うんですけども、一定そういった対応は今できているというところの中ですので、スムーズにこの交付金の給付については対応できるのではないかとこのように考えております。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 本当に今、熊取町も取り組んでくださっているのですが、別に追加で何かせなあかんというものではないのかも分かりませんが、今回8か月のときの面談につきましては、資料の中にもありましたように、お父さん、パパのほうの相談、夫の育児相談もするというところのものも載っておりますので、パパとママの両方、ご夫婦での面談というものも入ってくるのではないかなと、そういった訪問、アウトリーチというんですか、そういう形とか、また訪問が無理ならオンラインでの相談とか、そういったことも、ママだけではなくてお父さんもこの相談の対象になるんだというふうにこの中で示されているのかなというふうに思うんですが、その辺のところの対応というものは検討可能でしょうか。

議長（二見裕子君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） 一応、妊娠8か月の面談というのは、国から示されているのは一定、妊婦と接触をして、必要であれば訪問するというふうな形で示されておりますので、今回アンケートというふうな形でもらうということになっておりますので、一旦案内を送った上で、その上でお父さんお母さん、両方とも面談ということであればそれは応じさせていただきますし、あと出産前にプレママ教室とか今やっているんですけども、その教室なんかでもお父さんに参加いただいている場合もございますし、そういったことは全然、お父さんもぜひご参加いただければというふうに考えておりますので、そういうふうに思っております。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） パパにもやっぱりしっかりと相談支援をして、対応していただきたいなというふうに思います。

それと、経済的支援というところにつきましては、補正予算は今回12月に成立したんですが、今年の4月から出産した人も対象というところで、10万円というところで、これはどういう対応……。クーポンとか現金とかいろいろ市町村にお任せするということなんですけど、本町はどうされるんですか。

議長（二見裕子君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） 今回、クーポンでの支給と、あと現金というのも選択できるということになっています。これにつきまして、いろいろ近隣の3市3町とも調整を進めているんですけども、基本的にはもうスピーディーに給付金をお届けしたいというところの中で、現金でいきたいということは大阪府には報告をしております。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。この4月から出産した分も遡って経済的支援をするというのは、私たち公明党が提案して国のほうでなったというふうに聞いておりますが、しっかりとその方たちにも支給していただきたいなと思うんです。

多胎児の場合は出産した子どもの人数分というふうに聞いているんですが、5万円出産した分につきましては、ご存じですかね。よろしくお願ひします。

この補正予算につきまして、いつからこれは実施されるんですかね。経済的支援の支給についてはいつ頃。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）支給時期につきましては、事業開始日をいつに設定するかというところなんですけれども、これについては12月中旬ぐらいに国が説明会を開催するというふうに聞いておりますので、その内容を確認した上でスケジュールを設定したいと思っております。でも、今年度内には支給できるようにしたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

この事業につきましては、今年度補正予算ですが、継続して来年度もやっていくんだというふうになっています。その辺のところを踏まえましてちょっとお尋ねしたいんですが、今回、早く対応できるというので現金支給という形ですでにいただけるわけなんです。この資料の中にもつけていますが、国の補助率が3分の2、都道府県6分の1、市区町村6分の1というふうにあって、その横にシステム構築等導入経費は国10分の10となっているんですけれども、システムにつきましては国が全部持ってくれるというところで、この分、そういうふうになっているのであるならば、今の分、令和4年度の分は現金支給で急ぐのでそういう形で対応はオーケーかなというふうに思うんですが、来年度からは、もしそうであるならばシステム改修をしてクーポンという、子育て支援のために使う補助金ですよという形で、今言う産前産後のヘルパー派遣とかそういうのもお金かかりますやん。それをただ単に現金を支給したから現金でというのではなくて、子育て支援のために使えるクーポンという形でそれを妊婦とか産婦、子育て世帯の方にアプリみたいな形で、クーポンという形で支給することが、子育て世帯にとっては子育てのために使えるんやという意識啓発になるのではないかなというふうに思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）そこにつきましては、クーポンにすることによって子育てに関する支出に限定できるという点ではいいかなと思うんですけれども、あと、妊娠届のとき5万円、出生届のとき5万円ということで10万円の給付があるんですけれども、それがしっかり使えるような受皿ができるかどうかということもあるかと思えます。そのあたりについては、保護者とか住民の意見も聞きながら考えていきたいなというふうに思います。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）現金が一番使いやすいから子育て世帯の方は現金のほうが喜ばれるかも分かりませんが、そういった電子クーポンという形で子育て世帯の子育て支援という形でというのも、また一つの子育てに対する支援が意識づけられる、さっきも同じこと言うています。なるのかなというふうに思います。それは業者にも参画してもらわないといけないと思いますのでね、そのクーポンを使えるというところで。だから業者の支援にもなるかなというふうに思いますので、子育て関係の物品にしてもそうですけれど、おむつの購入も先ほども無料とかありましたが、おむつを買うのにそれを使えるとか、そういったクーポンという形にすればいいのかなと思いますし、この間子育ての講演に行かせていただいたときに、このとおり先生がおっしゃっておられましたが、妊婦がやっぱり運転するのはよくないというところで、タクシーに乗ったりとかに使えるというタクシー料金のチケットをサービスしているところもあるということを書いていました。妊婦がそういうふうに使えるためには、そういったクーポンがあったらタクシーのときにもそれを使えるんだなというところの意識づけにもなるかなというふうにも思いますので、そういったこともちょっと検討していただけたらな、ただ単に現金というよりかはそのほうが効果があるのかなと。それぞれの事業者についても、こういうことをやろうという、考えるというか、事業者のサービス向上にもなる。事業者自身の営業努力というんですか、営業努力というのはおかしいかもしれませんが、そういったものにもなるのではないかなと思いますので、また検討していただきたいと思います。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）クーポンというやり方なんですけれども、先ほどタクシーということが例に挙がりました。やはり1町で進めるということはなかなか難しいと思いますので、そこは3市3町との調整も図りながら、あと、より広域的に大阪府がここに関与できるかというところも考え合わせながらちょっと検討をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） よろしく願いします。

では、3項目めへいきます。

3項目めは、奨学金返還支援制度の導入についてです。

令和3年9月定例会、また本年の9月定例会でも質問いたしました。自治体による奨学金返還支援制度は、2015年から負担額を特別交付税措置の対象とするなど、国による財政支援がスタートいたしました。国が自治体の負担額の2分の1を特別交付税で措置してくれるというものです。本年6月時点で実施自治体は36都府県615市区町村に上り、利用者も2015年から2021年度の累計で3万人を超えています。昨年9月に私が質問したときは2020年6月時点で32府県423市町村でしたので、この1年で200近くの市町村が新たに導入していることが分かります。大学生等の就職層をターゲットとする奨学金返還支援制度を導入する自治体が増えてきているのだと思います。

内閣府の担当者によると、実施自治体への調査の中で、U・I・Jターンの決め手となった自治体内の企業の採用活動を有利に進めることができたという声が寄せられているそうです。岬町は本年より導入をしているそうです。就労初期における経済的負担を軽減することによって、町内への定住を促すことを目的としているようです。

本町も、大学生などの就職層をターゲットとして、転入・定住を促すことを目的に導入してみようかと再度お尋ねいたします。

議長（二見裕子君） 明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君） それでは、続きましてご質問の3点目、奨学金返還支援制度の導入につきまして答弁申し上げます。

議員ご提案の本町での奨学金返還支援制度の導入につきましては、これまでも答弁申し上げておりますとおり、過去に実施した大学生を対象とした住民登録を促進する事業の実績が芳しくなかったこと、奨学金返還支援制度に関する国の財政支援が事業費の、議員2分の1とおっしゃいましたが、本町の場合は0.3に財政力指数を掛けておよそ4割ということになっております、4割にとどまること、加えて、岬町のように制度を新たに導入した府内団体がある一方、廃止した団体もあることから、現時点においては、本町の新たな転入・定住促進事業として導入することにつきましては慎重に判断すべきものと考えております。

なお、現在、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間として取り組んでおります三世代近居等支援制度を中心とした転入・定住促進策については、今後、その3年間の成果分析と検証を行いながら、また奨学金返還支援制度の他市町村における導入状況等を注視し、令和6年度以降の施策について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ずっと同じ答弁で、なかなか難しいという答弁かと思いますが、今回、今年岬町が始めたので、またもう一度質問させていただいたわけなんですけれども、こういうふうに資料につけさせていただいています。岬町の奨学金返還支援事業、岬町への居住で最大50万円というすごい大きな見出しのチラシなんですけど、5年間というところで、年間にすれば10万円というところで5年間というところのチラシになっていまして、奨学金を返済するのに困っている方にとってはうれしいなというふうに、岬町に住みたいなど、住んだら50万円、5年間でですけれども支援してもらえるというところがインパクトがあるのではないかなというふうに思います。

今、この事業をやめたところもあるという答弁でしたが、やっている市町村の数を見たら200増

えているんですね。やめたところは何ほありますか。増えたほうを合計して200かも分かりませんが。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）大阪府内でいいますと、もともと4団体が実質令和3年度まではやっておりましたけれども、新たに令和4年度から、ご指摘の岬町と枚方市と2つ増えまして6団体となっております。その6団体のうち1団体、具体的には東大阪市なんですけれども、東大阪市のほうが令和2年度から廃止しているということでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）やめたのが1団体あったからといって、それが効果がないというふうに判断するのはいかなものかなというふうに思います。東大阪市はこれをしなくても、ほかにもものづくりとかいろんなところで財源として入ってくるものがあるからかなと。町工場もありますから転入してくださる方も、これをしなくてもというところにあるのではないかなというふうに思うわけなんです。

まず、今回この岬町の分は、今3人の方が申請されているというふうに聞きました。なぜまたこれを私は出してきたのかといいますと、次の資料で、野村證券の資料なんですけれども、先日、議会で政策検討勉強会がありまして、野村證券の主任研究員の方から人口3分の2激減の到来と新成長戦略についての講演を受けさせていただきました。そのときの資料の一部なんですけれども、以前、平成29年にも南部自治体職員セミナーというものがあった、そこでも職員が対象で講演を受けておられたかと思うんですけれども、同じ方、主任研究員の和田理都子さんが講演されたんです。そのときも、今後自治体に求められる課題は何か、課題を解決するための方策は何かというところの趣旨の講演をその当時されたというふうに聞いております。それが同じような内容で私たち議員も受けさせていただいたわけなんですけど、ちょっと熊取町にも重点、軸足を置いて話をしてくださったんです。そのときには、投資力分析と近未来予測から熊取町を分析していただきました、その資料なんです。熊取町の現状と課題というところで講演をしていただきました。

これを見ていただきまして、そこに書いてあるのが、これを見て私は今回またこれはもう一回言わなあかんと思ったんですけれども、ここに2行目のところに次世代と大学生の多さが特徴、熊取町はね。その22歳の崖が深く、影響は40代まで残るというふうに書いてあります。その下にグラフがあります、折れ線グラフ。その折れ線グラフのピンクの色を見てください。そこには学生がぼーんと、人口構造ですね。ありますが、22歳になったらどんと崖に落ちています。これが熊取町の人口構造なんです。全国的なものとか、緑が全国平均の人口構成なんですけど、それを見たときに、この22歳の崖、これを埋めなあかんの違うんと思ったんですね。そこにぶつとありますが、あと、書いてある中には熊取町はベッドタウンであると。婚姻件数は現役比で少なく、出生力も非常に弱いと。その後ずっとありまして、あと将来像、2045年、先を想定したときにどうなるかと思ったら、0歳から19歳は45%今より減ると。20歳から39歳は36%減るんだと。74歳は断トツのピークに、若いほど少ないが顕著になると、このまま何もせんかったらね。で90歳以上は4倍強になると。ずっといったら人口の4割が退職年齢になるんだというふうに書いてあります。

出生力につながる住民サービス強化と徒歩可能生活圏が必要だというふうにまとめておられるんですが、これを見たときに、この22歳の崖を埋めるためには、やっぱり今の大学生、そういったところにスポットを当てないといけないんじゃないかなと。人口と稼ぐ力を分析し、新成長戦略を考察していく。そのためには、ここにある大学生の人口、今これだけピークになっている大学生の人口をそのままシフトできる施策を打たないと、将来ここに書いてあるとおりになってしまうんじゃないか。右側が2045年の予想図ですよ。人口構造になってくるんじゃないかなというふうに思ったわけです。

だから今回、奨学金返還支援事業、僅かかもしれませんが、22歳の崖を埋める施策の一つとして検討していただきたいと思うんですが、再度お尋ねいたします。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）ありがとうございます。和田先生のこちらの資料につきましてはもう我々のほうも貴重な資料として拝見しておりまして、22歳の崖、またこの人口構造ですね、今後の。こちらにつきましても対応していかないといけない課題やということで深く認識はしてございます。

その上で、当然20歳から24歳といういわゆる大学卒業期、就職期という、ここが熊取町の弱みということ、これはもう熊取町の人口ビジョンをつくったときから十分認識しておりまして、じゃそのために何を対策していくべきやということで、その当時、いち早く町内にいる学生を取り込む施策ということで例の施策を打ってまいりましたが、ただ、その効果というのは生まれませんでした。そのとき学生、大学等にも赴きましてヒアリングしてきたんですけども、学生事務局なんかでも、やはり少々のインセンティブで学生は熊取町にとどまっていたとというのは難しいということで、やはり将来のある身ですので、就職したところが東京であれば東京に行くだろうしということで、なかなかその言い方、表現はよくないんですけども、小手先のものではなかなか学生を留めることは難しいなというのは、これはもう肌で実感しております。

そんな中で渡辺議員のほうから奨学金支援制度、2年前からご提案いただいているわけなんですけれども、そんな中で、我々もただ単に何もしていないわけではなくて、先行された4団体へのほうにしっかりとヒアリングをしましたところ、やはりこの導入団体の4団体なんですけれども、20歳から24歳、この人口のほうをまず分析させていただきました。そうしますと、対前年比で実は20歳から24歳の総人口というのは増加しておりませんでして、むしろ減少傾向になっているということで、その導入団体について、そのあたりについても大事なことですので確認させていただきましたところ、生の担当者の声として、政策効果については何とも言えないということで、そういった声もいただいております、そういった点も、決してそれだけでこの施策が効果がないとは言えないわけなんですけれども、ただ、そういった点も踏まえまして、まずは現在行っております2つの施策、これは3年間の期間ということで令和5年度までの期間になっておりますので、この3年間にしっかりと検証させていただいて、ご提案の奨学金返還支援制度につきましても令和5年度に令和6年度以降の検討をしっかりと行ってまいりたいというふうにご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）岬町の例も挙げましたが、岬町は今そんなに20歳から24歳は多くないんですが、やっぱり転入してほしいということでこの事業を取り入れたわけなんです。熊取町は断トツにあるわけなんです。だから、これが20から24歳がよそは減りましたと言うていましたけれど、うちはそれは当然減るかもしれませんが、その減り幅を少なくする、24歳でしたよね、30歳までの。だから、20歳大学生はそのまま多いのは当たり前になります、大学があるんやから。その人たちにとどまってもらう、30歳から40歳を見たときにそれがシフトできるような施策ということなんです。だから、20から24歳は減って当たり前なんです。ただし30歳、40歳、そのままシフトできるような施策ということで提案させていただいておりますので、そんな一遍に増えないと思うんですよ。このやっではるところも毎年5人程度だと言ってはりました、和泉市にしてもね。だから、5人でもいいかと思うんです、熊取町に住んでくれる人が。大学生で残ればというふうにご思っておりますので、まだまだちょっと調査研究をしていただくことを要望いたしまして、次の項にいけます。お願いしておきます。

次に、4項目めは産業振興ビジョンについてです。

まず、1点目は、産業振興ビジョンに基づき、産業振興アクションプログラムを本年3月に策定されました。その中にある創業支援事業の取組状況をお聞かせください。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）ご質問の産業振興ビジョンの1点目、創業支援事業の取組状況についてご答

弁申し上げます。

産業活性化基金事業補助金メニューのうち、本年4月から補助内容を大幅に拡充した創業支援事業につきましては、これまで様々な事業者に対して制度の周知に取り組んできております。実績としまして、熊取駅前周辺の不動産所有者への周知が3件、熊取駅前線沿線地権者への周知が4件、金融機関への周知が4件、いずれも訪問により行っております。また、不動産関連取扱事業者への周知は、業界団体を経由しまして400社に対して行っております。特に飲食事業者につきましては、飲食業関連団体を通じまして、創業支援の概要を記載しましたチラシ、データの送付により制度の周知を行ったのが200社、そのうち先方から依頼があり、実際に訪問した上で制度の説明を行いましたのが現在のところ7社でございます。

次に、創業につながった実績といたしまして、いずれも交付決定をしている状況の件数ではございますが、駅周辺近隣商業地域事業所開設支援事業補助金につきましては飲食業1件、美容業1件でございます。続いて、駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金につきましては1件でございます。続いて、町内遊休不動産を有効活用した開設支援補助金について、学習塾が1件でございます。当初の計画見込みと比較しますと、駅周辺近隣商業地域での活用が計画は1件に対し実績は2件となっている状況です。

今後も引き続き、個別訪問を実施し、補助金の活用を促進し、駅前を中心としたにぎわいの創出につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。たくさん周知、案内をしていただいて、結局、駅周辺近隣商業地域事業所開設は飲食店が1件と美容業が1件ということ、2件というところですよ。上限額75万円の補助というところで開業できたというところですね。あと飲食店のところも、飲食業開設は1件というので1,000万円というところ。そのところの運営状況、経営状況というのはどんな状態ですか。

議長（二見裕子君） 下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）いずれも4月以降、7月頃の開業のところもあればつい先日開業したところもあります。特に駅近隣商業地域ではスイーツ店と、あと美容業で、いずれも順調にしているということは伺っております。また、たまに店も伺いながら、お客様の状況も週末にはにぎわっているという状況も聞いております。

そして、駅の夢広場にあるスイーツ店につきましても、本当に開業当時、かなりの人出がございました。また、今も品物がなくなってしまうような状況が続いているという中で、非常に好評を得ているというところがございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。そのように町の補助を頂いて経営状況が活発に行われるというのはいいことかなというふうに思うわけなんです。こういう事業をやりますよ、補助金1,000万円出せますよという広報につきましては新聞紙上でも載って掲載されていたんですが、実際、そういう補助金を頂いて飲食店が始まりましたというところのお知らせというものは、何か町としてもそのお店を補助を出してそこをやっぴりもうけてもらうように支援せなあかんという分を見たときに、開業しましたというところのPRを町としても一緒になって応援することが、その補助金を生かすことにもなるかと思うんです。その辺のところの何か検討はされていますか。

議長（二見裕子君） 下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）現在のところ、まだ具体的などころまではいっておりませんが、やはりこういう大事な補助金の制度を使って実際に開業していただいた事業者の皆様の声というのが一番説得力が高いというのも認識しております。よかったということ、開業できてよかったという声を

やっぱり表にも皆さん伝えていかないといけないということは課内でも非常に認識しております。今後また検討してまいりたいと、そのように考えてございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） また広報にお店紹介という形で載せていただいて、一緒にPRしていただく、一緒にお店を応援していくという形でお客を増やしていくというのを、町も同じように営業するんやという形で、ただ単に補助金やるからやりませんかと言うてするだけじゃなくて、一緒にやっぱり営業活動をしていくということも必要かなというふうに思います。お願いしたいと思います。

ほか、もう一つ、キッチンカーの開設支援補助金の説明はなかったと思うんですが、これはなかったんですか。これを導入した、補助金頂いたところというのは。

議長（二見裕子君） 下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君） 結果から申し上げて、今現在ではまだ補助金の申請には至っておりません。

ただ、若干電話問合せの中でも、キッチンカーの補助というのにも制度があるかどうかの問合せというのはあったかに思いますけれど、実際には補助金の交付申請までは至っていないというところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） そうですか。結構イベントのときにはキッチンカーが出ているんですけども、町の補助金を頂いていないというところですね。

議長（二見裕子君） 下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君） やはり補助金のメニューの中で創業支援という枠組みの中でございますから、新たにお勤めであった方が独立したり、新たにまたキッチンカーの事業所にお勤めの方が独立したりとかいう創業支援、背中を押す制度でもございますので、若干その辺が件数の伸びない理由のところかも分かりませんが、それは丁寧に説明してまいりたいと、そのように考えてございます。

議長（二見裕子君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） すみません、1点補足なんですけれども、今回の産業活性化基金見直しを拡大させていただいた中でのキッチンカー、営業のほうはもううちの先ほど理事が説明させていただいているように様々な周知をさせていただいている中で4年度の実績はないというところなんです。過去の産業活性化基金、この創業支援のメニューを使って、町内でたしか2件ほどキッチンカーのほう、支援はさせていただいているという実績がございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。

じゃ次、最後の質問ですが、2点目です。

先日、議会の常任委員会合同で奈良県三郷町のサテライトオフィスを視察研修してまいりました。産業振興課の下中理事にも一緒に行っていただきましたが、三郷町は令和元年7月にSDGs未来都市に選定されました。ICTを活用して地域問題を解決するとして、「人にもまちにもレジリエンスなスマートシティSANGO」を目指すとしておられます。そして、誰もが生涯にわたって活躍できる全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」を将来像としておられます。そして、三郷町の現状については、交通アクセスのよさから大阪のベッドタウンとして発展し、町の多くが住宅街であり、工業用地がなく企業誘致が難しいとのことで、働く環境はどうかというと、現状では町内に働く場が少ない状況で、働きたくても働けない方が多くいるとのことでした。全く熊取町とよく似た立地環境の町だなというふうに思いました。また、スマートシティを目指すというところも、本当に目指す点も一緒かなというふうに感じて帰ってきたわけなんです。

しかし、そういった課題の中で、三郷町は今、国の地方創生加速化交付金やデジタル田園都市国家構想推進交付金等を活用してサテライトオフィス事業を展開し、企業誘致や町の産業振興に成果

を上げておられます。本町もサテライトオフィス整備事業について積極的に検討してはどうかと思
いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）続いて、2点目、サテライトオフィス整備事業についてご答弁申し上げます。

サテライトオフィス事業は、企業誘致の一つのツールであると認識しており、令和4年3月に策
定しました産業振興アクションプログラムにおいて検討項目に掲げておりますが、現状では産業活
性化基金事業の創業支援事業の一つとして、町内遊休不動産を有効活用したサテライトオフィスの
設置に取り組む民間事業者に対して支援を行うものでございます。

議員が視察されました三郷町のサテライトオフィス事業は、公共施設を行政側で整備し企業誘致
につなげることを目的としたものであり、企業誘致の制度設計が根本的に違うものでございます。

一方で、大原衛生公苑跡地の有効活用においては、本町におきましてもプロジェクトチームを立ち
上げ、サテライトオフィスも含めて検討してまいりましたが、実現に至りませんでした。今後も、
意向のある民間事業者に対しまして、産業活性化基金事業の創業支援事業として周知に取り組んで
まいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）今、産業振興のビジョンということで、そういう観点からのご答弁をいただけたか
なというふうに思うんですが、項目がそう書いていたんでそうなんですが、一応産業振興ビジョン
はビジョンなんですけれども、創業支援という協力奨励金事業とか遊休不動産対策とか空き家対策
としての産業振興ビジョンの中の事業としてはそういった補助金事業という形でやっていって
いただきたいことはやっていっていただきたいんです、空き家対策という形でね。それはそうなんです
が、それとはまた別に、今、理事も言われていましたが、大きく見たときに町としての企業誘致と
いう観点からサテライトオフィスというものも、三郷町に行ったときに町長自らこれに力を入れて
いるということで説明して下さったんですけれども、やっぱりよく似た町だから余計に、もう本
当に企業誘致する土地もない、そんな中でそういった今使われていない公共施設があるならば、そ
れを利活用できないのかなというふうに思ってきたわけなんです。

先日、議員全員協議会のときに、今答弁もありましたが大原衛生公苑の話があって、そこは除却
して広場にするんだというふうなお話でした。それはそれで町としてそういうふうには検討された結
果のご報告だったとは思うんですけれども、ちょっと私も気になって、昨日大原衛生公苑を見てき
ました。確かに地下や1階はプラントがあって使えない状態ですが、2階はもうオフィスにも使え
る、もう完璧オフィスにできる広さ、広いし明るいし窓もあるし、もう事務所にできる最適な場所
なんです。だから、それを壊してしまうんじゃないかと、その地下や1階はもう閉鎖してしまうん
です、使われないから。2階に上がって、2階をサテライトオフィスに活用できるんじゃないかな
と思いましたが、その辺、もう一度検討できないでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）さきの11月22日の議員全員協議会のほうで隣にいてる近藤課長のほう
が説明しましたとおり、大阪府の公民連携の紹介による専門の事業者のヒアリングを受けまして、
やはりあちらの場所が計測で徒歩で30分以上かかるということで、サテライトオフィスをするには
やっぱり交通至便のよい駅周辺の空き店舗であったりとか空きビル、そういったところが最適だ
というところで、一定あちらの施設につきましては、議員は2階のほう、すごくお気に入りいただ
いたみたいなんですけれども、一定、今のところはあちらのほうでサテライトオフィスではなくて、
ちょっと三郷町と立てつけは違いますけれども、駅周辺で産業活性化を使ってということ考
えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）もう時間なんと言えないんですが、一応、駅からバスが出ています、南海バスが。だからバスに乗って、つないでその場所には行けますし、駐車場もあるから車でも移動できます。駅の周辺でないといけないということはないかと思しますので、それだけちょっと意見として言わせていただきまして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、3時30分まで休憩いたします。

（「15時10分」から「15時29分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文野議員。

5番（文野慎治君）それでは、一般質問をさせていただきます。

今回は、大きな項目2点について質問をさせていただきます。

1点目、令和5年度予算編成に向けての基本的な考え方についてということで大きな項目を上げさせていただきます。

この12月議会、コロナ禍が3年目になりましたし、感染拡大の第8波を迎えております。円安であったり、ロシアのウクライナ戦争の関係の原油エネルギー価格が上がり、庶民の生活、物価高と、こういうふうな状況で年の瀬を迎えようとしているんですが、我々の役所の制度でいいますと、9月の議会で前年の決算について認定されました。それと同時に、この時期はもう10月以降、新年度予算の国への働きかけであるとか、あるいは熊取町の組織として各課から財政のほうへ施策に伴う予算を決めていく、要求をしていくと、こういうような時期だというふうに思っています。私自身もこういう時期にこの質問をさせていただくのも何度かやっているわけなんですけれども、その今のこの時点での状況等あるいは考え方、そうしたことをお互い議会と理事者の皆さん方ですり合わせをしたいなというふうな趣旨で、今回もこういう形で質問を出させていただきます。

それでは、まず1点目の新年度の歳入面での見通しについてご答弁よろしくをお願いします。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、令和5年度予算編成へ向けての基本的な考え方はについての質問の1点目、新年度の歳入面での見通しについて答弁申し上げます。

令和5年度当初予算につきましては、現在、鋭意編成作業を進めているところでございまして、ご質問の歳入面の見通しに当たり前提とすべきものとしまして、総務省が今年の8月に令和5年度国予算の概算要求時における地方財政収支の仮試算を発表しております。その中では、国全体で地方税が対前年比2.7%の増加、地方交付税が0.8%の増加、逆に臨時財政対策債は26.9%の減少となっており、歳入全体では1.2%の増加が見込まれております。本町としましては、こうした状況も踏まえつつ、現時点では一般財源について、今年度当初予算と同水準を想定して編成を進めているところでございます。

ただし、国におきましてもこの概算要求は機械的に積算し、仮置きの数値で要求している状況でございまして、詳しくは、年末年始にかけて国から示される地方財政対策や税制改正等の状況を踏まえ、令和5年度の歳入について個別に積算してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ありがとうございます。本当に今のおおよそという、こういう状況で、国のほうも各自治体が熊取町と同じことをやっているわけですから、国のほうも大体こういう今の状況ではこうですよというふうな形、今、理事のほうからプラス面とマイナス面で相対的には1.2%の増ぐらいということを前提にやっているんだというお答えでございました。

本当に、まだまだこれからコロナの状況も踏まえ、あるいは円安もいっぱい上下にも行っていま

すし、寒い中での原油高、庶民は物価高に苦しむと、こういう状況の中で、それぞれの熊取町の給与所得の方にしろ、あるいは事業をされている人にとっても、それぞれの立場で来年は一体どうなんやろうかと、自分たちの生活はどうなんやろうかという本当に不安な中での、今までであればある一定、想像がついて年を越すというような状況だったと思うんですが、本当に自分たちの努力だとか情報を仕入れるだとか、そういったことではなかなかはっきりしない状況なんですよ。どこにマイナス面がいつ降って湧いてくるか分かれへんというような状況で、非常に不安な年明けになるんだなというふうに思っています。

そういう状況で、今現実12月ですから、年明けにはもう少し国のほうも財政についての方針というような形が出てこようかと思っています。これもまた、本当に皆さん方はそういう情報は熊取町として入るわけですから、それを機敏に対応していただいて、得られる歳入については取れるものは取っていく、そういうふうな姿勢であちこち網を張っていただきたいなど、そういうふうに要望しておきたいと思います。

2点目は歳出面の考え方ですが、これについてご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、ご質問2点目、新年度の歳出面での考え方はについて答弁申し上げます。

ご質問の歳出面での考え方を含めた令和5年度当初予算の本町の方向性を示すため、10月に予算編成方針を策定し、全庁的に通知してございます。その中では、本町の財政状況について、令和3年度決算は基金繰入れなしで黒字決算となり、経常収支比率など各種指標は改善しているものの、これは地方交付税等の増加などあくまでも臨時的なものである一方で、老朽化した施設の改修経費や社会保障関係経費など歳出が依然として増加傾向にあることから、令和5年度以降の財政状況は大変厳しい状況が続くものと捉えております。

こうした状況を勘案しまして、昨今の電気・燃料などの物価高騰分は一定考慮するものの、令和5年度予算については、投資的経費を除く一般財源ベースで令和4年度当初予算の範囲内に設定して、さらなる努力と工夫を重ねるということをもって経費削減に努めることを編成方針としております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ありがとうございます。

先ほど冒頭言いましたように、9月の令和3年の決算状況、今ご答弁の中でもありましたけれども、実質収支額6億1,428万円プラスというような形でいけたんですが、もう全く、今お答えのように予断を許さない状況やというのは賢明な判断だというふうに思っています。

今の項目の中では、令和4年当初予算の範囲でということを示されているということですよ。歳入面もまだまだ分からへんという状況の中では、そのとおりだなというふうに思っています。

そういった状況を受けて、かぶるんかも分かりませんが、各課へそういう指示内容というのについてちょっと項目を上げているんですが、ご答弁用意していただければと思います。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、3点目、予算要求について各課への指示内容について答弁いたします。

予算要求に係る各課への指示事項につきましては、予算編成方針の中で、本町が持続可能な発展を続け、新たな行政課題にも積極的に取り組んでいくためには、限られた財源をより有効的に活用することが極めて重要となることから、これまで以上にスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、経営感覚を持ったメリ張りの利いた財政運営に努めていく必要があるということも踏まえまして、3点の留意事項を示しております。

1点目として、公民連携について、民間事業者等の知見やノウハウを活用するなど積極的に推進

することとしており、2点目では、財源の確保について、クラウドファンディング型の企業版ふるさと納税など、従来の枠にとらわれず様々な手法によって新たな財源の確保に努めることを求め、3点目では、事務事業の見直しについて、本来の目的と社会状況、住民ニーズが合致しているか、あらゆる角度・手法による見直しを行うこととしているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ありがとうございます。3点、項目で示していただきましたが、これを各課に予算要求に関して指示を出したということなんです。

それから一月以上たっている状況で、各課それぞれで知恵を絞ったような形で出てきていると思うんですが、今の3点聞きましたけれども、今時点で、こういう要求については今の3点の指示のうちの1つでも2つでもかなっているなというような、示せるような内容というのがありますか、聞かせていただける範囲でいいですけども。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）議員ご存じのように、今現在編成中ということもございまして、そのとおりになるかどうかというのはちょっと分からない部分もございます。ただし、3点につきまして、それぞれ企業版ふるさと納税についての取組にしましても公民連携につきましても、一定の具体的な取組に向けた予算要求というものは上がってきているように認識しておりまして、これはこれから編成に当たっての査定作業に入っていくということでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）一つ言わせていただくと、公民連携ということがありましたよね。役所の仕事ということだけでも、これはやはりこの時代、役所だけが知恵を絞って、こう決めたからこうしましょうというような形では時代的に違うし、住民の方の情報を獲得するであるとか、町の情報だけではなくてそういう経済面も含めて、国、世界、そういうふうな状況を本当につぶさにいろいろ研究をされて、知恵を持っておられる経営者の方、たくさんおられると思うんですよね。こういったときに公民連携というような形で一つの、方向性はもう絶対正しいと思うんですけれども、えてしてやはり公のほうの情報であるとか、声をかけていた目的がこういうことにつながるために一緒に汗を流しませんかみたいな形で声をかけるのと、ちょっと評論家的な立場で、公民連携という時代ですからひとつどうですかというて間口を広げるのとは、結果はおのずと変わってくるんですよね。やっぱり役所も本音で話をせな、そういうことが持っていけないというふうなことがきくとあると思うんですよね。

先ほど来の質問の中でもありましたように、サテライトオフィスの話であるとか本当に、何かうちの社にそういう話があったけれども、そうなれば熊取町としてそこが有効に活用できる公有財産があるけれども、それを探るのが困っていて、その一つとして声がかかったんやなというような形だけでは、やっぱり民のほうはウィン・ウィンで、それが本当に三郷町、先ほど渡辺議員のほうからもありましたように、本当にその場へ僕も行かせていただいて、渡辺議員も同じように考えられたわけなんですけれども、やはり生き生きとそこで経済活動をやっておられるわけなんですよね。ですから、やっぱり民間にとってもここを使うことによって得をするというのか、そういうふうなものを公務員という頭をちょっと切り替える必要があるんじゃないかなというふうに思うんですね。

ですから、下中理事と一緒にきて、運転もしていただいご苦労をかけたんですけれども、本当に町長のお言葉にも胸を打たれたんですけれども、本当に、この人がよくよく聞くと議員出身の町長なんです。僕は民間の何か経営者をやっておられたんかなというような、そうかも分からないんですけども、本当に情熱を持って語ってくれました。ですから、大学が移転をするというような状況の中で、国にもそれをそういう町有にして、そこで三郷町の一つの産業を興すんやと。民間の会社もそこで入ってもらって、お互いに反映するんやというようなことを国にも口説いて民

間会社も口説いてやるというような形が、それこそ公民連携の何か本当に成功例ではないかなというふうなことを感じました。

例えば熊取町でそれをする場合やったら産業振興課になるんか分かれへんけれども、ぜひ、やっぱり理事もそれを目の当たりにされたから、熊取町ではそれが今どこでどんなのがなるかというのは、まだまだ今のさっきの答弁でもあったように、議員側はここ、あったらどうというふうに僕も思っているんやけれども、いやそうではないということであるならば、やはりそういったことを本当に必死に考えて、民間の人に、同じ皆さん方が思ったことをその人たちにも自分のビジネスにぱっとマッチするなというふうに、その提案にほれ込んでもらうような熱量を持って、ぜひ町長も営業に笑顔で熱意を持って、そういうふうなことも、これは今日の歳入歳出とかそういう予算とかそんなのとは違いますけれども、ぜひそういうことも踏まえてやらないかん状況やと、熊取町の財布もね。やっぱり国を当てにしているだけではこれはもう駄目ですから、そういう面で各課へそういう今指示を出している、そしてここにおられる理事者側の方々も、そういう時代背景も考えて、出てくるのだけをぱっと待って査定して、この範囲内でいこうかというような形ではなくて、この熊取町だけの知恵でかなわん部分はやはり国にもっとPRして取ってくると。これは従前に増してという、これは熊取町だけと違って全国の自治体が全部同じ悩みで、やりたいことはあるけれども、コロナの問題で国はこの3年はそれに関しては大盤振る舞いはしました。それで対策は今の状況になっているんだけど、やっぱり新年度は、そこらは線引きが厳しくなるんじゃないかなというふうに思うんですね。

そういう思いを持ってやっていただけたらありがたいと思うし、各課へそういう指示を出しているわけですから、隗より示すで、やっぱり理事者側の皆さん方もそういう知恵を一緒になって、担当の課の職員の方にも見えるような近い職場なんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4点目なんですが、新年度予算に特化した施策の予算化、先ほどちょっと答弁の中にも入っていたというふうに思うんですが、これについてすみませんが、

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）4点目の新年度予算に特化した施策の予算化について答弁申し上げます。

予算編成方針の中で、令和5年度予算編成に当たっての重点的事項を設定して4項目を示しております。1つ目がスマートシティ化の推進、2つ目がカーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進、3つ目が子育て支援の推進、4つ目が地域共生社会の推進でございます。

以上の4項目を本町としまして令和5年度に重点的かつ積極的に取り組むべき事項としているもので、これらの項目につきましては、国の令和5年度予算の基本方針や経済財政運営と改革の基本方針などでも位置づけられており、国の財政支援も一定期待できるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ちょうど2年前のこのときの質問でもご紹介したと思うんですが、当時、矢野議長のとときに我々、2月でしたけれども、ちょうどコロナが始まって、外へ出るときに初めてマスクをして東京へ行った記憶があるんです。そのときに、やはり国へちゃんとセッティングしてもらって、国土交通省だとかそういうふうな、ちょうど駅の関係の予算であるとかいろんな予算を取らないかんようなときでして、それこそ本当に根回しも含めて関係の人と会えましたし、省にも行って政務官とかそういう形でお会いできたんですけれども、やはりこれはどういう準備をして、説得力ある資料を作って熱意を示すかということだというふうに思うんです。

もちろん町長、副町長も、そういう国へ対する要望であるとかそういうこともやっていただいていると思うんですが、我々議員としてもそういう経験をさせていただいて、やはり本当に足を運んで、熱意を持って真剣に熊取町のためにこれが必要なんだということをくどいぐらいアピールする、それが昔、圧力団体どうこうで国会議員が部屋に入ってくるときにばあっと皆取り囲んで、プラカードを持って、何々の予算についてとかいうてやっている時代というのは、何年か前はそういう風

景はテレビで見ましたけれども、そういう形ではなくて、もちろん水面下でそういうことを動いていただける関係をつくらないかんわけなんですけれども、そういうものを現実、それで熊取町のそのとき2つほど大きな宿題があったんですけれども、やはり前へ進んだということを僕も経験させていただきました。

ぜひ、そういう我々議員団、議員はそれぞれのパイプをお持ちでありますから、そういった問題については本当に胸襟を開いてお話をいただいて、議会も議員も使っていて、議員は議員でやはりそれが熊取町のためになるのであれば必ず動きますので、そういったことも含めてよろしくお願いをしたいなというふうに思っています。

今、お答えの中で4点出ましたね。ですから、こういうことで国へこの項目のそれぞれの具体化した取組がこうで、これにはこれだけ予算が要るんやというような形で、今僕が言うたようなことを皆さん方、町長の立場で国への要望へ行かれるというふうに思うんですけれども、ぜひ、あのときもそうでしたが、そういう中身についても議会のほうにも議員のほうにも示していただけたら、同じタイムラグなく、そういう作戦も立てられるのではないかなというふうに思っていますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

いずれにしても、大変先が読めない時世の中で淡々と新年度はやってまいります。熊取町の住民の皆さんの生活はずっと続くわけですから、予算は確実に確保して、そして確保した予算はこれまた3月に示していただけるわけなんです、本当に最適な生きる分野に予算をつけていただいて、それを粛々と執行していくと、こういうことを理事者側と議会がタッグを組んでやっていく、それがますます時代的に必要なことだというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

特に町長か副町長、何かあれば。いいですか。

議長（二見裕子君）南副町長。

副町長（南 和仁君）今現在、担当理事のほうから答弁させていただいていますように編成中でございまして、いろいろと職員から提案等も財政のほうに集中しているというふうに聞いております。逆に、私も町長もまだ1回目のレクは終わっていないんですけれども、非常に楽しみにしております、その際には今日、文野議員からご提案、お話しいただいたことを肝に銘じながら予算編成にかかっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）担当理事、また副町長から申しあげましたけれども、基本的にはこういう言葉を使っています。長く楽しい人生を送ってもらえる熊取町、そういうことを最大目標として、ありとあらゆるそういった手段を講じて努力していかなければならないというふうに覚悟を持って進めているところでございますので、これは執行者、また議会の皆さんと一致団結して前に進めていけたらなど、そのように思っております。よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）お二人から心強い決意を聞かせていただきました。一緒に、本当に熊取町の皆さんのために頑張っていきたいなと思います。こちらこそよろしくお願いします。

それでは、2点目へ移らせていただきます。防災対策についてでございます。

この問題については、令和元年3月、2年6月、2年12月、そしてこの4年6月議会でも防災について項目を出ささせていただいて、質問のやり取りをさせていただいております。もうずっとこの間、担当の方が替わっても、非常にそのポストについての理事の方、部長の方、大変ご苦労いただきながらここまで来ているわけなんです。本当に憎らしいのは、コロナで対面でなかなか会議もできないし、大人数でそれぞれ先行してやっておった自治会であったり防災の組織をつくっても、なかなかそれが実行できないというジレンマの中で来ていました。

そういう状況の中で、10月23日に6年ぶりに大規模総合防災訓練を実施されました。従前の大規

模のことよりも、これが今回のみそであったと思うんですが、実際、避難所を開設してやろうということで実施をしたわけでございます。

この1点目として、大規模総合防災訓練の概要と成果についてご答弁いただけますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、防災対策についてのご質問のうち、1点目の10月23日に実施しました大規模総合防災訓練の概要と成果について答弁いたします。

今回の総合防災訓練は、町民一人一人が「自分の命は自分で守る、みんなの命は地域で支える」という自助・共助の意識をさらに強め、防災についての知識及び行動力を身につけることを目的とし、町内の全小学校区・各地区において避難行動から避難所運営までを行う住民参加型訓練として実施したところです。

訓練概要としましては、町域において震度6弱を観測する地震が発生した想定により、町内一斉に防災行政無線で緊急地震速報を放送するとともに、携帯電話に緊急速報メール等の配信を行い、それを合図に訓練を開始しました。

まず、住民の皆さんにその場で身の安全を守る行動を取るためのシェイクアウト訓練を行ってもらった後、全39地区の自主防災組織がそれぞれの地域で企画した無事ですカードを用いた安否確認訓練や防災資機材等の確認・取扱訓練、各地区で定めている一時避難場所への避難訓練などを行い、続いて町指定避難所までの避難訓練を実施していただきました。そして、町指定避難所である小学校5校及び熊取南中学校の6避難所でそれぞれ避難者として受付を済ませた上で、防災倉庫内の備蓄物資等を確認した後、テント及び段ボールベッドの組立てや設営とともに非常食の炊き出し・配給訓練など、実災害に対応できるよう実践的な訓練を実施していただいたもので、各地区における自主防災組織の訓練も含め、延べ4,151人の参加があったものでございます。

また、町職員のほうでは、職員安否確認訓練や災害応急対策を実施するための災害対策本部設置訓練を行うとともに、各避難所にて実際に開設して避難者を受け入れる訓練を実施した上、各避難所とオンラインで結び、ドローンを活用し災害情報を共有する訓練も行ったところです。

次に、訓練の成果といたしましては、本町では初めての取組として実践的な住民参加型訓練を実施したことで、住民の皆様は、発災時に身を守るため取るべき行動の確認や、自主防災組織としての初動活動や避難経路の確認、避難所設営など地域の防災力の向上に一定の寄与が図られたとともに、次の項目でご質問いただいているとおり、今後に向けた様々な課題が抽出できたことも大きな成果であると認識しております。

また、ある地区からは自治会未加入の方々も訓練に協力的であったとの報告をいただいております、地域での結束も図られたことや、職員においても、多くの住民と向き合い、共に訓練に前向きに取り組んだことで防災意識が改めて喚起されたものと考えており、今回初めて住民参加型として形態を一新して総合防災訓練を実施した意義は十分あったものと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ありがとうございました。本当に初めての私も経験で、今までのグラウンドで1回にやっていたやつでは、本当にスタンドで傍観者の形でしか参加していなかったなというふうなことをつくづく思いました。

何度も質問している中で、実は私の地区は北小の校区で、ニュータウン3自治会が特に年に1回は必ず学校で合同でやるというふうな、これは経験していました。そういう状況の中で、現実、何度か質問する中で、それがやれているというのはまだすごく進んでいるほうなんよということも、そういう初め質問したときに知ったんです。

その状況の中から防災マップ、先ほど鯉谷議員がおっしゃっていましたが、そういうのも作成もきっちりやっただけで、各地域で避難所マニュアルも作らないかんねと。質問の中では本当に先行している先進的な事例なんかもご紹介しながら、やはり本当に地域の人がそれ

ぞれの地域に即した、そして想像力を働かせたらそこにこう動くんやなというような、できる身近なマニュアルを作ろうよと。それがなかなか、先ほど来悔しいと言ったんですが、コロナの中でできてなくて、ちょうど6月のときか、答弁でも残っているんですけども、とにかく今回、大規模の各地域でやる成果を基に、どんどんまだマニュアルができていないところも年度内に目標の10地区でというような形もご答弁あったんですが、これを受けてそういうふうな前向きに捉えていただいて動きというのは、まだ終わって間がないんですけども、感じはありますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）ご指摘いただいたとおりでして、今回総合防災訓練を開催、実施するに当たって、各小学校区ごとにそれぞれの地域の自主防災組織の代表の方にお集まりいただいて、説明会をさせていただきました。その際にも、このマニュアルづくりについて町として本気でやっていきたいということは訴え申し上げて、その意識づけというか協力を依頼したところでした。

先ほど鯉谷議員への答弁の中でも5地区今マニュアルができたということで申し上げたんですけども、説明会后、訓練後に一部、桜が丘の地区についてはマニュアルを作っていたいただいて提出いただいたというところの状況もございまして、この動きというものは今後もずっと推進して、どんどん機会を捉えてお声かけはさせてもらいたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）そうしたら、すみません。2つ目のこともお答えいただいた上でまとめたいと思うんですが、今回の訓練で露見した問題点と今後の課題という形でご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、2点目の今回の訓練で露見した問題点と今後の課題について答弁いたします。

まず、訓練で露見した問題点のうち最も顕著であったものとしまして、避難所の受付はコロナ禍を踏まえた対応で実施しましたが、集団で来られた場合、検温や健康チェックリストの記入などに時間を要して受付が混雑することとなりました。実際の災害でも同様なことが考えられることから、受付方法の改善を図ってまいります。また、避難所開設当初から避難者や自主防災組織に避難所の運営に協力いただく等、さらなる連携が重要であると再認識したところでございます。

こうした問題点を踏まえた今後の課題といたしましては、住民の皆様と協働して、避難所運営に当たって役割分担を取り決めるなど、以前からご指摘いただいている三者会議を早期に実施した上で、校区別の避難所運営マニュアルを作成することに尽きると認識しており、マニュアル作成にとどまらず、多くの住民の皆様の参加を得て訓練を重ね、さらにマニュアルに磨きをかけて万が一の災害に備えてまいりますので、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）本当にそのまとめ、今の時点では合格点だと思います。本当に共感をします。三者協議も言おうと思っていたんですけどね。

僕も北小のほうへ行かせていただいたんです。受付のまとめはったのもそのとおりやと思います。ただ、コロナ禍でやっていたからそれもそうなんですが、この間、いろいろ予算も確保いただいて、備品をかなりそろえてくれましたよね。中央小学校でテントを建てた、あれも行かせていただきました。僕は北小のしか知らないんですけども、そこにも各自治会の避難者の方が、テントの組立てであるとか段ボールベッドのそういうのを職員の方に指導いただきながらやっていました。そこで思ったことと、住民の方もいみじくも声を出していたんですけど、今まで北小の私の自治会のほうも入っているんでやっていたんですが、3自治会だけでやっておったわけですね。防災担当の役員であるとか子どもを連れてとか非常に和気あいあいとしたような中で、本来は避難所やからもう少しシビアな状況になってるんやでというようなことも、なかなか日曜日の午前中とかそういう時間帯でやっていて、しかしまだやっているだけましやったんやでというこういうやり取りの中

では、まだまだそこまでいっていない状況が多い中でニュータウン3自治会は進んでいると、こういう評価をいただき、あるいはそれこそ避難所マニュアルもできていましたから、6月議会では誰が一番先に到着して鍵を開けてどういう段取りするんやということを、防災倉庫を開けたらちゃんとマニュアルを書いて、これを出してこれをこうしてというような形をやってくださいということも資料もお示ししましたけれども、そういう形でやっている地域なわけなんです。

ところが今回は、その北小学校区のほかの自治会の方が今回初めて一緒に合同、もちろんそこが避難所の指定ですからそれでよかったですけれど、どちらもやはり役員クラスの人、そういう担当の人が来ていたんですが、いみじくも3自治会でずっと来てはる、委員を長く続けてはる女性の人が、えっここにみんな入ると、こう言われたんですね。体育館の広さね。

それでもう一つは、先ほど言うたようにすごくいいテントを買っていただいている、これをやることによって本当に、僕も阪神・淡路のときの避難所の写真であるとか11年前の東北の震災の地震とか、あの写真なんかも資料としてお見せしたことがあるんですが、阪神・淡路のときはそれこそ通路も何もない、ただみんな体育館に何か自分で持ってきたやつを敷いてやっている。それが、東北になったらちょっと通路ができてきた。しかし、プライバシーはないのが避難所やったんですね。それが、やはり今のこの時代、防災でも熊取町、町長が英断を下していただいているいっぱい備品をそろえていただいて、本当にいいテントをご披露いただいて、それが今回初めて体育館にみんなで建てたんです。非常にプライバシーは守れるし、中で着替えられるし、女性にとっても居心地のいいやろうし、床に寝ないでええから段ボールベッドで温かくできるやろうし、それはそれでいいんですが、それだけのスペースがやっぱりまた困るわけですね。そやからすごく、だから学校が指定で、今の体育館だけでは当然、規模によりますけれども入り切れな。これをどうするんやということがやっぱり、先ほどもう先に答弁に言うていただけたけれども、三者協議で、学校という形が避難所としてまず第一にあるんであれば、規模にもよりますけれども、レベルレベルによっては学校のどの施設が使えないのがどれやぐらいまで決めとかんと、教室も使えたらもっとだっと入れますよね。

だから、何も全員が、女性とか子どもとかはテントのところに優先するというようなこと、もうそれは当然やから、人口分それはそろえる必要はきつとないんですけども、やはり完全な平方メートルを確保するというのも、これはやっておかないかんと思うんですね。

それと、夜中に起こるや、夜、朝方いつなるか分かれへんから、ですから町職員の人が鍵を開けに来るとい、これも何度目かの質問のときにも理事会の方の意見でご披露させてもらいましたけれど、そのときの答えは町の職員でその地区に住んでいる人が鍵を持っていますというような形やけれども、いや、それでいけるのかというような形が現実あるし、例えば、日頃子どもがいてはって学校によく来る方であれば、学校の体育館にどうやって行ったらええかというのはきつと分かると思うんやけれども、例えば北小であつたら駐車場のところから入って行って体育館のほうへ行くんですけども、あそこ夜やったら真っ暗やろうしねとか、それから通路は本当にちょっと曲がりくねっています。そういうふうなことも、やはりもうこれはイメージをして備えていくという段階へ次、いかないかんというふう思うんです。

ですから、非常に体育館に、ここに避難ですよ、でもここに今日はほかの地区の方も来られていていっぱいになっているんですね。でも、それは役員だけですよ。そやから、そういうふうな意味合いの中で、それこそ公共施設あるいは熊取町には大学もある、若葉なんかは医療大学があるからそことも話をしていく、そういったそういうふうな形も含めて、やはり町の防災担当の皆さん方があらゆる方面にネットワークを張って、いざというときはそれで町民の皆さん方を少なくとも2日、3日、そういうふうなご苦労はさすけれども、最低限暖を取れて雨風をしのげて、そういうふうなところを確保していきますよということを、マニュアルをこれから作っていくということと、それと先行しているところとの中で溝が生まれないように、そっちのほうにも焦点を持ってやっているよ。前を走っている人がちょっとやる気をなくさんような形で、どんどんそこも考えている、

そこも手を打っている、ここも確保した、そういうふうな情報をぜひこれからいただきたいというふうに思っているんですけども、どうでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）いろいろとご提案ありがとうございます。

議員ご指摘のまず避難所スペースが足りていないんじゃないかという点につきましてなんですが、ご指摘のとおり部分がございます。ただ、今現時点で熊取町において被害想定されている最大の避難所生活の人数が3,245人、これは直下型地震での被害が大きいということで想定はされておりますけれども、これについてはかなりデータが古くなっておりまして、先日、国のほうで被害想定、直下型地震も見直すという形の報道もなされておりました、この辺については改めて、いろいろ建て替え等々も進んできている、耐震対策も進んできている中で、新たな想定が出てくるんじゃないかというふうに認識しております。

ただ、それでも現時点でもってあの今、避難所、各小学校で500人程度入ることを想定しているわけですけども、それは恐らくちょっと難しいんで、その他避難所としているひまわりドームのアリーナであるとかといったところもこれは時系列的に、段階的にそちらに移っていただくようなことも踏まえた想定はしていかないといけないのかなとは思っております。

ただ、一方で、今回総合防災訓練をやったということで、先ほど課題が出てきたということで質問申し上げましたけれども、やはり我々の想定としては、避難所運営というものを職員で一定やっていくと、長期化していく中でだんだん各自治会で避難所運営を行っていただくというような想定を今しているところなんですけれども、やっぱりもう少し早くから自治会の皆さんのご協力をいただかないと、現実問題、数百名という形で避難してきたときにはしんどいのかなという感想を持っておりまして、この辺は、答弁でも申し上げましたけれども、自主防災組織の皆さんとこのマニュアルづくりに当たっては、以前からご提案いただいていた部分ではございますけれども、開設の部分からご協力いただくというところ、自主防災組織単位で活動していただいている皆さんについてはもう自主防災組織単位で受付をしていただくとか、そうじゃない単体で来られた方は町のほうで一定窓口をつくって対応するとかということが必要なかなというふうに認識しております。

もう一点は、避難所のスペースが足りないということを考える中で、もちろん現在でも北小学校区のマニュアルを作るべく、北小の校長先生にいろいろとご協力いただいておりますけれども、一方で、憩の家等は耐震化を順次進めてきている中で、これは私が考えている部分としまして、そこで自主防災組織の方々が出て、避難も含めて加勢いただくことのほうが合理的な部分もあるんじゃないかというふうに、これは考えていくべきでないかなと私としては考えております。

こういったことも含めて、ご指摘の向きについては合理的に戦略的に考えていくべきであると私としても考えていますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）今、理事がおっしゃった中身、もう僕はそれでいいと思います。

やっぱり、先行していると言うたらあれですけど、早くみんなどどんまずつくるところから、心合わせからやらないかんのですけれども、やはりいつ起こるか分かれへん。それを今、自分で時間を割いて知恵を絞って、地域でそれをリーダーでまとめてはる人の心配事を僕らは共有して、今できているところはそれでええと思うんですよ。何も公務員の職員の皆さんも数が限られているんやし、まだまだ行き届かないところがいっぱいあるんだから、そういうところは、もう受付から自主防ができてちゃんと訓練も何回もやっているところは、もうここは任そう、僕はそれで地域は受け入れると思います。

そういう中に僕らも入らせていただいて、説得して、もう熊取町全体として守るんやと、その気持ち合わせをこれからしていく。これは、ないに限ったことはないんですけど、でも、それが何も別に避難することがこれから先10年、20年もないほうがいいんですけども、それがもっとやっぱり町に対する愛着であるとか周りに対する愛着であるとか、先ほどおっしゃっていただいたよう

に、自治会をやめた人がこの避難訓練のあれによってまた気持ちが変わってくる、やっぱりみんな楽しく住みたいよねというふうな形に気持ちが変わってくる一つのこれは気持ちのきっかけづくりにもなると思うから、自分の命、自分の家族は大事やけれど、隣近所、地域、みんな大事なんですよということを訴える、これは本当に施策やというふうに思うんです。

ですから、それが実際稼働することのないように、そやけど、これは誰にも分かりません。しかし、そのときのために備えておくことが地域の防災力であったり地域力を高めていく、愛着して熊取町を愛していただく人を高めていく、そういうところやったらよそから転入してきても地域に受け入れていただけるいいところやな、そこには優しいやっぱり子どもも育つやろうし、学校の力も教育環境もよくなると思うんですよね。そやから、そういうところにやっぱり防災というか、生活ですから、命を守るということですから優しさが必要なんで、そういうのをやっぱり行き渡らすためにみんなで汗をかきながらやったらいいかなというふうに思っております。

何かほか、特にこれは言うておくことってないですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）我々、これからそういう形で進めていくんですが、一方で、議員もお感じになったと思うんですけれども、進んでいるところとそうでない、やっぱりまだまだ防災意識について一定取組半ばにあるところもありまして、この辺の認識のレベルアップを図っていくというところも一方でかなり力の要ることをごさいます、ここもしっかりと漏れのないようにした上で皆さんの合意に基づいてマニュアルが作っていけるように目指してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）議員も僕は傍観者では駄目やと思っています。先ほど、前の質問の中で、防災マップ、ぱらぱらとめくったら分からへんと。ぱらぱらとめくるものと違うねん。必死になって穴が開くほど見て、自分のところはもちろん、議員である限りやったら熊取町のどこが悪い、どこが危ないんやということを知って、それをやっぱり皆さん方と同じように、我々もその役割があるんやから、そういう形でやらないかんと思うんです、僕は。

以上です。すみません。一般質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、文野議員の質問を終了いたします。

次に、河合議員。

8番（河合弘樹君）議長のお許しを賜りましたので、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

まず、1点目、防災についてですが、先ほどの文野議員とまるっきり一緒の質問になりまして、答弁も同じようなものかなと思います。今、世の中サッカーのワールドカップで盛り上がっていて、延長戦ということでもよろしくお願いたします。

まず、1点目、総合防災訓練の成果と今後の成果について答弁願えますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、防災についてのご質問の1点目の総合防災訓練の成果と今後の課題について、延長戦ということでもよろしくお願いたします。

文野議員のご質問におきまして答弁させていただきました内容と重複いたしますけれども、今回の総合防災訓練は、町民一人一人が「自分の命は自分で守る、みんなの命は地域で支える」という自助・共助の意識をさらに強め、防災についての知識及び行動力を身につけることを目的とし、町内の全小学校区・各地区において避難行動から避難所運営までを行う住民参加型訓練として実施したところです。

訓練の成果といたしましては、本町では初めての取組として、住民の皆様に発災時に身を守るため取るべき行動の確認や、自主防災組織としての初動活動や避難経路の確認、避難所設営など、地域の防災力の向上に一定の寄与が図られたとともに、自治会未加入の方々も訓練に協力的に参加さ

れたことで地域の結束が図られたことや、職員の防災意識を改めて喚起できたこと、さらには今後に向けた様々な課題が抽出できたことなど大きな成果を得られ、意義があったものと認識しております。

このように一定の成果があったものの、今後の課題といたしましては、受付が混雑したことなどを踏まえ、避難所開設当初から避難者や自主防災組織に避難所の運営に協力いただく等、さらなる連携が重要であると再認識したところです。そのためにも、住民の皆様と協働して、避難所運営に当たって役割分担を取り決めるなど、以前からご指摘いただいている三者会議を早期に実施した上で、校区別の避難所運営マニュアルを作成し、住民の皆様の参加を得て訓練を重ね、万が一の災害に備えてまいりますので、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）ありがとうございます。

この訓練、私自身も参加させていただいたんですけれども、以前の今までの総合訓練よりは非常によかったんじゃないかなと、新しい取組として思います。

そして、これ来年度も毎年行うということによろしいんですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）総合防災訓練につきましては、現状では5年に1度実施するというところで我々としては一定捉えておまして、今回6年ぶりの総合防災訓練を実施いたしました。来年度につきましては、正直なところ総合防災訓練としては予定はしていないんですが、この訓練につきましては、別に全小学校区でなくても、例えばどこかの小学校区でということ、これは皆さんの合意をもらっての話になりますけれども、そういったことも考えられますので、来年、全体ですというのではないんですが、そこは柔軟に自主防災組織の皆さんといろいろ、全体会議等もある中で取組についてどういう方向でやるかというのは協議してもらいたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）ぜひ、そういったもうちょっと小規模的にもやれるのであれば、やっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、この訓練に参加していただいていた方からの私、意見をちょっと聞いたんです。

まず、1つ目、ライブ映像で中継されましたよね。野津理事と町長をはじめ、あったと思うんですが、そのときにマスクをつけたまま映像が写っているということで、聴覚障がいのある方とかであれば分かりにくいという声が聞こえたんで、言われたんです、私自身。そういう映像を通してやったらマスクを取ってやってみたらどうやとか、今後のあれとして検討していただけたらと思うのと、そのとき同時に手話通訳者を入れるという、前回の農業祭のときは手話通訳者がおったと思うんですが、それについてどう思われますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）まさにもうご指摘のとおりでございますので、全体で総合防災訓練、次回実施するに当たっては、今のようなご指摘も十分踏まえまして改善してまいりたいと思います。ほかにもいろいろご指摘いただいている部分、ございますので、こういったものを全て考慮して整理してまいりたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）ぜひよろしく願いします。

それと、また違う観点の方から要望があったんですけれども、令和元年7月に、これ防災元年の取組の一つとして100名の防災士の研修が実施されましたよね。その方々もこの訓練、参加されていたと思うんですが、全員が全員じゃないと思うんですが、その方々が参加者全員と同じような服装、格好をしているんで、その方が防災士だと分からないという指摘を受けたんです。だから、何かベ

ストなり分かるような、熊取町防災士みたいなそういったものがあればいいんだけどと要望されたんです。それについてはどう思われますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）まさにご指摘のとおりでございまして、防災士の皆さんにおかれましては、先ほど申し上げた校区別の総合防災訓練実施に当たっての説明会のときにも町登録の防災士の方々にご案内申し上げて、それぞれの校区でお越しいただいていたんです。

今考えますと、議員ご指摘いただいたとおり、何がしか、そのビブスによらずとも、例えば腕章であっても何がしかの工夫はできたんじゃないかなというふうに我々も今思っております、ご指摘ありがとうございます。また今後改善してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）この方々がやっぱり2日間苦勞して研修を受けたのに、ただ取っただけで後何もないという声が上がっていますので、ぜひ何か取り組んでいただきたいと思います。その件はよろしく願いいたします。

あと、その訓練についてですが、意見としてですが、要介護者の避難所への例えば担架や車椅子、リヤカーなどを活用した運送訓練や、また夜間防災訓練などを実施してはと今後の課題として思うんですが、それについてはどう思われますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）避難行動要支援者の方々を一定避難してもらおう訓練、もしくは夜間に訓練すると、これ非常に有意義だというのはもう間違いないと思います。一方で、訓練でありながら非常に危険でもあるので、そこらの訓練でありながらそこで事故を起こしてしまっただけでは元も子もないということも併せて考えるべきなのかなというふうに思っております、総合防災訓練でいきなりというよりは、各自主防災組織でそれぞれいろいろ訓練されている中で、たしかリヤカーを活用した訓練もされていたように思います。だから、こういったところを先ほど申し上げたように共有していく中で、こんな訓練もありますよというようなことをいろいろ提示していく中で素地を削っていくって、総合防災訓練にも組み合わせていくというようなところで考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）今後の検討課題として取り組んでいただきたいと思っておりますので。それを先ほどの答弁にちなんで、2つ目の自主防災訓練の状況について。

議長（二見裕子君）南副町長。

副町長（南 和仁君）先ほど担当理事のほうから、総合防災訓練の実施時期についてご質問されたとき、5年を目安にというようなお話をさせていただいたんですけれども、基本的には自主防災組織の全体の協議会というのがありますので、そちらのほうにご意見を聞きながら進めていくというのが基本とさせていただきたいなと思っておりますが、やはり今回の訓練で幾つかの課題が抽出されております。それは先ほどの文野議員のご質問の中でもご答弁させていただいた項目等が課題として抽出されたということで、それを5年に1回総合防災訓練をするごとにその課題を解消していくというのは、これも現実的ではございません。5年とは言わずに、やはりもう少し短いスパンで当初は総合防災訓練を実施しながら、その都度出てきた課題を、やっぱりそれを解消していくというようなスタイルが一番望ましいのかなというふうにも考えておりますので、先ほど言いましたような全体協議会のご意見を基本としながら、やはりその課題解消のためにはもう少しスパンを短くすべきかなというのも基本には考えておるところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。ありがとうございます。5年と言わず3年に1回とか、先ほど言われていた1年に1回は中学校区域ですとか、そういった検討をまたよろしく願いいたします。

それでは、2点目のほう、答弁お願いいたします。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、2点目のご質問、答弁させていただきます。

令和元年度には39地区のうち29地区で延べ1,588人が訓練に参加されましたが、新型コロナウイルスの蔓延により、その感染拡大防止のため実施を見送る地区が多くなっております。そのような中でも、無事ですカードを活用した安否確認訓練や役員のみで防災資機材の自主点検を行うなど工夫して実施される地区もあり、令和2年度には14地区で延べ1,610人が参加され、令和3年度には12地区で延べ1,668人が参加されて訓練が実施されたところです。

ちなみに令和3年度の主な訓練内容としましても、自主防災モデルマニュアル説明をはじめ、無事ですカードを活用した安否確認訓練、防災資機材取扱訓練やDVD視聴による防災知識の研修などとなっております。

また、今年度の訓練実施状況ですが、5月に消防関係やペット防災などの防災啓発を主とする訓練を2地区で行い、6月には無事ですカードを活用した安否確認訓練が1地区で実施されたところです。

そのほかには、秋以降に実施予定であった地区が複数あり、先ほど答弁いたしました10月23日実施の住民参加型総合防災訓練と合同した訓練に移行していただいたもので、その活動状況につきましては、安否確認訓練や初動対応訓練、地区での避難訓練、資機材の点検など様々な活動を実施していただいた結果、当該総合防災訓練の参加延べ人数が4,151人となったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）ありがとうございます。

今回は、今年度は総合防災訓練もあったということで、それも兼ねてということで、コロナ禍でもあってなかなかできない地区も多いかと思いますが、その中で、そこで出た課題とか、今後こんなのをしたいとか、そういったものって何かございますかね。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）様々、例えば備品関係でこういったものがあればみたいなところももちろんあるんですけども、大きくは先ほど文野議員からのご質問でも答弁申し上げたとおり、総合防災訓練のあれになりますけれども、受付時においてすごく混雑してしまったということで、この受付であったり避難所運営設営に当たって、自主防災組織の方々にもそこに参画いただくということが一つ非常に重要なことなのかなということが大きく課題として浮かび上がってきたところがございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）先ほども言っていましたが、訓練のこんなのをしたらいいんじゃないかとか、要支援者の避難所への運送訓練とか夜間訓練というのは、全体でやるのというのはなかなかやはり難しいんじゃないかなと、すぐは。まずは自主防災訓練から少しずつできる範囲でやっていけたらなと思うんですけども、それについてどう思われますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）いろいろ課題をいただいた中で、先ほど我々参加人数4,151人と申し上げたんですけども、これ、回答するに当たっては各自主防災組織の皆さんに10月23日どんな活動をされたかというのをアンケートという形で回答をお願いしておったわけなんです。それが順次集まってくる中で今日1つ返ってきたというようなこともあって人数も膨れ上がったりしたんですけども、その中でいろんなご意見をいただいております、これから自主防災組織の訓練、どんどん再開し

ていく中で、またいろんなご指摘いただけたと思いますので、それらについては適宜、適切に考えて改良してまいりたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。

この自主防災訓練、頻繁にやっている地区とあまりやっていない地区、多分かなり温度差があると思うんですが、その穴埋めというか、あまりやっていないところができるだけやるように推進するとか強力的にお願いしていただいて、今後ともよろしく願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

以上です。

それでは、2つ目の地域活性化についてですが、この質問について、同じ内容の質問を私自身、令和元年、3年前の12月議会でも質問させていただいたんです。まず、さきの9月議会では、会派代表質問で創生くまのりの田中豊一議員が質問されています。

その地域活性化について、1点目、地域文化財総合活動推進事業の中で来年度の地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業の募集案内が文化庁から発表されているが、熊取町の対応はどうか、答弁願えますか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、地域活性化について、来年度の地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業の募集案内への対応について答弁申し上げます。

来年度の本事業の補助金については、地域の伝統行事等の基盤整備の支援とともに、収益機能の強化や官民連携の取組を促すことにより、地域活性化の推進及び経済波及効果の拡大を図ることを目的として、地車、だんじりの経年劣化による修理等も対象になっています。募集内容に少し違いはありますが、これまで令和4年度分、また令和3年度補正予算分として、2地区がだんじり修理等に当該補助金を活用したところでございます。

令和5年度分については、文化庁から大阪府を通じ、先月21日付で府内市町村に募集案内がありましたので、だんじりを保有されている11地区の区長に資料を配付、説明し、申請意向について昨日、6日までに申出いただくよう案内させていただきました。

令和5年度分の募集内容については、これまで同様の補助対象経費の上限が1,000万円である継承枠に加え、伝統行事を活用した収益機能強化に資する取組などを実施し、そしてそれによって得られた収益を伝統行事の継承に還元することを条件として、補助対象経費の上限が5,000万円の振興枠が新たに設けられています。継承枠、振興枠ともに補助対象経費に対する補助金の額は85%が上限となっており、だんじりの修理も対象になっています。

この補助制度について、地方公共団体は補助事業の実施者になるものではなく、地域の文化遺産の所有者、保存会等によって構成され、補助対象事業を実施する実行委員会が補助事業者になって補助金の交付を受けるものであり、地方公共団体は、その実行委員会が十分な事務能力を發揮できるよう、可能な限り運営に参画し、経費の執行方法等に関して指導・助言を行うこととなっています。

令和5年度分の申請に当たっても、文化庁に個々確認、助言をいただきながら、だんじりを保有している区、そして実行委員会と連携を図り、当該補助金を有効に活用できるよう支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）今年度は、例年1,000万円の補助金がある枠と、新規で振興枠として上限5,000万円の補助事業があるということで、詳しくは、新たに収益機能の強化や官民連携の取組を促すことで地域活性化の推進や経済波及効果の拡大を図り、伝統行事等の継承に還元することを目指しているということなんですが、熊取町としては、これに対してどっち側というか、1,000万円のほうと

5,000万円と補助事業がありますが、どちらのほうの考えで募集するつもりでいますか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）先ほど答弁させていただきましたように、町としてどちらをということで決めるものではございません。ただ、先ほど申しましたように、実行委員会において最終決めていく話ですので、その先ほど言いました振興枠の条件をどのようにクリアしていくか、そういったところは実行委員会のほうで検討していただくことにはなるんですけども、その検討の際には我々のほうではいろいろと助言になるのか提案になるのか、それからまた、実行委員会から出たご意見を文化庁のほうに確認したりとか、その辺のサポートといいますか、そういった立場になりますと、1,000万円、5,000万円をどちらで町のほうで考えているのかということとは、そこは我々の決める話ではないということをご理解いただきたいと思います。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）この新規事業で振興枠というのは、収益機能強化の取組例として、例えばですが入場料、収入の増加や民間企業からの協賛金の増加、寄附金、ふるさと納税（クラウドファンディングを含む）の獲得や、民間ビジネスの機会の創出として地元企業によるグッズ販売や体験機会の拡充として体験とセットにした観覧席チケットの販売などが例に挙げられています。このようなことをして収益が上げられなければ、この事業は採択されないという募集になっていますよね。

それに対してこの期限というのは、昨年もそうでしたが、文化庁が発表されている提出期限は来年、令和5年1月16日までとなっています。それまでに大阪府に通してとありますが、大阪府の期限というのは何日か分かりますか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）大阪府への募集書類の提出期限が令和5年1月6日となっております。やはりかなりタイト、また、応募を希望される場所についてはその中で応募書類等を整えていただくこととなりますので、早速、明日その意向を示しておられる区の方々にお集まりいただいて、まずはちょっと説明をして、1月6日に間に合わせていきたいと考えているところでございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）大阪府が1月6日であれば、町としては年内にはできていなければならないということですね。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）ご指摘のとおり1月6日ですので、もう新年明けて早々ですから、年内を目標に取り組んでまいりたいと思います。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）それをするかせえへんかは各地区の判断と思うんですが、やるに当たって町職員の負担もございましょうが、やると決まったら、ぜひともこの取組に賛同いただいて採択されるようやっていただきたいんですけども、この事業について先月11月24日ですか、私たち新政クラブの会派で文部科学省の築副大臣のほうへ陳情へ行ってきました、ぜひとも採択されるようお願いしたいということを伝えてきました。それでまた先週なんですけど、原田理事もご承知のとおり、先週12月2日に、東京から京都に移っている文化庁のほうへ課長と担当職員の方と私たち新政クラブのメンバー3人、全員で5人でレクを受けに行っていました。それで、どうしたらこの事業を採択されるか詳しく聞いてきて、ぜひとも熊取町で挑戦したいという、近辺でどこがやるのかはまだ分からないですけども、ハードルは高いんですけども。

それで、それについて締切がもう年内で時間がないということで、明日、関係者の方が集まって決定するという事なんですけど、もうそこから3週間もないのかなと。そこから計画書等をつくらなければならないということで、今までのあれとは違うんで、これ、昨年のお話に戻りますと、昨年は皆さんご存じのとおり、補正予算で大きな65億円というのがついて、コロナ支援のためにということも

あって、例年は大体4億円ぐらいの予算なんですけど、大きく70億円ぐらいあったかな。大盤振る舞いというかそういう感じで、それで一遍に知れわたった事業なんですけど、今回も皆さんあると思っ込んでいて、うちうちもという声が多分多いんで、でも実際、去年の規模に比べたらやっぱり3分の1あるいは4分の1ぐらいしかないんじゃないかなというの聞いてきています。その中で、募集等説明会に来ている自治体は結構例年より、去年よりは多いかというぐらい聞いていますので、かなりの募集があるんじゃないかなと思います。

その中でも5,000万円の事業というのはなかなか出すところが少ないんじゃないかな。この予算で見ているのは都道府県で1件ずつぐらいの大体50件ぐらいしか、全国で50件出るか出ないかという予想をされているぐらいなんで。その中に入り込んでいこうということなんでかなりハードルが高い事業かとは分かっているんですけど、それでも挑むと決めたのであれば、町として全力でバックアップはしていただけたらと思うんです。

この事業は、さすがに教育委員会だけでは多分なかなか厳しいものもあるんじゃないかなと思うんで、住民部の産業振興課、総合政策部の企画経営課、そのほか商工会の方も含めて、町全体で地域の活性化をするためにこの事業を何が何でも採択され、補助金を交付できるように取り組んでいただきたいと思います。

これは要望というか意見というか、よろしくお願ひしたいのと、また違う観点で、これは国の補助事業なんですけど、令和元年に私自身聞いたときは、熊取町として何かだんじり祭りに対して補助金等はないかと聞いたときは、それはございませんとありました。そこで、昨年、町制施行70周年事業で、だんじりフェスティバルをやるということで871万3,000円の予算が計上されていました。実際、中止となって小規模的なことになったと思うんですけど、その残っている予算で何か違った意味でできないかなと思うんです。これについてどう思われますか。

議長（二見裕子君）答弁をお願いします。阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）周年事業で実施した分の費用が残っていると。これ、もう年度間で一応周年事業という部分でくりでは一定決算を打っていますので、それが余ったからということで新たにというふうな発想じゃなくて、当然またこの祭礼そのものを盛り上げていくのであれば、新たに予算計上させていただいた上で取組をしていくというふうな流れになると思います。

祭礼については、なかなか行政がべったり入っていくとなるとちょっといろんな面で整理をせなあかん部分もありますので、観光部局のほうと踏まえて、今、観光協会のほうでも祭礼の盛り上げということで、駅前でのイベントであったりとかいうふうなことを行っていただけていますので、あとは自治会11地区から成る祭礼運営委員会、こちらのほうも新たに曳行責任者会というふうなものもできて、祭礼そのものを盛り上げていこうというふうなことも出てきていますので、その辺、教育委員会と住民部、それから企画のほう、町の情報発信というところも含めて、どういうふうな取組ができるかというのはしっかりと11の区長方も含めて考えていきたいなと思いますので、その辺でまたいろんなご提案があればいただければなと思います。

やっぱり青年団の若い子とかも見ると一生懸命PRに努めてくれていますので、その辺の青年団の事務局も教育委員会のほうにありますので、そのあたりも踏まえて検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）では、早速提案したいと思います。

岸和田市のほうで、だんじりに関する、だんじり祭りなどの郷土文化の継承のために使うというふるさと納税の用途としてメニューにあるんですけど、熊取町でもそういったものを取り組んでほしいと思うんですけど、今後の検討課題としていただきたいと思います、これは要望なんですけど。

議長（二見裕子君）議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。南副町長。

副町長（南 和仁君）一つのものに対するふるさと納税の仕組みづくりということになれば、クラウド

ファンディングとかそういった類いのもので寄附を募るといような手法もあるかと思ひます。個別の事業で云々ということになればいろいろと検討するところもあろうかと思ひますので、少し時間をいただきたいと思ひます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）ふるさと納税についてはあした田中圭介議員が詳しく質問すると思ひるので、あしたにつなげたいと思ひますので、これで質問のほう終わりたいと……。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）すみません。最後に申し訳ございません。1点だけ確認というか、補足しておきたいと思ひます。

答弁したように、これまでの継承枠と振興枠で実行委員会が実施主体であるんですけども、どちらか一方での申請になりますので、2つを同時にということはできませんので、まず1点そこを報告しておきます。

それとあと、私どもが一番ハードルが高いなと思ひるのは、確かに商工会とかそういったところにご協力というのはあろうかと思ひますが、何分その実施主体は実行委員会でございますので、例えば実行委員会ですれを人とかということが全部出てきますので、やはり実際に実行委員会の方々の負担というのが非常に大きいものがあるのではないかなというものが、我々補助金の事務局としては、できる限りのサポート、補助金が取れるように、申請書の書き方とかそういったところは全力でサポートさせていただくんですけども、そういった懸念がございますので、そこはご理解のほういただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）ぜひよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

これで終わります。

議長（二見裕子君）以上で、河合議員の質問を終了いたします。

議長（二見裕子君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「17時01分」延会）

12 月熊取町議会定例会（第 2 号）

令和4年12月定例会会議録（第2号）

月 日 令和4年12月8日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 豊一	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 文野 慎治	6番 鱧谷 陽子
7番 田中 圭介	8番 河合 弘樹	9番 矢野 正憲
10番 渡辺 豊子	11番 二見 裕子	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総合政策部統括理事	明松 大介
総合政策部理事	野津 恵	総 務 部 長	藤原 伸彦
総 務 部 理 事	木村 直義	住 民 部 長	巖根 晃哉
住 民 部 理 事	下中 昭三	住 民 部 理 事	山本 浩義
健康福祉部長	山本 雅隆	健康福祉部理事	松浪 敬一
都市整備部長	田中 耕二	都市整備部理事	白川 文昭
都市整備部理事	濱田 隆之	都市整備部理事	永橋 広幸
会計管理者兼会計課長	中谷ゆかり	教 育 次 長	阪上 敦司
教育委員会事務局理事	林 栄津子	教育委員会事務局理事	原田 哲哉

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	林 利秀	書 記	道端 秀明
-------------	------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

議案第66号 手数料条例の一部を改正する条例
議案第67号 個人情報保護に関する法律施行条例
議案第68号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第69号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第70号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例
議案第71号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
議案第72号 職員の降給に関する条例
議案第73号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
議案第74号 熊取町第4次行財政構造改革プランの策定について
議案第75号 空調機器の購入について
議案第76号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第10号）
議案第77号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第78号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第79号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第80号 令和4年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年12

(「9時59分」開会)

議長（二見裕子君） それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。

次に、大林議員。

2番（大林隆昭君） 改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、ブルーベリーについてと地域振興券についてお尋ねをしたいと思います。

まずは、ブルーベリーについてお尋ねをいたします。

1つ目の質問になりますが、これまでの実績と今後の収穫量、販売量を表でお示しいただくようお願いをしております。それに基づきましてご説明をお願いいたします。

議長（二見裕子君） 下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君） それでは、ご質問の和田山ブルーベリーについてご答弁申し上げます。

1点目のこれまでの実績と今後の収穫量、販売量についてでございますが、資料を提出しておりますのでご参照いたします。

計画値につきましては、令和3年2月19日に開催されました議員全員協議会時の計画値を、実績値につきましては、令和2年度から令和4年度までの実績値を記載しております。

計画と実績の比較から言えますことは、令和3年度の収穫量及び入園料金を含めた売上げが、共に大幅に計画値を上回りましたが、今年度、令和4年度につきましては、天候不順に加え、圃場の土壌の排水に問題が生じた影響を受けて不作となったところでございます。令和3年度とほぼ同量の収穫量を確保できたものの、計画と比較しますと大幅に下回る結果となったところでございます。以上でございます。

議長（二見裕子君） 大林議員。

2番（大林隆昭君） ありがとうございます。

計画については以前に頂いた資料のままということで、実績値だけなんですけど、この令和3年度にたくさん取れたということと、令和4年度は、以前にも説明をいただいたんですが、天候不順等々含めてということなんですけど、これからそれに対して令和3年度の豊作の原因であるとか、4年の不作の大きな原因というのは天候なのかもしれないんですが、改善できる点があるとしたら、もしあるならばご答弁いただけますか。

議長（二見裕子君） 下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君） 表でもありますように、令和4年度で、今年度が256キロ、昨年度が270キロということで、実際に運営していただいているNPO法人の皆様にもお聞きをいたしました。やはり栽培、植物ですから、生き物であり、栽培管理上どうでしたかということをお問合せしましても、なかなかいつもどおりの栽培管理で、それは栽培管理には間違いなかったというような強いお言葉をいただいております。

その中で何がしか原因あると、天候不良に加えまして、やはり圃場の土壌そのものはどうなんだということで、NPO法人のほうで専門家を呼んでいただきまして、ブルーベリーというのは根が浅いところで水はけを好む植物でございます。ですから、もともとの圃場が田んぼであったところもございまして、土壌の排水自身にやはり問題があるというご指摘、回答をいただいたところでございます。

水はけをよくするところが第1点であると、ですので、これまで順調よく来たところというのは、やはり根が浅い分、樹木の成長によってそこまで根域、根の域が排水不良のところまで達していなかったんじゃないかと、大きくなるにつれて根が深いところに入った部分で排水に問題が

あったと、そのような指摘を受けているところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。原因がしっかりと分かっているのであれば、対処をしていただきまして、グリーンパークのほうで頑張っていたきたいなというふうに思っています。

あと何点かお尋ねをしたいんですが、当初の計画で、令和4年、第1、第2で360キロ、第3で36キロの収穫を見込んで、売上げが144万円と10万円という計画なんですけど、収穫量が令和3年度相当に落ち込んで、売上げも令和3年度と同じぐらいなんですけど、これ単純に量的に360キロに仮になったとしても、この140万円という売上げの根拠と申しますか、売る分が高いのか、入場が高いのかということをお教えいただけますか。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）当初の計画値であったときは、売上げのほうに家族単位の売上単位というのを見ておりました。やはりその辺、若干家族単位での客単価と申し上げましょうか、その辺、若干の現状の違いがあるというところでございます。

ブルーベリーの販売、実際の事業者の販売というのは、当初から金額というのとは変わってございまして、その辺、実態のお客様の人数状況、客単価と申し上げてよろしいのでしょうか、その辺、若干時点修正かけていかないといけないのかなと、そのように考えてございます。あくまでも収量によるものの今、落ち込んだ分というのを販売量の減というふうに見込んでおります。

以上でございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

自然相手のことなので当然、何年か前にもお米もウンカで全然取れなかったというときもありますし、それは上下するのは仕方がないかなと思うんですが、販売に重きを置くのか、それとも観光に重きを置くのかということも難しいところだとは思いますが、そのための第3農園という説明もいただきましたし、その辺はしっかりとすみ分けをやっていただいて、観光も販売もこれからは頑張っていたきたいなというふうに思います。

ランニングコストの部分なんですけど、令和4年のところ、実績で、第1、第2で予定よりもかなり少なくなっています。これの理由は。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）資料のほうはもう少し詳しく丁寧に書くべきやったんかなと思いつつも、ランニングコストというのは、いわゆるこの議員全員協議会の時点では、収量を見込んでのランニングコストではございませんでして、単年度に係るランニングコストを計上していたというところでございます。

その中で、一定先ほども販売であるとか、ブルーベリー狩り体験に来ていただいたお客様の入園料とか、そういった分というのをランニングコストから引いた分で実績値を書いておりますので、この差額というのは、ランニングコストが単に下がったというものでは、もちろん努力はさせていただいているんですけども、収入のほうを引いた分でのランニングコストという計上でさせていただいています。ですんで、実績値でございますが、少し分かりにくいかもしれませんが、実績値でございますので、あくまでも当初計画は単にランニングコストとしてかかっている経費、そこから実績値、令和4年でしたらそこから入園料を引いた金額というふうになってございます。

ですので、今ランニングコスト209万2,000円を計上しておりますけれども、その分というのは、当初予算ベースで、平均的な金額を70万円ほど引いているというものでございます。ですので、一旦ランニングコストの比較からしては、当初の計画とそう差異はないというものでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）分かりました。ありがとうございます。

あと、木そのもの話なんですが、第1、第2農園は、令和6年度から収穫の最盛期といいますか、成木になって、これぐらいの量が見込めるだろうという一番高いところになっています。第3農園に関しては令和8年、この最高のというか、収穫量というのは何年ぐらい続くのかというのを教えてください。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）一般的に幼少木、幼木から数えて7年ぐらいの成木というのを見込みはしているんですけども、インターネット等で見ますと、やはり10年、20年、30年もっている樹木もあるということでございますので、一定自然相手のものがございますから、コガネムシやとかいろんな害虫もございます。その辺で更新はあるものの、大体10年、20年はもつものと、そのように考えてございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）分かりました。

更新——更新と言っているのか、植え替えの時期とかが来たら、できるだけその収穫量を落とさずに、順番に植え替えていっていただきたいなというふうに思います。そもそも熊取町の特産品をつくりましょうというところで始まっているものなので、しっかりと育てていただいて、グリーンパークにもしっかりと尽力いただいて、熊取町で売れる特産品、誇れる特産品をつくっていかないといけないというふうに思っています。

2つ目の質問に入ります。

2つ目の「くまとりやもん」の認定商品、また、登録を目指している商品などで、熊取町のブルーベリーを使いたいと言っている数量というのは、現在どのぐらいなのでしょう。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）続きまして、2点目の「くまとりやもん」などで必要となるブルーベリーの数量についてお答えします。

ブルーベリー狩り体験にブルーベリーの果実を町内のスイーツ店など、くまとりやもんのみならず様々な事業者への販売を展開しているところでございます。

現在のところ、出荷専用の生産拠点となる第3農園の果実がまだ収穫できておりませんので、第1農園及び第2農園のブルーベリー狩りで、少し余剰となった果実を無駄にすることなく利活用しており、令和3年度は6事業者へ14キロの販売、今年度、令和4年度は12業者に66キロの販売と大幅に増加している状況でございます。

今年度購入された12事業者の皆様に購入希望数を聞き取りしましたところ、最大数量で約400キロに達する見込みとなっております。生産拠点となる第3農園の果実が待ち遠しい状況となっております。今後、さらなる販路拡大活動を展開するとともに、今年度からいよいよ始まりました生食用ブルーベリーのふるさと納税の返礼品につきましても、認知度の向上とともに増量が見込まれるところであり、本格的に収穫量が増してくる第3農園の果実の利活用について十分対応できるものと、そのように見込んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

産業振興課でしっかりブルーベリーをお店に売り込んでいただいて、特産品としていろんな商品を作っています。産業活性化基金でもくまとりやもんを目指す商品には一定補助金も出していただけますし、令和4年の新しい認定品の中にもブルーベリーの商品が交ざっているというふうに聞いております。ただ、残念ながら、今の現状ではブルーベリーの量が足りていないということになっています。売る側というか、販売していく側としては、絶対この販売機会の損失という

のは出すべきではないというふうに思っているのですが、本来であれば売って収益が見込めたものが、売量が足りなくて収益として上げられなかったということです。これは早急に改善していくべきところではあるというふうに思っています。

改善していく中で、第3農園をこれからしっかりと育てていけば、それで足りるのか足りないのか、これからもブルーベリーがどんどん売れるようになっていけば、実際、第3農園だけでしっかりとその量、足りるだけ取れるのかということも問題になってきますが、もう3つ目の質問にします。

新しく熊取町で作っているブルーベリーは、特に和田山であのブルーベリーパークで作ったものだけが熊取町のブルーベリーなのかということなんです。取りあえずそこを聞いてもいいですか。熊取町で取れるブルーベリーというのは、和田山のあのエリアで取れたものでしか熊取産のブルーベリーとして扱わないというのは、熊取町としてはどう思っているんですか。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）現在のところ、ブルーベリーを植えていらっしゃる方というのは、全体的な把握というのは、個人的に植えられている方もいらっしゃると思います。ただ、熊取産というところがつく限りは、やはり地域産出のものでございますが、一般的に広く捉える場合が多々ございます。ですので、やはり熊取産の中でも和田山産、和田山Berry Parkということで、一定表示するんだらうと、そのようには思います。

ただ、この産地が広がっていけば、やっぱり和田山ブルーベリー、ブルーベリーはいいということで、熊取町挙げて、全域に挙げてやっていこうという流れが出る中であっては、やはり地域産出表示もあると思いますので、そこはその展開も含めてそのときに考えてまいりたいと、今の時点ではまだそこまで、熊取産と言えど和田山産、和田山ブルーベリーだけの今限定はしにくいだろうと、そのように考えてございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

熊取町で取れたブルーベリーであればということなんです。3つ目の質問で、今の現状、農業をされている方とか、新規就農される方とかに、例えばブルーベリーを作っていただいて、収穫していただいて、それ全量買い取るという形で、とにかくブルーベリーの量を確保していくという考えはないですか。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）3点目の質問ということで、ただ、考え方といたしまして、やはり今現在、管理運営されているブルーベリー園の中での考え方として、まずはご答弁させていただきます。

続いて、3点目の農業従事者や新規就農者にブルーベリーの栽培、収穫を委託できないかについてお答えします。

現在、ブルーベリー農園を管理運営されているNPO法人の課題は担い手不足や高齢化であり、法人自身も十分に認識をされておられるところでございます。その対応として、今後本格的に収穫量が増加する第3農園には、農業従事者の方を新たに迎え入れるなど、既に対応を進められている現状でございます。

また、担い手の確保策としましてNPO法人におきましては、新規会員の加入促進に努力されているところでございますが、新たな農業従事者の確保について、本町も積極的に情報提供を図ってまいりたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

現在、今農業を営んでおられる方というのは、ある一定収入があつて、農家としてやっていけて

いるというふうに思うんですが、新規就農の人は、なかなか農家として根づくまでというか、それまでのやはり収入源というのが難しいと、ハードルが高いという中で、グリーンパークに入っただけで、ブルーベリーを作っているのを手伝っていただくというのは分かります。グリーンパークのこれからというのを考えればすごく分かるんですが、収入というところを考えると、グリーンパークの中で作ってしまうと、なかなか新規就農の方たちの収入につながるのかという直接的にはつながっていかない。であれば、外で作っていただいて、しっかりと収入を得ていただくというところであれば、グリーンパークの中には入らないほうがいいのかと個人的には思います。グリーンパークはグリーンパークで、何かさっき人を——まあ考えていただかないといけないんですが、そのあたりは。どうぞ。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）やはりこれだけの大きな、本町のほうも支援しているわけですので、やはり熊取町のブルーベリーと言えば和田山ブルーベリーがまず思い浮かべていただけるようなブランド力というのが、まず喫緊の課題であろうと。まず、その中で、熊取ブルーベリーというのももちろんブランド化、最終目標はありますけれども、そこは一つ中心となる核を設けた中でブランド化を図るほうが、やはりブランド力の推進には非常に早いのではないかと。

その中で、新規就農者の方、やはり今、現ある和田山Berry Parkのほうで修業なり習得、農業技術を習得していただける中で、新規就農となればやはり別施策の中でも新規就農者への支援というのはございますので、その中でビジネスモデルとして成り立つ農業経営と、それをブルーベリーでやるんやというような展開が一番分かりやすいんじゃないかと、そのように考えています。いきなり新しい農地で、新しい畑でブルーベリーを始めたいという方も、もちろんとてもありがたいことかもしれませんが、そういった和田山をまず中心としながらブランド化を図りつつ、ブルーベリーが広がっていけばと、そのように考えてございます。いかんせん、今すぐそういった相談も今、これからできればとは思いますが、今はまずブルーベリー、和田山を中心にブランド化を図ってまいりたいと、そのように考えてございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

産業振興ビジョンのほうでも、新規就農者が参入しやすい環境づくりというようなこともあります。ある一定ブルーベリーやるには圃場の整備とかも必要ですし、何年かごとに例えば新規就農者の方にそこに入っただけで、何というんですかね、その収入の足しになるような栽培やっただけ。しっかりほかの農業で収入が得られるようになれば次に人に交代してもらおうとか、いろんな方法で、熊取町でブルーベリー、特産品として目標として掲げるのならば、あり余るほど作らないといけないというふうに私は思っています。ある量が足りないのに特産品とはなかなか言えないというふうに思っていますので、どことは言いませんけれど、蛇口ひねったらお茶が出てくるとか、蛇口ひねったらミカンが出てくるとか、あれぐらいまでいかないと、やっぱり特産品なんかというたらなかなかしんどいんじゃないかなと。そのたくさんある中で、そのトップブランドとして和田山のブルーベリーやという位置づけが正しいんやというふうに思いますので、その辺はちょっとしっかりと考えていっていただきたいなというふうに思います。新しく収穫を生み出す仕組みというのも考えていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

4つ目の質問なんですが、ブルーベリー事業のこれから、展望というのでご答弁をお願いいたします。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）続いて、4点目のこれからのブルーベリー事業の展望についてお答えします。

第1農園が令和元年7月に開園して現在4年目に入り、ようやく軌道に乗りつつある状況になってまいりました。このブルーベリー事業につきましては、野外活動ふれあい広場への集客、にぎわい創出の新たな仕掛けとなるものであり、さらには永楽ゆめの森公園や奥山雨山自然公園との相乗

効果により、周辺全体の地域の活性化につなげていくための中核をなす事業でございます。

今後の展望でございますが、現在のブルーベリー狩り体験を中心とし、町内外のご家族やグループの方々に自然の恵みを満喫していただきながら、今後、成木へと生育を続け収穫量が増加する見込みの果実の利活用について、現在進めている販路拡大や、ジャムやソースなどの商品化に本町も積極的に関わりながら、熊取と言えはブルーベリーのブランドが定着するよう、市場を切り開いてまいりたいと考えております。

また、年間を通して熊取産ブルーベリーを楽しんでいただくためには、既存の冷凍・冷蔵設備では十分な出荷対応が難しいことから、今後の本格的な収穫増を見越して、冷凍技術等につきましてもNPO法人と共に情報収集、調査研究に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

ブルーベリーもなかなか冷蔵やと日をもたないので、冷凍やとそれなりに半年とか、そこまできなくても日をもつというふうに聞いているんですが、冷凍の販売というのも考えているということなんですね。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）冷凍の販売となるとすれば、やはり商品のストック・量が非常に大事なところであるかと思えます。今現在の家庭用のような、今お聞きしますと小さいものでございますから、一旦販売するとしても設備が小さいということでございます。それまで、答弁でも申し上げましたように、受入れ体制やとか、もちろんやはり量の問題でございますから、冷凍まで回せない、今年であったら少なかったものですから、冷凍まで回すような余裕はございませんでしたので、その収穫量が見込んできた際に対応できるように、あらかじめNPO法人の皆様と調査研究してまいりたいと、そのように考えてございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

生食だけでなく、ジャムとかソースとかも考えていただいているということなんですが、何はなくとも量が足りないというのが現状で、まずは量を確保しないと前に進んでいけないということなので、第3農園の成木になってしっかり収穫できるのが令和8年から、その7年、8年ぐらいからという、まだまだちょっと先のような気がしますので、その間にしっかり準備を整えていただいて、その準備をしっかり整えるというのが、要は和田山Berry Parkを中心に、野外活動ふれあい広場というあのエリア一帯の利活用ということも入ってくると思います。そこから、永楽ゆめの森に向かって、できれば何か遊歩道みたいなものを造るとか、そんなところも考えていきながら、ブルーベリーを中心にどうやってあのエリアを活性化していくのかということも考えていっていただきたいなというふうに思っていますので、ぜひともよろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）ありがとうございます。そのためにもやはり収穫量を、やっぱり今年度が非常に圃場の問題が出ましたので、これ申し上げてよろしいのかと悩んだところですが、補正予算の中で、その排水対策として予算を計上させていただいています。ですので、一刻も早く机上のルートを計画値に合わせていけるように、収穫量が増えるようにということで、NPO法人の皆様も一生懸命頑張られております。そのための支援をしたいと、そのように考えてございますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません。あと1点補足なんですけれども、その冷凍技術云々という冷凍のものを売るかというところもご質問あったかと思うんですけれども、ご存じのようにブルーベリーというのは夏の間だけ期間、収穫できるものでございます。

1点目の質問にあったような収穫量、売上げというようなところも、まずは基本的には第1、第2農園、今収穫できている部分であって、こちらについては当初の計画で、あくまでブルーベリー狩りで収益を上げていくというところで計画したものでございます。ただ、ブルーベリー狩り、ローテーションを組んで一遍に入れてしまうと一遍に実が全部取られてしまうというようなところで、これはどうしても受け身になってしまうので、ただ予約の入らなかった日であっても、実というのはもう成熟してしまいますので、これを無駄にしてしまうのはもったいないというところで、一定、冷蔵・冷凍というようなところで、それを事業者のほうに販売させていただいて、利活用させていただいておったというところでございます。

今後その第1、第2農園の余剰分プラス今後の第3農園の取扱いですけれども、事業者の方がまずは生食を実際求めはる事業者もでございますし、実際ジャムや、例えばブルーベリーソースとかコンポートといった、そういったものでいきますと、別に生食にこだわる必要はないと、冷凍のものでも十分製品化できるということでございますので、そのあたり、一番ありがたいのはこの夏の間、生食で収穫できたやつが、もうそれで全て完売してしまうというようなところが一番ありがたい話なんですけれども、なかなかそういう需要という形は一遍に望めないというところで、通年取り扱えるようにしておく必要があるのかなというところで、何とか冷凍のものをというところも取り扱っていききたいと。

もう一つ、ふるさと納税の返礼品においても、今は生食という形でいっていますけれども、これがほかのネットとか、いろんなところで見させていただいている中でも、冷凍のオンラインでの販売とかというのもあるということは、一定そういう需要もあるのかなというところも含めまして、それも含めて今後、冷凍のブルーベリーを取り扱っていくということも検討していかないといけないというふうに考えております。よろしく願いしておきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

いろんな方法を交えながら、しっかり販売していただきたいなというふうに思います。特産品をつくっていく中で、今ブルーベリーのところは、ほぼほぼ単費でいきますみたいなところの話が多いんですけれども、一定使える補助金であったり交付金であったり、今思いつくのが地方創生加速化交付金ぐらいしか思いつかないんですが、そのあたりも入れられるのであれば、ブルーベリーのほうにもしっかり使ってもらって、熊取町を挙げてブルーベリーを育てていくんやという意気込みというか、やっぱり中途半端が一番よくないと思うんです。もうこのぐらいでええやろうとか、もうここまでいったからこれでええん違うかぐらいは一番よくないと思う。それならやめてしまえばええと思うので、熊取町に行ったら至るところにブルーベリーが生えているぐらい、目指すぐらいいいほしいなというふうに思っています。町長の肝煎りのブルーベリーですから、町長、よろしく願います。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）熊取町のブルーベリー、ブルーベリーと言えば熊取町というふうな、こういうブランド力が熊取町につけば、また、熊取町のそういうメジャー化に一步近づけられるかなというふうに思っております。

NPO法人グリーンパークの皆さん方には本当にご苦勞をおかけしていますけれども、本当にご尽力いただいた結果、今年はちょっと天候不順でなかなか思うような生産量もできなかったんですけども、そういう環境整備をしながら、成木として順調に育つようにしながら、生産量を増やしていきたいというふうに思っております。

あり余るほどブルーベリーができる、これは本当に大林議員が言われたように、私もそのように思います。学校給食にも提供したいし、住民のところにも提供できるような、そういうものになればなというふうに思っております。採算を度外視するわけでもないんですけれども、そういうところで熊取町の行政の一つとして楽しい思いを味わってもらえたらというのが一つの考えでございます。

す。

これからもブルーベリー、特産品として羽ばたくような、そういういろいろな考えをまた皆さん方と共有しながら進めていきたいというふうに思っております。何においてもまずは育ててもらわないといけませんので、その辺、議会の皆さん方にとってはちょっと不安視される方もおられるかもしれませんがけれども、最善の努力を尽くして熊取町のブランドの一つとして育てていきたいというふうに思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

熊取町を挙げてしっかりブルーベリーに取り組んでいただきたいなというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、2つ目の地域振興券についてお尋ねいたします。

まずは、現状の令和4年、この間まだ使用期限迎えていないんですが、地域振興券の今現在の使用状況というのを分かる限りでいいので、お願ひいたします。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）それでは、ご質問の熊取町地域振興券についての1点目、現在の使用状況はについて答弁申し上げます。

まず、事業の概要といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大及び原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰により、大きな影響を受けている住民生活及び地域経済を支援し、地域振興に資することを目的に、熊取町内に居住する住民に対しまして、町内の店舗や事業所で使用できる地域振興券を各世帯に配付させていただいたところでございます。

また、地域振興券の利用期間でございますが、令和4年10月1日から令和5年1月31日までとし、令和4年11月現在、町内232事業者の方にご参画いただいているところでございます。

地域振興券の交付実績といたしまして、本年7月1日基準日現在で、町内居住の住民の皆様お一人当たり5,000円分を4万3,025冊分交付いたしました。新生児の皆様に対しましては、本年12月31日までにお生まれになった方を対象としまして、基準日以降、11月15日時点で111冊交付をいたしました。合計2億1,568万円分の地域振興券を発行、送付しております。

対しまして、使用状況の目安となる換金状況でございますが、令和4年11月29日時点で1億835万円分が換金されておまして、これは換金率は50.2%となっている状況でございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

まだ使用が50%と半分ぐらい、これから年末とかにかけてばたばたと使っていただけるのかなというふうに思ひます。地域振興券事業をしていただきまして、地元の商業に携わっている皆様から本当に大変ありがたいというふうにお伺ひしております。ぜひともまた来年もこの事業をやってもらいたいというような声も聞いていますので、この場を借りてお願ひをしておこうかなというふうに思ひます。

地域振興券なんですけど、今紙ベースですずっとやっていただいまして、紙が一番みんな使いやすいというのは当然分かるんですが、これから考えると、ほかの市町村でもプレミアム付商品券をデジタル化しているところちらほらと出てきています。熊取町でもスマートシティ熊取を目指してデジタル化というのを進めていこうということなんで、この地域振興券のデジタル化というようなことは今現状可能なかどうなのか、お願ひします。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）2点目の質問になろうかと思ひます。

次に、2点目の地域振興券のデジタル化は可能かについて答弁申し上げます。

今回の地域振興券事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応、また、燃料高騰・物価高騰の影響から、早急な住民生活・経済支援が必要であることから、紙のみでの地域振興券発行を実施させていただきました。

しかしながら、議員ご提案の地域振興券のデジタル化などは、このような有事の際には有用であると理解しております。昨年度策定しました産業振興アクションプログラムにおいても、町内の消費活動に誘導する一つ的手段として、キャッシュレス化に取り組む必要性を認識しております。

今後、地域振興券のような同様の事業に関しましては、やはりキャッシュレス決済未対応者や不慣れな方への啓発・普及方法を考慮しつつ、またシステム構築に係る事業費の財源問題など、課題解決に必要な課題はありますが、引き続き商工会と連携しながらしっかりと取り組んでまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

先ほども言っておりましたが、産業振興ビジョンのアクションプログラムにもポイントカードのシステムとキャッシュレスなど中期目標という形で上がっています。それに向かって進むに当たって、一番皆さんが使っていただきやすいところからやっていけばやりやすいのかなというふうに思ったのでご提案させていただいたんですが、システム自体は一回つくってしまえば次からそれでいけるのかなというふうに思うんですが、ああいうのは使い回しというか、同じシステムではないんですかね。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）もちろん理論的というか、システムさえつくれば、システム自身がある種劣化しない限りは使えるものと。ただ、そのときには対象人数であったり、対象者の要件であったり、金額であったりというような部分的な修正というのは必要かと思います。

ただ、いかんせん、そのシステムが地域振興券だけなのかということになってこようかと思えます。そこはやはりせんだっての9月議会の浦川議員のほうからでもご質問あったように、スマート化の中で全庁的なスケールメリットというんでしょうか、その辺、生かせるような形というのが小さな町村においてはやはり有効的、これは大きな自治体にあってももちろんそうかとは思いますが。やはりそのシステムを組むとなったら膨大な費用がかかりますので、そこはスマートシティ化の中も含めて、全庁的に検討していく必要があるだろうと、そのように考えてございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

産業振興ビジョンを策定するに当たって、商工会のほうからですが携わらせていただいて、アクションプログラムにも携わらせていただいて、今回この2つの質問なんですが、この産業振興ビジョンというのを進めていく上で、何か提案できることはないのかなという形で考えさせていただきました。つくってそのままというわけにはいかないの、しっかり進めていくためにできることというのをもたくさんあると思いますので、これからもこの産業振興ビジョンを進めていって、熊取町がにぎわいを創出できるようになればというふうに思っていますので、これからもいろんなことをご提案させていただこうというふうに思っていますので、また、今回のデジタル化も含めてですがいろんなクリアしないといけない問題がたくさんあるのは分かっていますので、それでも目標には入っています。中長期なので、10年間かけて進めていくんやという気持ちだけ忘れずに持っていたらというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）ご提案ありがとうございます。

1点、今回、地域振興券のデジタル化ということでご提案いただいておりますけれども、こういったコロナ禍、物価高というところでの住民支援、住民生活支援というところであれば、やはり全住民に対する支援という形になってきます。これが仮にデジタル化を構築したとて、全住

民が、先ほども答弁の中でさせていただきましたように、物理的に使えない人、不慣れな人というようなところを考慮しますと、やはり一定紙ベースというのにも必要になってくるのかなというところがございます。

ただ、私ども産業振興ビジョン、アクションプログラム、やはりこちらはどちらかといいますと事業者支援というところで考えてございまして、日常の事業者の経済活動といいますか、そういったところでやっぱりスマート化を図っていくと。そこで一定構築しておれば、こういう有事の際、地域振興券に限定せずに、それ以外の事業者支援というようなところで活用できるものというふうに考えてございますので、一定その辺の線引きはちょっとご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。産業振興のために、お店のためにしっかりとサポートをしていただければというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）以上で、大林議員の質問を終了いたします。

次に、江川議員。

13番（江川慶子君）それでは、私から一般質問をさせていただきます。

地方自治法には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と明記されております。その観点から、今回は4つの質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず、1つ目の介護保険についてお伺いします。

介護保険制度が2000年にスタートして22年になりました。保険料負担が限界に近づき、担う介護労働者の高齢化、地域支援事業である総合事業の現状など、介護の危機を迎えていると言われております。さらに、2024年度には要介護1、2を総合事業へ移行するなど大きく4つの見直しが検討されています。現状と今後、町としてどのようにお考えかをお聞かせください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません、ご質問いただいている項目に従いましてご答弁させていただきますという形でよろしいでしょうか。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）すみません、止まってしまってごめんなさい。続いてもうちょっと説明させていただきます。ありがとうございます。

まず、介護保険制度について、振り返りも含めて資料を作らせていただきました。これは、社会保障推進協議会の全国地方議員社会保障研修会で使われた資料を私なりに編集して作りました。

介護保険のみならず保険制度というのは、加入者が保険料を払い、何かがあったときに査定、保険給付の対象者を決定、利用者が保険給付を受けるという制度であるということ。それから下の表は——資料のほうご覧になっていただいていますでしょうか、ナンバー1なんですけれども、すみません。資料1を見ていただきたいんですけども、これはよく見る表で、要支援1から要介護5までのどういう状態の人がそれに該当して、介護予防なのか介護なのか、質問する前にちょっと自分自身も振り返りも含めてまとめております。

ナンバー2のほうは、要介護ごとのサービス水準と限度額をまとめました。介護度によって、サービス水準、通所サービス、ヘルパーの利用など、どのような回数が使えるのか、そして、利用限度額についてまとめました。

それから、次のナンバー3は、全国地方議員社会保障研修会で講師をされている日下部先生から、今こういった状態があるということでご紹介があった分です。2022年、介護保険の現実ということで、四字熟語で表してみた場合のことですね。

介護心中・介護殺人、これが年間で50から70件、介護が老老介護であつたり各家庭の状況で悲しい事件が後を絶たない状態です。介護退職、これについては、両親や家族の介護で仕事を離れなければいけない、そういった方々が年間9万人から14万人おられるということですね。それから次に、介護貧乏・介護破産、これも四字熟語として並べられているんですが、多大な自己負担が発生しており、夫の分はどうか使えましたが残された妻は支援が受けられないと、自己負担の大きさによって介護貧乏・介護破産が起こっていると。次に、介護難民は、特養だけでなく在宅でも起こっていると、在宅で支援が受けられず取り残されているケースがあるということです。次に、介護崩壊というのは、介護職員の有効求人倍率が3.90倍、ヘルパーの有効求人倍率が14.92倍ということで、17年前でしたらヘルパーの主力というのは40代から50代の若手というか、そういう熟年の年代が主流でしたが、現在はヘルパーの主流が60歳代に引き上がっているという部分では、担い手を育てることが大事だということをおっしゃっていました。介護保険料は、年金暮らしの高齢者の負担のもう限界まで来ていると、そういうことを考えると、この22年間で介護保険制度は危機的な状態に陥っているということをおっしゃっていました。

次、ナンバー4からですが、この間の介護保険の見直しの経過を抜粋して拾いました。2000年4月には、介護保険制度が開始、2005年7月、介護保険法の改正があり、10月から食費・居住費の自己負担化、施設利用者には補足給付という形で、食事等の居住費の自己負担がここで入りました。2006年4月には、制度改定の実施が行われ、要介護の1の大半が要支援2に移行して、支援1、2は新予防給付へと移行されました。介護予防について、事業を中心とする地域支援事業、それから、地域包括支援センターの創設などが行われました。

次の資料をご覧ください。ナンバー5です。

2014年6月には、介護保険法改正が行われ、要支援の訪問介護と通所介護は総合事業へと移行されました。2014年6月、介護保険法改正で、医療介護総合確保法ができて、そういうふうになりました。特養ホームは要介護3以上でないと入れないということです。補足給付に資産等の要件化。④の所得に応じて2割負担、地域ケア会議を努力義務化。

2015年4月、ここ字が間違っているのが訂正お願いしたいんですが、これ総合という文字に換えてほしいんです。剛造とちょっと打ち間違えました。総合事業の実施の開始ということで、2015年4月から総合事業が始まり移行されています。8月、2割負担の導入で、補足給付見直しということです。それを表にまとめたのが、右下の表であります。

2014年までは、要支援1、2は、在宅サービスは介護保険の給付で利用できたけれど、2015年からは、ヘルパー・デイサービスが市町村の事業に変わったということですね。それから、要介護1、2は、特養ホーム入所対象であったのが、2015年からは、特養ホーム原則入所対象外へ。それから、利用者負担は、所得に関係なく1割負担だったのが、2015年からは、一定以上の所得者は2割、現役並みは所得者3割負担というふうになっています。施設部屋代・食事代についても同じように負担が増えている状態です。

それでは、ナンバー6をご覧ください。

介護保険の見直しの経過ですが、その後、2017年5月に介護保険法の改正が行われ、地域包括ケアシステムの強化ということで、保険者機能強化推進交付金が制度化されました。これによって、インセンティブというんですか、そういう交付金の出し方というのが出てきて、また、その辺ちょっと勉強不足なんで置いときます。

2018年4月は、保険者機能強化推進交付金が200億円、それで8月には3割負担が導入されました。2020年4月には、これは保険者努力支援交付金が400億円にということで、それと介護保険の改正で、介護データ基盤整備強化のため国にデータが送られることによって、国のほうからどのような成果が上がってきたかというものに対して交付金が出せられるようになってきました。

次、ナンバー7に入るんですが、ここから本題の質問に入るんですが、これは介護保険制度の財源構造の表をつけさせてもらいました。

左上のブルーの表は、介護保険制度以前の導入前の高齢者の分です。2000年3月までは、これらの介護保険の事業の財源、公費100%で行われておりました。国が50%、都道府県が25%、市町村が25%。介護保険の導入により、現在第8期なんです、保険料が50%で、公費が50%という形に変わりました。それにより、住民の負担が発生したわけですが、その負担がどんどん増えていっているわけですね。その内容なんです、介護費用の23%を全高齢者で今現在負担していると、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の決め方のイメージですが、65歳以上の人口（第1号被保険者数）分の介護サービス費用の総額掛ける23%ということで計算が出されております。

高齢者の負担分の率は3年ごとに見直すというのが介護保険の制度なんですけれども、最初に導入された2000年の第1期では、高齢者の負担分は17%だったのが、第8期では23%に上がっています。もうこれ以上、65歳以上の保険料の負担がもう限界に来ているのではないかなと感じています。

給付と負担の連動ということで、その市町村の介護サービスの利用者が増えると、やはり比例して高齢者全員の介護保険料が上がる。だから、介護を充実すれば保険料が上がるという形になっているんですね。

この下のオレンジの表は、全国平均の基準月額なんです、熊取町はこの数字ではないんですが、全国なのでほぼ同じような傾向があるのかなと思って掲載しました。

第1期、2000年から2002年は2,911円、全国平均基準の月額ですね。それが第2期には13.1%上がって3,293円、第3期には4,090円、このように上がって、現在、第8期、2022年、6,014円になっております。この全国平均で言えば、第1期、2,911円、第8期、6,014円、2.07倍になっているということなんです。こういうことから、ますます高くなる保険料についてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）まず、資料のほう、社会保障の研修会ですか、そちらのほうを受講されて、江川議員のほうが多細かく内容のほうを精査された資料もつけていただいております、ありがとうございます。その中身でもう全て網羅されておいて、お答えするまでもないのかなとは思いますが、ご質問いただいている項目に従いましてお答えをさせていただきます。

それでは、介護保険につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の高くなる介護保険料についてでございますが、本町第8期計画、令和3年から5年度までにおける第1号被保険者保険料月額、いわゆる基準額につきましては6,321円となっております。この保険料については、第8期計画で、3年間の被保険者数や要支援、要介護認定者数の見込みから算定した保険給付費及び地域支援事業に係る費用を基に保険料基準額を算定した後、保険料の上昇を少しでも抑制するため、介護給付費準備基金積立金、約3億円を全て取り崩すことを前提といたしまして、643円の想定保険料からこの金額の引下げを行ったというような状況になっております。

また、第7期計画におきましては、これまで保険料段階12段階であったんですが、より一層負担能力に応じた保険料とするため細分化し、16段階に見直しをすることにより、この保険料基準額そのものの引下げを行っておるという状況です。この保険料段階につきましては、第8期計画においても継続しております。

そのほかに、令和元年10月からの消費税引上げに伴いまして、住民税非課税世帯の保険料段階第1段階から第3段階までの被保険者の保険料については、国2分の1、府4分の1、町4分の1を負担し、第1段階の保険料については、年額3万7,926円を2万2,755円に、第2段階につきましては、4万9,303円を3万7,926円に、そして、第3段階につきましては、5万6,889円を5万3,096円にそれぞれ減額をしておるといったような状況でございます。

さらに、低所得世帯で保険料の負担が困難な被保険者につきましては、町独自の減免制度もつくっております、低所得者への保険料の負担軽減も併せて行っておるといった状況でございます。今後、団塊の世代が後期高齢者となり、介護サービスなどの需要がさらに増加することが見込まれて

おりまして、介護保険を取り巻く状況はより厳しいものとなりますが、今後ともより一層、自立支援・重度化防止及び介護予防・健康づくり、そして、認知症施策などに取り組みまして、健康寿命の延伸を目指し、介護給付費等の増加を抑制することが保険料の上昇を抑えることになるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

先ほど説明したように、いろんな制度改正の中で、職員よく頑張られていると思います。市町村に回ってきた役割も大きくなっていく一方ですので、その中で知恵を出しながらやってはるのもよく分かっております。

減免やら減額制度も取り入れながら保険料の段階設定もされて、いかに住民に負担をかけないで済むかという努力もされていることもよく理解しております。それでいてもやはり国の制度がどんどん変わっていく中で、これをやらなければいけないというところでは、介護に携わる職員、本当に努力されているなど思っております。感謝というか、本当に大変だなと思っております。

今、保険料の質問ですので、保険料のほうに絞りたいんですが、資料のナンバー8を見ていただけますでしょうか。

介護給付費準備基金というのがありますね。それについてちょっと説明したいんですが、準備基金とは、65歳以上の保険料を3年間管理する基金であります。これは中期財政運営ごと、3年ごとに、下の表のように、1年目は黒字、2年目はとんとん、3年目は赤字が出た分を1年目の黒字を充てて収支を合わせるといった計画です。中期財政運営計画です。

保険料が余ったときに、次の3年間に繰り入れて保険料を抑制する介護給付費準備基金ですが、もしこれがなくて足りない場合は、大阪府に設置された基金から借金して、返済は次の3年間の保険料で返済するというのもできるんですが、そうすると次の保険料が、負担が大きくなるということで、なるべく自分のところの介護給付費準備基金を使って行うというのが介護保険制度の中の準備基金であります。

熊取町の決算審査意見書からこの介護給付費準備基金について、3年間抽出したのが右の表であります。3年度決算のときに、現在高が3億9,833万2,000円あると、この3年間はずっと積み立ててきていて、取崩し額がないといった状態なんですね。

先ほども説明しましたが、基金残高が発生するということは、保険料が高過ぎたと見ることができると思うんです。介護保険法で、市町村は介護保険事業に要する費用に充てるために保険料を徴収することを義務づけているのが法第129条の第1項。市町村が定める保険料は、おおむね3年を通じ財政に均等を保つことができるものでなければならない。これ介護保険法第129条の第3項なんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）基金の内容まで非常に精査していただいて、非常によく中身見てはるなどということで感心しておるところでございます。

まず、介護保険料の算定ですけれども、3年間を通じて一定の金額を定めなければなりません。基金の額がざっと3億円といたしますと、3年間でその3億円を仮に投入するといいたしましても1億円ということになります。予算規模がそもそも40億円を超えております。となりますと1年間で直しますと、おおよそ2%程度のいわゆる右に振れるか左に振れるかという程度の数字でございます。先ほども申しましたように、基金を全額投入したとしても六百数十円というような金額の保険料への影響ということになりますので、まず、何を申し上げたいかといいますと、基金を投入するしないという判断、これは非常に最終の段階でするわけなんですけれども、それよりもやはり介護給付費がどれだけかかっているのか、どんな状態で今後推移するのか、それを見込むのが非常に難しいです。

一定、厚生労働省のほうから示されているシステムがありまして、そこにいろんな係数を掛け合わせてやっと出てくるというような非常に努力をした上で数字をはじき出しております。ただ、これとてお一人の方が非常に重い介護状態になったり、あるいは、そう想定していたのがそうでなかったりとか非常にぶれます。その予算を満額投入すると想定しても、今回のように想定しなくて済んでいる時期も確かにございます。ただ、過去を見ますと、第5期では基金が枯渇しております。その結果、第6期では基準額を1,000円もアップしなければならないと、そんなような事態も生じております。だから、非常に取崩しがゼロやから保険料取り過ぎているん違うかというふうに、イコールでここ書かれていますけれども、なかなか我々それ書かれるとつらいなというような状況でございます。

少しでも保険料を抑制したいという思いは、我々も全員持っております。ただどうしても、これ先ほど申しましたように、基金が枯渇、あるいは最悪赤字ということになりますと、はたまた熊取町の介護保険会計が破綻してしまうと。破綻すると利用者の方に一番ご迷惑をおかけすることになりますので、それはあってはならないということになりますと、やはり一定の安全サイドに振らせていただかざるを得ないということになります。ただ、そういう中でも1円でも2円でも安くなるように計算はしたつもりでございます。

ただ、今回このように取崩し額イコール高過ぎたというのではなく、我々の思いとすれば、少しでも皆様方が介護予防に取り組んでくれた、健康づくりに取り組んでくれた、その効果があって介護給付費が見込んだ数字まで至らずに済んでいるというところでございます。ただ、冒頭申し上げましたとおり予算総額40億円を超えています。その40億円の中で、1年間で1億円のぶれというのは、これは当然出てまいりますので、それイコール保険料が高過ぎるとこの図式は、少し我々としたら納得のいかない表現なのかなというのが感想でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）そのような意見だということで受け止めました。介護保険制度自身が中期財政運営で、3年ごとで行うということで、これは法の中で決められたことだけれども、熊取町としては、そういうふうなことを考えて、少しだから使わないというような判断、言い方がちょっとうまくまとめられないんですけども、そういうふうには受け止めてしまったんですけど。お願いします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）誤解のないようにいただきたいんですけども、少しだから使わないんじゃないなくて、想定する保険料としては使っています。3億円満額投入した中で、今後3年間の保険料を算定しています。ただ、介護給付費が想定ほどは伸びていなかったと。ただ、伸びてなかったといいますが、先ほど来より申しておりますように、四十数億円の予算規模の中で2%程度の右振れ、左振れ、上振れ、下振れというその程度の範囲で収まっているということでご理解をいただければと思います。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）介護給付費が努力によって少なかったということも今おっしゃっていたんですが、ごめんなさいね。また、その介護保険が、この介護給付費準備基金がなくなったら破綻するというようなことを先ほどおっしゃっていましたが、破綻することはないですね。大阪府の設置されている基金から借りることもできると、でも借りても次の3年間の保険料が上がるということの意味ですね。だから、この準備基金がゼロになったとしても借りることはできる、対応はできるということ、そうならないために残しときたいんだというふうには受け止めたんですけども。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）公会計といえども赤字というのは、これ決して許されるものではございません。たまたま大阪府のほうで基金を用意してくれているから、そちらのほうで借入れできる。ただ、それは借りているだけで、翌年保険料に上乗せして皆様にご負担をいただかなければならない。

思わぬ負担が、翌年に繰り越してしまうという、そういったことは我々としては避けなければならぬと、そういった意味でございます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。それは慎重な姿勢で、そうであってほしいと思います。

ただ、取崩しが3年間通してゼロというのは、その辺のことがちょっとよく分からないです。やはり結果的には、ここに出た保険料の残りは、その期に被保険者に還元すべき性格であり、それが技術的に困難であるので、次の3年間の歳入に回して、その分の介護保険料を引き下げる、このように使うために基金があります。基金の取崩しにより次期保険料抑制につながっていくわけです。

保険料が介護保険事業に要する費用に充てるために徴収されるもの、法第129条第1項である以上、当該積立金の一部でも歳入として繰り入れることなく保険料率を改定する場合は、その金額と必要性を明らかにして被保険者の理解を得るべき。これは平成21年度の大阪市介護保険賦課決定に対する不服審査請求の裁決で出されています。ぜひ次の9期では介護給付費の準備基金を歳入として活用し、保険料の引下げの努力を行ってほしいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に入ります。

地域支援事業、特に総合事業の現状と課題についてお聞きします。

ナンバー9をご覧ください。

要介護状態区分と保険給付、2015年から現在の分を入れております。ちょっと時間がなくなってきたんで急ぎますが、要支援1と要支援2の予防給付がちょっと矢印で、2015年から地域支援事業・総合事業、訪問サービスと通所サービスに変わりました。その右、総合事業というのはいろいろあるんですけども、従来相当サービスというのは、指定事業所によるホームヘルプ・デイサービスで、それと②の緩和基準サービス、これはヘルパーではなく無資格者によるサービス、③が住民主体サービスB、ボランティアによるサービス、④が予防サービスC、専門職による短期集中サービスということで変わりました。この地域支援事業、特に総合事業の現状と課題についてお聞きします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）次に、2点目の地域支援事業の現状と課題についてでございますが、本町では、平成29年4月から要支援1・2及び事業対象者の方を対象に、利用者の心身の状況に応じたサービスをご利用いただき、介護予防や要支援状態の改善や重度化防止などに取り組んでいただけるよう、予防給付から移行した従前相当サービスに加えまして、新たに緩和型サービス、短期集中予防サービスを創設いたしまして総合事業を開始しております。

しかし、現状は緩和型サービスや短期集中予防サービスの利用に適している方であっても、従前相当サービスの利用につながっている方が多く、自立が促進されないままサービスが継続されておるとというのが現状でございます。今後、団塊の世代が75歳以上になる2025年、さらには2040年に向け、85歳以上の人口が急増し、高齢者単身世帯や夫婦のみ世帯が増加することが見込まれており、多様なニーズへの対応が求められております。

そこで、第8期計画では、介護予防・生活支援サービス事業の充実、これを重点取組に掲げまして、令和3年度から大阪府の介護予防活動強化推進事業のモデル事業の採択を受けまして、その支援を受けながら、令和6年4月からの総合事業の見直しに向け取り組んでおるところでございます。

まず、1つ目の取組といたしましては、通所型短期集中予防サービスC、愛称でふれあい元気教室と呼んでおります。これの充実とそれを主軸としたサービスの利用でございます。まず、この教室をご利用いただき、元の元気な生活に戻っていただくというためのものがございます。

次に、2つ目の取組といたしましては、従前相当サービスから緩和型サービスへの移行でございます。緩和型サービスにつきましては、サービスの受皿となる事業所が少ないため、今後、受入れ体制の整備を行うなど利用者の状態に応じた適切なサービスが提供できるよう、改善していきたい

と考えております。

3つ目といたしましては、こういった体制整備を行うとともに、サービスを利用する側の住民の皆様にも利用者の自立、重度化防止の重要性を理解いただき、ご自身の状態に適したサービスの利用をしていただけるように、広報誌やホームページ、また講演会などを通じて周知、啓発を行ってまいります。このような取組は、今後の介護需要の増加への対応や介護人材確保にもつながるものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

総合事業で従来相当サービスも結構あるようなご答弁だったんですが、これ比率とか分かりますか、ABCの中で。比率とかいうのは出ないですか。出なければ、訪問型と通所型とあるんですけども、利用状況だとかそういうのは分かりますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）まず、今回のいわゆるふれあい元気教室のほうですけれども、ほぼ毎年20から30件のご利用をいただいておりますという状況でございます。そこから個別に訪問の現行、あるいは訪問の緩和、訪問のC、通所現行、通所緩和とそれぞれ数字はございますけれども、ちょっとあまりにも細かいんで時間の都合上、省略させていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ちょっと時間がないので、よく分かりました。あと、また細かい資料ありましたら、また勉強させてほしいので教えていただけたらと思います。

ふれあい元気教室については、私の表でいけば④に当たる、予防サービスCに当たるのかなとお聞きしました。専門職による短期集中サービスということで、これで元気になってもらうという。

それから、2つ目の分は、従来相当から緩和基準サービスへの移行、それをやりたいけれども、今の課題としては事業所数が少ないと、そこをどうにか受け入れる事業所が欲しいということで。あとは周知ということでお聞きしたんで、③の住民主体サービスについては、今のところない。これからそういうことも含めて検討していきたいというふうに受け止めました。ありがとうございます。

そうですね、このようなことで、75歳以上の高齢者がこれから増えてくるわけですね。だから、こういった課題が分かってきた中で、元気な高齢者の方もまだたくさんおられまして、今まで働いてきた経験だとか、そういうものが発揮できるような場とかが必要なので、その辺がうまくマッチングできるようなものができればいいかなとお話を聞いて思いました。ありがとうございます。

じゃ、次の質問に入らせていただきます。

次、ケア従事者への支援を求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、3点目のケア従事者への支援についてでございますが、本町においては、平成28年度から総合事業の緩和型サービス従事者を養成する生活援助サービス従事者研修を実施しております。また、令和4年度からは就労を希望する研修修了者と雇用を希望する事業所とのマッチングを試行的に実施しております。就労には至っておりませんが、引き続き改善を加えながら介護人材確保の支援に努めてまいります。

また、令和4年10月には、介護職員等ベースアップ等支援加算、これが創設されまして、本町におきましても加算創設の趣旨を考慮いたしまして、総合事業の基本報酬単価の上げも行っております。

その他、本町では医療介護ネットワーク連絡会、通称ひまわりネットと申しております。これを定期的に開催し、多職種の連携、情報共有などの取組のほか、研修会なども開催し、人材育成に努めておるところでございます。このように、介護福祉サービスに携わる人材育成などに取り組むことが、利用者の皆様に適切なサービスを受けていただくことにつながると考えておりますので、引

き続き取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

このような仕組みで、補助金とか算定、支給が行われてきたんですが、各事業所の職員配置の状況などによっては、介護職員の皆様全員に対して一律月額9,000円の引上げというものではなかったということでした。しかも10月からは介護報酬の国庫負担の4分の1になり、新たな処遇改善加算として、町としても12.5%の負担が始まっているということで、町の負担も増えているんだということです。この点については、国や府に基本報酬の引上げを求めているようにお願いしたいなと思います。ここもちょっと話したかったんですけども、この程度にしておきます、時間がないので。次、いかせてもらいます。

新型コロナの対策と物価高騰に対する生活支援についてお伺いします。

コロナ禍で雇用と貧困問題が浮き彫りになっています。その後、物価高騰でますます住民の暮らしが苦しくなっています。住民に対してこれからも支援を求めますが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、続きまして、ご質問の2点目、新型コロナ対策と物価高騰に対する生活支援、住民に対する支援につきまして答弁申し上げます。

コロナ禍や物価高騰の影響を受けた生活者に対するきめ細かな支援を実施するため、地方創生臨時交付金に物価高騰対応分及び物価高騰重点支援分が創設され、当該交付金及びくまとりふるさと応援基金繰入金を活用した独自支援事業として、6月議会にて予算を上程した地域振興券事業、11月臨時議会にて予算を上程した保育所等副食費無償化事業、町立小中学校給食費無償化事業、民間保育園等エネルギー価格等高騰支援事業、介護・障がい福祉サービス事業所物価高騰対策事業、物価高騰対策事業者給付金交付事業を現在実施しております。

また、国においては、物価高騰対策として令和4年度第2次補正予算に、電気、ガソリン等の激変緩和措置が計上されたところであり、大阪府におきましても、物価高騰の影響を受けた子育て世帯への支援として、18歳以下の子どもへ1人10キロ相当のお米などを支給する方針が示されております。今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大状況及び物価高騰の状況を見極めながら、国、大阪府の動向も注視し、必要な支援を検討してまいります。

以上、答弁といたします。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。そのような支援をしていただいて本当にありがとうございます。

ちょっと時間がないので走りますが、先日寒くなったので灯油を買いに行ったんですが、ポリタンク一つでも家に持ってきてもらう分は2,090円もかかったというお話も聞きました。非常に物価高騰が生活を脅かしているというふうに感じています。今、日本共産党熊取町会議員団として、町政アンケートに取り組んでいるんですね。その中のちょっとご意見を幾つか紹介したいと思います。

国の育児、教育の支援には所得制限が多いです。高齢で授かった子どもたちである場合は、将来の進学に不安があり、私学無償化や大学奨学金にも制限があります。同じ子どもで将来納税するのも同じなのと感じることも多いです。熊取町で子どものやる気に応じてでもよいので、その差を支援していただけると非常に心強いです。

また、昨年度の所得制限ありの臨時特別給付金の所得制限を撤廃していただき、一人の子どもとして町より支援をいただいたこと、とてもうれしかったです。ありがとうございます。

それから、子育て世帯の低所得者ばかり優遇されると働くことに意欲が持てなくなる。特に2人以上の子育て世帯は所得制限なしで優遇するべきだと思います。このままだと低所得者以外は所得制限という壁を越えられない家族計画しかできず、人口増加も見込めないと思われれます。このようにならちょっと、もう少し紹介したかったんですが、時間ないんで、そういったご意見が出ています。

物価高騰は全世帯へ影響を及ぼしていますが、支援が平等に受け取れていないと、これでは国民に分断を狙っているのかと思われるほどです。みんなが恩恵を受けられるという面では、政府が消費税5%に下げるなどが求められていると思いますが、現状ではそういう方向より軍事費2倍化に向けて住民負担増の政策が行われています。今後の住民への支援については、その点も考慮して、物価高騰対策に対して住民に熊取町に住んでよかったと思える対策をお願いしたいなと思います。ありがとうございます。

次に、国民健康保険についてお伺いします。

今回、資料について議員全員協議会で説明がなかったんで、その辺のことも含めて、また改めて議員全員協議会で説明していただけるのでしょうか。答弁とその辺もお聞かせください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）この内容につきましては、仮算定の段階の数字ということで注釈つけさせていただいていたと思います。その段階での説明というのは、例年させていただいていなかったかなと思います。本算定の数字が出て、国保の運営協議会の答申、諮問という形が終わった後に、また一定そういった資料のほうの提供もさせていただくという、そういった段取りになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。また、国保の運営協議会は公開でやってございますので、またよろしければそちらのほうを傍聴いただければというふうに考えております。

それでは、答弁のほうをこのままさせていただいてよろしいですか。

それでは、令和5年度の国民健康保険料の状況についてご答弁申し上げます。

議員の皆様には、先般、大阪府から示された市町村標準保険料率の仮算定結果について資料提供をさせていただきましたが、あくまで先ほど申しましたように、仮算定の状況ではありますが、本年度と比べて全ての保険料率が上昇しておるという状況になっております。

前年度と比較しますと、保険料収納必要額を推計被保険者数で割り戻した1人当たりの年間平均保険料額が、府全体平均では16万5,594円となり、令和4年度の本算定時の14万7,786円と比べると1万7,808円、12.05%の増というふうに見込まれております。これは、令和2年度のコロナ禍の診療控えからの回復・反動傾向による診療費の伸びにより、直近の診療費の実績が当初の予測値を大きく上回っている状況で、来年度以降も一定の保険給付費の増加が見込まれることが最大の要因と考えられております。

大阪府では、今回の仮算定結果を受け、市町村とも協議の上、本算定に向けた抑制対策について検討をされているところでございまして、本町といたしましては、来年1月以降に示される本算定結果を踏まえ、国保運営協議会委員のご意見も伺いながら町独自の激変緩和対策の実施などについて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

続けてよろしいですか。

（「よろしく申し上げます」の声あり）

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、次に、未就学児に対する国民健康保険料の均等割減免についてご答弁いたします。

令和4年度から子育て世帯の保険軽減の観点から、未就学児の均等割保険料を一律5割軽減する新たな制度が創設されたところでございます。

本町におきましては、令和4年度の国・府交付金申請に際し、基準日である10月31日時点での対象児童数が275人、軽減対象額は314万207円となっており、その額の2分の1が国、4分の1ずつを府と町が負担すると、そういった仕組みとなっております。

保険料の減免につきましては、国民健康保険法の規定により、市町村が条例を定めるところにより、災害や失業などで収入が減少した方々など、特別の理由がある方々に対し、申請に基づき減免できることとされており、特定の対象者にあらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは、違法ではないものの適切でないという見解が国からも示されております。

また、保険料率と同様、減免基準につきましても、令和6年度以降は、府内全ての市町村が府が

定める統一基準を適用することとなっており、本町では既にその基準に基づき運用を行っておりますので、町独自に減免対象を拡充することは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

保険料についてはまだ仮だと、本算定はこの後あるということと、激変緩和措置の期間ではあるので、まだこれからそこを審議していくという段階であるということと理解しました。

それで、子どもの均等割の減免についても、前回は質問していることをまたということなんですけれども、この前やっているところが、なぜ、どこを根拠にしてやっているのかという部分で、これは明確にしたかったので、今資料をつけさせていただきました。

次の資料なんですけれども、未就学児の均等割保険料（税）の軽減措置に係る考え方について、事務連絡が令和4年7月25日、厚生労働省保健局国民健康保険課から出ている分なんですけれども、これにより、この事務連絡を根拠に、あたかも均等割の減免などが法的にできないかのような説明が行われているんですが、これは当国會議員団の田村智子氏が、厚生労働省へのヒアリングでは、子どもの均等割減免は可能であるということが議会の中で明らかになっております。

この文書の中に、問4については、国民健康保険法の第76条、保険料の部分であり、問5については減免という部分で、第77条の保険料の減免の項目に当たります。問5の最終の上の2行です。

「明確に法令違反とは言えないものの、適切ではないと考えている」、これについて今答弁の中にも、市町村で申請はできるけれども違法ではないという答弁の中にあつた言葉だと思うんですけれども、あくまでも適切ではないと考えているというのは、政府の意見として解釈されたものだという事で、この減免制度が許されないと書いているのではないということとあります。

前回、減免と軽減という言葉がちょっと自分の中で勉強が足りなかったんで、混乱してしまったんで、こういったことで、きちんと答弁はいただいていたのに私のほうが理解できてなかったのかもしれない。

とにかく子どもたちの均等割というのが、どれだけ、オギヤーと生まれてからすぐ保険料がかかる、その金額が、負担が大きいのか。それで国も動いたわけなんですけれども、就学前までの半分、2分の1じゃなくて全額を補填している地域もあるなど考えると、これも府統一なんで熊取町は考えないということではなく、引き続き検討していただきたいなと思って質問させていただきました。ありがとうございます。

では、次の質問に入ります。

小中学校の生理用ナプキンの配置について、その後の進捗状況をお伺いします。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）江川議員のご質問、小中学校の生理用ナプキンの配置の進捗について答弁申し上げます。

現在の小中学校の状況につきましては、3月議会での渡辺議員への答弁のとおり、トイレに設置している学校はあるものの、基本的には保健室に配置しており、養護教諭等が対応しています。

教員が個別に関わることで、児童生徒の体と心だけでなく、生活背景や困り感も把握することができ、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等へつなぐなど、福祉的な側面からの支援を行うことができています。

トイレに設置した学校につきましては、使っている生徒がいる一方、個別の関わりが減ったことで生徒の状況が把握しにくくなったり、いたずらなど本来の狙いと異なる使い方への指導を行ったりしている状況です。今後も配置校の状況を全小中学校で共有するとともに、児童生徒自らが周囲に助けを求めることができる力を育ててまいりたいと考えています。

以上、ご理解賜りまして答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

前回、私も渡辺議員より先に質問しているんですが、その後に役場へのトイレのほうには配置をいただいていると。スマホを持たなければ使えないのが難点なんですけれども、学校についても少しずつでも前進すればよいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

初潮が1750年頃は16歳頃だったんです。今現在は12.6歳ぐらいに下がっていますし、生理の回数も昔の5倍に今、女性の一生のうちに増えているんですね。それは妊娠のことだとか、出産の数だとかそういうことがあるんですけれども、そういうことも含めて生理の貧困とも言われていますので、これは少しずつでも前進していただきたいなと思ひます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため1時まで休憩いたします。

（「11時43分」から「12時59分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中圭介議員。

7番（田中圭介君）それでは、議長の許しを得ましたので一般質問に入りたいと思ひます。

今回は、大きく分けて4点でございます。

まず、ふるさと納税についてお聞きしたいと思ひます。

1番、本町に納税する際、納税者が使う用途が選択できると思うんですけれども、その選択のする種類は何種類ありますか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、ご質問の1点目、ふるさと納税について答弁申し上げます。

まず、納税者が選択できる使用用途の種類につきましては3種類でございます。

まず、1つ目が「子育て・教育の充実に関する事業」、2つ目が「個別具体的に寄附者が指定する事業」、3つ目が「用途を指定しない事業」、この3つとなっております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）熊取町はその3択しかないということで間違いないですね。

これ、ほかの同じポータルサイトで見たら3択、しかも用途を使用しない。これはほかで言うたら、市長にお任せ、町長にお任せという部類になるんです。あと、子育て・教育充実に関する事業、ほかに、その他（具体的に20文字入れてください）とありますけれども、この3択は少なくないですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）本町のほうでは、答弁で申し上げましたとおり、個別具体的に寄附者が指定する事業を設けておまして、こちらのほうに具体的に記載いただけるようになっております。

令和3年度での一例を申しますと、防災・防犯対策に使ってください。また、自然環境保護に使ってください。福祉全般に使ってください。また、コロナ対策、動物愛護、地域振興などに使ってくださいといったように、幅広く記載いただいていることから、政策分野を羅列し選択いただくやり方ではなく、本町の特色であります子育て・教育のみは特出しさせていただきます、その他の施策は、自由に記載いただくというやり方を採用しているところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）おっしゃるとおり、今、理事が言われた項目別にはほとんど皆さん、7択から十何択、泉佐野市に関して22択あります、選べるように。この中で、その他具体的に書いていますが、これ、具体的に何でもオーケーだとします。何でもオーケーですよ、これ。そしたら、いや町長、議員の報酬を増やしてくださいというふうな寄附金があったら、これはどないするんですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）今、議員からご指摘がありました議員報酬、町長報酬を増やしてほしいといった、こういった記載はございませんが、ただ、自由記載の中では、例えば温泉の掘削に使ってくださいといったものが過去にございました。これは現実的にそれに活用することはございませんので、そういった場合は、寄附者のほうに直接個別連絡をさせていただきまして、事情のほうを丁寧に説明させていただきまして、了解の上、同類の分野として、例えば地域活性化に変更していただくようお願いをさせていただきまして、それで結構ですというような了解を取らせていただいて、寄附金が活用できなくなるということはないように個別対応させていただいているといった、そういったところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）まさしく言うように、ほかの市町では地域活性化のために使ってくださいという欄もあります。なので、このその他具体的に記入してくださいというのは、僕が検索した中で熊取町だけです。ほかは、この近隣でいいましたら、泉佐野市22択、岸和田市9、貝塚市も9、泉南市14、阪南市7、田尻町、岬町、能勢町、島本町も、これも7個選択できるようになっております。その中でも用途を指定しないという市町もございます。これは僕はいいと思います。でも、この具体的に書いてください、20文字以内でというのは、あまりにも振り過ぎかなと。それやったら、もともとさっきから言われているような、一番多いのが子ども・子育て、そして、まずスポーツ、多い項目でね。あと地域産業の振興のため、福祉、歴史・文化、災害、特別な書き方をしているのが、ちょっとこれは岸和田市なんですけれど、昨日、河合議員が、今日、僕に説明があるとおっしゃったのは、岸和田市はだんじり祭りなど郷土文化の継承という欄もあります。

僕、先ほど大林議員が一般質問で言われていたようなブルーベリーなどに充てるように特産品という項目も持ったら、わざわざ単費で出さんでもいいんかなとも思います。納税者がそれを選択していただいたら、それは項目によったら自由に使えるんで、その辺の考えはどうでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）その点につきましては、実際、総務省のほうは令和3年度に調査を行っておりまして、総務省のほうでは、全1,746団体のうち、何の分野が分野ごとに指定されるというのが順位づけといいますか、そんなんをつくっております、やはり議員がご指摘されたような分野を順番に10項目挙げられてございます。結論としましては、政策分野を、これを増やすということは、議員ご指摘の分野を増やすということは可能でございます。ただ、現在の本町の特色である子育て・教育は、これは特出しをさせていただきまして、寄附者にその他に使っていただきたい具体的な施策や分野があれば自由に記載いただくという今のやり方、これが合理的に使える方法かということで、一定今のやり方を採用させていただいておりますが、今、近隣、大阪府内の動向、全国的な状況も踏まえまして、熊取町が3種類、3択ということで、非常に少ないということであるならば、こちらのほうは十分検討、要綱のほうを改正すれば増やしていくことも可能となりますので、十分検討の余地はあるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、3択以上に増やしていく方向で考えているということで受け止めてよろしいでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）先ほど議員からご指摘ありましたように、岸和田市はその特色、だんじり祭りという特色を捉えて項目の中に、政策分野ではない具体的な分野というのを入れられております。熊取町の場合、先ほど午前中もありましたとおりブルーベリー、今後、特産品としてやっていくということで、その項目を入れるというのも一考かと思っておりますので、そちらにつきましても分野のプラスアルファとともに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）特に子どもと教育が一緒になっているんですけど、子どもと教育が別のところもあるんですね。子育てを充実するほうに使ってほしい。もう一つは、教育に力を入れてほしい。これ同じ自治体なんですけれど、これも分けてもいいんじゃないかと僕は個人的に、一緒でもいいんですけれど、項目をある程度、訳は増やしていったほうが、あまりにも3択で最後は自分で書いてくださいと、ちょっとそれは寄附する人に対しても失礼でもないかなと思います。どうでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）子育て・教育、これは分野は別といえば別なんですけれども、こうすることによって、そこに寄附が集まってくるわけですので、その枠の中で自由に裁量で配分できるという、そういったメリットもございますので、そこにつきましても、分けるかどうかにつきましては慎重に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）分かりました。

そしたら、2番目にいきたいと思えます。

この3択のうちで、一番多く選択をされているのはどれになりますか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、2点目の一番多く選択されている用途につきまして、令和4年度でまず申し上げますと、令和4年11月27日現在では、「使途を指定しない」が一番多く、寄附金額が2億2,447万7,000円となっております。なお、前年度、令和3年度においては、「子育て・教育の充実に関する事業」が一番多く選択されており、寄附額が3億8,637万4,083円となっております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、この3番目のその他に関しては、令和3年でも令和4年でも結構なんで、どれぐらい集まっているか教えていただけますか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）まず、令和3年度確定している、1年度確定している額から申し上げますと、「個別具体的に寄附者が指定する事業」は1,455万6,000円でございます。令和4年度11月27日現在では1,131万7,638円というふうになってございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）その他具体的にお書きくださいという中で、例えばさっき言うた温泉とかそういうのは論外にして、どういう項目がベスト3ぐらいに多いか教えてもらえますか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）先ほど答弁申し上げました防災・防犯対策、自然環境保護、福祉全般、それとコロナ対策、地域振興、動物愛護、このような順番ぐらいが多くいただいているところでございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）それを7択ぐらいにしておいてあげたら具体的に書くことがない。丸を押したらいいだけと僕は思うんですけど。よろしくをお願いします。

次、3番いきます。

種類別の基金の残高、これは用途を使用しないと子育てとその他具体的に、用途ごとに残高というか、寄附金の残高を教えてください。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、3点目の種類別の基金残高について、まず、令和3年度末時点でお知らせさせていただきます。

まず1番、「子育て・教育の充実に関する事業」が16億8,371万1,551円でございます。次に、「個別具体的に寄附者が指定する事業」が7,604万6,527円、「用途を指定しない」が14億2,133万5,170円となっております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ごめんなさい。その他について、もう一回お願いします。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）その他「用途を指定しない」額が14億2,133万5,170円でございます。（「その他」の声あり）

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）すみません、個別具体的というところでございます。こちらのほうが7,604万6,527円でございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）これ全部合わせたら、そしたら合計は幾らになりますか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）33億2,437万4,000円でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）分かりました。ありがとうございます。

そしたら、次の2番の都市公園についてお伺いします。

今月3日から9日まで障害者週間といいまして、障がい者の人たちに目を向けたりいろいろところでイベントをしたり行事をしたり、やっぱりもっと今言われているバリアフリーの日本をつかっていたインクルーシブ、そういうような観点での習慣とも僕は捉えております。

1番、インクルーシブ公園・遊具等の設置検討の状況はどうですか。

6月議会で一般質問させていただいたときには、前向きに検討しますという答えを頂戴したと思うんですけど、その後、何か動きがあれば教えてください。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）それでは、ご質問の都市公園についての1点目、インクルーシブ公園・遊具等の設置検討の状況について答弁申し上げます。

ご質問のインクルーシブ遊具の設置につきましては、現在、府営公園や近隣市町等の状況を確認しつつ、遊具の特性・耐用年数・コストなど、調査研究を進めているところでございます。

遊具更新等につきましては、国の交付金を活用し進めており、来年度に平成26年7月に策定した熊取町公園施設長寿命化計画の更新を予定しており、令和6年度以降は当該計画に基づき更新等を行っていくものですが、計画更新に際しては、高齢者の多い地域や小さいお子さんが多い地域など、各地域の特性を勘案することに加え、インクルーシブ遊具の活用についても併せて検討してまいりたいと考えてございます。

また、来年度の遊具更新及び年に一度の点検に基づく劣化・破損等による更新の際にも、地域の要望を聞く際などにインクルーシブ遊具の視点も取り入れるなどしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そこで、提出資料の1ページを見ていただけますでしょうか。

これは広報いずみさのの今月号になります。このアイススケート、りんくう野外音楽の前のところにこのインクルーシブ遊具、これは多分2,000万円以上するようなものが設置されました。これは一般の方、泉佐野市在住でない一般の方が泉佐野市長に要望をいたしまして、半年かからぬぐらいに設置が完了いたしました。僕も10月26日に千代松市長がSNSにこういう遊具を取り付けましたのでというコメントをしていたので、早速見に行ったら、もっと小さい赤ちゃん、ここに写っている小さい赤ちゃんとお母さん何人組かがこの滑り台に乗って遊んでいる風景を見ました。

そこで、さっきの寄附金16億3,837万円、子どものために残っているというのであれば、僕は二千何百万円の遊具を買えなんかは、つけるとか、これは広さが要るんで、じゃなくて、前も言うたとおりに、現存であるのを改良したりしたら数百万円でいける範囲だと。それに対して、ここの子どもたちに使ってくださいという寄附した方の意向を、これを国からの補助金をもらうのも構いませんけれど、先行投資でやるという考えはないですか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）その答弁の前に、現状、調査研究中と申し上げましたが、ちょっと調べた、非常に概略になるんですが、先ほど金額のお話も出ましたので、ちょっと報告させていただきたいなど。

まず、インクルーシブ遊具そのものの耐用年数というのは、従来遊具とさほど変わりはありません。ただ、コストというところでは、従来品と比べますと大きく差が、例えばブランコから複合遊具に至るまで大きく差はあるんですけど、大体1.4倍から1.8倍というような形になっています。ですので、先ほどアイスパークのほうの遊具等は2,000万円は優に超えておると。これは恐らく設置費込みになるでしょうけれども、2,000万円では当然追いつかないというようなところでございます。

一応、超概算で申し上げますと、設計ベースになりますけれども、通常のブランコ、いわゆる4連、4つ遊ぶところがあるブランコで、設置費も含めて、超概算で大体150万円ぐらいです。これがインクルーシブ遊具になりますと、4つあったのが、やはりインクルーシブ遊具、少し大きいので、インクルーシブ遊具の乗るやつが1つと普通のブランコが2基というような更新になっています。この形で大体210万円ぐらい。大体1.4倍ぐらいになるというような非常にコストとしてはやはり高つくというところなんです。先ほど申し上げた遊具自体はやはり通常のものより大型化されるので、一定のスペースが必要になるというところでございます。

あと併せて申し上げたいのが、国・府の対応でございますが、6月のときにも申し上げたんですが、我々遊具の設置については、いわゆる国の安全指針とこれに基づきます安全基準、この2点をもって安全を担保しているというところで設置してございます。これに基づいて設置するからこそ国の交付金、補助対象になるというところでございまして、これがまだ一切動いておらないというのは変わっておりません。

なお、再度、大阪府に確認したところ、インクルーシブ遊具に更新するときに補助対象になるのかどうかということにつきましては、方向としてはその方向だろうと考えられるが、補助対象になるか否かも今現時点では分からないというような返答をいたしています。というようなところでございますので、我々基本的には、やはり公園担当としては、遊具更新はこれまでも計画に基づいて交付金を活用しながら、高額なものであるということも含めて、また安全を確保するというようなところも含めて交付金を活用しながらやっておるというところでございますので、ふるさと寄附の活用については所管課のほうと協議というところは当然考えないといけないのかなと、

今、ご意見を頂戴して考えておるところですが、基本的には交付金を活用してやっていきたいというところでございます。すみません、長くなりました。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）今、4つのブランコで150万円、これがインクルーシブになったら210万円、60万円しか変わりませんよね。僕、冒頭で言いましたけれど、今週は障害者週間やと。60万円、高い。せやから、熊取町としてはインクルーシブ遊具は難しい、作らない。でも、さっき言うたような子どもに対する寄附金16億三千八百数十万円ありますよね。この60万円出されないんですか、ここから。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）財政担当から一定答えさせていただきます。

ご提案の部分も含めまして、ふるさと納税寄附金に関しましては、様々な用途でいろんな要請とございますか要望もございます。ただし、これは限られた非常に貴重な財源でもございますので、各原課の要求等も踏まえまして適切にそれはバランスを取って判断させていただきたいというのが財政担当からの答えでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）すみません、遊具更新については、前回も先ほどの答弁でも言いましたが、地域のニーズ、まずニーズがあるかどうかというのを確認しながら進めてもらう。そのときには、当然、こういった遊具もありますというのは提示したいと考えております。ただ、前提となりますのは、やはりそれほど、先ほどの60万円がどうかというのは別にしまして、我々担当として今想定しておるのは、大差がそれほど大きくないと判断できるようなものであれば、我々は実験的に入れていってもいいかなと、来年度です。6年度以降は、当然、計画に基づいた更新という形になるんですが、来年度につきましては、そういう形で入れていってもいいのではないかなというような議論をしています。ただ、まだ来年度につきましては予算編成作業中でございますので、まだあくまでも内部の議論というレベルでございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ちょっとこれだけに時間をあれしていたらあれなんで、ちょっと2番もいきます。

赤ちゃんや幼児が遊べる遊具が少ないと声が多いんですが、現在何か所あり、今後、増設する予定はありますか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）次に、2点目の赤ちゃんや幼児が遊べる遊具の設置数や今後の増設予定について答弁申し上げます。

現在、本町内における都市公園数は115か所ございまして、遊具は全体で417基、そのうち幼児遊具は236基あり、永楽ゆめの森公園や長池オアシス公園のほか97か所の町なか公園に設置してございます。

幼児用遊具は、3歳から6歳を対象とした遊具で、その種類を申し上げますと、いわゆるブランコですと上の回転軸、この高さが2メートル以内。滑り台ですと、上の滑るところの踊り場、こちらの高さが2メートル以下、また、スイング遊具や砂場などが代表的なものとなっております。現状では、公園の8割以上に設置、遊具のうちの半数以上が幼児用遊具となっており、幼児用遊具の増設については、現在のところ考えてございません。

しかしながら、先ほど答弁でも申し上げましたように、熊取町公園施設長寿命化計画の更新の中で遊具更新に係る選定の際には、各地域の特性などを勘案し、地域のご意見を伺いながら幼児用遊具を取り入れるなど、地域のニーズに合った遊具を選定してまいりたいと考えてございます。

特に、来園者の多くがファミリー層である永楽ゆめの森公園には、幼児用複合遊具やユニバーサルブランコ、ふわふわドームといった遊具を設置しており、たくさん子どもたちに利用されていることや、令和7年で開年10年を迎え、耐用年数からも一定遊具更新を想定していることから、遊

具更新時には幼児用という視点も加えながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ありがとうございます。

赤ちゃんが遊べる公園、幼児が遊べる公園、いろいろな公園を1つずつ造っていったらいいと思うんです。その中に、先ほど住民の皆さんの声とありますけれど、翠松苑の公園が、たしかちょっと遊具がきれいな感じで、赤ちゃんはどうか分かんずけれど、幼児が遊べるような公園と僕はちょっと見受けられたんですけれど、ああいう感じで、もうちょっと普通の公園じゃなくて、特色のあるような公園を1つずつ造っていったらどうかと思うんですけれど、それに対してどうでしょうか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）すみません、翠松苑公園がどういうものかちょっと今すぐに思い出せないんですが、いわゆる地域の町なか公園はやっぱり近所の子どもたち、近所の方がご利用いただくということで、大切にしたいのは地域の公園というものを大切にしていきたいと考えております。

ただ、町内に特色のある公園、これは大事な部分がございます。例えばゆめの森もそうですし長池公園なんかもそうです。ちょっと毛色の違うところかというと、中央公園なんかもスポーツと一体になったというところではそういうものなのかと。その中で幼児、いわゆる議員が想定しているのは、よちよちの赤ちゃんとかちょっとまだ幼児までいかないような子どもの遊べる公園、非常に今の遊具よりもさらに小さい子どもが遊べるものというところになるのかなと。そういったものも、当然、町なか公園で地域の声で取り入れたいと思いますが、いわゆる特色ある公園というところになると、やっぱり一定の数が要るんだろうなと。そうすると、よくあるのは一定エリアを囲って安全に遊べるようにしていると。となると、やっぱり広さ的にはゆめの森辺りが適正なのかなというふうに考えておりますし、やっぱりファミリー層が来ていただいているというのを考えてもその辺りになってくるのかなと。基準としては広さのある、町なか公園じゃなくて広さのある公園を想定して、遊具更新の際にはそういう考えを入れていきたいというところがございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）先ほど部長おっしゃられた赤ちゃんの乗るようなブランコをこそっと入れる。あれもこのインクルーシブ遊具のうちに含まれるんですね、やっぱり。僕はそういうのを設置してほしいということで、何もさっきの泉佐野市の大きいようなものは要らない。そういうような、皆さんよくよく明石市を出されますが、明石市ってインクルーシブ条例というのまでつくっているんですね。そういうような条例までつくって、やっぱりみんな一緒に包み込んで生活をしていこうというまちにしなければいけないと思うんですけれど、町長、どうでしょうか。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）子どもから高齢者までが一緒になって楽しめる、そんなまちづくりが一つの目標であると思います。その中においては、公園でのんびりと一緒になって遊べる、子どもたちも専用のそういったものがあれば、それにこしたことがないというふうに思っていますけれども、いただいた寄附の使い道につきましては、大事なお金ですので、慎重にこのまちづくりのために使いたい。使う中で子どもたちにどういう使い方をするかということについては、担当がそれぞれ考えていく必要があるかと思えます。ただ、子どもが笑っている、笑える町というふうなことを考えますと、もう少しそういった方面にお金も使うべきじゃないかなというふうには思っています。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ぜひともトップダウンで進めていただきたいと思います。

そしたら、3番にいきます。

公園の防災機能として、かまどベンチ・スツールを設置していけばどうか、これはある公園もあると思いますけれど。それと、災害時に使用、移動できる可能な循環型ユニットトイレも同時に設置してはどうか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）次に、3点目の公園の防災機能としてのかまどベンチ・スツール、移動可能な循環型トイレの設置について答弁申し上げます。

現在、都市公園の中で熊取町地域防災計画において、指定緊急避難場所に指定されている長池オアシス公園、熊取歴史公園、大久保防災コミュニティ公園や、一定規模の面積及び利用者が想定される永楽ゆめの森公園、中央公園などの公園については、公園利用者に使用していただけるようトイレを設置しているものでございます。したがって、そのほかの町なか公園についてはトイレは設置しておらず、今後も設置予定はないものであり、ご質問のあった防災機能としての循環型ユニットトイレの設置の予定もございません。

しかしながら、来年度更新予定の、先ほど来から申し上げます熊取町公園施設長寿命化計画の中で施設の更新を検討してまいりますので、その際は、防災担当部署とも協議の上、循環型ユニットトイレの設置やかまどベンチ・スツールの設置なども選択肢の一つとして検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）資料の2ページ、3ページが僕が言うかまどベンチといいまして、普通は固定ベンチになっていたり、脱着式で100円玉2枚あったら外せたりして、二見議長が平成28年ぐらいにも質問をされたような記録が残っていますが、やはり同じベンチを置くのであれば、防災のときに役立つベンチを置いていけばどうかというふうな、それプラス、5ページを見ていただいたら、この循環型ユニットトイレとあります。この循環型ユニットトイレ、これは岸和田市のあるメーカーが作っているんですけど、排出がゼロ、もちろん循環型で、無臭、無着色の富士山の水よりきれいな水が還元してくると。それを24時間回していくというふうなトイレで、これはユニックでついたら、災害時のときにどこか持っていったりして発電機1個で動くみたいでございませう。一番使われるであろうというのが下水が通っていないところ。まず、工事をしなければいけない、山間部に多いらしいんですけど、それでなおかつ電気が通っているところ。そしたら、ほとんど排水をしない、くみ取りをしないという面があるんですね。

ゆめの森公園もこの循環型のトイレを使っていると聞いたんですけど、それは何かカキチップか何かを入れなければいけないと聞きました。この商品に関してもそういうような補充はしなくてもいいと。1年に1回、これの上積みの微生物の死骸を取るようなんでいいらしいんで、この近辺では、来年の2月に貝塚市のドローンの昔の千石荘のところに設置を決定しているらしいんで、ぜひともまた、これは危機管理課になるのか公園のほうになるのか分かりませんが、災害時のときに動くトイレもやはり必要じゃないかというところで、一体型、全部何もかも備えたトイレを僕は作っていただきたいなど。そして、また、近隣市町の人が見に来て勉強していただくような公園をまず造っていただきたいなとも思います。

また、泉佐野市のほうもこういうようなトイレは取り入れていくというふうな話を聞いておりますので、ぜひとも循環型ユニット移動式ができる、そういうようなトイレもいざとなったときに役に立つと思いますので、ぜひとも公園に据付けでもいいと思うんで、検討していただくようよろしくお願いをいたします。

続いて、大きな3番、公式SNSについてお聞きします。

1番、公式インスタが開始し3か月を過ぎましたが、反響や何か意見などはありましたでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君） それでは、公式SNSに関するご質問の1点目、開始から3か月を経過した公式Instagramに対する反響や意見につきまして答弁申し上げます。

議員ご指摘の公式Instagramにつきましては、令和4年8月19日に運用を開始したもので、若手職員による5名のプロジェクトチームと広報戦略課の職員により、原則平日は毎日更新しております。

投稿に際しましては、懐かしさ、季節感を感じられるもの、また、グルメ紹介などを中心としており、写真、動画といったInstagramの特性を生かしながら、投稿をご覧になった方が熊取町の魅力を感じることができるように取り組んでおります。

実績ですが、9月6日時点で投稿数12件、フォロワー数は379人であったものが、3か月経過しました12月6日時点では、投稿数は53件、フォロワー数は701人となり、フォロワーも着実に増加している現状でございます。

ご質問の反響やご意見ですが、運用を開始以降、各投稿のコメント欄や直接のお声としまして好意的なご意見を多数いただいていることに加えまして、「熊取町の昔の写真が見たいです」など、取り上げてほしいジャンルに関するご要望もいただいております。

また、各投稿にお寄せいただく「いいね！」の数も増えてきているところであり、引き続き本町の魅力を発信できるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（二見裕子君） 田中圭介議員。

7番（田中圭介君） 始めてから3か月過ぎて、昨日でやっと700人のフォロワーを超えたと思うんですが、ちょっと600超えたぐらいから伸び率が若干薄くなっているかなと僕自身は思います。なので、まだまだやっぱりこの近辺でいうたら3,000は超している市町が多いんで、そこを目指すためには、ほかがやっていないことをやっぱりしなければいけないと思います。

堺市に関してですが、僕が6月に言うたときから、もう既に2,000人増えております。なぜかというたら、先ほど言われたとおり、アンバサダーを雇っているというのもあるんですけど、スイーツ、食べ物、景色、これが抜群にきれい、そして撮り方が上手、さすがプロやなど。プロなんかプロじゃないんかがちょっと分からないんですけど。

今回53回投稿して、多分職員も気づいていると思うんですけど、この「いいね！」が多いというのはやはり食べ物、断トツと思います。あと、先ほどリクエストがあったような昔の写真。風景というのはかなり難しいかなと思うんで、今、ちょっとクリスマスシーズンに入ってきたから、このときはクリスマスシーズンのかわいい風景をいろいろ載せていく。祭りのときはせつかく3年ぶりの祭りやったんで、もっとリポストしていただいてもよかったかなと、1件ではなくて。もっとリポストを頻繁に載せていただいたら、その1月か12月でいろいろな季節感もあると思うんで、ぜひともそれをやっていただきたいと思います。

2番目に入りたいと思います。

その5人の若手職員で編集・掲載していると思いますが、これに対する負担はございますか。

議長（二見裕子君） 明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君） それでは、続きまして、2点目のご質問、Instagramでの投稿に携わっている情報発信プロジェクトチームの若手職員の負担につきまして答弁申し上げます。

現在、公式Instagramの運用につきましては、プロジェクトチームメンバー5名と広報戦略課職員で行っております。メンバーは所属課の本来業務に取り組む傍ら、Instagramの投稿に携わってもらっておりますので、一定の負担感を想定し、プロジェクトチームの運用指針には、くれぐれも本来業務に支障が出ることなく、できる範囲でということとスタートしたところです。

ご質問の負担感ですが、今回、メンバー全員に個別に確認したところ、おおむね負担感はなく、逆に楽しみながらやりがいを持って取り組んでいるとの回答をいただいております。あわせて、チーム員の所属する所属長にも確認したところ、各所属の業務への悪影響はなく、逆に自身の業務の

効果的な情報発信に役立っているというようなお声も確認してございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）僕が考えていると思うのは、くれぐれも本来業務に支障がないようにというのが、やはり僕からしたら若い職員に対して負担やろうなど。逆に、業務に時間を取ってあげるの、こういう投稿なり写真撮影なりに行ってきたさいというような、SNSをやる時間帯を与えてあげるというのですか。本来の業務にプラスしたら絶対にオーバーワークになってしまうので、投稿するとか編集するだけでも時間がかかると思います、あれって。せやから、やるときは本来業務の中にそれを入れてあげる。例えば、5時までの仕事であれば、5時から取材とか編集に行くのではなくて、5時までの数時間をそのSNSに集中しなさいというふうなことをしてあげたら、もっともったいいSNSの活用ができるんじゃないかなと。

皆さん、議員の皆さんもそうですけれど、理事者の皆さんもSNSをやってはる人は多いと思います。そのいい写真を撮ったりとか編集したりはかなり手間がかかるんですね。それを本来の業務に上乘せをしたら絶対に続くことがないんで、やはりその辺はどういう割り振りでやっているか知りませんが、やる日のその方の業務の中にそのSNSの時間帯というのをぜひとも入れてあげてほしいなど。プラスアルファやったら絶対にオーバーワークで、しんどなって嫌になって、適当なものをつくるというような感じになってくるんで、本気でチャレンジしようかなというのやったら、そういうような仕方を僕は若手職員の方たちにやってあげたいなと思います。

あと、僕、何回か行かせていただいたら、パソコンを使って最終的にアップをしているような形を取っておられるかなと思うんですけど、まだあれが続いているんですかね。続いていますか。あれは、ちょっと多分効率がかかなり悪いんで、5人おったら5人がすぐ携帯から上げられる。特に、上司の確認やほかの課の許可を徹底的に取る必要がなく、ずっと最小限に許可を得て、ずっと上げられるような若手職員のアイデアとかを消さないようにしてほしいかなと。どうも見ていたら、やっぱり上のお伺いを立てながら、まだちょっとこれを載せたらあかん、あれを載せたらあかんというような感じが見受けられましたんで、僕はこれはぜひ脱行政、脱役場をしたような載せ方をしないと、インスタは見ても面白くないというのははなから言うているんで、行政感を出すんやったらフェイスブックとツイッターの連動でやったらいいと思います。

あくまでもフェイスブックは、見て熊取町に来てほしいような情報というか、特にやっぱり飲食をもっと載せていってあげないと、どこもちょっと行き詰まっている感が出てくるのかなと思うんで、ぜひとも、この若手職員の方のドローンの使い方とかもごっついよう考えてできてきているなと思うんで、だんだんうまいこと写真も上手になってきているんで、やはりそこを伸ばしていくのは好きにやらせてあげるとするのが一番と思うんです。撮ってきたのをまた上司に見せて、これはあかん、これはいいじゃなくて、あの子らが好きなようにさせてあげて、なおかつ通常業務の上に乗せるんじゃないなくて、通常業務内で時間を取ってあげていただきたいことを望んで、次の3番目の質問にいかせていただきたいと思います。

全職員の名刺の裏にSNSのQRコードを印刷してはと書いてありますが、もう多分、何個かは印刷してはと思うんですけど、今の現状でどんな感じですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、続いて3点目のご質問、全職員の名刺裏にSNSのQRコードを印刷してはどうかにつきまして答弁申し上げます。

職員の名刺につきましては、現在、職員の私費で作成しておりますので、名刺のデザインは基本的には職員自身で自由に決めまして個人で作成しております。ただし、本町唯一の名刺のフォーマットであります永楽ダムの桜や煉瓦館といった名所の写真をあしらった観光名刺、こちらにつきましては、現在、町ホームページに誘導するQRコードを印刷しております。議員ご提案の裏面へのSNSのQRコードの印刷につきましては、こちらのフォーマットの裏面に取り入れることを視野

に、今後、観光名刺担当課のほうと協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ぜひとも、このQRコードを入れているだけで、ちょっとぱっと見ようかなと。いろいろ多分、特に理事者の部長、課長級の方は、そこら地方をいろいろ行ったりするときもあると思うんで、その際にでも裏面のほうに載っていたら、ちょっと見ようかなと。ちょっと面白かったらフォローしようかなというような、どうせまく名刺なんで、その裏にQRコードを5つないし4つ載せるだけで熊取の広報、宣伝にもなるかなと思いますので、ぜひともこれは皆さんで共有して、裏面には載せると。よその市町では大体、今、載せています。

そしたら、次も続いていきたいと思います。

庁舎内についてですが、1番目に、企業などに電話をしたら、すぐに録音のアナウンスをよく聞くことができると思いますが、本町も導入してはどうでしょうか。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）そしたら、ご質問の1点目の企業などに電話をかけたらず録音のアナウンスをよく聞かすが、本町も導入してはについてご答弁させていただきます。

通話録音装置の設置は、企業だけにとどまらず、昨今では自治体でも装置の設置を進めているものと認識しております。

装置を設置することで、業務の質の向上、職員の接遇意識の向上、犯罪の防止及び不当要求の抑止効果もございます。また、民間企業も含め、不当な要求等により精神的な疾患を患ったり、場合によっては退職してしまうなど社会問題となっている状況もあり、職員の不安を取り除き、働きやすい環境づくりの観点でも大変重要であると考えております。

設置等に係る経費ですが、導入自治体の実績では初期費用と5年間の保守料で約500万円程度かかるものであり、決して安価なものではございませんが、近隣自治体でも導入され、職員への不当な圧力等を抑止できることの効果も見込まれることから、本町においても検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）今、部長がほとんど僕の言いたいことを答えていただいたんですけど、このIVRといいまして、自動音声対応システムといいまして、各自治体で、さっきおっしゃられたように、特に大きいところとかは入っていたり、特に令和4年、この近辺、庁舎建て替え時とか、そして、あと電話機はリースでしているんですかね、うちも。そのリースの交換時にしたとかというのを聞いたりをします。

そこで、一番近いところでやっているのは泉大津市のIVRの担当の方に、ちょっとこれ、実際につけてみてどうでしたかというお問合せの電話をしたんですけど、今年の8月からつけたと。代表電話、直通電話全てについておると。効果としても、さっき言われたように、取りあえずクレーマーからの電話とかという、あのアナウンスが流れることによって、かあっとなっていたものがちょっと収まってワントーン、しかも録音されていると言ったら脅しもできないし、いろいろな理事者側としてはすごくメリットがあると。最初は、何でそんなもの録音すんねんとかという声も若干あったらしいんですけど、これをつけたことによって、逆に理事者側がちゃんと住民の方に正しい説明の仕方をしたかとかというような内部間の相乗効果ですか、せやから、住民に対してもウィン・ウィンな感じで、これをつけてよかったと。録音したことについて、電話番号とかのまた確認とか、言った言わへんというので、よくその録音されたものを利用しているとも言われていました。費用についても271万2,600円でできているということでございます。

和泉市も同じようにつけておられます。多分、和泉市は庁舎が新調されたから、その同時につけたかと思いますが、これはぜひとも熊取町につけていただいて、理事者側の職員の負担もなく、ク

レーム、さっき言うたような脅し、むちゃな要求等も防げるかなと。あれが、アナウンスがあったことによって、やっぱり録音されていたら変なことも言われへんと。でも、理事者の方もちゃんと説明したかしていないかというふうな、言った言わないという問題がすごい解決されるらしいんで、この導入はぜひとも、市民サービスの向上を目的として録音しますというようなアナウンスを流したら、全然今の時代、通用するかなと思いますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。どうですか。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）方向につきましては、今、議員おっしゃられたとおり、私ども同じように考えています。ただ1点、ちょっと気になる、調査検討ということでご答弁させていただいているのは、1日大体800件ぐらい受信が入ります。その中で、大半は通常の手続の問合せであったりなんですけれども、やはり個人的な身の上相談的な方も当然いらっしゃいますので、そういう方が録音されていることによってちゅうちょされないかというところが非常に懸念されています。そこは実際に納入している団体、今、泉大津市、和泉市、岸和田市も多分入れてはと思うんですけども、そういうところに生の声を聞いた中でしっかりと進めていければなというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そういう声も泉大津市にも確かにあったようですけど、それは相談されている側も録音されていますけれど、我々理事者側もちゃんとご丁寧に対応しているというのも録音させていただいておりますというような丁寧なご回答もするような形で、それを承諾していただいているようですので、ぜひとも前向きに検討をしていただきたいと思います。

そしたら、2番目についてですが、男子トイレに尿漏れパッド等を捨てるようなボックスを設置してはという意見ですけど、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、2点目のご質問、ご答弁させていただきます。

もう既に渡辺議員の質問に対する答弁と同じ答弁になってしまいましたが、膀胱がん、前立腺がんの手術を受けた方や高齢者など、頻尿や尿漏れ等により尿漏れパッドやおむつを使用する方もおられ、使用済みのパッドの廃棄に困る状況にあることは認識しております。尿漏れパッド等を使用しても安心して外出でき、快適に過ごすためにサンタリーボックスの設置は不可欠な設備でございます。

現時点において本町の公共施設においては、熊取ふれあいセンターの男性用多目的トイレにサンタリーボックスの設置がございますが、今後は、トイレの広さや設置後の清掃、管理体制など様々な課題もございますが、まずは本庁舎の多目的トイレへの設置について進めさせていただきます。

また、今後においても、利用状況を見極めつつ、可能な範囲で本庁舎内で拡大していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）昨日、大分と渡辺議員のほうからもご質問あって、僕も何も言わんところかなと思ったんですけど、6リットルのごみ箱を想定していると昨日の答弁でおっしゃられたんですけど、6リットルのごみ箱やったら、普通のペットボトルとかも捨てられる可能性が僕はあると思うんで、大きさはもうちょっとコンパクトでもいいんじゃないかな。その尿の臭いとかのこともあると思うんですけども、女性と同じような、もうちょっと小型なやつでもいいんじゃないかなと。恐らく普通の方はごみ箱と間違っでごみを捨てていく可能性も、上に書いていても捨てる人は捨てるので、そしたらまたごみの分別もしなければいけないという手間もまた出てくるかなと思うので、またそのコンパクトのやつも視野に入れていただきたいと思います。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）ありがとうございます。一応、大きい6リットルというて私申したんですが、ちょっと一定のサイトの情報の中で、おしめなり尿パットなり、いろいろ様々入れるにはそういった臭いを消すような仕組み、また手で開けずに入れるような、そういうものを想定してご答弁させていただいております。したがって、狭いトイレにはそういうところはなかなか現実難しいんで、今回、渡辺議員からご指摘いただいたちょっとコンパクトなところであればシンプルに置けるのかなど。そこも利用状況を見極めながら、少しずつ増やしていきたいと思っております。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ぜひともまた、全部のトイレに置いていただけるよう要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）以上で、田中圭介議員の質問を終了いたします。

次に、坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は、2018年から2022年の5年間で、その情報化施策が書かれている第4次情報化推進計画の最終年ということで、進捗について、特に気になった部分について質問させていただきます。

まず1つ目、第5章1-1「行政オンライン手続きの充実」についての進捗とまた住民の利用率はどれぐらいかご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、ご質問の熊取町第4次情報化推進計画についての1点目、第5章1-1「行政オンライン手続きの充実」についての進捗状況及び住民の利用率について答弁申し上げます。

令和3年6月の一般質問で坂上議員から質問がございました7手続について、令和3年度の利用率をまずご報告させていただきます。

まず、図書館の図書貸出予約が3万8,981件中3万477件で78.2%、次に、スポーツ施設の利用予約が6,731件中5,342件で79.4%、次に、地方税電子申告手続、いわゆるeLTAxが4万6,053件中3万5,072件で76.2%、粗大ごみ収集の申込みが2,018件中319件で15.8%、公民館講座、がん検診予約、人権講座の申込みが7,385件中1,673件で22.1%となっております。これらの7手続に加えて、国が構築したぴったりサービス上において、令和4年6月から罹災証明書、同年9月から妊娠の届出、同年11月から保育施設等の利用申込み、保育施設等の利用に係る現況届、教育・保育給付認定の申請の5手続の運用を開始しております。

また、今年度末までには、他の子育て及び介護関連の22手続についても利用が開始できるよう取組を進めてまいります。

これらの新たに開始した5手続の住民の利用状況につきましては、まだ開始したばかりということもあり、利用件数は僅かですが、今後も利用率に注視し、オンライン手続の拡大を図ってまいります。

また、公金収納方法の拡大については、税や国保料の支払いにおいて、スマートフォンアプリによる請求書払いが可能となっております。加えて、住民課・税務課・収納対策課の窓口において証明書発行手数料のキャッシュレス決済を本年10月20日から開始したところです。今後、利用できるキャッシュレス納付等の種類を増やすなど、公金収納方法の拡大について検討してまいります。

以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）ありがとうございます。大分以前からやっているものについては、利用率が上がってきているのでいいかなと思っております。最近、始めたやつは、まだ知らない方も多いと思うので、これからどんどん、特に妊娠の届出については来るのが面倒くさいと思っておりますので、ここは徹底的に周知していただいて、利用率をどんどん上げていっていただきたいなと思っております。そのほかのオンラインでできる手続もそうですけれども、よろしく申し上げます。

まだ熊取町の中で、このオンラインで受付できないものも、施設の利用とかでできないものもあると思うんですけども、全体の中でそういう受付のやつは何割程度あるんですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）オンラインについてなんですけれども、今まさに、各事業原課に対してまして照会をかけている最中のごさいますて、できていないもののごさいましたら、ヒアリングの中でできるかどうかをまずは判断していきたいという、そういった作業中のところのごさいます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）そこは早急に進めていっていただきたいと思います。住民が利用するので、多いのが煉瓦館を利用することが多いと思うんですけども、これは依然としてオンラインで受付できないですよと書いていますので、これはほかのひまわりドームとかオンラインで受付できるんで、同じようにできるはずなので、早急に進めていただきたいなと思います。

では、次、②番です。

第5章の1-2「情報提供の充実」についてご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、続きましてご質問2点目の第5章1-2「情報提供の充実」の進捗について答弁申し上げます。

情報化推進計画に記載しております情報提供の充実に係る7施設の実施状況といたしましては、まず1番、町ホームページのシステム更新に合わせてJIS規格へ対応することによるアクセシビリティ向上及び認知症チェックシートをエクセルファイルからウェブシステムへ切り替えることで、閲覧媒体によらず簡易に利用可能といたしました。

次に、2番、本町に関わる歴史、文化等について、町ホームページへの掲載や、図書管理システムを利用して公開するなど、分野のクロスオーバー（郷土資料のデジタル化）を実施いたしました。

次に、3番目といたしまして、知のネットワーク（きっかけづくり）といたしまして、各学習活動を行う団体の一覧について、様式を統一して町ホームページに掲載、また、学習活動団体のホームページへのリンク先を掲載することにより、自身の団体以外にどのような活動がなされているのかを把握しやすくすることによる人材交流のきっかけづくりの促進に努めました。

次に、4番目といたしまして、オープンデータの推進につきましては、令和2年度にAEDの設置場所をはじめとする公共データ6ファイルを町ホームページに公開いたしました。

次に、5番目といたしまして、駅下にぎわい館の平成31年4月のリニューアルに併せ、Wi-Fi環境をより使いやすいように再整備するなどの取組を実施してまいりました。また、図書館では、令和4年2月に図書館カウンター周辺で利用できるWi-Fiを導入いたしました。

次に、6番目といたしまして、有料データベースの導入につきましては、法情報総合データベースを導入いたしました。

以上、各種施策について一定実施済みとさせていただきますが、まだまだ発展途上の部分がございますので、今後も検討を継続し、住民の利便性向上に努めてまいります。

以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）この部分では結構やっつけていただいているんで、これからブラッシュアップしていただいたらいいと思うんですけども、特にすぐ見て気になった部分というところで、この1-2の（4）分野のクロスオーバー（郷土資料のデジタル化）という部分を町のホームページで検索すると、古い写真が載っていて、行事がいろいろ書いていて、ここだけなんですよ。ここクロスオーバーで図書館の資料とか、あと一緒に見たら分かるんですけども、ここにはリンクも何も貼ってなくて、要はその1ページスクロールしたら、はい終わりみたいな感じなんです。ここに分野のクロスオーバー（郷土資料のデジタル化）と書いているんで、どれぐらいの資料が載っているのかなと思ったらそれだけで、何かこれじゃない感があるんですけども、ほかに熊取町のことを知っ

ていて、いろんなキーワードでネット検索したらいろんな情報が出てくるんですけど、わざわざこんな郷土資料のデジタル化と書いているんで、あそこのページの情報量ではなかなか少ないよねと思うんですけども、その辺のところはどういうご認識ですか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）申し訳ございません。この1年間でいろいろと担当の者がクロスオーバーということで、図書館、それから文化の分野でちょっと協議を進めていて、資料の整理と、それから載せるもの、載せないの、確かに今整理してございます。今、議員ご指摘あったとおり、今、その状態で大変申し訳ございません。今後、その辺の充実等に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）せっかく興味を持ってもらってこのページに来たので、ぜひここである程度完結できて、もっと深掘りしたやつがそこからリンクでつないでどんどん掘り進めていければ、もっとこのページ、充実するのかなと思うので、よろしく願いします。

その1-2のところでもう一つ気になったのが、オープンデータの促進です。そこで、町が保有するAEDとか公衆トイレの設置場所などは、確かにここにデータは入っているんですけど、じゃ、どんながあるかと言ったら、僕の想像ではマップとかが載っているのかなと思いきや、CSVのデータをダウンロードしてくれとなるんですね。要はそのページを見ただけじゃ何の資料があるか、CSVのデータがあるだけで、CSVをダウンロードしてから一覧表が出てくるだけで、そこからまた地図も開けないみたいな。結局、自分でその住所を入力して、場所を調べてくださいねというところまでしか行っていないです、このオープンデータの促進。確かに情報は公開しているけれど、ここで完結しないというのはちょっと不親切かなと思うんですけども、この辺はどうですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）こちらにつきましては、令和2年度につくらせていただいたものなんですが、ご指摘のとおり、逆にCSV形式ですと汎用性があるということで、事業者であったりとか住民であったりとかというところが、このCSV形式を使えば、まずは幅広に使えるということで、まずはこれを置かせていただいたところですが、ただ議員おっしゃるとおりでございます、不親切といえれば不親切というところもございまして、できれば町の全体、町の地図が出てきて、AEDの設置している場所が地図上で見られるといった、そういったものがより丁寧かというふうに思いますので、そのあたりのちょっとシステムのなところにつきましては、まずは研究させていただきたいと思います。実施可能ということであれば、積極的に公開してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）CSVのデータだけが、CSVのデータが駄目というんじゃなくて、そのCSVのデータがあるのはいいことなんで、すぐにいろんなものに取り込めたりするので、それは結局、事業者がいいかなと思うだけで、基本、やっぱり一般の方、住民に向けては、そこにスマホで見るとなら位置情報を貼り付けておいたり、それか、家でパソコンで見るとなれば、マップが出てきたほうが親切かなと思うので、もうちょっとこのページ見て完結できるようになればなというふうに思いました。なので、その辺の対応をよろしく願いします。

次、3番目いきます。

第5章の2-2です。「システムの新規導入と有効活用」について進捗のほうをお願いします。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、続きまして、ご質問の3点目、第5章2-2「システムの新規導入と有効活用」の進捗について答弁申し上げます。

こちらの施策につきましては、行政事務効率化・高度化のための情報化を目的としてございます。

5施策のうち4施策が実施済みとなります。

まず、実施済みの施策として、1番、AI・RPAシステム利活用の検討につきましては、令和2年度から税業務の一部においてRPAの利用を開始したところです。

2番目といたしまして、ペーパーレス化の推進につきましては、庁舎内をWi-Fi化することによりまして、各会議室等でパソコンを持ち込むことが可能となっており、紙使用の削減に努めているところでございます。また、文書管理システム・電子決裁システムにつきましては、令和5年1月からの本格導入に向け、現在準備を進めているところです。

3番、申請・届出の電子化対応につきましては、住民税の特別徴収税額通知書の電子化について対応できるよう、令和5年度当初予算化に向け作業を進めているところです。

4番、庶務事務システム等の導入検討につきましては、令和3年4月から出退勤システムを導入しており、出退勤、超過勤務管理を電子化しております。

未実施の施策として、国民健康保険事務処理標準システムの導入検討がございますが、こちらは令和7年度末までに実施する国が進める地方公共団体情報システム標準化、こちらの方針に沿って実施してまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）熊取町単体でやりにくいものもあると思いますので、ここについては、大体進めているのでよかったなと思うんですけども、この議会でもタブレットを導入して、ペーパーレス化が非常に進んでいて、毎回毎回議案書とか今までのすごい紙の量を使っている、持ち歩くのも大変で、僕たち議員もこの役場に来ないと、資料をもらいに来ないとないとか、そういう状態やったんですけども、今、こうやってサーバーを利用して、どこからでも資料を見たりできるので、非常に便利になったなと思っているんですけども、ペーパーレス化でいえば、予算書、決算書については、以前のが紙データがちょっと画像データになって閲覧できるようになった。前に比べればどこでも見られるので便利なんですけれども、いざ一覧性がちょっと失われているかな。画面で見比べるには、ちょっと画面だと見比べにくいよねというふうな状況にはなっていますよね。そこが欠点であるんですけど、どこにいても見られるというところは補えているのでいいかなと思うんですけども、このデジタル化したのに結局それなんかというのは、今、導入して感じたところなんです。

以前よりよくなったんですけども、新潟県の柏崎市が2021年2月12日に市の予算書をデジタル化してデジタル予算書というのにも一般にも公開しています。これは何かというと、ウェブ上でエクセルのデータみたいな感じで、タブを開いたら、そこからどんどんその予算についてのいろんな資料が出てくるというようなものです。一回見てもらったらすごいいいなと思うんですけども、これは役所のホームページから誰でもアクセスできるもので、一旦公開した後は、その事業についての進捗状況とか予算について執行率とかも出ていたんかなと思うんですけども、そこにつけてデジタル化しているので、どんな事業で、どこの場所のかという写真も載せてありますし、実施前、実施後みたいな工事のビフォー・アフターの写真とかも載せていたりします。非常に分かりやすいんです、これ、デジタル予算書というのが。

今、ペーパーレスになってまだ間がないんで、これやっていないよねというんじゃないんで、これからこういう一般の方にも見やすいような予算書というのをつくっていったほうがいいかなと思うんですけども、今日これ言って急にどうとないんですけど、これはご存じでしたか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）新潟県のどちらでございましょうか。

議長（二見裕子君）柏崎市。明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）柏崎市、すみません。名前を知らないとおおり、存じ上げておりませんでした。今日、新たにご提案いただきましたので、予算書を調製します財政課、決算書を調製い

たします会計課、そのあたりと連携しながら、一度まずは勉強、研究させていただきまして、今後、どのタイミングでというのは、このタイミングではちょっと申し上げられませんが、まずはしっかりとどういったものかというのを研究してまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）これ実施したら、予算審議とか決算審議とかで質問しなくてもいいものも出てくると思うんで、その辺の時間も短縮になるのかなと。ここに出席されておられる理事者の方の本来の業務、議会に出てくるのも本来の業務なんですけれども、ここに時間を取られることも少なくなるかなと思いますので、こういったせっかく紙からデジタルになって、その紙をただデジタルにただけじゃなくて、デジタル化したことによって本来のスペックを出していける。そこにつながる情報をどんどんそこに入れ込めていけるというのがデジタルの強みやと思うんで、ぜひここについては検討していただいたらいいんですけれども、これはやったほうが良いと思いますので、ぜひ導入のほうをお願いします。

この情報化推進計画なんですけれども、結局、オンラインで進めていけるといのがこの施策の面やと思うんで、ホームページ見てもいろんなところで、結局、最後のほうに電話で問い合わせてくださいと書いているページが多かったりするんですよ、熊取町はまだまだ。さっき電話の話が出ましたけれども、1日800件でしたか、それぐらい電話がかかってくる。じゃ、電話をかけてくださいねと書いているからしますよね。かけなくてもそこで完結できて分かったら、皆さんそこでするんで、800件は絶対減ると思うんです。今、民間企業では電話番号を載せていないところが多くて、それは不親切といえば不親切なんですけれども、かけなくてもそこで完結できるようなシステムをつくっているんで、その辺の人件費は、ホームページで完結できるようにしておけば浮いてきますし、皆さんが本来の業務、電話がかかってくる手を取られるということもなくなると思いますので、その辺のホームページの情報量を増やすというか、1回見てぱっと分かって、そこで住民が自分で自己完結できるような分かりやすさをもう少し求めてほしいなと思います。

正直、さっき言った分野のクロスオーバーというところにたどり着くのにも、分野のクロスオーバーというキーワードをもろにはめ込まないと、ここにどうやってくるかなというのもあったんですね。これは実際、僕、議員でこれを調べらんとここに来ないよねというぐらいのデータやったんで、ちょっとそこも分かりにくいと。だから、最初に書いてあるアクセシビリティです。便利か便利じゃないかといったら、ちょっと便利じゃないかなというのは最初の印象です。なので、もう少し住民がぱっと見てぱっと自己完結できる。それは、つくるときは面倒くさいかもしれないけれど、結局、役所で働いている方々の手間を省くことになると思いますので、ちょっと分かりやすく説明していくというところは、このホームページについてはもう少し考えていただいて、そうすれば電話がかかってくる本数も減ると思いますので、よろしくをお願いします。

いろいろな申請が役場に来なくてもできるようになっていっているというのは大変ありがたいことで、我々現役世代の働いている方々については、役所に来なくていいというのは本当に便利なことです。もっとそういう手続を増やしていただいて、子育てしているような方々の便利なようにしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

次に、坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、通告に従い、私からの一般質問を行います。

まず1点目は、第4次行財政構造改革プラン及び同アクションプログラムについてであります。

第4次行財政構造改革プランの目標として、2つの目標が掲げられております。その1つは、基金繰入れに依存しない持続可能な行財政運営。2つ目は、令和9年度末財政調整基金残高10億円を確保すること。この2つが目標として示されております。そして、また、目標達成のための34の改

革目標が示されているわけでありませう。

そこで、お尋ねしたいことの1点目は、基金繰入れに依存しない行財政運営という目標であります。これは第3次行革でも掲げられていたわけでありませうが、基金繰入れに依存しないということの意義について説明をお願いいたします。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、第4次行財政構造改革プラン及びアクションプログラム（骨子）についてのご質問の1点目、基金繰入れに依存しないことの意義について答弁いたします。

議員ご指摘のとおり、現在策定中の第4次行財政構造改革プランにおきましては、恒常的、構造的な財源不足を解消し、基金繰入れに依存しない持続可能な行財政運営を確立することを大きな目標の一つとして掲げているところでございませう。

その背景には、近年、扶助費など社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策、投資的事業の実施などの影響により予算規模が増大し、ほぼ毎年度、財源不足に伴う財政調整基金の繰入れを行ってきた状況があります。

そのため、基金繰入れに依存しないという意義につきましては、財源不足を財政調整基金からの繰入れに恒常的に依存せず、収支が均衡した財政構造を確立することで、健全な行財政運営を保ち、新たな行政需要に適切に応えるとともに、災害や今般の感染症対策のような不測の事態にもしっかりと対応できる、いわゆる行政としての体力を維持することにつながることにあると捉えてございませう。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきましたが、ほぼ毎年財源不足に陥り、財政調整基金の繰入れに依存しているというご説明であったわけですが、財政調整基金の繰入れということであるわけなんです。その一方で、熊取町はふるさと応援基金を極めて大きな金額を蓄えております。熊取町の現在の財源において、ふるさと応援寄附というものが大きな位置を占めており、これまでかなり活用しているわけでありませうが、令和3年度末で33億2,400万円、ふるさと応援基金が蓄えられております。防災基金10億円を加えれば、この間、ふるさと応援寄附によって43億円の基金が蓄えられたこととなります。平成29年度末のふるさと応援基金残高が5億2,500万円でしたから、第3次行革の令和3年度末までの4年間の間に、ふるさと納税によって38億円の基金を積み増したことになります。その大半は平成30年度に集中していますが、ここ数年もふるさと応援基金は順調に増加しています。

基金繰入れに依存しないということは、先ほど財政調整基金を繰入れしないということだというふうにおっしゃいましたが、ふるさと応援基金を一方では取崩しながら熊取町の財政運営をしているわけなんです。今後も特定の年度において財源不足が生じることは必ず発生するはずでありませう。基金を大幅に増やしながらかき繰入れに依存しない財政運営を目標とするのは、これは少し矛盾しているのではないのでしょうか。その辺はいかがですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）このご指摘については、基金の目的がそれぞれにおいて違うというところが大きく関わってくるのかなと思われませう。ふるさと基金については、もともと条例の目的上、定住魅力のあるまちづくりに資するものに関して活用するということが目的を持った基金となっておりませう。これらは公共施設整備基金等と同じでございませうけれども、特段の大きな財政出動があったときに、いざというときに使うための基金ということがありませう。この財政調整基金というのは、本来、法律上、そもそも年度間の財源の不均衡を調整するという目的を持った法定の基金ということであって、ここの財政調整基金を毎年取り崩すということは、恒常的に収支が合うてないという状況にあるわけだ。そうなると、基金は早晩枯渇することになりませう。運営が成り立たないということにつながるございませうので、そういった趣旨で、我々は未来に向けて財政をきっちりと運

営しながら、特別な出動に対しては目的を持った基金を適切に充てていくという趣旨で行革に取り組みたいというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）年度間の財政不均衡を調整するというふうな説明はされました。財政調整基金というのは本来そういうものですよね。特定の年度でいろんな事情から支出が増加した場合に財政調整基金を取り崩すと。そして、また、余裕があった場合には財政調整基金に蓄えると。そういうことなんですが、熊取町は、この間、ふるさと納税によって多額の基金が積み上がっているんですが、それを財政調整基金に積むということは特にせずに、ふるさと応援基金という形でそのままどんどん増やしております。

一方で、途中で防災基金という形で10億円、別建てで基金をこしらえたわけなんですけど、財調については、当初の第3次行革の目標であった数字をさらに上回って、何とか10億円は維持できているという状態が続いております。ふるさと応援寄附、ふるさと納税に依存するところが非常に多いわけなんですけど、熊取町のような自主財源をなかなか増やせない自治体にとっては、現在のところ、ふるさと納税に依存するというのは、一定やむを得ないものであろうというふうに思います。

熊取町の職員がいろんな工夫をして努力していただいて、ふるさと納税が非常にたくさん蓄えられた。これは、ある意味で非常によく頑張っていた、その成果として評価したいと思うのですが、そのふるさと応援寄附による基金が非常に大きく積み上がっていると。そういう状況の下で、その基金をどう活用するのかということが今後の大きな課題となってまいります。

質問の2点目に移りますが、改革項目の中では基金の活用ということも掲げておられます。今後、どのような活用を考えておられますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）次に、ご質問の2点目、改革項目で掲げている基金の活用について答弁いたします。

各基金の有効活用につきましても、第4次行財政構造改革プランにおきまして、目標達成に向けた改革項目の一つとして位置づけているところでございます。

9月議会の会派代表質問でも申し上げたとおり、基金活用につきましては、それぞれの基金の設置目的にかないつつ、政策面・財政運営面で最大の効果につながるよう活用を図ってまいります。今後、第4次行財政構造改革プランの取組の中で、各基金の在り方も含めて、有効的な活用方法等について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）これまでもこの基金の活用については何度かお尋ねしましたが、基金の活用方法について別の角度から質問もございましたが、今後の検討課題ということのようではあるのですが、基金の組替えという形で、例えば公共施設整備基金を大きく増やすというふうなことも必要かと思われれます。また、一方で、子育て支援基金というふうな形で新たに基金を設けて、そこにふるさと応援基金を組み替えて、子育て・教育に関する施策推進に役立てるといったことも有効ではないかと思いますが、その辺はいかがですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）行革の中でも、一定先ほど答弁申し上げたとおりではあるんですけども、現在ある基金について、その組替えであるとか取崩しについて一切否定するものではないんです。貴重な財源であることを最大限に、これは考慮しながら、特定の目的を持った基金については、その目的にきっちりかなうことが、これは条例上求められますので、そこを担保しつつ適切に活用を図っていくと。その上で、総合的に資金の流れ等も熟慮して、その運用、組替え、取崩しについても行革の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）住民の側からすれば、この間、熊取町がふるさと応援基金を非常に増やしているということは公然の事実でありますので、多くの住民の方々は、その基金を有効に活用していただきたいというふうに関心を持って見ておられると思います。その住民の側から見て、熊取町は、せっかく蓄えた多額のふるさと応援基金を非常に有効に使っていただいているというふうなことが分かるような形で、ぜひ基金の活用をお願いしたいというふうに思います。

第4次行革に関連した3点目ではありますが、職員削減について、第3次行革では大きな目標と掲げておりました。そして、第3次行革のアクションプログラムでは、311名までの削減を目標とするということでありましたが、それが令和4年度当初では305名ということで、数字的に言えば、明らかに超過達成と言える状況であります。危機管理や住民サービスの観点からは、必要な職員数は確保すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、ご質問、危機管理や住民サービスの観点から必要な職員数の確保についてご答弁させていただきます。

職員数につきましては、第3次行財政構造改革プラン・アクションプログラムにおいて、定年退職者の2分の1補充により、令和4年度の職員数311人を目標に取り組んでまいりました。議員ご指摘のとおり、令和4年度の実際の職員数が305人であり、行革の目標を達成している状況でございます。この間、早期退職や自己都合退職はしっかりと採用するとともに、原則、定年退職者の2分の1補充と併せて、経験豊富な再任用職員を活用しながら必要とする職員数を確保してまいりました。

策定途中であります第4次行財政構造改革プラン及びアクションプログラムにおいて、職員数については、第3次行革の目標であった311人を基本定数とし、その範囲内で住民サービスの維持・発展に必要な職員数を確保しながら、職員の働き方改革や働きがいにもつながるように取り組むこととしております。第4次行革のアクションプログラムでは策定中であり、内容の変更もあり得ますが、必要な職員数を確保していくという考え方は変わるものではなく、専門職員を含め、必要な職員の確保に引き続き取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）職員数の削減に関しては、超過達成であるということをお認めになられておるようではありますが、そして、第4次行革のアクションプログラムの中で、職員数に関しては311人を基本定数とするというふうなことを数字的に明記しようとしているということのようであるわけなんです。現在305名という職員に対して311人を基本定数とするということは、来年度、あるいは再来年度において、一定数職員を増やしていくと、そういう方向で考えているということなんでしょうか。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）まず、305人と311人、超過削減ということでございますが、これはご承知のように、水道が企業団のほうに移行しましたので、その分、定年退職者を除いて6名の職員が水道企業団、退職しておりますので、その分を見込みますと、予定どおりの行革311人、そのまま残ったと仮定すれば一緒になりますので、おおむね目標どおりの達成になるかと思っております。

今後の話ですけれども、基本的には、先ほど申し上げましたように、定年退職者についてはそのまま補充させていただきたいというふうに考えております。この311人の間に約4、5名ぐらいの枠というのはあるんですけれども、先ほど答弁申し上げましたように、働き方改革の中で、現在、例えば育児職員については、1年、2年ないし休んでいくんですけれども、その間、会計年度任用職員の方に代理で入っていただいておりますが、例年見ていきますと、常に4、5名ぐらいが育児休業で休まれているので、それを正規職員に充てることで、現場の負担の軽減を図れるのではな

いかとか、あとまた、休みもそういう会計年度任用職員じゃなしに正規の職員が入ることによって、休みやすくなるのではないかというような観点でちょっと考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。育休で毎年4、5名不足している状況の下で、会計年度任用職員で採用していたが、そういった部分で人数的に不足状況が生じているということで、その分を正職で補充していきたいということのようではありますが、そういう点は、ぜひ、今おっしゃっていただいたことを確実に達成していただきたいというふうにお願いしておきます。現場の声を聞きましても、現在の職員の状況、特に、とりわけこの間、コロナということもありましたので、今現在の職員数では大変厳しい状況かというふうに感じております。ぜひ職員の方々が思う存分その能力を発揮して仕事に邁進できるような、そういう職員体制をつくっていただきたいというふうに思います。

4点目ではありますが、町立保育所はもともと8か所あったものが、民営化などによって現在は3か所となっております。町全体の保育水準の維持のためにも、これ以上、町立保育所の民営化はすべきでないとは私は考えます。第4次行革プランでは、町全体の保育所の在り方を今後の保育需要の状況に応じて検討するというふうな表現でありましたが、先般お示しいただいた第4次行革のアクションプログラムでは、保育所民営化の検討ということが明記されておりますが、これについては改革の検討課題からは外すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、第4次行財政構造改革プラン及びアクションプログラム（骨子）についての4点目、町立保育所民営化は検討課題から外すべきではないかについてのご質問に答弁をいたします。

町立保育所の民営化につきましては、現行の第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」での位置づけに基づき、西保育所を民営化し、令和4年4月より、学校法人誠優学園西保育園として運営を開始しております。

民営化開始から半年以上が経過し、年度途中の受入れも進み、12月1日現在で135名の子どもが在籍するなど、保育園の運営も安定してきているところです。

今回、アクションプログラム（骨子）において、改革項目として、保育所の民営化を位置づけておりますが、これは現行のアクションプログラムの考え方を継続するものであり、これまでどおり、子どもの人口や入所児童の動向、保育サービスのニーズなどを踏まえ検討を行っていくものでございます。

今後の取組として、4月に民営化した西保育園の運営状況に関して評価を行い、効果を検証する必要があると考えております。その検証結果を踏まえた上で、今後の熊取町全体の保育需要に対して、持続可能な形で充実した保育サービスを提供していけるよう保育所運営の形態を検討していく必要がございます。

現時点では、今後の町立保育所の運営を考えていく中では、これまでと同様に民営化の検討は必要だと考えておまして、先ほど申し上げました検証を行った上で、よりよい保育サービスの提供に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）この保育所の民営化に関しては、第3次行革アクションプログラムの継続だということをおっしゃいました。そして、今後も町立保育所民営化の検討は必要だというふうに明確におっしゃいましたが、民営化を検討することが必要だというのは、それはあれですか。主として財政的な事情で検討が必要だと、そういうことなんでしょうか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）これからの保育を考えていく上で、今後、どのようなサービスをどのような量をやっていくのかというところをまず考えていかないといけないと思います。まず、そういった中長期的な保育のサービスを考えた上で、それを実施するに際してどういう形態がいいのかというのは、そこはそのほかの要素、例えば財源の面であったりとか、そういったことを考え合わせながら、保育の実施形態というのを考えていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）何だか非常に歯切れの悪い答弁であります。単純にお金のためだと。財政的に民間にしたほうが安上がりだからというふうにおっしゃっていただいたら、こちらにも逆の話がしやすい面もあるんですが、町立保育所が、特に西保育所民営化の際に、これまで何度も一般質問等で私は発言してきましたが、アンケートを取った際に、町立保育所のよさを残してほしいというふうな声が多数ありました。そのことは担当課の職員も記憶にとどめていると思われるんですが、熊取町の町立保育所の保育というのは、町立保育所の利用者に非常に大きく支持されております。非常に安心して預けられるということで、公立保育所が高く評価されているわけなんです。そして、また、障がい児といいますが、配慮を必要とする児童の保育においても、町立保育所で充てやすい障がい児加配ということで加配をしていただいておりますし、そういう面から考えても、町立保育所を存続し続けるということが町全体の保育水準、保育サービスの水準を維持していく上においてもどうしても必要だと私は思います。

これ以上、町立保育所を民営化していったら、単純な効率、経済性、そういったものだけで考えて民営化していけば、そのうち町立保育所がなくなってしまうというふうなことにもなりかねません。そういう点についての危惧はないんですか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）確かに今議員おっしゃるとおり、その町立保育所については、やはり熊取町、もともと8つの公立保育所があったというところで、その地域性から保育所の需要が高かったということで8園の運営が続いてきたわけなんですけれども、一定民営化というところも進めてきている中で、公立保育所については、やはり安心感という面では住民の意識の中では高いというふうには考えております。しかしながら、障がいの配慮の必要な子どもさんの受入れにつきましても、近年、その需要も上がってきまして、公立保育園だけではなくて、民間保育園でもかなりの人数の児童の受入れ、あるいはそれに対する障がい加配の配置でありますとか、そういう面でセーフティーネットというふうな役割も町立保育所にはあるんですけれども、民間保育所でもそういった面は分担していただいているという状況でございます。

そんな中で、今後、そういった配慮の必要な子どもさんであったりとか、あと養育面で配慮の必要な子どもさんもいらっしゃるし、そういったお子さんについても民間園のほうでも受け入れていただいているという状況でございます。

そんな中で、今後、いろんな方面での保育需要を満たしていくために、民間の保育所がいいのか、公立の保育所がいいのかというところは、しっかりいろんな方面、財政面もありますし保育サービスの面等々ございます。そのあたりを見極めまして決めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今、民間の保育所においても障がい児加配をかなり実施していただいているということをおっしゃっていただきましたが、町立西保育所が民間に移行した際に、現在通われているその配慮を必要とする児童については当面加配をつけるが、今後のことについては必ずしもはっきりしないような、そういう答弁を以前いただいたんですが、現在の民間の西保育園において、障がい児加配が今後も継続して実施できるという保証はございますか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） 発達面でいろいろ配慮の必要な子どもさんというのは一定おりますので、そこは町全体の保育所の中で保育をしていかないといけないという使命がありますので、これは公立、民間の差はないかと思うんです。これを保育所というのは、その保護者がどの保育所を選択するというふうなことで申請をいただくということですから、まずは保護者の希望を聞いた中で保育所の受入れを行う。そこにそのお子さんが配慮の必要なお子さんということであれば、それはそういう対応をしていかないといけないということでもありますので、そこに対しては財源、その配慮は、対応はする必要があるというふうに考えております。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）民間保育園の運営の仕方については、町のほうでこうこういうふうにしなさいということではなかなか縛ることはできないですよ。一定の基準に沿った保育がなされておれば、それ以上のことは町としてはなかなか言えないというふうな部分があるんじゃないですか。今回の障がい児加配についても、それは民営化に当たっての明確な約束事項ということにはなっていないですよ。ある意味で、それは努力目標みたいな形になっているんじゃないですか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） その配慮の必要な子どもさんを受け入れるというのは、やはり保育所本来の役割の中に私はあるというふうに考えております。受けるに当たって加配保育士が必ず必要という子どもさんに対して、加配保育士を雇用することができないという理由等々があるということであれば、そこは調整というか相談を受けて対応していかなければいけないと思うんですけども、基本的には、民間保育所のほうで加配保育士を確保いただいて、町のほうで補助金、その財源を充てて実施してもらうというのが基本にあると思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまの答弁聞いておりましたが、今後の運営という点では、民間保育所がどんどん増えていくことについては非常に不安があるというふうに私は感じております。行革アクションプログラムに保育所の民営化が明記されるということのようではありますが、最終的にはぜひその部分は削除していただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

大きな項目の2番目に……。

議長（二見裕子君）すみません、松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）すみません、私、先ほどの答弁で誤ったことを申し上げましたので、ちょっと訂正させていただきます。

西保育所の民営化をするときの移管先事業者募集要項の中で、特別保育事業として障がい児保育については、必要な場合は加配保育士を配置することにより実施することというふうな条件を提示した上で応募いただいておりますので、基本的には障がい児保育はやっていただくという認識に立っていただいているものと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）次の質問項目に移ります。

勝手橋の実態と対策についてということではありますが、誰が架けたか分からない、いわゆる勝手橋の管理について、マスコミでも取り上げられるなど、全国的に大きな問題となっております。全国には約1万件の勝手橋が存在すると報道されております。これは国土交通省と自治体との協力で調べた調査ということのようですが、細かく言えば9,697か所ということなんですが、正確なところは恐らくよく分からないと。実際はもっと多くの勝手橋が存在すると思われませんが、本町における勝手橋の実態はいかがでしょうか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君） それでは、ご質問の1点目、本町における勝手橋（いわゆる管理者が明らかでない橋）の実態はどうかについてご答弁申し上げます。

現在、本町において管理しています河川は、準用河川見出川と普通河川見出川、和田川、雨山川でございます。この河川のうち、準用河川見出川においては勝手橋はございません。また、普通河川では、農地や宅地への出入口として河川にコンクリート床板などを架けた勝手橋が18橋ございます。現在、この勝手橋18橋は、補修が必要など危険な状態ではありませんが、老朽化により落橋し、流水阻害しないよう、河川管理者として橋の管理者の調査をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 町が管理すべき河川において、18の勝手橋が存在するというので、それについては今後の対策を検討中というふうに理解してよろしいんですかね。

議長（二見裕子君） 永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君） 現在、机上調査を進めておりまして、この後、現地に向かいます。実情なりを随時周辺のご利用者の方がどんな方か、設置がどういう状況でされたのか、構造を調べたりという作業に移っていきたくて思っております。

以上です。

議長（二見裕子君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） その橋の状況によって、さほど問題のない橋であったり、人の通行状況によってはかなり危険度のある橋、様々あるかと思えます。その辺はきちんと調査していただいて、危険度の高い橋については、勝手橋であっても撤去をすればいいのか、撤去したほうがいいのであれば撤去すべきであろうし、恒久的に置いておくべきであれば、それをまた改めて町として橋を架け直すなりなんなり、そういったことを考えていく必要があるかと思えますが、町が管理すべき河川に関しては18の勝手橋があったということなんです。大阪府が管理する住吉川、そして雨山川の一部、その二級河川についても勝手橋が存在していると思えますが、それについては分かっていますか。

議長（二見裕子君） 永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君） これ、2番目のご質問にお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

勝手橋の数だけでよろしいでしょうか。2番目のお答え、そして併せてさせていただきます。

次に、2点目、住民生活の安全を守るため、必要に応じて大阪府と連携して対策を講じるべきと考えるのがいかなものかについて答弁申し上げます。

現在、大阪府におきまして、令和元年度より大阪府が管理する河川に架かる橋のうち、管理者が明らかでない橋について、落橋による河川の閉塞や点検など河川の安全を守ることを目的に、管理者の調査を行っているところです。

本町において府が管理する二級河川住吉川、雨山川において5つの勝手橋があるとのことで、橋の状況は、個人の農地、宅地などの出入口と形状は様々であることから、大阪府ほか関係機関と可能な範囲で連携を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜り答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 大阪府が管理する二級河川においては5か所、勝手橋が存在するということが分かっているということなんです。現時点においては、大阪府はその5か所の勝手橋に対して何らかの対応はされていますか。

議長（二見裕子君） 永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君） 大阪府におきましては、この勝手橋の橋梁の調査というところで看板を立てているということで確認ができております。平成3年2月に、まず橋梁の調査ということで、看板のほうには、「大阪府では橋梁の調査を行っています。この橋梁の設置者や管理者をご存じの方は恐れ入りますが下記までご連絡くださいますようお願いいたします」というのが平成3年2月の看

板でかかっているところを確認しました。また、平成4年9月には告知というところで、橋梁の閉鎖予告という形で、この管理者が不明です。管理者の確認作業を行っているところですが、この橋の安全に支障がある場合には閉鎖を行います。この橋に関する状況や不明な点がございましたら下記までご連絡ください。大阪府の岸和田土木の管理課のほうからこのような動きで管理者の特定を急いでいるということで聞いてございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）もう一度確認しますが、調査をして、この橋を架けたのはどなたかご存じありませんかというふうな看板をかけたのが平成3年ですか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）すみません、令和3年2月、令和4年4月でございます。申し訳ございません。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）令和3年2月にその看板をかけて、令和4年9月に、場合によっては閉鎖することもあり得るというふうな閉鎖予告の看板をかけたということですね。

その2回目の閉鎖予告という看板をかけたという点が非常に気にかかるんでありますが、現在、その橋を頻繁に通行している、利用している住民の方にとっては、今まで通行していた橋が、これ、ひょっとしたらこの橋、使えなくなるのかと、ここは通ってはいけなくなるのかなということと地域住民に不安を与えることになっているのではないかと心配なんです、その辺はどうですか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）大阪府のほうにちょっと確認しますと、令和3年2月の橋梁の調査というところでは問合せはなかなか少なかったというところで、令和4年9月、府下統一的にこのような看板をかけたというところでございます。議員ご指摘の住民にごっつい不安をあおるようなところというの、私たちも事前に聞いておりましたのは、丁寧な対応、今後協議を進めていきたいと思いますというところだったので、本町のほう、この看板がかかっていることを、事実を、閉鎖予告を知りませんでしたので、現地をまた確認しながら、たくさん通られるところもありますし、農地だけのところもありますので、これ一定閉鎖されるのではないかとということがありますが、府としては、情報を集めさせていただいて管理者を特定するというのが目的やということは聞いてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）情報を集めるための一つの手段として、そういう看板をかけたということのようではありますが、方法がそれでよかったのかどうかはともかくとして、そういう看板をかけたところで、恐らくこれまで勝手橋としてずっと放置されていた橋については、なかなか誰が架けたかということが判明しないということのままになると思われそうですが、誰が架けたか判明しないということになった場合に、大阪府としてはその勝手橋をどうされる予定なんですか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）大阪府の見解ではなく本町としまして、今、通っております道路の橋については、不特定多数の住民の皆さんが通っておりますので、閉鎖というのはあまりにも行き過ぎた表現だと感じてございます。このことに関しては、大阪府のほうと今後協議を進めていって、特定できるいろんな書類をまた探したり、いろんな作業を今後可能な限り関係部署とも協議しながら進めてまいりたいと思っておりますので、以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）場所によっては、勝手橋が架かっている状況が、恒常的な人々が通行する橋として恒久的に存続し続けなければならないというふうに思われる場所もあるかと思えます。そういう

勝手橋については、これは、その財政負担をどうするのか。町と大阪府で案分するのか、それは相談の上になってくると思いますが、ぜひともきちんとした橋に架け替えていただきたいと。必要に応じて架け替えということも検討していただきたいと思うのですが、その辺は町としては視野に入れておられますか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）理事申し上げました答弁と重複する部分、また議員おっしゃっていただいている部分とも重複するところがあるかと思いますが、まず、勝手橋、管理者不明の橋について、当然ながら河川管理上の責任というのは河川管理者に出てまいりますので、もし何か事故があれば、これは可能性としては責任を問われる可能性がある。これはまだはっきりとしたことは言えないというような状況でございます。その上で、例えば不特定多数の方が利用されるような橋、勝手橋、この勝手橋を安全性が担保できないからということで行政が一方的に閉鎖するというようなことは基本的にはございません。この辺のところは大阪府ともキャッチボールを実は始めたところでございます、我々も。ただし、住民と協議の上で閉鎖ということは可能性としてはあり得るだろうと。

何が大事かという、議員おっしゃっているとおり、安全を担保するということでございます、まず、そのために府としては情報提供ということから始めて実態把握、対策というような形でスタートしたということでございます。議員おっしゃっていますとおり、個々に経過がございますので、一概にということとは言えませんが、ケースによって安全面の確保ということで、当然、費用面も含めて、住民も含めて、府・町という形で何らかの協議を進めていかないと、これは安全が一番大事なところでございますので、そういう形で進めてまいりたいというところは、大阪府とも一致しておるというところがございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。住民の安全ということを第一に協議を進めていきたいということのようですね。その際に、近隣住民、その橋を利用している住民の声を最大限に尊重していただくということをお願いしておきたいんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）住民自治会、住民の方、当然、ご協議が必要なものと考えてございますので、以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。それぞれの勝手橋が限られた状況、そしてまた、現在、そこにまつわる様々な事情等もあるかと思っておりますので、実際の問題解決はなかなかすんなりといかないと思いますけれども、ぜひとも住民の安全のために積極的な解決策を模索していただきたいというふうをお願いしておきます。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）申し訳ございません。1点だけ、補足じゃないですけども、当然、住民の皆さんの、利用者の皆さんの声を聞く、これは非常に大事なところでございますが、一方で、やはり協力いただかないと前へなかなか進めないというようなケースもございますので、その点もご留意いただければというところがございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。勝手橋という表現が使われているということは、私、つい最近、こういう表現があるということを知ったわけなんです、住民の安全確保という観点からは、誰が架けたか分からない橋であっても、実際、それを通行している、利用している方が多数存在するという状況の下では、行政としてやはり、あるいは河川管理者として責任が発生してくるであろうというふうに思います。積極的な解決策をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただき

ます。

議長（二見裕子君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終了いたします。

議事の途中ですが、3時35分まで休憩いたします。

（「15時12分」から「15時34分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4 議案第66号 手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、議案第66号 手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、マイクロチップの装着及び指定登録機関への情報登録が義務化されるとともに、狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度（ワンストップサービス）が設けられ、この制度に参加することに伴い、現行手数料と動物愛護管理法による登録手数料のすみ分けを明記する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

2ページをご覧ください。改め文でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

右が現行、左が改正案でございます。

第2条の表中、23の項、犬の登録の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなされる場合を除く。）」を、24の項、犬の鑑札の再交付の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律第39の7第6項の規定により交付された犬の鑑札を除く。）」を追加するものでございます。

恐れ入りますが、議案書2ページにお戻りください。

下から2行目、附則でございます。

この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第66号 手数料条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第5 議案第67号 個人情報の保護に関する法律施行条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、議案第67号 個人情報の保護に関する法律施行条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体における個人情報保護制度の運用が法に基づき一元化されることに伴い、法の施行に関し必要な事項を定める必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

まず初めに、条例制定の概要についてご説明いたします。

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータの流通の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日に施行されることとなりました。

この改正により、個人情報の定義や個人情報の収集・利用・提供に係る制限規定が統一化されるなど民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等において異なっていた制度体系が改正後の法律に一元化されます。

本町における個人情報の取扱いは、個人情報保護条例に基づき運用しておりましたが、法施行後は法律に基づく運用となるため、現行条例を廃止するとともに、法律の規定に基づき、町が独自に条例に定めるべき事項について、新たに個人情報の保護に関する法律施行条例として制定するものでございます。

それでは、条例の内容について順次ご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

第1条は趣旨で、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めると規定しております。

第2条は用語の規定で、第1項では用語は法で使用する用語の例によること、第2項では本条例における実施機関について規定しております。

第3条は開示請求に係る手数料の規定で、開示請求に関する手数料は無料としております。ただし、コピー代など写しの作成費用と送付に関する費用については実費の負担とする規定としております。

第4条は開示決定等の期限の規定で、第1項は開示決定等は開示請求があった日から14日以内に決定しなければならないこと、第2項は事務処理上の困難その他の理由があるときは開示決定等の期間を15日以内で延長ができること等を規定しております。

第5条は開示決定等の期限の特例の規定で、大量に開示請求があった際の特例として、開示請求等があった日から29日以内の期限内に開示決定をすることや、事務の遂行に著しく支障を生ずるおそれがある場合は、相当の部分のみ開示決定することもできる旨を規定しております。

第6条は運用状況の公表の規定で、毎年度1回、この条例の運用状況を取りまとめ公表することを規定しております。

3ページをご覧ください。

第7条は委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は実施機関が定めると規定しております。続いて、附則でございます。

第1条は施行期日でございます。

この条例は令和5年4月1日から施行するものとしております。

第2条は現行の個人情報保護条例は廃止することとしております。

第3条は個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置で、第1項は、各号に掲げております実施機関の職員である者などがその職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も従前の例によると規定しております。

第2項は、この条例の施行前に個人情報の開示、訂正、利用停止、是正の申出があった場合の取扱いについては、この条例の施行後も従前の例によると規定しております。

第3項では、旧条例において熊取町個人情報保護審査会の委員であった者の職務上知り得た秘密

を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も従前の例によると規定しております。

第4項では、この条例の施行前に熊取町個人情報保護審査会に諮問がされた場合における調査審議については、従前の例によると規定しております。

第5項では、第3条第1項に規定している実施機関の職員である者などが、この条例の施行前に旧実施機関が保有していた個人情報ファイルをこの条例施行後に正当な理由なく提供した場合は、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処すると規定しております。これは旧条例第30条の規定していた罰則の経過措置でございます。

4ページをご覧ください。

第6項は、第3条第1項に規定している実施機関の職員である者などが、その業務上知り得た旧条例上の個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処すると規定しております。この規定は、旧条例第31条に規定した罰則の経過措置でございます。

第7項は、第5項及び第6項の規定は町外において罪を犯した者にも適用することを規定しております。この規定は、旧条例第33条に規定していた罰則の経過措置でございます。

第8項は、旧条例廃止によりその効力を失う前の違反行為の処罰については、従前の例によると規定しております。

第4条以降は関係する条例の改正でございます。

新旧対照表により説明いたしますので、8ページをご覧ください。

附則第4条による一部改正、墓苑条例の新旧対照表です。

右が現行、左が改正案でございます。

第33条は個人情報保護条例の廃止に伴う引用法令の改正でございます。

9ページをご覧ください。

附則第5条による一部改正、情報公開条例の新旧対照表です。

情報公開条例の一部改正につきましては、個人情報の保護に関する法律が町に直接適用されるようになることに伴い、情報公開の運用に変更は生じないものの、条例中の文言について個人情報の保護に関する法律の保有個人情報の開示義務の規定及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律、いわゆる情報公開法の行政文書の開示義務の規定に合わせて統一をするための改正を行うものでございます。

第2条第2号は、電磁的記録の定義を改正したものでございます。

第6条及び第7条については、改正前の情報公開条例では公開しないことができる情報、公開してはならない情報と区分して規定しておりましたが、法律の規定と条文を合わせるための改正でございます。

次に、13ページをご覧ください。

第8条は第1項、第2項とも引用条文の改正でございます。

次に、14ページをご覧ください。

第9条は、第6条の改正において略称規定の改正に合わせた文言修正でございます。

第11条第3項は引用条文の改正でございます。

次に、15ページをご覧ください。

第13条第2項は、引用条項の改正でございます。

第14条は公開の実施の規定で、第2項に今後の情報化技術の発展に対応すべく、「情報の公開は、文書又は図面については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める方法により行うものとする。」を追加するものでございます。恐れ入りますが、一旦、6ページのほうお戻りください。

中段、附則の第6条、情報公開条例の一部改正に伴う経過措置でございます。

この条例の施行前に情報公開の請求、または申出があった場合の手続については、従前の例によ

るとするものでございます。

何度も申し訳ございません、恐れ入りますが、今度、16ページをご覧ください。

次に、附則第7条による一部改正、暴力団排除条例の新旧対照表で、第15条第1項は個人情報保護条例の廃止に伴う引用条例の改正でございます。

17ページをご覧ください。

附則第8条による一部改正、附属機関条例の新旧対照表です。

第1条は、個人情報保護条例の廃止に伴い、同条例に規定しておりました個人情報保護審査会の設置の根拠を附属機関条例に規定し直すもので、第1号の表の第3項に個人情報保護審査会の名称と担当事務を追加するものです。

次に、20ページをご覧ください。

附則第9条による一部改正、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の新旧対照表です。

第2条第4号は個人情報保護条例の廃止に伴う引用条例の改正でございます。

21ページをご覧ください。

附則第10条による一部改正、永楽ゆめの森公園条例の新旧対照表です。

第19条は、個人情報保護条例の廃止に伴う引用法令の改正でございます。

22ページをご覧ください。

附則第11条による一部改正、学童保育所条例の新旧対照表です。

第23条は、個人情報保護条例の廃止に伴う引用法令の改正でございます。

以上で、議案第67号 個人情報の保護に関する法律施行条例の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今回の個人情報の保護に関する法律施行条例ということなんですが、これまで各自治体ごとに定められていた個人情報保護条例は、全ての自治体において同様であろうと思いますが、個人情報保護条例が廃止されて、個人情報保護に関しては国の法律に従うということで一元化されるわけなんですが、個人情報保護審査会はこれまでどおり残るとのことだと思うんですが、新法の下での個人情報保護審査会の位置づけというのは、これまでと全く変わらないんですか。それとも、何か変わる点はあるんでしょうか。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）まず条例の位置づけにつきましては、17ページ、附則第8条による一部改正、附属機関条例の新旧対照表に書いておりますように、もともと個人情報保護条例の中で規定しておりましたが、それを附属機関条例の中に位置づけてございます。

審査の内容、諮問等については従前の審査会と全く変わりません。従前どおり審査を行うものでございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）個人情報保護審査会の位置づけそのものは変わらないようなんですが、今回のこの法律施行に伴う新しい条例といいますか、条例改正に関連して熊取町の個人情報保護審査会は、直接、今回のこの条例改正に関連して保護審査会は開催されたんでしょうか。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）今回のこの改正につきましては法の施行に準じて行うもので、審査会等の意見等は求めてございませんので、事務局のほうで作成してございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）個人情報保護審査会の中身がどうこう変わるということはないので、熊取町とし

ては、その審査会に諮るとか、あるいは説明する必要がないと判断されたんでしょうが、ほかの自治体の事例を見ると、今回のこの条例改正に合わせて審査会を開いている自治体も結構あるように見受けるんですが、本来は、やはり実態は変わらないとしても、国の法律改正があって一元化されるということで、こういうふうになりましたよというふうな説明ぐらいは審査会でしておいてもよかったのではないかと思うんですが、それはいかがですか。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）確かに、他団体においては、条例改正のときに審査会の意見を求めるような、そういう条文を定義している団体もございますんで、そういう団体については、確かに保護審査会の意見を聞いて改正を行っているというのは、私どもも承知しております。

ただ、本町につきましては、特にその義務づけ等がございませんので、今回、法の直接受けた改正でございます。何らその町の政策は絡むものでもございませんので、そのまま審査会の意見を聞かずにというか、聞くことなく改正を行ったということでございます。ただ、ご指摘のように変わった中身については審査会のほうにしっかりと情報を伝えるということは必要であるというふうに思っております。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第6 議案第68号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第69号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件及び日程第8 議案第70号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件、以上3件を一括して議題といたします。

本3件について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、順次ご説明させていただきます。

まず初めに、議案第68号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和4年8月8日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

2ページから9ページまでは改め文でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

10ページをご覧ください。

本条例の改正につきましては、同じ条項を二度改正し、異なる施行日とする必要があることから、2条建ての一部改正条例となっております。

まず、第1条による一部改正でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第21条は勤勉手当の規定で、第2項第1号は一般職の勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の95」を「100分の105」に、第2項第2号は再任用職員の勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の45」を「100分の50」に改正するものでございます。

次に、11ページをご覧ください。

11ページから16ページは一般職職員の給料表の改正で、今回の人事院勧告に伴い初任給及び若年層の月例給、平均0.23%の増額改正となっております。

次に、17ページをご覧ください。

第2条による一部改正でございます。

第21条は勤勉手当の規定で、第2項第1号は一般職の勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、

現行「100分の105」を「100分の100」に、第2項第2号は再任用職員の勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の50」を「100分の47.5」に改正するものでございます。

次に、18ページをご覧ください。

条例附則第4条、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正です。

18ページから23ページは、会計年度任用職員の給料表の改正でございます。

恐れ入りますが、議案書5ページにお戻りください。

下から7行目、附則でございます。

第1条は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条及び附則第4条の規定は令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2条は遡及のための適用規定でございます。

第1条の規定による改正後の一般職職員給与条例の規定は令和4年4月1日から適用するものとし、第21条第2項の改正規定は令和4年12月1日から適用するものでございます。

6ページをご覧ください。

第3条は給与及び勤勉手当の内払い規定で、第1条の規定による改正前の一般職職員給与条例の規定に基づいて支給された給与及び勤勉手当は、改正後の給与条例の規定による給与及び勤勉手当の内払いとみなすものでございます。

第4条は会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

9ページをご覧ください。

第5条は委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

以上で、議案第68号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第69号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由ですが、令和4年8月8日付人事院勧告に伴い、国家公務員に準じて本町の一般職職員の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げることに合わせて常勤特別職職員の期末手当の支給月数を0.1月引き上げるため、この条例案を提出するものでございます。

2ページは改め文でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

本条例の改正につきましては、同じ条項を二度改正し、異なる施行日とする必要があることから、2条建ての一部改正条例となっております。

まず、第1条による一部改正でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第3条は手当の規定で、第2項、期末手当の支給率、現行「6月の支給率100分の205、12月の支給率100分の220」を「100分の230」に改正するものでございます。

次に、4ページをご覧ください。

第2条による一部改正でございます。

第3条は手当の規定で、第2項期末手当の支給率「100分の230」を「100分の217.5」に改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案書2ページにお戻りください。

下から10行目、附則でございます。

第1条は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2条は遡及のための適用規定で、改正後の常勤特別職職員給与条例の規定は、令和4年12月1日から適用するものでございます。

第3条は期末手当の内払い規定で、この条例による改正前の常勤特別職職員給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の常勤特別職職員給与条例の規定による期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上で、議案第69号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第70号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和4年8月8日付人事院勧告に伴い、国家公務員に準じて本町の一般職職員の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げることに合わせて、議会議員の期末手当の支給月数を0.1月引き上げるため、この条例案を提出するものでございます。

2ページは改め文でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

本条例の改正につきましては、同じ条項を二度改正し、異なる施行日とする必要があることから、2条建ての一部改正条例となっております。

まず、第1条による一部改正でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第4条は期末手当の規定で、第2項、期末手当の支給率、現行「6月の支給率100分の205、12月の支給率100分の220」を「100分の230」に改正するものでございます。

次に、4ページをご覧ください。

第2条による一部改正でございます。

第4条は期末手当の規定で、第2項、期末手当の支給率「100分の230」を「100分の217.5」に改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案書2ページにお戻りください。

下から10行目、附則でございます。

第1条は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2条は遡及のための適用規定で、改正後の議会議員報酬等条例の規定は、令和4年12月1日から適用するものでございます。

第3条は期末手当の内払い規定で、この条例による改正前の議会議員報酬等条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議会議員報酬等条例の規定による期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上で、議案第70号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）議案第70号 議員の報酬等の改正なんですけれども、これ「報酬等」と書いているんですけれども、これは報酬審とかにかけたんですか。かける必要がなかったんですか。教えてください。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）本件については、議会議員報酬等条例、条例名ですので、特に報酬審議会等には諮ってございません。必要ないので、そのまま適用させているということでございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）この中で、一般職、それから特別職、人事院勧告に伴って議員の報酬も期末手当をアップするという事なんですけれども、これに合わせてということは何か根拠はありますか。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）特段、これは従前からの慣例と申しますか、基本的には一般職の人事院勧告で引上げがあった場合は、町長はじめ議会議員の皆さんも同じような形で引き上げるということで、「準じて」という言葉を使わせていただいております。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本3件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第9 議案第71号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の件及び日程第10 議案第72号 職員の降給に関する条例の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、議案第71号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和3年6月11日に地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、令和5年度から定年年齢の段階的な引上げや管理監督職勤務上限年齢制、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制などを導入するための改正に伴い、本町の関係条例の改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。

この条例は13条建ての整備条例となっております。

順次ご説明申し上げます。

2ページから22ページまでは改め文でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

23ページをご覧ください。

条例第1条による一部改正、職員定年条例の新旧対照表です。

右が現行、左が改正案となっております。

第1条は趣旨で、今回の定年引上げに伴う条項を追加しております。

第3条は、定年の年齢を60歳から65歳に改正しております。

24ページをご覧ください。

第4条第1項は定年による退職の特例で、ただし書以降、定年引上げに伴う特例任用についての規定を追加及び文言修正の改正でございます。

第2項、第3項は、特例任用の改正に伴う文言修正でございます。

26ページをご覧ください。

第6条は管理監督職勤務上限年齢制、役職定年の対象となる管理監督職を規定しております。

第7条は、管理監督職勤務上限年齢を60歳と規定しております。

第8条は降任等を行うに当たって遵守すべき基準で、第1号は降任基準、第2号は降任先の職の規定、第3号は降任先の職階への降任における配慮基準を規定しております。

次に、27ページをご覧ください。

第9条は管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例で、第1項は職務遂行上の特例の事情等がある場合の特例任用を規定しております。

28ページをご覧ください。

第2項は第1項の特例任用を延長できる規定で、最大3年間としております。

次に、29ページをご覧ください。

第3項は、専門的な管理監督職の特定管理監督群の特例任用の規定でございます。

第4項は、第3項の特例任用の再延長規定でございます。

次に、30ページをご覧ください。

第10条は、特例任用の延長や降任の際の職員の同意義務について規定しております。

第11条は、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置を規定しております。

第12条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用について規定しております。

次に、31ページをご覧ください。

第13条の規定は、一部事務組合、広域連合の職員に係る定年前再任用短時間勤務職員の任用について規定しております。

第14条は、規則への委任規定でございます。

次に、附則でございます。32ページをご覧ください。

第3項は定年に関する経過措置で、年度ごとの定年年齢を定めております。

次に、第4項は、60歳に達する日の前年度に対象職員へ情報の提供及び勤務の意思の確認を行う努力規定でございます。

次に、34ページをご覧ください。

条例第2条による一部改正、職員分限条例の新旧対照表です。

第1条は、この条例の降任規定から管理監督職勤務上限による降任等を除外する規定を目的に追加するものでございます。

次に、35ページをご覧ください。

条例第3条による一部改正、職員懲戒条例の新旧対照表です。

第3条は減給の効果の規定で、7割支給の職員においては減給額が10分の1を超えてもそのまま減ずる旨の規定を追加しております。

第4条は文言修正です。

次に、36ページをご覧ください。

第4条による一部改正、一般職職員給与条例の新旧対照表です。

現行第4条第2項は再任用職員の給料月額の規定ですが、制度の廃止により削除するものでございます。

第4条の2の規定は、再任用短時間勤務職員制度から定年前再任用短時間勤務職員制度に移行したことによる改正でございます。

次に、37ページをご覧ください。

第7条、昇格から44ページ、第29条までの改正は、再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員とする改正及び文言修正による改正でございます。

次に、44ページをご覧ください。

附則でございます。

第28項は、60歳に達した以後の4月1日以後、給料を100分の70（7割支給）とする規定でございます。

次に、45ページをご覧ください。

第29項は非常勤職員、定年引上げに伴う特例任用及び特例により定年延長した職員については、7割支給を適用しないとする規定でございます。

次に、第30項は、管理職の職員が降任された後、7割水準に達しない場合に支給する管理監督職

勤務上限年齢調整額支給の規定でございます。

次に、46ページをご覧ください。

第31項は附則30項の制限規定で、管理監督職勤務上限年齢調整額と職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する級の最高号給の給料月額以内とする規定でございます。

第32項は、指定職から役降りした職員に対する管理監督職勤務上限年齢調整額の支給の規定でございます。

第33項は、公営企業の管理職から役降りした給与条例の適用となった職員に対する管理監督職勤務上限年齢調整額の支給の規定でございます。

第34項は、期末手当の加算率を乗じる基礎給与月額に管理監督職勤務上限年齢調整額を含めるとする規定でございます。

次に、47ページをご覧ください。

第35項は委任規定でございます。

別表第1の改正は、再任用職員制度から定年前再任用短時間勤務職員制度とする改正に伴う文言修正でございます。

次に、49ページをご覧ください。

条例第5条による一部改正、退職手当条例の新旧対照表です。

第2条は退職手当の支給規定で、第1項は現行の再任用職員の規定を削除する改正です。第2項は、退職手当の支給要件の要勤務日数を緩和する規定でございます。

次に、50ページをご覧ください。

第4条は条項ずれによる改正です。

次に、51ページをご覧ください。

第5条第1項は条項ずれ、第2項は文言修正でございます。

次に、第5条の3は定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例で、現行は45歳から対象となりますが、今回の定年引上げ後も45歳とする規定でございます。

次に、52ページをご覧ください。

第6条の4は、引用条文の追加でございます。

第8条の2は、定年前に退職する意思を有する職員の募集等で、第5条の3と同様、現行と同じく45歳とする規定でございます。

第10条は失業者の退職手当の規定で、第2項は第2条第2項で規定した略称規定へ改正する文言修正です。

第4項は退職手当の受給期間の延長の規定で、再任用職員の期間は算定期間を含めないとする規定でございます。

第11項は、項ずれによる改正でございます。

次に、55ページをご覧ください。

第14条は、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員とする改正でございます。

次に、56ページをご覧ください。

第15条は、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員とする改正でございます。

次に、57ページをご覧ください。

第17条第1項から60ページ第5項まで、文言修正及び再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員とする改正でございます。

次に、60ページをご覧ください。

附則でございます。

第8項から61ページ第14項まで、条例番号の追加及び定年引上げに係る経過措置期間中の在職年数に応じた退職手当の算定を引用するための附則規定を追加したものでございます。

次に、62ページをご覧ください。

第15項は、11年以上25年未満の期間勤務した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者は、定年退職として取り扱う準用規定でございます。

第16項は第15項と同様で、25年以上の期間勤務した者に対する準用規定でございます。

次に、63ページをご覧ください。

第17項は、給料月額のパーク時特例の適用規定でございます。

第18項は、現行の定年の定義に、今回の定年引上げの改正条例において退職する職員を追加するための読替規定でございます。

次に、64ページをご覧ください。

第19項は早期退職者に対する割増率に係る規定で、当面の間、早期退職者は60歳までとし、59歳については現行2%の割増しを3%とする規定とする読替規定でございます。

第20項は早期退職の応募認定に係る規定で、当面の間、早期退職者は60歳とし、現状と同じく15年を減じて45歳とする読替規定でございます。

次に、65ページをご覧ください。

第21項は公務上の傷病または死亡による退職の場合で、60歳に達する日前に退職した場合、年齢の差3%を加算する規定でございます。

第22項は公務上の傷病または死亡による退職の場合で、60歳以後に退職した場合の年齢差2%を加算する規定でございます。

次に、67ページをご覧ください。

条例第6条による一部改正、退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第26号）の新旧対照表でございます。

退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第26号）の附則の改正で、第3項から第5項に、先ほど説明いたしました一部改正した退職手当条例の新たな附則を各項ごとに追加するものがございます。

次に、68ページをご覧ください。

条例第7条による一部改正、退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年条例第10号）の新旧対照表でございます。

第2項は、引用条文の改正でございます。

次に、70ページをご覧ください。

条例第8条による一部改正、下水道事業職員給与条例の新旧対照表です。

第2条第1項は、条項ずれ及び文言修正です。

第18条はこの条例の適用除外の規定で、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員とする改正でございます。

次に、71ページをご覧ください。

条例第9条による一部改正、育児休業条例の新旧対照表です。

第2条は育児休業をすることができない職員の規定で、特例任用された管理職を追加したものでございます。

条例第10条は、条項ずれ及び再任用職員を定年前再任用短時間勤務職とする改正でございます。

第11条も同じく、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員とする改正です。

次に、73ページをご覧ください。

条例第10条による一部改正、勤務時間、休暇等条例の新旧対照表でございます。

第2条は、条項ずれ及び再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員とする改正でございます。

第3条、第4条、第12条、第18条の改正も、同じく再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員とする改正でございます。

次に、76ページをご覧ください。

条例第11条による一部改正、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の新旧対照表です。

第2条は公益法人等に派遣できる職員の規定で、新たに特例任用された管理職を追加するものでございます。

次に、77ページをご覧ください。

条例第12条による一部改正、人事行政運営等公表条例の新旧対照表です。

第2条第2項の改正は、条項ずれによる改正でございます。

恐れ入りますが、15ページにお戻りください。

下から14行目、第13条でございます。

職員再任用条例は廃止するものとします。

次に、附則でございます。

第1条は施行期日でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。ただし、第5条中、退職手当条例第10条第4項の改正規定、同条例第11項第5号の改正規定及び同条例附則第14項の改正規定並びに附則第11条及び第13条の規定は、公布の日から施行するものでございます。

次に、第2条は勤務延長に関する経過措置の規定で、第1項は施行日前に特例により定年延長された職員の期限が改正後の職員定年条例施行後に到来する場合において、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を最大3年を限度として延長することができるとしております。

第2項は、基準日の前日において、特例により定年延長など新条例の定年に達している職員を昇任し、降任し、または転任することができないこととする規定でございます。

第3項は、新条例第4条第3項から第5項までの特例により、定年延長の規定は第1項の規定による勤務について準用することとしてございます。

次に、16ページ、第3条は、定年退職者等の再任用に関する経過措置、いわゆる暫定再任用職員の規定でございます。

第1項は条例施行日以前の定年退職者、第2項は条例施行日以後の定年退職者に係る暫定再任用職員の規定を定めております。第3項は任期の1年ごとの更新についての規定でございます。第4項は、暫定再任用職員の任期の更新は勤務実績等良好である場合に行うことができることとしております。第5項は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、暫定再任用職員の同意を得なければならないとしております。

次に、18ページ、第4条の第1項から第3項の各項の規定は、一部事務組合及び広域連合で町長が定める者に対する暫定再任用職員の採用についての規定でございます。内容については、附則第3条の規定と同様でございます。

次に、第5条第1項から第3項の各項の規定は、短時間勤務の職、定年前再任用短時間勤務職員に対する暫定再任用職員の採用についての規定でございます。内容については、附則第3条の規定と同様でございます。

次に、19ページ、第6条第1項から第3項の各項の規定は、附則第4条の一部組合等の短時間勤務の職、定年前再任用短時間勤務職員に対する暫定再任用職員の採用についての規定でございます。内容については、附則第3条の規定と同様でございます。

次に、20ページ、第7条及び第8条は、施行日前に採用された暫定再任用職員のうち、対象者が旧法の定年に達していない者について、当該職に昇任等を行うことができないことを定める法律の規定を受けて、旧法の定年が定まっていない職及び旧法定年に相当する年齢を定めているものでございます。

次に、第9条は、定年引上げ期間中における引上げ年度前後における暫定再任用に関する定年年齢の取扱いを定める法律の規定を受けて、引上げ前定年が定まっていない職について、その職及び暫定再任用の対象となる者を定めております。

次に、21ページ、第10条は定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置で、基準日の前日にお

いて新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、または転任することができないこととする規定でございます。

次に、第11条は職員への情報提供・意思確認を行う年齢を条例で定めるもので、その年齢を60歳とするものでございます。

次に、第12条は退職手当条例の一部改正に伴う経過措置で、改正後の退職手当条例の読替規定で、暫定再任用職員等に対して退職手当の支給はしないとする規定でございます。

次に、22ページ、第13条は失業者の退職手当の受給期間の延長の規定で、条例施行日以後に同項の事業を開始した職員、その他これに準ずるものとして適用することとしております。

次に、第14条は勤務時間、休暇等条例の一部改正に伴う経過措置で、暫定再任用職員については定年前再任用短時間勤務職員とみなして新条例の規定を適用することとしております。

以上で、議案第71号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第72号 職員の降給に関する条例についての説明をさせていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由ですが、令和3年6月11日に地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、令和5年度から定年年齢の段階的な引上げや管理監督職勤務上限年齢制、役職定年制などを導入するに当たり、降給に関する規定の制定が必要となったため、この条例案を提出するものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

第1条は目的でございます。

職員の意に反する降給に関し、必要な事項を定めることとしております。

第2条は、降格、降給などの種類を規定しております。

第3条は降格の事由の規定で、各号に降格することができる事由を規定しております。

第4条は降号の事由の規定で、勤務実績がよくないと認められる場合で、指導の措置を行ったにもかかわらず、状態が改善されない場合など、降号できる規定でございます。

次に、3ページをご覧ください。

第5条は辞令交付の規定で、降給させる場合の辞令交付の義務を規定しております。

第6条は受診命令に従う義務の規定で、心身の故障の場合の受診命令に従う義務を規定しております。

第7条は委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることとしております。

次に、附則ですが、第1項は施行期日で、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

第2項は経過措置の規定で、定年引上げにより給料の7割支給となる職員を第2条の降給の規定を適用させるための規定でございます。

第3項は、定年引上げにより給料の7割支給となる職員に対しては、第5条の辞令交付の規定は適用しないこととする規定でございます。

以上で、議案第72号 職員の降給に関する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第11 議案第73号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、議案第73号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由ですが、複雑・高度化する行政課題や緊急の課題を速やかに解決していくため、期間を限定して外部の人材を活用できるよう、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期を定めた職員の採用制度を導入するため、この条例案を提出するものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

第1条は、この条例の趣旨を規定しております。

次に、第2条は職員の任期を定めた採用についての規定で、第1項は高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する特定任期付職員の採用について、第2項は、各号に該当する場合において、専門的な知識経験を有する一般任期付職員の採用について規定してございます。

次に、第3条は各号に定める業務で、期間を限って従事させるために、任期を定めて採用することができる規定でございます。

次に、3ページをご覧ください。

第4条は任期の特例の規定で、やむを得ない事情等で任期を延長することができる規定でございます。

第5条は任期の更新の規定で、任期を更新する場合に当該職員の同意を得なければならないとする規定でございます。

第6条は特定任期付職員の給与に関する特例の規定で、第1項は各号給の給料月額を、第2項は各号給における標準的な業務の基準を定めております。第3項は、第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、町長の承認を得て給料月額を定めることができる規定でございます。第4項は、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に特定任期付職員業績手当を支給することができる規定でございます。

次に、4ページをご覧ください。

第7条は一般職職員給与条例の適用除外等の規定で、第1項は特定任期付職員に対して一般職給与条例の適用を除外する条項の規定、第2項は定任期付職員に対する給与条例の読替規定でございます。

第8条は下水道事業職員給与条例の適用除外の規定で、第7条の規定と同趣旨で、下水道事業職員給与条例の適用を除外する条項の規定でございます。

第9条は、規則への委任規定でございます。

最後に、附則ですが、この条例は、令和5年1月1日から施行することとしております。

以上で、議案第73号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第12 議案第74号 熊取町第4次行財政構造改革プランの策定についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） それでは、議案第74号 熊取町第4次行財政構造改革プランの策定についてご説明申し上げます。

本案は、熊取町第4次行財政構造改革プランを策定するに当たり、要議決事件条例第2条第2号の規定により、当議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由といたしましては、令和5年度から9年度まで、財政の基本的な方向を定める熊取町第4次行財政構造改革プランを策定し、将来に向けて持続可能な行財政運営の確立を図るため、このプランを提案するものでございます。

本町は、これまで平成18年度から取り組んだ第1次プラン以降、不断に行財政改革に取り組んできており、現在は平成30年度から令和4年度までの第3次プランの計画期間にある中、その取組による効果もあって、近い将来に全ての基金が枯渇してしまうような非常事態からは一定脱却できた状況となっております。

しかしながら、歳入の根幹をなす町税収入は減少傾向であり、今後さらに人口減少などによる下振れリスクを抱えている一方で、扶助費をはじめとする社会保障関連経費は高水準で推移し、また、老朽化した公共施設の改修経費が多額に上っている中、数年後には図書館や総合体育館等の大規模改修なども控えており、本町の財政状況は決して楽観視できる状況ではありません。

さらに、新型コロナウイルス感染症の発生以降、生活環境や社会情勢の変化は目まぐるしく、行政ニーズも複雑化、多様化しており、より柔軟で的確な対応が求められています。

このような変化が激しく先行きを見通しにくい社会情勢の中で、質の高い、きめ細やかな住民サービスを今後も安定的に提供していくためには、不測の事態をカバーし、行政の継続性を確保できる健全で持続可能な行財政運営が不可欠であるため、今般、新たに第4次プランとしてご提案させていただきます。

策定に係る体制につきましては、町内部におきまして、町長を本部長とする行政改革推進本部と副町長を推進責任者とする行財政構造改革プロジェクトチームを組織し、プランの検討を進めてまいりました。

また、附属機関である熊取町行政改革審議会に対しまして、本年5月開催の第1回審議会で次期プラン策定について町長から諮問を行い、その後、8月には第2回の審議会を開催し、第4次行財政構造改革プラン素案の審議をいただきました。

その後、プラン素案をもちまして10月3日から24日までの間、住民の皆様からの意見募集の手続を行った上で最終案の検討を行い、11月の第3回審議会において町長に対しプランの答申をいただいたところでございます。

このように本案の策定につきましては、行政改革審議会において慎重かつ活発にご審議いただくとともに、町議会に対しましても、3度の議員全員協議会におきまして検討状況をご報告するなど、策定手続を順序立てて進めてまいりました。

策定経過につきましては以上のとおりでございますが、次にプランの内容についてご説明申し上げます。

議案書として編集されているプランをご覧ください。

表紙の次に、「はじめに」として、ただいま提案理由に合わせてご説明申し上げた本プランの策定理由を記述しております。

その次のページには、本プランはSDGsの理念や観点を根底に置きながら取り組むことを明記しております。

目次をめくっていただき、1ページをお開きください。

I、人口と財政の現状をまとめております。

①としまして、人口の推移として年齢3区分別の推移を、2ページで②主な歳入の推移としまして町税と地方交付税及び臨時財政対策債の推移を、次の3ページ③では、主な歳出の推移として人件費等の義務的経費と繰出金、投資的経費の推移をまとめております。

4ページをお開きください。

④財政指標の推移として経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率の推移を、5ページ⑤では、主要基金の繰入れ状況として本町の主要基金である財政調整基金と公共施設整備基金の繰入れ状況の推移をまとめております。

次の6ページでは、⑥公共施設マネジメントとして熊取町公共施設等総合管理計画を基に、中長期的に必要な公共施設等の更新等の概算と、その実施には持続可能な財政運営に向けた対応が必要であることを示しております。

7ページでは、⑦総括として人口と財政の現状についての分析を踏まえて、新たな第4次プランによる行財政改革の取組が必要であるとまとめております。

続きまして、8ページをご覧ください。

II、財政収支の見通しでございます。

今後も社会経済情勢の変化が予想されることから、町財政を精緻に見通すことは難しいところではございますが、箱囲みの下に収支推計の試算方法として記載のとおりの方法により、向こう5年間の収支推計を算出したものが9ページの収支推計の表となります。

この収支見通しでは、現在の行財政運営を続け、特段新たな行財政改革の取組を行わなければ、表1の1、最下段、黄色の行のとおり、令和6年度以降、1年間当たり平均で2億8,000万円の財源不足を基金繰入れによって補填する状態が続き、令和10年度末には主要基金のうち、財政調整基金及び公共施設整備基金が枯渇する見込みとなります。

次に、10ページをご覧ください。

III、改革の目標です。

ここでは9ページの収支見通しを踏まえ、プランの計画期間を令和5年度から9年度までの5年間とし、箱囲みに記載のとおり、2つの目標を掲げており、①として恒常的、構造的な財源不足を解消し、基金繰入れに依存しない持続可能な行財政運営を確立する。②として、財政調整基金の令和9年度末残高を10億円確保するとした上で、その目標を達成するために3つの柱に取り組むこととしております。

①業務改革として、事務の合理化を図り、業務の見直しやスマートシティ化などを推進し、また、公共施設等の在り方についても検討を進めること、②財政改革として、自主財源の安定的な確保を図るとともに、経営感覚を持っためり張りの利いた財政運営に努めること、③組織改革として、機能的な組織体制を構築し、人員配置の適正化、働き方、働きがい改革などを推進すること、以上の3本を行財政改革の柱としております。

11ページをご覧ください。

IV、主要な改革項目です。

ここでは計画期間内に取り組む主要な改革項目について、行財政改革プランの体系に整理して3本の柱ごとに色分けしてお示しております。

12ページからは、さらに詳細に、①業務改革として取り組む主要な改革項目について表の左の列の(1)事務の改善から13ページの(6)議会における改革まで、改革項目を整理して列挙しております。

以下、同様に、14ページでは、②財政改革に係る改革項目について、(7)計画的な行財政運営の推進から(9)受益者負担の適正化までを、15ページでは、③組織改革に係る改革項目について、(10)人件費の見直しと(11)強い組織づくりと働き方改革までを列挙しており、合計で34の改革項目をお示しております。

続いて、16ページをご覧ください。

V、第4次プランの進行管理と推進体制でございます。

(1)としまして、改革項目ごとに目標とする効果、取組内容、工程を明確にしたアクションプログラムをこれまでと同様に策定すること、加えて、年度ごとに実績調査を行い、各年度の取組内

容や進捗状況を明らかにするとともにフォローアップを行い、各般の取組の実効性を高めていくこと、(2)としまして、住民等と一体となった推進体制といたしまして、行政改革推進本部を中心として全庁的な推進体制の下、全部局が一丸となって改革に取り組むことや行政改革審議会や町議会の皆様に対して報告を行うとともに、町の広報やホームページを通じて積極的な情報公開に努め、町全体で推進するとまとめております。

17ページからは、VI、これまでの行財政改革における主な実績として、20ページまで第3次行革までの主な実績をまとめておりますので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第74号 熊取町第4次行財政構造改革プランの策定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、原案どおりご可決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(二見裕子君)以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長(二見裕子君)次に、日程第13 議案第75号 空調機器の購入についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長(藤原伸彦君)それでは、議案第75号 空調機器の購入についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

庁舎東館2階における空調機器を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、庁舎東館2階執務室空調機器でございます。

次に、契約の方法は、指名競争入札による契約です。

契約の金額は468万1,050円です。

契約の相手方は、大阪府泉佐野市市場西一丁目6番44号、株式会社フリーザーシステム大阪支店、大阪支店長村田眞樹子でございます。

入札の経過についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱をはじめ、熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき郵便入札として、令和4年10月27日付で指名連絡書をファクスにて17者に行い、令和4年11月15日執行の応札業者9者による開札において最低価格を提示した株式会社フリーザーシステム大阪支店を落札者として決定したものでございます。

次に、機器の仕様についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

購入物品は、室外ユニット既設配管対応ビル用マルチ、1ユニット、室内ユニット2方向天井カセット形、10ユニット、4方向天井カセット形、1ユニット、パネル2方向用パネル、10ユニット、4方向用パネル、1ユニット、リモコン、5ユニットでございます。

納入場所は、熊取町役場庁舎東館2階ほか、納入期限は令和5年3月31日でございます。

以上で、議案第75号 空調機器の購入についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長(二見裕子君)以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議事の途中ですが、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第14 議案第76号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、議案第76号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第10号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、人事院勧告等に伴う人件費の補正、燃料費調整単価上昇等による電気料金の増額などがございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,131万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ168億4,003万6,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては債務負担行為の補正でございますので、順次説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正でございます。

1、追加でございますが、国際交流事業派遣業務委託につきまして、令和5年度までの契約行為を今年度中に行うため、令和4年度から5年度までの期間で限度額を807万6,000円と設定するものがございます。

次に、コンビニエンスストア収納業務につきまして、令和7年度までの契約行為を今年度中に行うため、令和4年度から7年度までの期間で限度額を595万8,000円と設定するものがございます。

次に、屈折検査機器導入につきまして、令和5年度までの契約行為を今年度中に行うため、令和4年度から5年度までの期間で限度額を138万5,000円と設定するものがございます。

次に、口座振替データ伝送業務につきまして、令和5年度までの契約行為を今年度中に行うため、令和4年度から5年度までの期間で限度額を55万円と設定するものがございます。

次に、2の変更でございますが、OA機器等賃借及び保守委託につきまして、マイナンバーカード交付管理予約システムサービス利用料277万2,000円を新たに追加し、限度額を2億1,772万2,000円に変更するものがございます。

続いて、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので、省略をさせていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

なお、職員に係る人件費の補正につきましては、30ページ以降の補正予算給与費明細書の中で、後ほど一括して説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の子どものための教育・保育給付費負担金123万8,000円の増額及びその下の子育てのための施設等利用給付費負担金7万4,000円の増額につきましては、それぞれ令和3年度分の精算額確定に伴う追加交付金でございます。

次の項 府補助金、目 農林水産業費府補助金の情報収集等業務効率化支援事業補助金6万2,000円の増額につきましては、農業委員用タブレット購入経費に充当するものがございます。

次の款 寄附金、項 寄附金、目 総務費寄附金のくまとりふるさと応援寄附金50万2,000円の増額につきましては、本年度に頂いた寄附金のうち、一部を老人福祉センター備品購入経費に充当するものがございます。

次の款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金9,438万7,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

その下の目 くまとりふるさと応援基金繰入金2,740万3,000円の増額につきましては、社宅等誘致奨励金外5つの事業に充当するものでございます。

その下の目 産業活性化基金繰入金347万4,000円の増額につきましては、産業活性化事業補助金に充当するものでございます。

次に、項 特別会計繰入金、目 下水道事業会計繰入金4,417万7,000円の増額につきましては、令和3年度下水道事業会計繰出金等の精算による繰入れでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

まず、款 議会費については人件費になりますので、ここでは省略させていただきます。

次の款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の3つ目、非常勤職員関係事業、会計年度任用職員報酬625万円の増額及びその下の期末手当26万8,000円の増額につきましては、突発的対応に伴う不足見込み分でございます。その下の行政一般事務経費、会計年度任用職員報酬46万9,000円の増額及びその下の費用弁償1万3,000円の増額につきましては、職員の育休代替によるものでございます。

次に、目 企画費のシティプロモーション事業、社宅等誘致奨励金15万円の増額につきましては、社宅誘致支援制度における補助金申請分でございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

2段目の項 戸籍住民基本台帳費、目 戸籍住民基本台帳費の2段目、戸籍事務事業、コンビニ交付手数料18万4,000円の増額につきましては、コンビニ交付利用件数の増加による不足見込み分でございます。

次の項 選挙費、目 知事及び府議会議員選挙費の知事及び府議会議員選挙運営事業、機械器具費605万円の増額につきましては、投票用紙自動交付機の購入経費でございます。

続いて、14ページ、15ページをご覧ください。

款 民生費、項 社会福祉費、2段目の目 老人福祉費の2段目、高齢者福祉事業、会計年度任用職員報酬36万円の増額及びその下の費用弁償1万1,000円の増額につきましては、職員の産休・育休代替に伴うものでございます。

その下の老人福祉センター維持管理事業、老人福祉センター備品購入費32万8,000円の増額につきましては、マッサージチェアの更新に係る経費でございます。

次の目 ひとり親家庭医療助成費のひとり親家庭医療費助成事業、ひとり親家庭医療費審査支払手数料8万円の増額及びその下のひとり親家庭医療費公費負担額550万円の増額につきましては、それぞれ見込額の増加によるものでございます。

次の目 後期高齢者医療費の後期高齢者医療事務事業、療養給付費負担金1,946万5,000円の増額につきましては、令和3年度後期高齢者医療定率負担金の精算によるものでございます。

その下の後期高齢者医療特別会計繰出事業、後期高齢者医療特別会計繰出金161万5,000円の減額につきましては、人事院勧告及び人事異動等に伴うものでございます。

16ページ、17ページをご覧ください。

2段目の項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の子ども医療費助成事業、子ども医療費公費負担額2,040万円の増額につきましては、見込額の増加によるものでございます。その下の民間保育所等助成事業、国・府支出金等返還金5,794万円の増額につきましては、令和3年度子どものための教育・保育給付費負担金等の確定に伴う返還金でございます。その下、児童手当事務経費、国・府支出金等返還金252万8,000円の増額につきましては、令和3年度子ども・子育て支援事業費補助金の確定に伴う返還金でございます。

次に、目 児童福祉施設費の2段目、保育所運営事業、光熱水費140万3,000円の増額につきま

ては、燃料費調整単価上昇等に伴う電気料金などの不足見込み分でございます。その下、子育て支援事業、国・府支出金等返還金762万1,000円の増額につきましては、令和3年度子ども・子育て支援交付金等の確定に伴う返還金でございます。

18ページ、19ページをご覧ください。

項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出事業、国民健康保険事業特別会計繰出金581万9,000円の増額につきましては、人事院勧告及び人事異動等に伴うものでございます。

次の項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金537万3,000円の増額につきましても、人事院勧告及び人事異動等に伴うものでございます。

次に、款 衛生費、項 保健衛生費の2段目、目 予防費の狂犬病予防事業、電子計算システム開発委託料16万5,000円の増額につきましては、マイクロチップ対応に係る犬の登録管理システムの改修経費でございます。次の子ども等予防接種事業、国・府支出金等返還金457万6,000円の増額につきましては、令和3年度感染症予防事業費等国庫負担金の確定に伴う返還金でございます。その下の母子保健事業、国・府支出金等返還金173万6,000円の増額につきましては、令和3年度母子保健衛生費国庫補助金の確定に伴う返還金でございます。

続いて、20ページ、21ページをご覧ください。

項 清掃費、目 塵芥処理費の環境センター運営事業、光熱水費1,427万5,000円の増額につきましては、燃料費調整単価上昇による電気料金の不足見込み分でございます。その下の目 し尿処理費の旧し尿処理場維持管理事業、調査委託料315万7,000円の増額につきましては、旧し尿処理場の除却調査に係る経費でございます。

次に、款 農林水産業費、項 農業費、目 農業委員会費の2段目、農業委員会運営事業、通信運搬費3,000円の増額及びその下のセキュリティクラウド使用料1万円の増額及びその下の機械器具費6万2,000円の増額につきましては、地域計画作成の義務化に伴い必要となる備品等の経費でございます。

続いて、22ページ、23ページをご覧ください。

款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の2段目、地域活性化事業、果樹農園支援事業補助金749万円の増額につきましては、和田山Berry Park第1、第2農園の排水工事費でございます。その下の産業活性化基金事業、産業活性化事業補助金347万4,000円の増額につきましては、現時点の実績などから見込まれる不足分でございます。

続いて、24ページ、25ページをご覧ください。

款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路維持費の道路維持事業、町道等維持修繕工事費350万円の増額及びその下の地域の魅力づくりプロジェクト推進協議会補助金50万円の増額につきましては、熊取駅前夢広場における樹木植付けに伴う経費でございます。

続いて、一番下の段になりますが、款 消防費、項 消防費、目 常備消防費の泉州南消防組合運営事業、泉州南消防組合負担金274万4,000円の増額につきましては、電気・ガス燃料代の価格高騰などに伴う負担金の増額でございます。

26ページ、27ページをご覧ください。

2段目、款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校運営事業、校用器具費268万8,000円の増額及びその下の小学校維持管理事業の修繕料1,000万円の増額につきましては、中央小学校及び西小学校の必要教室増に伴う関連経費でございます。その下、目 学校給食費の小学校給食事業、給食費補助金190万5,000円の増額及びその下の項 中学校費の中学校給食事業、給食費補助金100万5,000円の増額につきましては、学校給食における物価高騰対応分でございます。

続いて、28ページ、29ページをご覧ください。

一番下の段となりますが、款 公債費、項 公債費、目 元金の町債元金償還事業、町債元金償還金755万3,000円の増額につきましては、令和4年度の償還見込額によるものでございます。その

下の町債利子償還事業、長期借入金利子280万8,000円の減額につきましても、令和4年度の償還見込額によるものでございます。

続きまして、30ページの補正予算給与費明細書をご覧ください。

特別職でございますが、一番下の段、比較の行のところ、期末手当の列におきまして、人事院勧告に伴い67万円の増額となっており、同じく比較の行のところで、共済費の列におきまして86万9,000円の減額となっており、合計で19万9,000円の減額となっております。

次に、31ページに移りまして、一般職でございます。

上段中央の給与費ですが、比較の行のところで、報酬で707万9,000円の増、給料で1,999万円の減、職員手当で548万1,000円の減、1つ飛ばしまして共済費で337万7,000円の減となり、合計で2,176万9,000円の減額となっております。こちらは会計年度任用職員報酬の増額や職員の人事異動、育児休業等に伴う増減のほか、人事院勧告に伴う勤勉手当の増額を反映した形となっております。

32ページをご覧ください。

一般職について、上の表で会計年度任用職員以外の職員、下の表で会計年度任用職員の増減をそれぞれ比較の表でお示ししております。

続いて、33ページをご覧ください。

給料及び職員手当の増減額の明細としまして、上段で給料、下段で職員手当の区分により、今回の人件費の補正について整理をしております。

34ページ以降につきましては給与費明細書が続きます、その後、債務負担行為に関する補正調書、地方債に関する補正調書と続きますが、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第76号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第15 議案第77号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件、日程第16 議案第78号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件及び日程第17 議案第79号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、以上3件を一括して議題といたします。

本3件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第77号、第78号及び第79号についてご説明申し上げます。

それでは、まず、議案第77号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、人事異動等に伴う人件費の増額、ツール・ド・大阪くまとりウォーキングコースの案内板修繕に伴う補正となっております。また、あわせて、国民健康保険料のコンビニエンスストア収納業務に係る債務負担行為の設定を行わせてもらうものです。

1ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ632万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億4,289万5,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条 債務負担行為でございますが、内容は4ページの第2表債務負担行為に記載して

おりますとおり、コンビニエンスストア収納業務について、令和4年度から令和7年度までの債務負担行為を限度額198万円で設定するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので、説明は省略させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の職員給与費等繰入金581万9,000円の増額につきましては、人事異動等に伴う職員の給与費等の増額と育児休業期間の延長に係る会計年度任用職員の任用延長に伴う人件費の増額でございます。

次に、款 繰入金、項 財政調整基金繰入金、目 財政調整基金繰入金50万円の増額につきましては、ツール・ド・大阪くまとりウォーキングコースの案内板修繕に伴う財源として繰入れを行うものでございます。

続いて、款 諸収入、項 雑入、目 雑入6,000円の増額につきましては、育休代替の会計年度任用職員の任用期間延長により、雇用保険の個人負担金が増額となるものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、職員給与関係事業462万6,000円と一般管理経費119万9,000円の増額につきましては、共に人件費でございますので、補正予算給与費明細書で説明をさせていただきます。

恐れ入ります、13ページをご覧ください。

上の表のアの部分で会計年度任用職員以外、いわゆる正職員に係る分でございます。給与費について比較いたしますと、給料が295万6,000円の増、職員手当が56万8,000円の増となり、合わせて352万4,000円の増額、その横、共済費が110万2,000円の増で、これらを合わせまして総額462万6,000円が増額となるものでございます。これは、当初、課長補佐1名を一般会計で予算措置を行っておりましたが、4月以降、補佐職に代わり国保事務の主事級職員を1名配置したことから、国保事務専属の職員数が1名増員となったことが主な要因となっております。

続いて、下の表イが会計年度任用職員に係る内容となっております。職員数は括弧内の数字で示している5人が短期任用者も含む国保特会で任用する会計年度任用職員の総人数で、そのうち1人が育休代替に伴うものでございます。人数の変更はございません。このたび職員の育休期間が当初6か月から1年に延長となった関係で、必要な予算を追加計上するものでございます。追加する金額は、給与費として報酬が89万3,000円、職員手当が18万1,000円の増額、共済費が12万5,000円増額、これら合わせまして合計額119万9,000円の増額となるものでございます。

14ページの給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、恐れ入ります、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

恐れ入ります、10ページ、11ページにお戻りください。

次に、款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健衛生普及費50万円の増額でございますが、現在ひまわりドームの芝生広場付近に設置しておりますツール・ド・大阪くまとりウォーキングコースの案内板が経年劣化しており、表示内容が現状とそぐわない部分もあるため、修繕費用を計上させていただきます。

以上で、議案第77号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第78号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容ですが、人件費の減額、それから集団健診の増加に伴う予算額の補正となっております。

1ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ120万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,999万9,000円と定めるものとございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金161万5,000円の減額につきましては、歳出予算における人件費の執行見込額の減額によるものとございます。

款 諸収入、項 受託事業収入、目 高齢者保健事業受託収入41万3,000円の増額につきましては、後期高齢者の集団健診受診者数の増加に伴い、財源となる当該事業実施に係る広域連合からの受託事業収入の増額を行うものとございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、職員給与関係事業の減額につきましては、職員に係る人件費の補正でございますので、10ページ以降の補正予算給与費明細書の総括で説明をさせていただきます。

まず、給与費につきましては、給料が170万6,000円の減額、職員手当が5万5,000円の減額、その隣の共済費が14万6,000円の増額となり、これら差引き161万5,000円の減額となるものとございます。本年度は人事異動に伴う職員の年齢構成等が変わったため、全般的に執行見込額が減額となったものとございます。

12ページの給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、恐れ入ります、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

恐れ入ります、8ページ、9ページにお戻りください。

次に、款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健事業費、後期高齢者保健事業41万3,000円の増額でございます。これは、歳入でご説明いたしました秋の集団健診、9月と10月の受診実績が見込み数を上回ったことから、来年2月の集団健診に備えまして、不足見込額約50人分を増額させていただくものとございます。なお、当該経費は大阪府後期高齢者医療広域連合からの受託料で10割賄われるため、歳入歳出とも同額を計上させていただくものとございます。

以上で、議案第78号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第79号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容でございますが、人事異動等による人件費の補正でございます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ756万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,404万7,000円と定めるものとございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書に従って説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）47万円の増額、その下、款 府支出金、項 府補助金、目 地域支援事業

交付金（包括的支援事業・任意事業）23万5,000円の増額、また、その下、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）23万5,000円の増額につきましては、歳出における包括的支援事業・任意事業の人件費の増額に伴い、法定負担割合に応じて増額をするものでございます。

次に、その下、目 その他一般会計繰入金のうち、節 職員給与費等繰入金513万8,000円の増額につきましては、歳出における一般管理費の人件費増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続いて、その下、項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金148万2,000円の増額につきましては、今回の補正予算における財源調整のための補正でございます。

次に、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業513万8,000円の増額及びその下、款 地域支援事業費、項 一般介護予防事業費、目 一般介護予防事業費の職員給与関係事業43万2,000円の減額、その下、款 地域支援事業費、項 包括的支援事業・任意事業、目 包括的支援事業・任意事業費の職員給与関係事業122万2,000円の増額につきましては、人件費の補正となりますので、恐れ入ります、12ページ以降の補正予算給与費明細書で説明をさせていただきます。

まず、給与費でございますが、比較のところ、給料151万4,000円の増額、職員手当259万3,000円の増額、共済費182万1,000円の増額となり、合計で592万8,000円の増額となっております。給料、職員手当、共済費につきまして、人事異動等に伴う増額補正となっております。

なお、14ページの給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、後ほどお目通しいたきますようお願いをいたします。

恐れ入ります、10ページ、11ページにお戻りください。

款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、国・府支出金等返還事業の国・府支出金等返還金163万2,000円の増額につきましては、調整交付金再確定手続に伴い返還が生じたものでございます。

以上で、議案第79号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、議案第77号、第78号及び第79号、いずれも原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本3件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第18 議案第80号 令和4年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）それでは、議案第80号 令和4年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、1つ目が、人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費の補正、2つ目が、令和3年度決算確定に伴う繰入金の精算に係る補正を行うものでございます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

第1条の総則でございます。令和4年度熊取町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。令和4年度熊取町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の既決予定額より481万円を減額し、補正後の額を9億6,220万4,000円とし、第3項 特別損失の既決予定額に4,417万7,000円を増額し、補正後の額を4,477万7,000円とするものでございます。それにより、第1款 下水道事業費用の補正後の額を11億960万2,000円とするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,036万7,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,005万9,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金1億2,757万6,000円」を「当年度分損益勘定留保資金1億2,726万8,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の既決予定額より30万8,000円を減額し、補正後の額を5億8,208万9,000円とするものでございます。それにより、第1款 資本的支出の補正後の額を10億9,265万6,000円とするものでございます。

次に、第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正するものでございます。職員給与費の既決予定額より511万8,000円を減額し、補正後の額を8,785万2,000円とするものでございます。

次の2ページは、令和4年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画でございます。

詳細については、8ページからの説明書でご説明いたしますので、8ページをご覧ください。

収益的支出の表をご覧ください。

第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の管渠費459万2,000円の減額、総係費21万8,000円の減額は、人事院勧告及び人事異動等に伴うものでございます。

次に、第3項 特別損失の過年度損益修正損4,417万7,000円の増額は、令和3年度決算確定に伴う繰入額の精算に係るものでございます。以上により、収益的支出合計の既決予定額10億7,023万5,000円に補正予定額3,936万7,000円を増額し、11億960万2,000円とするものでございます。

次に、9ページの資本的支出の表をご覧ください。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の下水道建設事業費30万8,000円の減額は、人事院勧告等に伴うものでございます。以上により、資本的支出合計の既決予定額10億9,296万4,000円より補正予定額30万8,000円を減額し、10億9,265万6,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

令和4年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第1号）でございます。

4ページから6ページまでは、補正予算給与費明細書でございます。

また、7ページは、令和4年度熊取町下水道事業予定貸借対照表補正（第1号）でございます。

いずれも、このたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくさせていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第80号 令和4年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）以上で、本日の日程は終了いたしました。よって、本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

(「17時25分」散会)

12 月熊取町議会定例会（第 3 号）

令和4年12月定例会会議録（第3号）

月 日 令和4年12月20日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1 番 田中 豊一	2 番 大林 隆昭	4 番 坂上 昌史
5 番 文野 慎治	6 番 鱧谷 陽子	7 番 田中 圭介
8 番 河合 弘樹	9 番 矢野 正憲	10番 渡辺 豊子
11番 二見 裕子	13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男

欠席議員 3 番 浦川 佳浩

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 岸野 行男	総 合 政 策 部 長 東野 秀毅
総合政策部統括理事 明松 大介	総 合 政 策 部 理 事 野津 惠
総 務 部 長 藤原 伸彦	住 民 部 長 巖根 晃哉
健 康 福 祉 部 長 山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事 松浪 敬一
都 市 整 備 部 長 田中 耕二	都 市 整 備 部 理 事 永橋 広幸
会計管理者兼会計課長 中谷ゆかり	教 育 次 長 阪上 敦司

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 林 利秀	書 記 道端 秀明
------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第66号 手数料条例の一部を改正する条例
議案第67号 個人情報保護に関する法律施行条例
議案第68号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第69号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第70号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例
議案第71号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
議案第72号 職員の降給に関する条例
議案第73号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
議案第74号 熊取町第4次行財政構造改革プランの策定について
議案第75号 空調機器の購入について
議案第76号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第10号）
議案第77号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第78号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第79号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第80号 令和4年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）

追加付議議案

議案第81号 町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第82号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第11号）
議員提出議案第10号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書
議員提出議案第11号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。議席3番 浦川議員から欠席の届けがありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年12月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

(「10時00分」開会)

議長(二見裕子君) なお、発言される方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、換気のため一部の窓を開けておりますので、ご了承ください。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長(江川慶子君) それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る12月14日午後1時30分から、委員7名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和4年12月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしまして、理事者提出の議案として、町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の件、令和4年度熊取町一般会計補正予算(第11号)の件、議員提出議案として、带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の件、知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の件、以上2件を追加議案といたします。

なお、理事者提出の2件及び議員提出の2件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長(二見裕子君) お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案2件、議員提出議案の意見書2件及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上5件を日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本5件を日程に追加することに決定いたしました。

議長(二見裕子君) それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第66号 手数料条例の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第67号 個人情報保護に関する法律施行条例の件、日程第3 議案第68号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第4 議案第69号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第5 議案第70号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第71号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の件、日程第7 議案第72号 職員の降給に関する条例の件、日程第8 議案第73号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の件、日程第9 議案第74号 熊取町第4次行財政構造改革プランの策定についての件、日程第10 議案第75号 空調機器の購入についての件及び日程第11 議案第76号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第10号)の件、以上11件を一括して議題といたします。

本11件は、12月8日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審議を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会の報告を求めます。文野総務文教常任委員会委員長。
総務文教常任委員会委員長（文野慎治君）おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る12月8日の本会議において本委員会に付託されました議案11件の審査を行うため、12月16日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席の下に総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第66号 手数料条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号 個人情報の保護に関する法律施行条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号 職員の降給に関する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号 熊取町第4次行財政構造改革プランの策定についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号 空調機器の購入についての件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第66号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第66号 手数料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第67号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第67号 個人情報の保護に関する法律施行条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第68号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第68号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第69号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第69号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第70号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第70号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 10名）

起立多数であります。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第71号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第71号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第72号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第72号 職員の降給に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第73号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第73号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第74号 熊取町第4次行財政構造改革プランの策定についての件について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君) それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表して、熊取町第4次行財政構造改革プランに対して、反対の立場で討論をいたします。

これまで熊取町は3次にわたる行革を実施し、そのたびに数値目標、改革目標を掲げ、常に目標を大きく上回る成果を上げてまいりました。地方自治体の本旨は、住民福祉の増進であります。このことは先般の本会議の答弁においても、南副町長も行革の最終目標は住民福祉の増進だと述べられたように、行革プランの中身を検討する際にも住民福祉の増進に役立つ内容かどうか、これが判断基準だと考えます。

第3次行革では、改革効果額の目標数値34億8,000万円に対し、令和3年度末時点での効果額54億4,000万円を達成し、20億円の超過達成となっています。この効果額の大半は、ふるさと応援寄附によるものでありますが、職員削減などによる効果も含まれています。数値目標の上での効果は抜群の成績ですが、その数字に見合う住民福祉の増進があったかどうか、これは評価の分かれるところであります。

305名にまで削減された職員数が、これからの困難な時代に対応していける職員数なのかどうか、子育て支援に力を入れると言いながら町立保育所を減らし、民営化を推進する、こんなやり方を続けていいのか、住民福祉増進に寄与する計画なのかどうか、そのような立場で第4次行革プランを検討いたしました。

第4次行革の問題点は、次の3点であると考えます。

まず、第1に、単独事業の見直し、受益者負担の適正化などの理由で住民負担増につながる計画が盛り込まれていることでもあります。個別具体的にはアクションプログラム骨子に盛り込まれていますが、就学援助の所得基準の見直し、下水道使用料の引上げ、住民負担の増加につながる見直しが予定されています。就学経費等助成金や遺児福祉年金の対象者絞り込みも問題です。

第2に、保育所の民営化など公的サービスの後退につながる計画となっていることです。西保育所民営化の際には、多くの反対の声を押し切って民営化が強行されました。保育に限らず、公が担うべき責任、公民の役割分担などを踏まえ、これ以上の民営化は中止すべきです。地域に開かれた子育て支援の拠点として存続を図るべきであります。

また、煉瓦館の指定管理導入も検討課題に盛り込まれていますが、公民館、町民会館同様に生涯学習施設は行政の責任で運営を維持すべきと考えます。

第3に、5年間に基金残高を倍増し、76億円の基金を抱える熊取町であります。そのうち、ふるさと応援基金が令和3年度末残高33億円、毎年一定の取崩しで活用してはいるものの積み増しもあり、30億円前後の状態が続いています。行革プランには、基金の有効活用と明記されていますが、どのように活用していくのか、明確な方針が示されていません。このままではさらに基金残高が増えていくことも想定されます。コロナ禍と物価高騰での住民生活の厳しさが増している中、学校給食費無償化など、より一層大胆な基金の活用を求めます。

以上をもって、熊取町第4次行財政構造改革プランに対する反対討論といたします。

議長（二見裕子君）次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第74号 熊取町第4次行財政構造改革プランの策定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 8名）

起立多数であります。よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第75号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第75号 空調機器の購入についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第76号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第76号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第10号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、日程第11 議案第77号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件、日程第12 議案第78号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件、日程第13 議案第79号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件及び日程第14 議案第80号 令和4年度熊取町下水道事業会計補正予算(第1号)の件、以上4件を一括して議題といたします。

本4件は、12月8日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。渡辺事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長(渡辺豊子君) それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る12月8日の本会議において本委員会に付託されました議案4件の審査を行うため、12月14日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第77号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第80号 令和4年度熊取町下水道事業会計補正予算(第1号)の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長(二見裕子君)以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第77号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第77号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第78号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第78号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第79号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第79号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第80号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第80号 令和4年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第1 議案第81号 町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、議案第81号 町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

それでは、議案書1ページをご覧ください。

提案理由ですが、行財政改革の推進のため、町長の期末手当を現行どおり据え置くことから、この条例案を提出するものでございます。

2ページは改め文でございます。改正内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。第2条は、期末手当の特例の規定で、新たに「常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の施行の際、現に町長の職にある者の期末手当の額は、常勤特

別職職員給与条例第3条第2項の規定にかかわらず、一般職職員給与条例第20条第1項に規定する基準日現在において町長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額及びその合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の212.5を乗じて得た額とする。」を追加しております。なお、職員、議会議員、副町長、教育長と同様に、各基準日における支給率を同じとする改正も併せて行っております。

第3条は、退職手当の特例で、第2条に条文を追加したことによる条項の改正でございます。

恐れ入りますが、議案書2ページにお戻りください。

下から6行目、附則でございます。第1項は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、第2項は、経過措置で、常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例（令和4年条例号）附則第2条及び第3条の規定は、現に町長の職にある者には適用しないとしております。

以上で、議案第81号 町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいま提案理由が説明されましたが、今回のこの追加議案については、当初にこのような内容が出されずに追加議案となったということについて、ご説明願えますか。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）今回の条例の提案につきましてですが、経過です。今回、人事院勧告によりまして職員の勤勉手当の引上げを受けまして、議員をはじめ特別職にも引上げを行いたく、12月1日の議会運営委員会においてご説明させていただいたところでございます。

ただ、しかしながら、その後、町長におかれましては、行財政改革の推進を進める中で熟考されて、最終的に期末手当を据え置くということのご判断をいただいたということで、急遽この追加議案として提案させていただいたものでございます。ご指摘のとおり、当初に常勤特別職の改正条例と町長の特例条例を上げさせていただくことが本来ではございますが、やはり町長の中でもしっかりと熟考されたという結果で、この追加議案になったということでご理解いただきたいと思います。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第81号 町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第2 議案第82号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） それでは、議案第82号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第11号）につまましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、くまとりふるさと応援寄附が想定寄附額の5億円を上回ったことから寄附額を8億円に変更し、必要となる関連経費を計上するもの、国の補正予算に伴い、出産・子育て応援給付金の給付に係る経費を計上するもの、介護施設等における感染拡大防止のための施設整備補助金を追加するものとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につまましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億45万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ170億4,049万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につままして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 府支出金、項 府補助金、目 民生費府補助金の地域医療介護総合確保基金事業費補助金151万8,000円の増額につまましては、介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備補助金に充当するものでございます。

次の目 衛生費府補助金の出産・子育て応援交付金3,121万5,000円の増額につまましては、出産子育て応援給付金の給付に係る経費に充当するものでございます。

次に、款 寄附金、項 寄附金、目 総務費寄附金のくまとりふるさと応援寄附金1億6,191万円の増額につまましては、くまとりふるさと応援寄附事業の歳出補正額と同額を計上したものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 くまとりふるさと応援基金繰入金581万1,000円の増額につまましては、出産・子育て応援給付金の町負担部分に充当するものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 企画費のくまとりふるさと応援寄附事業、クレジットカード等決済手数料891万円の増額につまましては、寄附金の決済サービスに係る所要見込額の増でございます。

その下、返礼品委託料1億2,000万円の増額につまましては、寄附に対する返礼品に係る所要見込額の増でございます。

その下、ポータルサイト使用料3,300万円の増額につまましては、ポータルサイト使用に係る所要見込額の増でございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 老人福祉費の高齢者福祉事業、社会福祉施設整備費補助金151万8,000円の増額につまましては、介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備補助金でございます。面会ブースの整備等を行うものでございます。

次に、款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費の母子保健事業につまましては、国補正予算に伴う出産・子育て応援給付金の給付に係る経費でございます。消耗品費3,000円の増額はコピー用紙、印刷製本費7,000円の増額は返信用封筒、通信運搬費の8万円の増額は申請書類等の郵送料、公金取扱手数料等5万8,000円の増額は口座振込手数料でございます。

その下の電子計算システム開発委託料217万8,000円の増額につまましては、給付金支給に伴う健康管理システムの改修経費でございます。

その下の出産・子育て応援給付金3,470万円の増額につまましては、出産された方に対して1人当たり10万円、妊娠された方に対して1人当たり5万円を給付するものでございます。

以上で、議案第82号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。
議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）9ページなんですけど、出産・子育て応援給付金というところで、一般質問のほうでもさせていただいたんですけども、国の第2次補正予算が可決成立しまして、その中にこの分が盛り込まれていたというところで、早急に予算化していただいて給付していただくということなんですけれども、もう一度、この出産・子育て応援給付金についての説明をお願いしたいと思います。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）出産・子育て応援給付金の全体的な中身について、再度ご説明申し上げます。

今回、政府の第2次補正予算で12月2日に可決されまして、その中で出産・子育て応援交付金という制度が立ち上がりました。趣旨につきましては、核家族化であったりとか、地域のつながりがずっと希薄化しているという全国的な状況の中で、孤立感であったりとか、不安感を抱く妊婦あるいは子育て世帯が少なくないという状況の中で、妊娠の届出時から妊婦、特に0歳から2歳のお子さんを抱える子育て支援に寄り添うというふうな趣旨での交付金でございます。中身につきましては、面談を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援、それと、あと子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援、これを併せて実施していこうと、子育てに寄り添って支援していこうというものでございます。

具体的には、妊娠の届出時に保健師が面談をしまして、いろいろ支援をしたりとか、いろんな支援につなげるというふうな相談をした上で5万円の給付を行う。それと、あと、妊娠から約7か月あるいは8か月ぐらいの時点で、今後、出産に備える、あるいは出産後どうしていったらいいかというふうな不安にお応えするような面談をして、必要に応じて対面で面談をするということ。3点目に、今度は出生をした場合、出生をした時点で再度、保健師と面談、出生時、お母さんが来られない場合にお父さんが来るケースとかもあるんですけども、その場合はこんにち赤ちゃんの訪問時とかも活用しながらお母さんと面談をして、その上で5万円の経済的な給付を行うというふうな仕組みになっております。基本的にはそういった伴走型、寄り添い型の相談支援と経済支援を一体的にやって、子育て世代を支えていこうという制度でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。それで、今回3,470万円、補正予算の中であるんですけど、この分については経済的支援の分、全額そういうふうになっているのですか。その辺お願いします。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）これはもう経済支援ということで、今回は現金での給付をしていきたいと考えております。4年度については、今回4年度の補正予算ということで出させていただいておりまして、この令和4年4月に出産した子どもさん以降に対して、今年度内に出産まで終えた方については10万円の支給をしたいと考えております。

あと、今年度内で妊娠の状態にある方については、一旦、妊娠届ということで、いろいろ妊娠されている妊婦の状況をお伺いした上で5万円の給付をさせていただいて、今度、また出産されたときにその状況をお伺いして、追加で5万円を支給するという形で進めたいと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。ということは、今回、今年度、出産までされた方については10万円というところで、その対象者は何人かと、妊娠届だけの5万円の対象者というのは何人かということも教えていただけますか。

議長（二見裕子君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） 今、令和4年4月1日以降出産された方というのが、大体11月末日の時点で172名ということで把握しております。それと、令和4年度中に、出産予定日で拾った中ですが、出産を終えられる予定の方が108名おられます。合計280の方が今年度中に出産をされるんじゃないかというふうに考えております。

それと、あと、今、妊娠届を出されている中で、来年の3月末までの出産予定日でない方、それ以降の出産予定日である方が54名、把握しています。それと、まだ妊娠届は出ていないですけども、今後3月末までに妊娠届が提出される世帯を80人予定してまして、これで合計134人が今年度妊娠の状態になるという方ですので、その方については5万円を今年度中に支給するというところで、予算としたら280人が10万円の支給で2,800万円、それと妊娠の状態にあると見込まれる方が134人ですから、それに5万円を掛け合わせて670万円ということで、3,470万円の予算を計上させていただきます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） よく分かりました。大体出産された方、妊娠されている方とか合わせて314人ですか、347人ですか、いらっしゃるということになっているんですかね。314人、すみません、まあいいです。

それで、その出産につきまして、多胎児の場合は双子さんだったら2人分、5万円が出産の分は10万円というふうに国のほうが制度設定しているというふうに聞いているんですが、そういうご家庭はなかったんでしょうか、熊取町では、今年度、4年度。

議長（二見裕子君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） 今年度、多胎で出産された方が2世帯ないしは3世帯ぐらいあったように記憶しております。ですので、双子の場合は2人分の支給になります。ただ、妊娠応援ギフトにつきましては、これはお一人分ということになりますので、そこはご了解いただきたいと思います。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。3組ぐらいいらっしゃるということですね。ありがとうございます。

今、振込という形で準備していただいているということなんですね。いつぐらいの振込というふうになるでしょうか。

議長（二見裕子君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） 今回、上げている予算の中で電子計算システム開発委託料というのがありまして、これについては伴走型支援の申請情報の内容の管理であったりとか、あと給付の関係の管理をしていくようなシステム改修をする予定にしています。政府も今回の補正予算で令和5年度の9月分まで予算確保しているということで聞いてまして、政府としても今後も恒久的にやっていくという検討を今やっているというふうなことも聞いておりますので、今後もそういった支給の管理をやっていくようなシステム改修、考えておりますので、その改修も含めまして、年度内には支給できるように頑張ってやりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君） ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ほかに質疑がないのなら、もう一点、すみません。上の高齢者福祉事業につきましてなんですが、ゾーニングのその面会時のときの面会ブースの整備費ということで上がっているん

ですけれども、これ、1事業者というところなんです、ほかの事業者とかはないんですかね。1事業者だけなんですかね、この対象になるのは。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）こちらのほうは、大阪府の補助制度で10分の10、確保されるんですけども、中身について当然、情報のほうは提供しておるんですけども、申請のあった事業所が今回1か所であるということで、簡易陰圧装置ということで何回か補正させていただいて支出もさせていただいています。随時、手が挙がってきた段階で、再度このような形で補正を取らせていただくと、いう形になろうかと思えます。現時点、ゾーニングということで1事業所、手を挙げていただいたんで、今回補正をさせていただいたというような状況でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。これは一応府のほう補助しますよということで、各事業者のほうには情報提供いって、100%補助していただけるので事業者にとってはありがたいかなというふうに思うんですが、今回は1事業者というところ、ほかのところではこの面会ブースがあるからもう手を挙げていらっやらないのか、ちょっとその辺の状況が分からないんですが、またしっかりと、これはいつでも申請すれば、府からの補助はあるというふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今時点、期限がいつまでというふうなことは伺っておりませんので、手を挙げていただければということです。ただ、面会ということになりますので、主に入所施設、ちょっと大きな施設での必要資材になるのかなというふうに思いますので、それほど多くたくさん上がってくるというふうなものではないのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

本件については、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第82号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第3 議員提出議案第10号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の件及び追加議事日程第4 議員提出議案第11号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議員提出議案第10号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書、議員提出議案第11号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書、以上の2件についてご説明申し上げます。

まず、議員提出議案第10号をお開きください。

議員提出議案第10号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者 熊取町議会議員 江川 慶子

賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		坂上	昌史
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書。

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるともいわれている。

新型コロナウイルス感染症の流行により、多くの国民がワクチンの有効性を知る機会となった今こそ、带状疱疹への罹患による深刻な健康被害を未然に防止していくための取組が必要になっている。

そこで政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月20日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第11号をお開きください。

議員提出議案第11号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		坂上	昌史
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書。

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されている。ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていない。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障がい者と精神障

がい者の手帳は、法律に基づき交付・運営されているが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されている。

知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差があり、また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。自閉症の方への手帳交付は、都道府県によって対応が異なっている。

実際に、「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、その両方を交付するところ等、様々な自治体がある。

よって政府に対して、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月20日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上の2件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本2件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本2件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、本2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

初めに、議員提出議案第10号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議員提出議案第11号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会会議規則第74条の規定により、タブレットの申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和4年12月定例会閉会から令和5年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、令和4年12月定例会閉会から令和5年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（二見裕子君）それでは、ここで私から、議会改革検討特別委員会の審議結果及び経過の報告をいたします。

去る12月14日午後3時から、委員7名出席の下、議会改革検討特別委員会を開催いたしました。

まず、案件1、議会SNSの活用についてであります。

前回の令和4年3月の特別委員会におきまして、SNSの運用に関しては、発信する情報や議員、事務局の負担などについて、もう少し整理を行う必要があるといった意見が出されましたので、継続して調査研究を行ってきたところです。

その結果を報告いたします。

SNSの運用に当たって検討したところ、年間相当数の発信の必要が見込まれることから、各委員から、活用すべきSNSの種類や精査の必要性や作業量の多さなど多数の意見をいただきました。したがって、委員会としましては、現在、議員おのおのが情報発信を様々に行っている中で、議会のSNSについても気軽に簡単にできるものと想定していたところでしたが、調査の結果、事務作業等の負担が大きいことが判明したことから、今回は導入を見送るものとしますが、開かれた議会の推進に向けて、今後も情報発信は必要不可欠であり、また、SNS技術も日進月歩ですので、導入に向けての検討は今後も継続して行うこととし、熊取町公式LINEによる本会議日程案内を令和4年11月議会から実施しましたように、できることは積極的に取り組んでいくことが委員会の審議結果となりました。

次に、2点目、政策討論会（議員間の自由討議）については、前回の令和4年3月の特別委員会におきまして、先進地の状況を確認するなど、もう少し調査研究を行う必要があるといった意見が出されましたので、継続して調査研究を行ってきたところです。

その結果を報告いたします。

先進自治体である岸和田市議会の政策討論会の状況を確認しましたところ、議員、事務局ともに大きな作業負担が生じていることや、それ以外に議員の勉強会が行っていないことが判明しました。それを受けて、各委員より、既に本町議会において議員の勉強会である政策検討勉強会や各種住民団体との意見交換を実施しており、今回の討論会の導入の目的を一定達成しているものと判断できるという趣旨の意見が多数出されました。

したがって、委員会としましては、本町議会では既に政策検討勉強会や各種住民団体との意見交換を実施しており、今回の導入の目的を一定達成しているものと判断できることから、政策討論会は導入せず、今後も政策検討勉強会や各種住民団体との意見交換を通じて、町政に関する重要な政策及び課題に対する共通認識及び合意形成を図り、議員の政策立案、議会からの政策提言を推進していくことが委員会の審議結果となりました。今後も引き続き、議会改革に努めてまいりたいと考えておりますので、皆さんの一層のご協力をお願いいたしまして、議会改革検討特別委員会の報告といたします。

議長（二見裕子君）以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日をもって本定例会は閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、閉会に当たりまして、一言お礼申し上げます。

本定例会にご提案申しあげました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、ご可決いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

本定例会においてご指摘、ご要望いただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意をし、さらなる住民福祉の向上につなげてまいりたいと存じます。

さて、今年も残すところあと10日ほどとなりました。本年は3年ぶりにだんじり祭りも開催され、経済活動、地域活動についても徐々にコロナ前に戻りつつあった1年であったように感じています。しかしながら、住民の皆様にとってはまだまだ不便な暮らしが続いております。引き続き、新型コロナウイルス感染予防対策に取り組むとともに、住民の皆様が安心して楽しい生活を送れますよう努めてまいります。

議員の皆様におかれましても、今後とも行政との緊密な連携とともに、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

時節柄、新型コロナウイルス感染症、またインフルエンザにも注意され、お体をご自愛いただき、新年をお健やかに迎えになられますようにご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長（二見裕子君）これをもちまして、令和4年12月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時11分」閉会）

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和4年12月20日

熊取町議会

議 長

二 見 裕 子

議 員

河 合 弘 樹

議 員

矢 野 正 憲